

令和6年第7回北中城村議会臨時会会期日程表

開 会 7月30日（火曜日）
 閉 会 7月30日（火曜日） 会期 1 日間

月 日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
7 . 30	火	本会議	午 前 10 時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明 質疑、委員会付託省略、討論、決定 議員全員協議会 閉 会

令和6年第7回北中城村議会臨時会会議録						
招 集 年 月 日	令和6年7月30日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和6年7月30日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	閉 会	令和6年7月30日 午前10時28分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会議録署名議員	9 番 議 員		上 間 堅 治			
	10 番 議 員		喜屋武 すま子			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長		徳 村 永 盛	
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長		平 田 清 徳	
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長		新 垣 理 衣子	
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長		安次嶺 正 春	
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	住 民 生 活 課 長		比 嘉 利 彦	
	福 祉 課 長	安次富 規 昭	税 務 課 長		玉 栄 幸 憲	
	こども未来課長	喜 納 啓 二	農林水産課長兼農委事務局長		瀬 上 恒 星	
	健康保険課長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長		伊 佐 秀 樹	
			学校教育指導主事			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 1 号

令和 6 年 7 月 3 0 日（火曜日）

1．開議 午前 1 0 時

2．付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第 4 5 号	会議録署名議員の指名	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2		会期の決定	
3		環境衛生管理作業車両物件供給請負契約について	

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

ただいまから令和6年第7回北中城村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第2．会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。会期は、本日1日間に決定しました。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（比嘉義彦）

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、上間堅治議員及び喜屋武すま子議員を指名します。

日程第2．会期決定の件

○議長（比嘉義彦）

日程第3．議案第45号 環境衛生管理作業車両物件供給請負契約について

○議長（比嘉義彦）

日程第3．議案第45号 環境衛生管理作業車両物件供給請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第45号 環境衛生管理作業車両物件供給請負契約について御提案申し上げます。

議案第45号

環境衛生管理作業車両物件供給請負契約について

下記のとおり物件供給請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第3条の規定により、議会の議決を求めます。

記

1. 契 約 の 目 的 : 環境衛生管理作業車両購入
2. 契 約 の 方 法 : 一般競争入札
3. 契 約 金 額 : ￥7,370,000－
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥670,000－)
4. 契 約 の 相 手 方 : 浦添市字港川495番地5
沖縄ふそう自動車株式会社
代表取締役社長 那覇 正之

令和6年7月30日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

物件供給請負契約書を添付してございますので、お目通しのほうをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

それではよろしくをお願いします。

この物件は仮契約が7月9日となっております。それから臨時議会までの期間、今日までかなり期間がたっておりますけれども、その理由。

それから仮契約を含め納入期限まで、来年の2月28日、約七、八か月ぐらい先になるんですが、なぜこういうふうにかかるのか。この辺の説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質疑にお答えします。

まず7月9日に仮契約をしまして、議会上程までに時間があいているのはなぜかということですが、ほかの議会に付すべき案件もあったということでその間待っていたという形で今の時期に延びています。

あと納期についてですが、来年、令和7年の2月29日までですが、一応納期の期間としては問題ないということで契約の相手方からも大丈夫ということで言われております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

納期は大丈夫なんです。これはメーカー側の考えなんです。仮契約は終わっているわけですから、一日も早く納入したほうがいいんじゃないですか。必要だから作業車両を購入するわけですよね。ですから早めの納入を要請したらいかがですか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質疑にお答えします。

納期自体も自動車関係はやっぱ時間がかかるということで、なるべく早く納車していただけるのであれば、早めに納車いただいて、完了検査を受けて実際に稼働することができるのであれば、それをお願いしたいということで考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

これは多分シルバー人材センターの除草作業ダンプだと思うんですけども、これは村の財産ですよね。それをシルバー人材センターに貸し付けるのか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質疑にお答えします。

議員御指摘のとおり、村所有の財産になりますので、それをシルバー人材センターに貸し付けるという形になります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

これはまたシルバー人材センターと契約とかを交わすのか。その中に、各自治会でも貸出しが可能か。また、小学校とか中学校ですね、建設課のダンプとかは美化作業とかで使った覚えがあるんですけども、シルバー人材センターのものも借用は可能か。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質疑にお答えします。

このダンプについては、シルバー人材センターと賃貸借契約を結ぶ形にしますが、今後の車両の取扱いについては、基本村の所有ということですので、シルバー人材センターに優先的に貸せる形になります。以前にも建設課のダンプとかを貸出ししていたらしいんですが、今はしてなくて、この車両についても各自治会であるとか各種団体には貸し付ける予定は今ございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

2つ質疑がありまして、今の比嘉 悟議員の関連ですけども、今建設課のダンプが大分古くなって、もう廃車という話になっています。今までは先ほどから言っているように小学校、中学校、また自治会等が借用できて、大変便利に使えたのかなと思っていますけれども、今の答弁だと優先的にシルバー人材センターにやるということでありまして、じゃあ今持っている建設課のダンプが廃車になったときに、小学校、中学校、各団体はどういうふうな形でやるのか。

今までしっかりサービスをもらっていた、恩恵を受けていたところだけでも、結局はそういう形で契約するとシルバー人材センターのみでしか使えない。ほかの団体は使えない。しかも村の所有である。どういったものかなというふうに思っています。

もう1点は、入札結果のほうで2者が入札に入っています。去年の議会でしたか、住民生活課で軽トラのダンプを購入するに当たり1者しか応札できなくて流れたという経緯がありました。その中で、その当時課長の答弁では防衛局からは3者以上でしっかり見積りを取ってやってくださいという答弁があります、ここに。今回2者しか出ていない。これは議運でもどうなっているのかというふうに、早めに確認したほうがいいということでやったんだけど、話して確認してもらったんですけども、そういった規定はないということじゃあ本会議でやろうかという話になっていますけれども、この当時の課長の答弁と、今回の2者しかできていない。これはしっかり防衛省に確認して交付決定できるのか、この辺どういう考えなのかお聞かせください。2点ですね。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質疑にお答えします。

まず1点目ですが、建設課で以前貸していて、今廃車になっているということでお聞きはしているんですが、管理上の問題で貸出しは、厚意でというか、賃貸借契約もなしでやられていたかと思いますので、今後その管理も含めて、村の所有ということで公用車扱いですので、それをある意味貸出しするために、公用車の貸出し要項とかそういったものも定める必要があるのかなと思うんですが、今使うに当たってのこちらとしての使用方法としては、シルバー人材センター及び、メインは役場のほうで使うという

公用車の扱いでいこうと考えております。

2点目についてですが、見積りは3者以上ということで多分議事録には載っていたと思いますが、防衛側としては、基本これまで特定防衛で3者未満だから駄目ですというのは聞いたこともないですし、文書で確認するかは別として、見積りは僕らも4者取りました。4者の中で2者が見積り辞退という状況ですので、1者追加して2者から見積りを取った上で予定価格を定めて公告したという形になりますので、2者は仕方ない。3者じゃないからということでそこを入札できないかという、そういう考えではないかと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは初めの質疑は、これからはほかの関係団体はもう使えない、自分で何とかしてくださいということによろしいのか。

2つ目の質疑に対しては、それじゃあ大丈夫だということではあるんですけども、見積りはもちろん取ってどのくらいかかるかというのはやると思うんですけども、入札が問題じゃないかと思っていて、この辺は考え方の違いではあると思うんですけども、どうなんだろう。本当に大丈夫なのか。これやっていいのかというのが。多分しっかり仕様書というか、この補助金を使うに当たっていろんな、どういうふうにやりなさいというのはないのか。ただこちらの意見だけで大丈夫だよという、何か文書があれば分かりましたというふうに納得いくんですけども、この辺がちょっと、最近は給食センターで物品を購入したときに、金額じゃなくて名称が変わったといって、変えさせられました。大分昔は、美崎の集会所ですか、プレハブだったけれどもしっかりしたのを造れと言われて、またもう1回変えられました。こういったのが

あるんですよね、防衛省の予算を使うときに。

この辺をしっかりと、我々に対して持っておける、大丈夫だろうというふうな形じゃなくて、こういう文書が残っています、ありますということで答弁のほうを本来はやっていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質疑にお答えします。

このトラックの貸出しについては、今のところ役場で使う。例えば地域で使いたい部分があったりして、主となるところが生活環境係であるとか、役場で使うという流れがあればそこは全然問題ないと思いますが、各種団体自体に貸出しは今のところ考えておりません。

入札に係るものについては、事業の内容についてはもちろん防衛側と調整があって、修正等これまであったかと思いますが、実際交付申請して交付決定を受けている段階ではこれでいいですよということですので、入札の中身についてはほかの交付金でもこうしなさい、3者以上にしなさいというのは聞いたことがないので、こっちは確認はしますけれども、それ以上のことはちょっとお答えできない部分があります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、今の上間議員の質疑に関連してつなげたいと思います。

担当課長のほうから、各種団体への貸出しは考えていないと、現時点ではそういうことでしたが、各小学校の美化清掃の際にもものすごい量の雑草とか、それを今まで建設課のトラックを使って何回も資源化ヤードへの行き来をしてお

りました。これがなくなるということは、じゃあその後どう片づけたらいいのかということになると思います。福祉課長の答弁からあった各種団体という中に、例えば教育委員会が代わりに美化清掃に使いたいので貸出ししてくれ、それが認められるのか。小学校が使う分には各種団体と見なして貸出しを認めないのか。そこを村長の答弁をお聞きしたいと思います。

もう1点、今回のこの請負契約の中で、例えばこれが購入資金として充てられるわけですが、その後のランニングコスト、修理費とかこれから発生するものは沖縄ふそうさんとやっていけないのか。修理についても安価な整備工場を選んでやっていくことができるのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質疑にお答えします。

2番目の御質疑ですが、修理等に関しては、沖縄ふそうさんだけではなくて、その部分で修理できるのであれば、そこから見積りを取って修理することも可能です。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉正志議員の御質疑にお答えします。

今回の車両については、もっぱらシルバー人材センターの賃貸ということで契約を見込んでおります。ですから公営的団体等、PTA等、あるいは社会教育関係団体等を含めましては建設課の車両等で対応していただくということになります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

建設課の車両で対応ということですが、その建設課の車両が先ほどから何か廃棄になるということで、これまで小学校が建設課に依頼してトラックを借用して雑草の運搬等を行っていたんですが、それができなくなるおそれがあると。ということであれば、例えばシルバー人材センターが毎日そのトラックを使うわけではないと思いますし、貸出しするのは可能じゃないかなと思うんですね。ただ、やはり運転手の保険の問題とかそういったもろもろの問題も発生するかと思いますので、そこについてはシルバー人材センターの方がトラックを持って、小学校の草刈りに参加していただく。その費用の予算をしっかりと教育委員会につけていただく、そういったことが可能かなと思いますので、そうなればですね、皆がウィン・ウィンになるんですよ。皆が幸せになると思います。そういったことはできないでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいまの御質疑にお答えします。

車については、もう1台ございます。そこで建設課で所管しておりまして、その車がありますので、それで対応していただく。ただ、当該車両についても補助金適化法の適用を受けるので、その貸出しが適正なのかどうか、そういったことも確認が必要でありますので、そういった事項等を確認いたしまして、貸し出すことはしたいと思います。ただ、その確認が得られなければ大変難しいものがあると思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。確かに補助金をいただいておりますので、そこに貸し出すのが適正かどうかということも重要になってくる部分かと思っています。しかし、シルバー人材センターのみ

で、だけで使うにはあまりにも費用対効果が高過ぎると思いますので、やはり村民が有効活用できるように。実際また小学校なり、各自治体なり美化清掃で発生した雑草とかその運搬についてはどうしようもない問題が絶対出てくると思いますので、そこは村長がおっしゃったように補助金のルールの中で、よその団体に貸してはいけないとか、そういうことであれば駄目だと思うんですが、ただ先ほどからおっしゃっているように、役場自体が契約団体となっていますので、私はほかの団体に貸せるのは特に問題ないのかなと思っています。役場が別の役場に貸せるとか、それは大きな問題だと思うんですが、役場内で公共の機関で、北中城村内の団体に利用するという事は問題ないと思いますので、今の答弁では、現時点ではもう1台あるということでしたが、じゃあこの1台が使えない場合、修理に出ている場合は、やはりシルバー人材センターの今回の新しい車両を貸出しすることが可能なかどうか。そこを改めて、最後にこれをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいまの車両については、比嘉正志議員については大変公益性のある事業だと思っておりますので、公益性のある事業と公的な機関との結びつきというのはしっかり理論づけられると思っておりますので、これから貸出し要綱等についてしっかり調整をいたしまして、できるだけ対応できるようにいたしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

お尋ねします。

先ほどから質疑、答弁を聞いていますと、こ

れはシルバー人材センターなので担当が福祉課になっていますけれども、高齢者福祉ということで福祉課が担当していますが、もうシルバー人材センターは4年ぐらいになって、作業内容とかそういう車両の安全管理、作業をする人たちの安全管理だとか、そしてこの車両を使う方がいろんな課にまたがる要望、要請の質疑が出ていますので、これから先も福祉課が担えるのかなと。シルバー人材センターの作業内容とか、そこに今来ているんですよね。ここはどうお考えですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいまの御質疑については、所掌業務等についての御質疑かと思っておりますので、現時点のところ、これまでずっと福祉課のほうでシルバー人材センターは担ってまいりました。ただ、これから所掌業務として果たしてそれが適正なのかどうか。ただ、高齢者福祉の視点で今捉えておりますので、課設置条例、あるいは所掌業務等についての規約の整備等については近隣市町村等と調整をしてつくり上げてきていると思いますので、基本的には現行のままで行けたらと思います。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 環境衛生管理作業車両物件供給請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第45号 環境衛生管理作業車両物件供給請負契約については原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和6年第7回北中城村議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 比 嘉 義 彦

署名議員 上 間 堅 治

署名議員 喜屋武 すま子

令和6年第8回北中城村議会臨時会会期日程表

開 会 8 月 7 日（水曜日） 会期 1 日間
 閉 会 8 月 7 日（水曜日）

月 日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
8 . 7	水	本会議	午 前 10 時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明 質疑、委員会付託省略、討論、決定 議員全員協議会 閉 会

令和6年第8回北中城村議会臨時会会議録						
招 集 年 月 日	令 和 6 年 8 月 7 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和6年8月7日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	閉 会	令和6年8月7日 午前10時22分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	1 1 番 議 員		比 嘉 義 弘			
	1 2 番 議 員		名 幸 利 積			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長		徳 村 永 盛	
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長		平 田 清 徳	
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長		新 垣 理 衣 子	
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長		安次嶺 正 春	
	会 計 課 長		住 民 生 活 課 長		比 嘉 利 彦	
	福 祉 課 長	安次富 規 昭	税 務 課 長		玉 栄 幸 憲	
	こども未来課長	喜 納 啓 二	農林水産課長兼農委事務局長		瀬 上 恒 星	
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長		伊 佐 秀 樹	
			学校教育指導主事			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 1 号

令和 6 年 8 月 7 日（水曜日）

1. 開議 午前 10 時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第 46 号	北中城村マイクロバス物件供給契約について	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定
4	報告第 4 号	専決処分事項の報告について（村道北中城高校 127 号線道路護岸整備工事（R5）第 4 回改定契約）	報 告

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

ただいまから令和6年第8回北中城村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第2．会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。会期は、本日1日間に決定しました。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（比嘉義彦）

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、比嘉義弘議員及び名幸利積議員を指名します。

日程第2．会期決定の件

○議長（比嘉義彦）

日程第3．議案第46号 北中城村マイクロバス物件供給契約について

○議長（比嘉義彦）

日程第3．議案第46号 北中城村マイクロバス物件供給契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第46号 北中城村マイクロバス物件供給契約について御提案申し上げます。

議案第46号

北中城村マイクロバス物件供給契約について

下記のとおり物件供給契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 契 約 の 目 的 : マイクロバス購入
2. 契 約 の 方 法 : 一般競争入札
3. 契 約 金 額 : ￥10,224,720－
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額: ￥929,520－)
4. 契 約 の 相 手 方 : 浦添市字港川495番地5
沖縄ふそう自動車株式会社
代表取締役社長 那覇 正之

物件供給請負契約書を添付してございますので、お目通しのほうをお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

3点ほどお願いします。

現在のマイクロバスは何年前に購入して、今何年たっているのか。

あと契約書がありますよね、契約書の8条、履行遅延の場合の違約金の中に、「納期内に物件を納入することができない場合に乙から違約金を徴収する」。2項には、「日数について代金の1,000分の1」とあるんですけども、その後ろの仕様書の一番下の希望納期、令和7年2月28日金曜日、それで※ですね、「昨今の情勢により納品が遅れても違約金等は発生しません」と書いています。どちらが正しいのか。

あと1点ですね。今回は物件供給契約ですけども、前回のシルバー人材センターのダンプ、あれは物件供給請負契約だったんですけども、同じ車両ですけども、その違いは何か教えてください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

悟議員の御質疑にお答えします。

今持っている車両ですが、平成20年の10月登録で、今年で16年経過します。あと契約書の中身ですが、後ろのほうに仕様書に書かれているものが正しいというか、それに従うべきだと思います。遅延は発生いたしません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

御質疑にお答えします。

前回議決いただいたシルバー人材センターへの車両購入ですが、車両購入、物品購入契約書でもいいんですが、一部2台の改造と製造が含まれていますので、請負という形で文言を入れております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

バスを購入した場合、保管場所はどこになるのか。

あと仕様書は製品とか具体的な内容を定める、品質の確保が多分目的だと思うんですよ。契約書は発注者と受注者との間の権利義務関係を定めた文書で、これは法的拘束力があるのが多分契約書だと思うんですけども、それでいいのか。

あと物件供給は分かりました。この2点をすみません、保管場所と契約書が大事じゃないかということです。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

まず、保管場所についてですが、高架下に入れば高架下に入れる予定でございます。契約書の中身については、相互の約束なのでどちらが優先されるかというのは、お互いで決めればいいことですし、後ろに特約が、よく特約という言葉を使っていますが、そういった感じで仕様書の中で遅延金が発生しまして、昨今の事情、

なかなか納期が見通せないということもありますので、状況を鑑みてそういった表現にさせていただきます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

じゃあ保管場所はできたら高架橋でお願いしたい。それに伴ってマイクロバスの仕様規定の変更はないのか。

あと契約書の件ですけど、でしたら契約書で書かないほうがよろしいんじゃないかと。契約書が法的拘束力があると僕の認識なんですけれども、仕様書のほうは書かれていても仕様書は弱いというか、契約書のほうが強い認識なのですが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

どちらもですね、どっちが上、どっちが下というのはないと思います。お互いで結んでいるものですので、ただ今回の場合は一般的な契約書のひな形を使ったものですから残っています。ただし、後ろのほうでまだ効力はあると考えています。

今までの仕様規定を変更することはございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは2点ほど質疑させてください。

まず、入札結果を見てあれですけども、1者の応募で競争入札というふうになるのか。というのを前回のシルバー人材センターのダンプ購入と、また去年3月の、これも軽トラのダンプ購入が流れたということで、こちらも3者と

いうことであつたんですけれども、この辺詳しく説明してください。

もう1点は、昨今、仕様のほうで使用燃料が軽油というふうになっていますけれども、全国的にEV、バスもEVバスもあるんじゃないかなというふうに思われます。この辺、課内というか、村の中でEVとかそういったものを検討されたのか。その辺をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

上間議員の御質疑にお答えします。

まず1者のみの入札についてですが、自治体が契約するものに関しましては一般的に、一般競争入札が主なものになります。それによらない場合は指名競争入札。もう一つ言うと、随意契約、この3つが主な契約になります。一般競争入札は広く一般に公募して応募者を募ります。そこで応募が1者だからといって競争が生まれないというのは違ひまして、予定価格自体が経済性の担保がされています。それより以下であれば、そこで既に競争は生まれているということで1者入札は認められてございます。

あとEVに関してですが、これは実際のところはEV、ディーゼル1本で考えてございました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

競争入札のほうは理解できました。

ただ2点目のほうはEVはやっていないということなんですけれども、今年の3月、名幸議員の質問の中でも脱炭素化という形で国のほうも進めている。本村としてはこの計画をつくっていたけれども、できていなかったという部分もあります。これからやるという話もありまして、この辺、LEDだけで目標とか今どういうふう

に進んでいるのか分からないんですけれども、
どれだけ本村が脱炭素化に向けて動いているかは見えてこない部分があるんですけれども、この辺検討とかやるべきだったんじゃないかなというふうに思っていますけれども、この辺はどういうふうに考えますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

二酸化炭素排出計画については所管が違うので分かりませんが、確かに排出量を減らすということだったらE Vの検討も必要だと思います。ただ、実態として私たちがE V車両を何台か所有していて、航続距離というものの不安も実際ございます。充電施設が役場のみで1か所やっています。バスになると遠出もしますので、充電設備はどうだろうなというのも普通に想像もできますので、それを考えてというわけではないんですが、そういったものがあつたものですから、そのままディーゼルを選んでございます。
以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

この航続距離とか充電の期間というか、充電の方法とか、そういったものはいつ頃の話と考えているか分からないんですけれども、今は大分電池の容量も大きくなったり、早めに充電できるような高速化もできています。そういった形でどんどん進歩されているのにもかかわらず、本来は村長がしっかりこれも検討してみないかなれば、多分検討されると思うんですけれども、それがされていなかった。今の時代に即したというか、即しているかどうかは分からないんですけれども、私としてはもう少し上のほうからしっかりこれも検討してみたほうがいいんじゃないかという話があつてもよかったのかなというふうに思っているんですけれども、この

辺は村長、我々北中城村の脱炭素化に向けての考え方も含めて、どういうふうに考えているのか。なぜ今回そういうふうになったのかというのももちろんですけれども、村長のほうからお答えください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

上間議員がおっしゃるとおりでございまして、私たち行政も当然に環境については配慮すべきだと考えております。ただ、私よく分かりませんけれども、E Vと通常の化石燃料との比較ですけれども、なぜE Vがそれにつながるか。ちょっと私まだよく分かっていけませんので、なぜかといいますと、E Vも結局充電するではないですか。それも化石燃料を使つての充電等が出てくる。それもまた1つの環境を害するような要因ではないかなという気がいたします。ただ、そこは今、今回のバス購入等で吟味はしておりませんけれども、ただ、今おっしゃったような指摘は真摯に受け止めたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

お尋ねします。

一般競争入札、今説明で広く入札をやることでの透明性を確保する。そして1者でもそれは担保されているという説明でしたけれども、マイクロバスを扱う県内メーカーというか、会社はそういないはずなんですよ。先ほどから話が出ているシルバー人材センターの2トン車の件もそうでしたけれども、広く一般競争入札によって入札の透明性を確保するのであれば、本当はもっと参加者がいてのことだろうと。事前のその情報とか見積りとかその辺で限られている2者か3者か分かりませんけれども、その程度だろうと私は予測するんですけれども、そうで

あれば入札制度を担保するという、透明性を確保するというのであれば、指名競争入札をして、そしてその業者が応札をして結果この業者が落札した、あるいは辞退をしたということがよく工事でもありますけれども、その辺があればもっと競争入札の透明性が確保されたのではないかと。一般競争入札をしておきながら1者しか応札をしていない。それで担保はされていることは、少し私はどうかなと思うんですよ。指名競争入札をすることで、その幾つかの業者が、そう数は多くないはずですが、繰り返しますけれども、入札を辞退する、あるいは落札金額に至らなかったということがあればもっと説得力のある競争入札になったのではないかと考えますけれども、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

名幸議員が今おっしゃっている業者、まさに県内で約3社です。実際見積りを取るときに、予定価格を作成するときに依頼しました。見積りが出せません。なぜか、製造していないからです。その際、名幸議員がおっしゃっていたように3者を指名した場合、これで入札が、じゃあ応札できる業者が1者ありました。指名競争入札の場合これが入替えになります。入替えになると、もう同じメンバーは入れられません。そうすると入札自体が執行できなくなり、一番困るのが住民だと思います。それを想定していて、指名競争入札ではなくてあえて一般競争入札にしました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

では、確認します。

この一般競争入札のルール上で1者でもこれは法的には問題ないということは間違いありま

せんか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

はい、間違いありません。ほかの自治体でも、国でも1者入札を行っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 北中城村マイクロバス物件供給契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第46号 北中城村マイクロバス物件供給契約については原案のとおり可決されました。

日程第 4. 報告第 4 号 専決処分事項の報告
について（村道北中城高校 1 2 7
号線道路護岸整備工事（R 5）第
4 回改定契約）

○議長（比嘉義彦）

日程第 4. 報告第 4 号 専決処分事項の報告
について（村道北中城高校127号線道路護岸整
備工事（R 5）第 4 回改定契約）についてを議

題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、報告第 4 号 専決処分事項の報告につ
いて（村道北中城高校127号線道路護岸整備工
事（R 5）第 4 回改定契約）について御報告申
上げます。

報告第 4 号

専決処分事項の報告について
（村道北中城高校 1 2 7 号線道路護岸整備工事（R 5） 第 4 回改定契約）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分
したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 6 年 8 月 7 日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

議会の議決を経た工事請負契約に関する専決処分書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により下記のとおり専決処分す
る。

令和 6 年 7 月 2 9 日
北中城村長 比 嘉 孝 則

記

1 工 事 名：村道北中城高校 1 2 7 号線道路護岸整備工事（R 5）

2 原 請 負 契 約 額：¥ 1 1 7, 9 5 3, 0 0 0 -

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥ 1 0, 7 2 3, 0 0 0 -）

3 改定契約額：¥117,216,000－

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥10,656,000－)

原請負契約額を¥737,000－減額する。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥67,000－)

4 契約の相手方：沖縄市字登川2989番地

株式会社 基土木

代表取締役 仲宗根 貢

工事請負改訂契約書を添付してごさいます。
お目通しのほうをよろしくお願ひしたいと思ひ
ます。

以上でござひます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行ひます。質疑はありませ
んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わり
ます。

以上で村長の報告を終ひります。

お諮りします。本臨時会における議決事件の
字句及び数字、その他の整理を要するものは、
会議規則第45条の規定により、その整理を議長
に委任されたいと思ひます。御異議ありませ
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本臨時会における議決
事件の字句及び数字、その他の整理を要するも
のは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和6年第8回北中城村議会
臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署
名する。

北中城村議会

議長 比 嘉 義 彦

署名議員 比 嘉 義 弘

署名議員 名 幸 利 積

令和 6 年第 9 回北中城村議会定例会会期日程表

開 会 9 月 6 日（金曜日） 会期 21 日間
閉 会 9 月 26 日（木曜日）

月 日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
9. 6	金	本会議	午 前 10 時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 行政報告 議案説明 議員全員協議会
9. 7	土	休 会		各自研究
9. 8	日	休 会		各自研究
9. 9	月	本会議 委員会	午 前 10 時	質疑、委員会付託省略、討論、決定（条例、補正予算等） 質疑、委員会付託（決算認定等）、委員会審査（付託案件）
9. 10	火	委員会	午 前 10 時	委員会審査（決算審議抜き出し・各課通知）
9. 11	水	本会議	午 前 10 時	一般質問
9. 12	木	本会議	午 前 10 時	一般質問
9. 13	金	本会議	午 前 10 時	一般質問
9. 14	土	休 会		各自研究
9. 15	日	休 会		各自研究
9. 16	月	休 会		各自研究（敬老の日）
9. 17	火	委員会	午 前 10 時	委員会審査（各課聞き取り）
9. 18	水	委員会	午 前 10 時	委員会審査（各課聞き取り）
9. 19	木	委員会	午 前 10 時	委員会審査（各課聞き取り）
9. 20	金	委員会	午 前 10 時	委員会審査（各課聞き取り）
9. 21	土	休 会		各自研究
9. 22	日	休 会		各自研究（秋分の日）
9. 23	月	休 会		各自研究（振替休日）
9. 24	火	委員会	午 前 10 時	委員会審査（委員長報告まとめ）
9. 25	水	委員会	午 前 10 時	委員会審査、議員全員協議会
9. 26	木	本会議	午 前 10 時	委員長報告、質疑、討論、決定（決算認定、陳情、決議等） 閉会中の継続審査及び調査の申し出 閉 会

令和6年第9回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令 和 6 年 9 月 6 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和6年9月6日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和6年9月6日 午後0時00分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	1 3 番 議 員		山 田 晴 憲			
	1 番 議 員		川 上 龍 太			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長		徳 村 永 盛	
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長		平 田 清 徳	
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長		新 垣 理 衣 子	
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長		安次嶺 正 春	
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	住 民 生 活 課 長		比 嘉 利 彦	
	福 祉 課 長	安次富 規 昭	税 務 課 長		玉 栄 幸 憲	
	こども未来課長	喜 納 啓 二	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長		瀬 上 恒 星	
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長		伊 佐 秀 樹	
			学 校 教 育 指 導 主 事			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 1 号

令和 6 年 9 月 6 日（金曜日）

1. 開議 午前 10 時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		行政報告	
4	議案第 47 号	北中城村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の 制定について	説 明
5	議案第 48 号	北中城村立認定こども園設置条例の制定について	〃
6	議案第 49 号	北中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部 を改正する条例について	〃
7	議案第 50 号	北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条 例について	〃
8	議案第 51 号	北中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例につ いて	〃
9	議案第 52 号	北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	〃
10	議案第 53 号	令和 6 年度北中城村一般会計補正予算（第 3 号）について	〃
11	議案第 54 号	令和 6 年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	〃
12	議案第 55 号	令和 6 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	〃
13	認定第 1 号	令和 5 年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について	〃
14	認定第 2 号	令和 5 年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認 定について	〃
15	認定第 3 号	令和 5 年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定について	〃
16	認定第 4 号	令和 5 年度北中城村水道事業会計決算の認定について	〃
17	認定第 5 号	令和 5 年度北中城村下水道事業会計決算の認定について	〃
18	議案第 56 号	令和 5 年度北中城村水道事業剰余金処分について	〃

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
19	議案第57号	令和5年度北中城村下水道事業剰余金処分について	説 明
20	議案第58号	令和6年度北中城村職員用ノートパソコンの物件供給契約について	〃
21	報告第5号	令和5年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告について	報 告
22	報告第6号	令和5年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について	〃
23	報告第7号	令和5年度決算に基づく北中城村下水道事業会計の資金不足比率の報告について	〃
24	報告第8号	令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について	〃

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。ただいまから令和6年第9回北中城村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程に入るに先立ち、会務の報告を行います。令和6年6月から8月の会務報告であります。

6月4日、第41回中部振興会総会が沖縄市で開催され出席しました。

6月5日、北中城村交通安全推進協議会総会が開催され出席し、挨拶を述べました。

6月6日、一般社団法人北中城村シルバー人材センター定時総会が開催され出席し、挨拶を述べました。

6月10日、北中城村商工会新役員の表敬受入れを行いました。

6月14日、第6回6月定例議会の議会運営委員会を開催しました。

6月16日、第41回ふれあいクリーンアップ大作戦がしおさい公苑で開催され参加しました。

6月19日から27日まで第6回6月定例議会を開催しました。

6月19日、島袋放課後児童クラブ、村立認定こども園の説明会が開催され出席しました。

6月23日、沖縄全戦没者追悼式が糸満市摩文仁で開催され多数の議員とともに出席しました。

6月26日、農を活かした健康・福祉の里づくり推進事業第一段階施設視察研修を行いました。

同日、一般社団法人北中城村観光協会定時総会が開催され出席しました。

6月27日、森田茂氏、山内道雄氏瑞宝双光章受賞祝賀会が開催され出席しました。

7月1日、社会を明るくする運動総理大臣メッセージ伝達式が開催され出席しました。

同日、北中城村育英会理事会が開催され出席しました。

同日、北中城村商工会の「地元産品奨励及び

地元企業優先使用」の要請受入れを行いました。

7月3日、北中城村民生委員児童委員とのスポーツ交流会、意見交換会が開催され多くの議員とともに出席しました。

7月4日、県町村議会議長会定例役員会が開催され出席しました。

同日、令和6年度北中城村青少年育成村民大会が開催され出席し、挨拶を述べました。

7月8日、県産品優先使用要請訪問団の受入れを村長部局とともに行いました。

7月12日、中城北中城消防組合議会が開催され出席しました。

7月18日から19日の間、中部地区町村議会議長会県内視察研修会が久米島町で、「海洋深層水を活用した事業」、「納骨堂運営事業」をテーマに開催され参加しました。

25日、嘉手納基地爆音差止め訴訟原告団の陳情書提出受入れを行いました。

7月26日、第7回7月臨時議会の議会運営委員会を開催しました。

7月30日、第7回7月臨時議会を開催しました。

8月2日、第8回8月臨時議会の議会運営委員会を開催しました。

8月7日、第8回8月臨時議会を開催しました。

8月9日、中部地区町村議会議員、事務局職員研修会が本村で開催され多くの議員とともに出席しました。

8月15日、北中城村人口1万8,000人到達に伴う認定証贈呈式及び記念セレモニーが開催され出席し、記念品の贈呈を行いました。

8月21日、県町村議会議長会臨時理事会が開催され出席しました。

同日、町村議会正副議長・正副委員長研修会が北谷町で開催され出席しました。

8月24日、第28回しまくとぅば語やびら大会が開催され出席しました。一般の部で伊集守吉

議員も参加されておりました。すばらしいスピーチでした。そして、回を重ねるごとに児童生徒の方言が上達していることを本当に感じました。

8月29日、第55回中部地区老人クラブ大会が読谷村で開催され出席しました。本村から永年勤続功労ということで、個人、石平老人クラブの当真ユリ子様が受賞しています。そして団体の部では、島袋老人クラブが優良老人クラブとして表彰を受けております。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に諸般の報告として、9月3日に議会運営委員会を開きましたので報告します。

また、令和6年6月定例会以降に受理しました請願・陳情は、配付しました請願・陳情処理一覧表のとおりとなっておりますので御承知おきください。

また、村監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年6月から令和6年8月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お配りしておりますので御参照ください。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（比嘉義彦）

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、山田晴憲議員及び川上龍太議員を指名します。

日程第2．会期決定の件

○議長（比嘉義彦）

日程第2．会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月26日木曜日までの21日間にしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。会期は、本日から9月26日までの21日間に決定しました。

日程第3．行政報告

○議長（比嘉義彦）

日程第3．行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、私のほうから令和6年6月から令和6年8月までの行政報告をいたします。

まず6月4日、中部振興会定例会・総会が中部市町村会館で行われまして出席いたしました。

6月5日、「平和の礎」名前を読み上げる集いに参加いたしまして、私も読み上げをいたしました。

同じく5日、北中城村交通安全推進協議会総会を中央公民館で行い挨拶を述べました。

6月6日、北中城村シルバー人材センター総会が商工会のほうで行われまして挨拶を述べました。

6月7日、沖縄振興予算要請に向けた意見交換会が沖縄県庁で行われ出席いたしました。

同じく7日、沖縄地区交通安全協会定時総会が行われ出席いたしました。被表彰者の激励等を行いました。

6月10日、金武中城港海難防止会総会が沖縄市産業交流センターで開催され挨拶をいたしました。

6月16日、ふれあいクリーンアップ大作戦がしおさい公苑を中心として行われました参加をいたし、また挨拶を述べました。

6月18日、沖縄地区防犯協会表彰式・懇親会がNBCで行われ出席いたしました。

6月23日、沖縄全戦没者追悼式が平和祈念公園で行われ参加いたしました。

同じく23日に喜舎場慰霊祭が行われ参加し、挨拶を述べました。

同じ日に慰霊の日チャリティーコンサートが中央公民館で行われ挨拶を述べました。

6月26日、北中城村観光協会総会があやかりの杜で行われ挨拶を述べました。

6月27日、島袋小学校ジョブシャドウイング出発式が行われ、私も激励をしメンターとして参加いたしました。

7月1日、北中城村育英会理事会が行われ出席し、挨拶を述べました。

同じく7月1日、北中城村商工会による地元産品奨励及び地元企業優先使用に関する要請を受けました。

7月4日、北中城村青少年育成村民大会を開催し挨拶を述べました。

同じく7月4日、北中城村総合計画まちづくり懇話会を開催し挨拶を述べました。

7月8日、県産品奨励月間実行委員会による県産品優先使用に関する要請を受けました。

7月9日、南部広域行政組合理事会が行われ、出席をいたしました。

7月10日～11日、沖縄県町村会定期総会及び町村長視察研修が多良間村で行われ参加いたしました。

7月12日、マウイ島義援金感謝状贈呈式が役場のほうで行われ、大城 浩会長から感謝状を受けました。

同じく7月12日、夏の交通安全県民運動出発式が北谷町で行われ参加し、街頭啓発をいたしました。

7月17日、平和を守る北中城村民の会、長崎平和学習団結式を村長室で行いました。参加者を激励いたしました。

7月18日、沖縄県国民健康保険団体連合会通常総会が行われ出席いたしました。

7月21日、北中城団地自主防災訓練が行われ参加し、激励の挨拶をいたしました。

7月24日、安里千恵子氏、「男女共同参画社会づくり功労者」として、内閣総理大臣表彰を受け、その報告をし、さらに沖縄市農民研修センターで祝賀会が行われ挨拶を述べました。

7月25日、福島県玉川村中学生訪問団交流研修会が社協のほうで行われ、受入れの挨拶をいたしました。

7月31日～8月1日、沖縄県軍用地転用促進基地問題協議会、緊急要請を知事に同行いたしまして、防衛省等に要請をいたしました。

8月5日～6日、火葬場建設に係る要請を東京都、防衛省のほうまで沖縄市・北谷町・北中城村・宜野湾市の4市町村で要請に行きました。

8月8日、沖縄県土木建築部との定例会・行政懇談会がNBCで開催され、参加いたしました。本村からも道路関係、あるいは熱田海岸の護岸等についての要請をいたしました。

8月10日、第52回中部地区女性の主張大会に参加いたしました。今回は沖縄市と我が北中城村のお二人が発表をしております、激励の挨拶をいたしました。

8月15日、北中城村人口1万8,000人到達記念セレモニーを役場のほうで行い、安谷屋の金城さんへ記念品を贈呈いたしました。

そして同じく8月15日、沖縄県市町村自治会館管理組合議会定例会が開催され出席いたしました。

8月20日、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会総会がラグナガーデンホテルで行われ、出席をいたしました。

8月24日、第28回しまくとぅば語やびら大会が中央公民館で行われ出席をし、挨拶を述べました。

8月26日、北中城村地産地消出品者協議会総会が行われ挨拶を述べました。

8月29日～31日、沖縄県軍用地転用促進・基

地問題協議会県外要請及び喜舎場住宅地区の跡地利用推進に係る要請を行いました。1日目についてはロウワープラザ、あるいは喜舎場ハウジングの返還等についての要請、また跡利用に関する問題、そして県道81号線の早めの返還等についての要請。初日のほうについては新垣代議士とともに防衛省へも要請に行っていました。その後、軍転協とともに防衛省等に要請をいたしております。

以上で私の行政報告を終わります。

○議長（比嘉義彦）

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第4．議案第47号 北中城村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第5．議案第48号 北中城村立認定こども園設置条例の制定について

日程第6．議案第49号 北中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7．議案第50号 北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について

日程第8．議案第51号 北中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例について

日程第9．議案第52号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第10．議案第53号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第3号）について

日程第11．議案第54号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第12．議案第55号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第13．認定第1号 令和5年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第14．認定第2号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15．認定第3号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16．認定第4号 令和5年度北中城村水道事業会計決算の認定について

日程第17．認定第5号 令和5年度北中城村下水道事業会計決算の認定について

日程第18．議案第56号 令和5年度北中城村水道事業剰余金処分について

日程第 19. 議案第 57 号 令和 5 年度北中
城村下水道事業剰余金処分につ
いて

日程第 20. 議案第 58 号 令和 6 年度北中
城村職員用ノートパソコンの物
件供給契約について

○議長（比嘉義彦）

日程第 4. 議案第 47 号 北中城村職員の給与

に関する条例等の一部を改正する条例の制定に
ついてから日程第 20. 議案第 58 号 令和 6 年度
北中城村職員用ノートパソコンの物件供給契約
についてまでの 17 件を一括議題とします。

本案について村長の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

ではまず、議案第 47 号 北中城村職員の給与
に関する条例等の一部を改正する条例の制定に
ついて御提案申し上げます。

議案第 47 号

北中城村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

北中城村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定したいので、地方自治法（昭和
22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 6 日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

北中城村立認定こども園設置条例の制定に合わせて関係条例の規定を整備する必要があるため。

北中城村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

北中城村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

第 1 条 北中城村職員の給与に関する条例（昭和 58 年北中城村条例第 6 号）の一部を次のように改正
する。

改正例規		現行例規	
別表第 2（第 6 条関係）		別表第 2（第 6 条関係）	
省略		省略	
1 級	主事、技手、保育教諭、保健師、栄 養士、社会福祉士、精神保健福祉士の 職務	1 級	主事、技手その他これらに相当する 職務

2 級	高度の知識、経験を必要とする主事、 <u>技手、保育教諭、保健師、栄養士、社会福祉士、精神保健福祉士の職務</u>
3 級	主査、技査、主任 <u>保育教諭、主任保健師、主任栄養士、主任社会福祉士、主任精神保健福祉士の職務</u>
4 級	1 係長、 <u>認定こども園園長及び副園長の職務</u> 2 ____ <u>困難な業務を行う</u> ____主査、技査、主任 <u>保育教諭、主任保健師、主任栄養士、主任社会福祉士、主任精神保健福祉士の職務</u>
5 級	1 課長補佐、主幹等の職務 2 ____ <u>困難な業務を行う</u> ____ <u>認定こども園園長及び副園長の職務</u>
省略	

2 級	高度の知識、経験を必要とする主事、 <u>技手その他これらに相当する</u> ____ <u>職務</u>
3 級	主査、技査、主任_____ _____ <u>の職務</u>
4 級	1 係長、 <u>保育所長、幼稚園副園長</u> _____ <u>の職務</u> 2 <u>相当困難な業務を掌握する</u> 主査、技査、主任_____ _____ <u>の職務</u>
5 級	1 課長補佐、主幹等の職務 2 <u>相当困難な業務を掌握する</u> <u>保育所長、幼稚園副園長</u> _____ <u>の職</u> __
省略	

第2条 北中城村職員定数条例（昭和47年北中城村条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
(職員の定数) 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 村長の事務部局の職員 <u>112人</u> (3)・(4) 省略 (5) 教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>25人</u> (6)・(7) 省略	(職員の定数) 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 村長の事務部局の職員 <u>104人</u> (3)・(4) 省略 (5) 教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>33人</u> (6)・(7) 省略

第3条 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年北中城村条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正例規			現行例規		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
省略			省略		
<u>こども園園医</u> ・ 歯科医師	年額 90,000 円		<u>保育所嘱託医師</u> ・ 歯科医師	年額 90,000 円	
<u>こども園薬剤師</u>	年額 60,000 円		（新規）	（新規）	

第4条 北中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年北中城村条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正例規		現行例規	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
省略		省略	
(削除)	(削除)	<u>9 教育委員会</u>	<u>北中城村立幼稚園の保育料に関する条例（平成19年北中城村条例第9号）に定める利用料の決定に関する事務であって利用料算定に関するもの</u>
<u>9 教育委員会</u>	北中城村就学援助事務取扱要綱（平成22年教育委員会訓令第2号）第4条の受給の資格の審査に関する事務	<u>10 教育委員会</u>	北中城村就学援助事務取扱要綱（平成22年教育委員会訓令第2号）第4条の受給の資格の審査に関する事務
<u>10 教育委員会</u>	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条の受給の資格の審査に関する事務	<u>11 教育委員会</u>	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条の受給の資格の審査に関する事務
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
省略		省略	
(削除)	(削除)	<u>9 教育委員会</u>	<u>北中城村立幼稚園の保育料に関する条例に定める利用料の決定に関する事務であって利用料算定に関するもの</u> <u>住民票関係情報のほか、</u> <u>村民税の賦課データ情報に関するもの</u>
<u>9 教育委員会</u>	北中城村就学援助事務取扱要綱（平成22年教育委員会訓令第2号）第4条の受給の資格の審査に関する事務	<u>10 教育委員会</u>	北中城村就学援助事務取扱要綱（平成22年教育委員会訓令第2号）第4条の受給の資格の審査に関する事務 住民票関係情報のほか、世帯所得情報に関するもの

<u>10</u> 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の受給の資格の審査に関する事務	住民票関係情報のほか、世帯所得情報に関するもの	
別表第3（第5条関係）			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
(削除)	(削除)		
<u>1</u> 教育委員会	北中城村就学援助事務取扱要綱（平成22年教育委員会訓令第2号）第4条の受給の資格の審査に関する事務	村部局	住民票関係情報のほか、世帯所得に関する情報
<u>2</u> 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の受給の資格の審査に関する事務	村部局	住民票関係情報のほか、世帯所得に関する情報

<u>11</u> 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の受給の資格の審査に関する事務	住民票関係情報のほか、世帯所得情報に関するもの	
別表第3（第5条関係）			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
<u>1</u> 教育委員会	<u>北中城村立幼稚園の保育料に関する条例に定める利用料の決定に関する事務であって利用料算定に関するもの</u>	<u>村部局</u>	<u>住民票関係情報のほか、村民税の賦課データに関する情報</u>
<u>2</u> 教育委員会	北中城村就学援助事務取扱要綱（平成22年教育委員会訓令第2号）第4条の受給の資格の審査に関する事務	村部局	住民票関係情報のほか、世帯所得に関する情報
<u>3</u> 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の受給の資格の審査に関する事務	村部局	住民票関係情報のほか、世帯所得に関する情報

附 則

（施行期日）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

続きまして、議案第48号 北中城村立認定こども園設置条例の制定について御提案申し上げます。

議案第48号

北中城村立認定こども園設置条例の制定について

北中城村立認定こども園設置条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月6日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園として、北中城村立認定こども園を設置し、運営に関し必要な事項を条例で定める必要があるため。

北中城村立認定こども園設置条例

（設置）

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）の規定に基づき、認定こども園を設置する。

（定義）

第2条 この条例において、「こども園」とは、認定こども園法第2条第7項の幼保連携型認定こども園をいう。

（名称及び位置）

第3条 こども園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
北中城村立北中城こども園	北中城村字喜舎場255番地1

（休園日）

第4条 こども園の休園日は、次のとおりとする。ただし、村長は、必要があると認められるときは、臨時に休園し、又は開園することができる。

（1）日曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) 6月23日（慰霊の日）

（開園時間）

第5条 こども園の開園時間は、規則で定める。

（利用承諾）

第6条 こども園を利用しようとする子どもの保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。以下同じ。）は、あらかじめ村長の承諾を受けなければならない。

2 村長は、前項の承諾（以下「利用承諾」という。）をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

（利用承諾の保留）

第7条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承諾を保留することができる。

(1) 定員その他の事情により、こども園に入園させることができないとき。

(2) 身体の虚弱、疾病その他の事由により、こども園の利用が困難であると認められるとき。

(3) その他村長がこども園に入園させることが不適当と認めるとき。

（利用承諾の取消し等）

第8条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承諾を取り消し、又は利用の停止を命じることができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 利用承諾を受けた者が、第6条第2項の条件に違反したとき。

(3) 利用承諾を受けた者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により利用承諾を受けたとき。

（利用者負担額）

第9条 利用承諾を受けた保護者は、北中城村子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年北中城村規則第9号）の規定により算定された額（以下「利用者負担額」という。）を、同規則で定められた納付期日までに納付しなければならない。

2 村長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより利用者負担額を減免し、又は徴収を猶予することができる。

（給食費）

第10条 利用承諾をうけた保護者は、規則で定める額の給食費（こども園における食事の提供に要する費用をいう。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 村長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、給食費を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる幼稚園又は保育所に利用決定している乳児及び幼児については、施行日において同表右欄に掲げるこども園に入園したものとみなす。ただし、こども園への入園を希望しない者については、この限りでない。

北中城村立北中城幼稚園 北中城村立喜舎場保育所	北中城村立北中城こども園
----------------------------	--------------

(北中城村立学校設置条例の一部改正)

- 4 北中城村立学校設置条例（昭和 4 7 年北中城村条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条「及び幼稚園」を削る。

第 4 条及び別表第 3 を削る。

第 5 条を第 4 条とする。

(北中城村立幼稚園の保育料等に関する条例の廃止)

- 5 北中城村立幼稚園の保育料等に関する条例（平成 1 9 年北中城村条例第 9 号）は、廃止する。

(北中城村立幼稚園の保育料等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 6 前項の規定による廃止前の北中城村立幼稚園の保育料等に関する条例の規定による保育料等については、なお従前の例による。

(北中城村保育所条例の廃止)

- 7 北中城村保育所条例（昭和 4 8 年北中城村条例第 7 号）は、廃止する。

続きまして、議案第 49 号 北中城村母子及び 正する条例について御提案申し上げます。
父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改

議案第 4 9 号

北中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成 7 年条例第 5 号）の一部を改正したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 6 日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業実施要綱の一部改正により、助成対象者を拡充させることに伴い、条例の改正を行う必要があるため。

北中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

北中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成7年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
（対象者） 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、北中城村の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であつて、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者とする。ただし、母子家庭の母又は父子家庭の父に監護されている児童については、北中城村の区域外（原則日本国内に限る。）に住所を有する場合であっても、また、住民基本台帳に住所の記載がない場合であっても、北中城村を生活の本拠としていることが明らかでやむを得ない事由（配偶者の暴力から逃れるため、居所を明らかにできない場合など）で、住民票記載の申請が行なえないときも、同様とする。 （1）・（2） 省略 （3） <u>養育者及び</u>養育者が養育する前条第1項第4号に掲げる児童 2 省略	（対象者） 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、北中城村の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であつて、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者とする。ただし、母子家庭の母又は父子家庭の父に監護されている児童については、北中城村の区域外（原則日本国内に限る。）に住所を有する場合であっても、また、住民基本台帳に住所の記載がない場合であっても、北中城村を生活の本拠としていることが明らかでやむを得ない事由（配偶者の暴力から逃れるため、居所を明らかにできない場合など）で、住民票記載の申請が行なえないときも、同様とする。 （1）・（2） 省略 （3） _____養育者が養育する前条第1項第4号に掲げる児童 2 省略

附 則

（施行期日）

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

続きまして、議案第50号 北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例に

ついて御提案申し上げます。

議案第 50 号

北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について

北中城村立学校給食共同調理場設置条例（昭和 50 年 10 月 9 日条例第 28 号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 6 日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

北中城村立認定こども園設置条例の制定に合わせて関係条例の規定を整備する必要があるため。

北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

北中城村立学校給食共同調理場設置条例（昭和 50 年 10 月 9 日条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規												
（名称、位置及び管轄校） 第2条 給食調理場の名称、位置及び管轄する学校（以下「管轄校」という。）は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄校（北中城村）</th></tr><tr><td>北中城村立学校 給食共同調理場</td><td>北中城村字熱田 2070番地8</td><td>北中城小学校 島袋小学校 北中城中学校 _____</td></tr></table> （委員） 第6条 運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱又は任命する。 （1） 省略 （2） 管轄校の各学校長_____等	名称	位置	管轄校（北中城村）	北中城村立学校 給食共同調理場	北中城村字熱田 2070番地8	北中城小学校 島袋小学校 北中城中学校 _____	（名称、位置及び管轄校） 第2条 給食調理場の名称、位置及び管轄する学校（以下「管轄校」という。）は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄校（北中城村）</th></tr><tr><td>北中城村立学校 給食共同調理場</td><td>北中城村字熱田 2070番地8</td><td>北中城小学校 島袋小学校 北中城中学校 <u>北中城幼稚園</u></td></tr></table> （委員） 第6条 運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱又は任命する。 （1） 省略 （2） 管轄校の各学校長、<u>副園長</u>等	名称	位置	管轄校（北中城村）	北中城村立学校 給食共同調理場	北中城村字熱田 2070番地8	北中城小学校 島袋小学校 北中城中学校 <u>北中城幼稚園</u>
名称	位置	管轄校（北中城村）											
北中城村立学校 給食共同調理場	北中城村字熱田 2070番地8	北中城小学校 島袋小学校 北中城中学校 _____											
名称	位置	管轄校（北中城村）											
北中城村立学校 給食共同調理場	北中城村字熱田 2070番地8	北中城小学校 島袋小学校 北中城中学校 <u>北中城幼稚園</u>											

(3) 管轄校の各父母教師会会長_____等	(3) 管轄校の各父母教師会会長、 <u>P T A</u> 会長等
(4) 省略	(4) 省略
2～4 省略	2～4 省略

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第51号 北中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第51号

北中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例について

北中城村教育支援委員会設置条例（昭和60年10月15日条例第15号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月6日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

北中城村立認定こども園設置条例の制定に合わせて関係条例の規定を整備し合わせて組織体制の見直しを図る必要があるため。

北中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例

北中城村教育支援委員会設置条例（昭和60年10月15日条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
(設置) 第1条 <u>北中城村内の教育上特別な支援を必要とする幼児、児童並びに生徒に係る教育支援及び教育措置を図るため、北中城村教育支援委員会</u>（以下「委員会」という。）を設置する。	(設置) 第1条 <u>北中城村立幼稚園及び小学校並びに中学校における特別支援教育を振興し、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の教育支援を図るため、北中城村教育支援委員会</u>（以下「委

(組織) 第3条 委員会は、委員<u>18</u>人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。 (1)～(5) 省略	員会」という。)を設置する。 (組織) 第3条 委員会は、委員<u>15</u>人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。 (1)～(5) 省略
--	--

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第52号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第52号

北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

北中城村国民健康保険条例（昭和47年北中城村条例第58号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月6日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、北中城村国民健康保険条例の一部を改正する必要がある。

北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例

北中城村国民健康保険条例（昭和47年条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
(過料) 第10条 本村は、世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第9条第1項若しくは第<u>5</u>項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした	(過料) 第10条 本村は、世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第9条第1項若しくは第<u>9</u>項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第<u>3</u>項若しくは第4項の規定により被保険者証の

_____場合において
は、その者に対し10万円以下の過料を科する。

返還を求められてこれに応じない場合において
は、その者に対し10万円以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

続きまして、議案第53号 令和6年度北中城 申し上げます。

村一般会計補正予算（第3号）について御提案

議案第53号

令和6年度北中城村一般会計補正予算（第3号）について

令和6年度北中城村の一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和6年9月6日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和6年度北中城村一般会計補正予算（第3号）

令和6年度北中城村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303,911千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,491,310千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		2,622,155	64,389	2,686,544
	2 固 定 資 産 税	1,516,647	64,389	1,581,036
12 地 方 特 例 交 付 金		62,925	26,702	89,627
	1 地 方 特 例 交 付 金	62,925	26,702	89,627
13 地 方 交 付 税		1,567,000	△61,325	1,505,675
	1 地 方 交 付 税	1,567,000	△61,325	1,505,675
17 国 庫 支 出 金		1,778,509	10,748	1,789,257
	2 国 庫 補 助 金	568,683	10,748	579,431
18 県 支 出 金		1,038,079	3,118	1,041,197
	2 県 補 助 金	481,862	3,118	484,980
19 財 産 収 入		49,851	989	50,840
	1 財 産 運 用 収 入	49,849	189	50,038
	2 財 産 売 払 収 入	2	800	802
21 繰 入 金		649,770	△22,954	626,816
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1	654	655
	2 基 金 繰 入 金	649,769	△23,608	626,161
22 繰 越 金		20,000	264,883	284,883
	1 繰 越 金	20,000	264,883	284,883
23 諸 収 入		107,643	13,218	120,861
	3 雑 入	106,042	13,218	119,260
24 村 債		112,299	4,143	116,442
	1 村 債	112,299	4,143	116,442
歳 入 合 計		9,187,399	303,911	9,491,310

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		1,479,900	194,579	1,674,479
	1 総 務 管 理 費	1,281,385	184,441	1,465,826

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 徴 税 費	123,469	9,751	133,220
	3 戸籍住民基本台帳費	56,329	97	56,426
	4 選 挙 費	16,777	290	17,067
3 民 生 費		3,766,093	55,989	3,822,082
	1 社 会 福 祉 費	1,937,490	9,854	1,947,344
	2 児 童 福 祉 費	1,828,603	46,135	1,874,738
4 衛 生 費		941,100	24,335	965,435
	1 保 健 衛 生 費	557,937	23,693	581,630
	2 清 掃 費	383,163	642	383,805
5 農 林 水 産 業 費		133,942	5,326	139,268
	1 農 業 費	126,058	4,236	130,294
	3 水 産 業 費	3,150	1,090	4,240
7 土 木 費		547,543	18,767	566,310
	1 土 木 管 理 費	51,820	2,090	53,910
	2 道 路 橋 梁 費	151,579	16,000	167,579
	3 都 市 計 画 費	344,144	677	344,821
9 教 育 費		1,299,281	4,915	1,304,196
	2 小 学 校 費	366,034	1,910	367,944
	3 中 学 校 費	98,343	240	98,583
	4 幼 稚 園 費	70,751	1,200	71,951
	5 社 会 教 育 費	416,700	1,565	418,265
歳 出 合 計		9,187,399	303,911	9,491,310

第2表 債務負担行為補正

1. 変更

(単位：千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
北中城村立学校通学バス購入事業	令和6年度～令和7年度	22,000	令和6年度～令和7年度	28,000
合 計		22,000		28,000

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化 緊 急 対 策 事 業 債 (北中城村 村道整備事 業)	14,200	(借入方法) 証書借入又 は地方証券発 行による。	5%以内 (た だし、利率見直 し方式で借入れ る財政融資資金 及び地方公共団 体金融機構資金 について、利率 の見直しを行っ た後においては 当該見直し後の 利率)	30年以内の 償還、その他 借入先の融資 条件による。 ただし、村財 政の都合によ り繰上償還ま たは低利債に 借換えするこ とができる。	16,000	変更なし	変更なし	変更なし
臨時財政対 策債	25,899	(借入先) 財政融資資 金、地方公共 団体金融機構 資金、その他			20,242			
計	40,099				36,242			

詳細については、副村長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

副村長。

○副村長（大田 繁）

それでは私より議案第53号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。

まず、議案書3ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正につきまして変更がございます。これは北中城村立学校通学バス購入事業につきまして、車両の部品代等の価格高騰により限度額を2,200万円から2,800万円へ変更をしております。期間に変更はございません。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第3表地方債補正の変更がございます。防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の北中城村村道整備事業につきまして、限度額を1,420万円から1,600万円へ変更をしております。また、臨時財政対策債の限度額を2,589万9,000円から2,024万2,000円へ変更をしております。い

ずれも起債の方法、利率、償還の方法につきまして変更はございません。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第3表地方債補正の追加がございます。子ども・子育て支援事業債、事業名、認定こども園移行事業、限度額800万円を追加しております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、学校教育施設等整備事業債、事業名、島袋小学校浄化槽移設業務、限度額2,090万円につきましては、事業内容の変更に伴いまして、次のページにございます一般事業債、事業名、しまぶく学童増築事業を廃止いたしまして、新たに対象起債として計上し直すものとなっております。

次に歳入につきまして、事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

まず、9ページでございます。

1款村税、2項1目固定資産税、1節現年課税分6,438万9,000円の増額につきましては、土地の評価替えに伴う評価額の上昇分が影響した

増額補正となっております。

続きまして、12款1項1目地方特例交付金2,670万2,000円の増につきましては、交付決定によるものとなっております。

村県民税の定額減税 減収補填分が追加交付されたことに伴いまして、新たに説明名称を地方特例交付金（定額減税 減収補填特例交付金）として整理し、計上し直しているものでございます。

続きまして、13款1項1目地方交付税、1節普通交付税のマイナス6,132万5,000円につきましては、固定資産税の影響により交付税の基準財政収入額が増額となったことに伴いまして、財源不足分として交付される普通交付税が減額して算定されることによる補正減となっております。

続きまして、17款国庫支出金、2項国庫補助金、8目地方道路改修費国庫補助金、3節社会資本整備総合交付金800万円の増につきましては、追加交付分の予算計上となっております、関連いたしまして土木債も追加計上しております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金マイナス2,904万6,000円の減につきましては、補正予算の歳入歳出の差額分を減額補正して戻し入れするものとなっております。

22款、1項1目繰越金2億6,488万3,000円の増につきましては、令和5年度決算に伴う繰越金の補正でございます。

続きまして、23款諸収入、3項2目雑入1,321万8,000円の主な内容といたしましては、次のページにございます説明欄の雑入（新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金）1,108万8,000円となっております。新型コロナ定期ワクチン接種における厚生労働省が設置する基金管理団体よりの助成金となっております。助成額といたしましては、接種1回当たり

8,300円となっております。

次に歳出につきまして、主な補正について御説明いたします。なお、人件費等の増減につきましては、説明を省略させていただきます。

13ページでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、25節寄付金10万円の補正につきましては、中部広域市町村圏事務組合を通して広域間姉妹協定を締結している山形県最上広域圏事務組合へ令和6年7月の大雨災害に対する復興支援金となっております。

続きまして、8目電算費、12節委託料1,326万9,000円の主な内容といたしましては、第4次住基ネット機器更改業務に1,285万9,000円を計上しております。業務の内容といたしましては、前回の機器更改より5年経過しております、住基ネットサーバー等の機器の更新作業を行う業務となっております。

続きまして、16目財政調整基金費、1億4,244万2,000円の増につきましては、地方財政法に基づきまして、令和5年度決算剰余金の2分の1を積み立てるものでございます。財政調整基金の積立現在高は2億5,716万円となる予定でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費、12節委託料及び13節使用料及び賃借料の補正につきましては、令和7年度の村県民税申告受付に伴う人材派遣及び受付予約システム等の経費でございます。

22節償還金、利子及び割引料714万1,000円の増につきましては、村税の課税更正に伴う還付金となっております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、12節委託料216万8,000円の増につきましては、災害時要援護者の名簿作成及び個別避難計画策定に伴う経費となっております。

名簿の作成につきましては、東海岸地区を対象といたしまして、併せて自主防災組織等に対する研修についても実施する予定でございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、3節職員手当等から11節役務費までは、児童手当の制度改正に伴う事前準備のための経費となっております。財源につきましては、全額国庫支出金となっております。

続きまして、12節委託料198万円の増につきましては、こども基本法に基づく市町村こども計画の策定に伴う委託料となっております。現在策定中の子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定を行う予定でございます。

17節備品購入費21万円の増につきましては、キッズスペースの設置に対する経費となっております。これは第2庁舎のこども未来課へ設置を予定しておりまして、財源はふるさと応援基金より充当いたします。

続きまして、20ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目保育所費、10節需用費899万4,000円の内容といたしましては、公立保育所及び幼稚園のこども園移行準備に伴う経費といたしまして、給食関係消耗品26万円、施設改修費85万3,000円を計上しております。

その他、こども園移行準備に係る経費といたしましては、14節工事請負費124万1,000円、17節備品購入費に174万1,000円を計上しております。こども園移行準備経費における財源といたしましては、子ども・子育て支援事業債のほか、ふるさと応援基金より充当いたします。

続きまして、18節負担金、補助及び交付金、保育所等食材料費負担軽減事業補助金332万1,000円の増につきましては、今年度の補助基準額確定に伴う追加補正となっております。基準額は対象児童1日1人当たり14円から44円へ変更となっております。

続きまして、22ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費、10節需用費の説明欄、修繕費（公営墓地）85万8,000円の増につきましては、公営墓地内の道路舗装修繕費となっております。財源といたしましては公営墓地基金より充当いたします。23ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、18節負担金、補助及び交付金64万2,000円の増につきましては、中城村北中城村清掃事務組合負担金への特別負担金となっております。国からの通知に基づきまして、一部事務組合についても市町村において国庫補助金を取りまとめ、児童手当の制度改正に伴う経費の負担金として計上しております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

5款農林水産費、1項農業費、3目農業振興費、12節委託料299万8,000円の内容といたしましては、農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進業務へ279万3,000円を追加計上しております。

業務内容といたしましては、住民説明会等事業の理解促進のために使用する都市模型の作成費となっております。財源につきましては、県の一括交付金となっております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、3項水産業費、1目水産振興費、12節委託料100万円の増につきましては、カキ養殖の実証実験の伴う副業型地域活性化企業人業務となっております。国の地域活性化企業人制度を活用いたしまして、財源につきましては特別交付税で算定される予定となっております。

27ページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、12節委託料600万円の増につきましては、令和6年6月の大雨により崩壊した仲順地区の歴史散策路法面崩壊箇所の調査測量設計業

務を計上しております。

14節工事請負費1,000万円の増につきましては、社会資本整備総合交付金の追加交付に伴うものとなっております、内容といたしましては、村道北中城高校127号線道路護岸整備事業の追加費用分として計上しております。

29ページから32ページの9款教育費につきましては、教育委員会のほうから御説明をいたします。

私からは以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

では、議案第53号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第3号）の教育費について御説明を申し上げます。

まず歳入につきまして、事項別明細書で主な補正について御説明をいたします。

10ページをお開きください。

19款財産収入、2項財産売払収入、1目物品売払収入、1節物品売払収入80万円は、あやかりの杜のマイクロバスによる利用者送迎が終了したことを受け、その車両の売却による収入となっております。

次に歳出につきまして、主な補正について御

説明を申し上げます。

29ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費138万円の補正につきましては、北中城小学校の電気料の補正100万円と、島袋小学校のプール周辺の目地の打ち替えによる施設修繕費38万円となっております。

次に31ページをお願いいたします。

9款教育費、4項幼稚園費の補正につきましては、今年度、幼稚園は統合幼稚園になって50周年を迎えるということと、次年度認定こども園へ移行すると幼稚園は閉園となることからセレモニーを予定しており、その経費に係る部分について補正となっております。

次に32ページをお願いいたします。

9款教育費、5項社会教育費、3目文化財保護費、12節委託料130万9,000円につきましては、大城イリヌカー石積修繕工事の現場管理を行うための経費として計上してございます。

私からは以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第54号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

議案第54号

令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和6年9月6日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,292千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,245,647千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 県 支 出 金		1,476,370	501	1,476,871
	1 県負担金・補助金	1,476,369	501	1,476,870
11 繰 越 金		1	42,783	42,784
	1 繰 越 金	1	42,783	42,784
12 諸 収 入		102,752	△41,992	60,760
	4 雑 入	102,748	△41,992	60,756
歳 入 合 計		2,244,355	1,292	2,245,647

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 保 健 事 業 費		58,683	1,292	59,975
	1 保 健 事 業 費	58,683	1,292	59,975
歳 出 合 計		2,244,355	1,292	2,245,647

詳細については、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

それでは議案第54号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

5ページをお願いします。

歳入、11款繰越金、1項繰越金、2目その他の繰越金4,278万3,000円につきましては、令和5年度国保会計の決算による繰越金でございます。

続きまして、12款諸収入、4項雑入、9目歳入欠かん補填収入4,199万2,000円の減につきましては、令和5年度決算において実質収支の黒

字に伴うものでございます。

続きまして、歳出をお願いします。

6 ページをお願いします。

6 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健事業費、12 節50万2,000円、また2 目特定健康診査等事業費、10 節需用費から12 節委託料までの予算につきましては、保険証の廃止に伴い、

特定検診受診券が別途発行となるためのシステム改修等に係る経費として計上してございます。

説明は以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

では続きまして、議案第55号 令和6 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）について御提案申し上げます。

議案第55号

令和6 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）について

令和6 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和6 年9 月6 日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和6 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）

令和6 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,439 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300,509 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1 表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		255,879	1,127	257,006
	1 後期高齢者医療保険料	255,879	1,127	257,006

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		1	1,312	1,313
	1 繰越金	1	1,312	1,313
歳入合計		298,070	2,439	300,509

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		293,969	1,784	295,753
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	293,969	1,784	295,753
3 諸支出金		622	655	1,277
	2 繰出金	1	655	656
歳出合計		298,070	2,439	300,509

詳細については、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

それでは、議案第55号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

5ページをお願いします。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、2目普通徴収保険料112万7,000円につきましては、令和5年度決算による滞納繰越分の収入見込分を計上したものでございます。

続きまして、6款繰越金131万2,000円につきましても、令和5年度決算剰余金を計上してございます。

続きまして、歳出をお願いします。

6ページをお願いします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金178万4,000円につきましては、主に過年度の調定分に対する納付金でございます。

7ページをお願いします。

3款諸支出金、2項繰出金、1目他会計繰出金65万5,000円につきましては、令和5年度決

算に伴う事務費等の精算分として一般会計へ繰出しするものとなっております。

説明は以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

副村長。

○副村長（大田 繁）

先ほど私から説明をいたしました議案第53号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第3号）の説明の中で、一部訂正といいますか、説明漏れがございましたので、改めて説明させていただきたいと思います。

補正予算書24ページでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、12節委託料299万8,000円の主な内容として、農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進業務279万3,000円を追加計上ということとで説明をしております、その財源の内訳ですね、県の一括交付金を充当するということで説明申し上げましたけれども、予算書には一般財

源ということで載っておりますけれども、この事業を実施しまして、最終的にはこの一括交付金が充当される予定でございます、今は一般財源として計上して、最終的に一括交付金から充当される予定でございます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前 11 時 07 分 休憩

午前 11 時 07 分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、認定第 1 号 令和 5 年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について御提案申し上げます。

認定第 1 号

令和 5 年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度北中城村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

令和 5 年度 北中城村一般会計歳入歳出決算書

歳入決算額	9,886,748,646 円
歳出決算額	9,554,112,179 円
歳入歳出差引額	332,636,467 円

令和 5 年度北中城村一般会計歳入歳出決算書

歳入

（単位：円）

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
1 村税		2,680,988,000	2,869,223,206	2,775,338,764	2,960,396	90,924,046	94,350,764
	1 村民税	997,184,000	1,085,242,306	1,040,169,475	1,395,967	43,676,864	42,985,475
	2 固定資産税	1,502,036,000	1,582,955,081	1,538,065,122	1,318,213	43,571,746	36,029,122

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
	3 軽自動車税	61,349,000	74,514,177	70,592,525	246,216	3,675,436	9,243,525
	4 村たばこ税	120,419,000	126,511,642	126,511,642	0	0	6,092,642
2 地方譲与税		38,862,000	40,518,000	40,518,000	0	0	1,656,000
	1 地方揮発油譲 与税	9,348,000	9,586,000	9,586,000	0	0	238,000
	2 自動車重量譲 与税	27,914,000	28,902,000	28,902,000	0	0	988,000
	5 森林環境譲与 税	1,600,000	2,030,000	2,030,000	0	0	430,000
3 利子割交付金		412,000	413,000	413,000	0	0	1,000
	1 利子割交付金	412,000	413,000	413,000	0	0	1,000
4 配当割交付金		5,245,000	5,246,000	5,246,000	0	0	1,000
	1 配当割交付金	5,245,000	5,246,000	5,246,000	0	0	1,000
5 株式等譲渡所 得割交付金		5,869,000	5,871,000	5,871,000	0	0	2,000
	1 株式等譲渡所 得割交付金	5,869,000	5,871,000	5,871,000	0	0	2,000
6 法人事業税交 付金		33,849,000	32,377,000	32,377,000	0	0	△ 1,472,000
	1 法人事業税交 付金	33,849,000	32,377,000	32,377,000	0	0	△ 1,472,000
7 地方消費税交 付金		409,366,000	409,365,000	409,365,000	0	0	△ 1,000
	1 地方消費税交 付金	409,366,000	409,365,000	409,365,000	0	0	△ 1,000
8 ゴルフ場利用 税交付金		7,142,000	5,253,939	5,253,939	0	0	△ 1,888,061
	1 ゴルフ場利用 税交付金	7,142,000	5,253,939	5,253,939	0	0	△ 1,888,061
9 環境性能割交 付金		4,834,000	4,508,944	4,508,944	0	0	△ 325,056
	1 環境性能割交 付金	4,834,000	4,508,944	4,508,944	0	0	△ 325,056
10 国有提供施設 等所在市町村 助成交付金		76,950,000	76,950,000	76,950,000	0	0	0
	1 国有提供施設 等所在市町村 助成交付金	76,950,000	76,950,000	76,950,000	0	0	0

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
11 施設等所在市 町村調整交付 金		243,824,000	243,824,000	243,824,000	0	0	0
	1 施設等所在市 町村調整交付 金	243,824,000	243,824,000	243,824,000	0	0	0
12 地方特例交付 金		16,076,000	16,076,000	16,076,000	0	0	0
	1 地方特例交付 金	16,076,000	16,076,000	16,076,000	0	0	0
13 地方交付税		1,621,893,000	1,612,665,000	1,612,665,000	0	0	△ 9,228,000
	1 地方交付税	1,621,893,000	1,612,665,000	1,612,665,000	0	0	△ 9,228,000
14 交通安全対策 特別交付金		2,985,000	2,222,000	2,222,000	0	0	△ 763,000
	1 交通安全対策 特別交付金	2,985,000	2,222,000	2,222,000	0	0	△ 763,000
15 分担金及び負 担金		82,246,000	86,920,457	86,284,077	0	636,380	4,038,077
	1 負担金	82,246,000	86,920,457	86,284,077	0	636,380	4,038,077
16 使用料及び手 数料		46,852,000	48,808,082	48,808,082	0	0	1,956,082
	1 使用料	24,240,000	26,204,842	26,204,842	0	0	1,964,842
	2 手数料	22,612,000	22,603,240	22,603,240	0	0	△ 8,760
17 国庫支出金		2,177,927,000	1,879,554,605	1,879,554,605	0	0	△ 298,372,395
	1 国庫負担金	1,103,760,000	1,097,617,510	1,097,617,510	0	0	△ 6,142,490
	2 国庫補助金	899,661,000	605,094,105	605,094,105	0	0	△ 294,566,895
	3 委託金	174,506,000	176,842,990	176,842,990	0	0	2,336,990
18 県支出金		1,038,343,000	974,561,245	974,561,245	0	0	△ 63,781,755
	1 県負担金	508,252,000	506,752,763	506,752,763	0	0	△ 1,499,237
	2 県補助金	492,726,000	427,475,070	427,475,070	0	0	△ 65,250,930
	3 委託金	37,365,000	40,333,412	40,333,412	0	0	2,968,412
19 財産収入		50,348,000	49,988,945	48,186,775	0	1,802,170	△ 2,161,225
	1 財産運用収入	50,346,000	49,964,025	48,161,855	0	1,802,170	△ 2,184,145
	2 財産売却収入	2,000	24,920	24,920	0	0	22,920
20 寄附金		171,981,000	185,610,577	185,610,577	0	0	13,629,577
	1 寄附金	171,981,000	185,610,577	185,610,577	0	0	13,629,577
21 繰入金		767,224,000	767,222,715	767,222,715	0	0	△ 1,285
	1 特別会計繰入 金	1,341,000	1,340,715	1,340,715	0	0	△ 285

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
	2 基金繰入金	765,883,000	765,882,000	765,882,000	0	0	△ 1,000
22 繰越金		436,634,000	436,634,263	436,634,263	0	0	263
	1 繰越金	436,634,000	436,634,263	436,634,263	0	0	263
23 諸収入		92,632,000	98,401,030	97,996,660	0	404,370	5,364,660
	1 延滞金、加算 金及び過料	1,600,000	2,345,591	2,345,591	0	0	745,591
	2 村預金利子	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	3 雑入	91,031,000	96,055,439	95,651,069	0	404,370	4,620,069
24 村債		176,461,000	131,261,000	131,261,000	0	0	△ 45,200,000
	1 村債	176,461,000	131,261,000	131,261,000	0	0	△ 45,200,000
歳 入 合 計		10,188,943,000	9,983,476,008	9,886,748,646	2,960,396	93,766,966	△ 302,194,354

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済 額との比較 A-B
1 議会費		97,986,000	97,374,385	0	611,615	611,615
	1 議会費	97,986,000	97,374,385	0	611,615	611,615
2 総務費		1,818,441,300	1,767,769,790	22,337,000	28,334,510	50,671,510
	1 総務管理費	1,641,016,300	1,594,669,050	22,337,000	24,010,250	46,347,250
	2 徴税費	116,000,000	112,748,301	0	3,251,699	3,251,699
	3 戸籍住民基本 台帳費	56,738,000	55,993,375	0	744,625	744,625
	4 選挙費	2,008,000	1,865,586	0	142,414	142,414
	5 統計調査費	1,106,000	954,319	0	151,681	151,681
	6 監査委員費	1,573,000	1,539,159	0	33,841	33,841
3 民生費		4,116,283,000	3,884,872,386	123,512,000	107,898,614	231,410,614
	1 社会福祉費	2,280,333,000	2,115,373,868	123,512,000	41,447,132	164,959,132
	2 児童福祉費	1,835,950,000	1,769,498,518	0	66,451,482	66,451,482
4 衛生費		1,017,024,713	995,024,834	0	21,999,879	21,999,879
	1 保健衛生費	650,224,713	630,818,501	0	19,406,212	19,406,212
	2 清掃費	345,800,000	343,206,333	0	2,593,667	2,593,667
	3 上水道費	21,000,000	21,000,000	0	0	0
5 農林水産業費		147,518,000	139,029,375	4,234,000	4,254,625	8,488,625
	1 農業費	135,507,000	128,014,939	4,234,000	3,258,061	7,492,061

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済 額 と の 比 較 A-B
	2 林業費	8,037,000	7,775,842	0	261,158	261,158
	3 水産業費	3,974,000	3,238,594	0	735,406	735,406
6 商工費		200,658,000	189,181,229	0	11,476,771	11,476,771
	1 商工費	200,658,000	189,181,229	0	11,476,771	11,476,771
7 土木費		753,100,600	499,206,684	248,817,000	5,076,916	253,893,916
	1 土木管理費	48,703,000	48,169,715	0	533,285	533,285
	2 道路橋梁費	405,876,600	153,998,705	248,817,000	3,060,895	251,877,895
	3 都市計画費	298,521,000	297,038,264	0	1,482,736	1,482,736
8 消防費		271,734,000	271,727,296	0	6,704	6,704
	1 消防費	271,734,000	271,727,296	0	6,704	6,704
9 教育費		1,323,918,443	1,276,638,501	21,600,000	25,679,942	47,279,942
	1 教育総務費	92,541,000	91,726,656	0	814,344	814,344
	2 小学校費	411,310,070	391,066,968	13,700,000	6,543,102	20,243,102
	3 中学校費	99,130,506	95,611,238	0	3,519,268	3,519,268
	4 幼稚園費	63,140,000	61,153,459	0	1,986,541	1,986,541
	5 社会教育費	409,065,067	396,765,057	7,900,000	4,400,010	12,300,010
	6 保健体育費	248,731,800	240,315,123	0	8,416,677	8,416,677
10 災害復旧費		2,000	0	0	2,000	2,000
	1 農林水産業施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2 公共土木施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
11 公債費		434,075,000	433,287,699	0	787,301	787,301
	1 公債費	434,075,000	433,287,699	0	787,301	787,301
12 諸支出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 普通財産取得費	1,000	0	0	1,000	1,000
13 予備費		8,200,944	0	0	8,200,944	8,200,944
	1 予備費	8,200,944	0	0	8,200,944	8,200,944
歳 出 合 計		10,188,943,000	9,554,112,179	420,500,000	214,330,821	634,830,821

歳入歳出差引残額

332,636,467 円

うち基金繰入額

0 円

又は

歳入歳出差引歳入不足額	0 円
このため翌年度繰入繰上充用金	0 円

北中城村長 比 嘉 孝 則

詳細については、副村長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

副村長。

○副村長（大田 繁）

それでは私より令和5年度北中城村一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

説明につきましては、決算書に添付してございます令和5年度北中城村一般会計歳入歳出決算説明書を用いて説明を申し上げます。

まず、4ページをお開きください。

1番目の決算収支の状況について御説明いたします。

令和5年度の一般会計決算規模は、表の区分に①から⑤とあります。歳入総額、それから歳出総額の順に並んでおります。まず①歳入総額が98億8,674万9,000円、②歳出総額が95億5,411万2,000円となっております。前年度に比べまして、歳入が6億3,046万5,000円の増、増減率は6.8%でございます。歳出が7億3,446万2,000円の増となっております。対前年比で、増減率で8.3%となっております。

続きまして、③歳入歳出差引額は3億3,263万7,000円となっております、⑤実質収支が2億8,488万4,000円、単年度収支がマイナス1億3,287万2,000円、実質単年度収支がマイナス4億6,756万6,000円となっております。

続きまして、2番目の予算の執行状況、下の表を御確認ください。

歳入予算の執行率は97.0%、対前年度比で2.3ポイントの減、歳出予算の執行率は93.8%、対前年度比で0.9ポイントの減となっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

3番の歳入の状況について御説明いたします。

歳入につきましては、村税が前年度に比べ6,712万4,000円の増、増減率で約2.5%となっております。主な要因といたしましては、個人・法人村民税がそれぞれ義務者数及び申告数の増によりまして、増額となったほか、固定資産税が家屋の新築軽減措置が解除されたことによる影響となっております。

地方交付税につきましては、国の地方財政対策として行われた臨時財政対策債の発行抑制の影響で基準財政需要額が増となっており、9,804万6,000円の増、増減率といたしまして約6.5%となっております。

その他の増減が大きい項目といたしましては、県支出金が1,724万4,000円の増、増減率にしまして約1.8%となっております。この主な要因といたしましては、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）が村道仲順屋宜原線予備設計業務及び観光振興基本計画策定業務等の影響により増額となったものでございます。

また、繰入金につきましては、財政調整基金から取崩しの影響で前年度に比べて4億7,227万8,000円の増、増減率にしまして160.1%となっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

4. 歳出の状況について御説明いたします。

目的別歳出決算額につきましては、主な増減額と前年度比較について説明いたします。総務費が北中城村役場外構工事の完了及び特定目的基金（公共施設整備基金、一般廃棄物処理施設建設等基金等）への積立金が前年度より減少したことにより、約9%の減となっております。

民生費につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金、物価高騰対策給付金の開始など

の影響によりまして約21%の増となっております。

農林水産業費は、安谷屋第2地区畑地かんがい施設整備事業が計画見直し作業により工事を中断していることから約48%の減となっております。

教育費につきましては、北中城小学校におけるトイレ改修工事及び北中城小学校擁壁工事の影響で約24%の増となっておりますけれども、これにつきましてはこの表の中で説明がちょっと切れているところがございます。

続きまして、性質別歳出決算額の主な増減額と前年度比較について御説明いたします。

扶助費が障害福祉サービス費の増加及び認定こども園、保育所等に対する保育施設関連経費の影響で約14%の増となっております。

物件費につきましては、基地内文化財発掘調査等委託業務、ネットワーク強化機器更改事業等の影響により約6%の増となったほか、維持補修費につきましては、台風6号の影響による公園等の施設修繕費の影響で約54%の増となっております。

繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金などにより約49%の増となっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

5番の自主財源と依存財源についてでございます。

村税等の自主財源の総額は44億937万7,000円で、前年度に比べて5億767万3,000円の増、増減率にしまして13.01%の増となっております。自主財源比率は44.6%となっております。増額の主な内容といたしましては、繰入金が前年度と比較しまして約4億7,000万円の増額となっております。

地方交付税や国庫支出金等の依存財源の総額につきましては、54億7,737万2,000円で前年度に比べて1億2,279万2,000円の増となっております。依存財源比率は55.4%で2.45ポイントの

減となっております。

次に6番の一般財源と特定財源の状況についてでございます。右側の表でございます。

一般財源の総額は64億132万1,000円、一般財源比率は64.75%で、前年度に比べて6億4,617万9,000円、増減率にしますと11.23%の増となっております。また、特定財源の総額につきましては34億8,542万8,000円、特定財源比率35.25%となっております。対前年と比較しまして1,571万4,000円の減となっております。

9ページをお願いいたします。

7番の将来にわたる財政負担の状況についてでございます。

地方債現在高の状況につきまして、令和5年度末の地方債現在高は46億9,413万円で、前年度末より2億8,390万円の減となっております。要因といたしましては、令和5年度中の償還額が借入金を上回ったことによるものとなっております。

次に債務負担行為の状況について御説明いたします。

債務負担行為に係る令和6年度以降の支出予定額は21億9,659万8,000円となっております。主な内訳といたしましては、沖縄県町村土地開発公社北中城支社所有のサウスプラザ地区用地取得費4億3,744万5,000円、そしてアワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地取得費5億3,490万6,000円となっております。

8番目の積立金現在高の状況について御説明いたします。

積立金の令和5年度末現在高は17億4,767万円で、前年度末より1億459万円の減となっております。主な積立金の増減といたしましては、財政調整基金が3億3,469万4,000円の減、公共施設整備基金が1億473万8,000円の増、一般廃棄物処理施設建設等基金は6,770万円の増となっております。全体といたしましては、基金積立額が取崩額を下回っております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

9番目の主な財政指標についてでございます。

主な財政分析指標につきましては、実質収支比率が5.9%（前年度9.0%）でございます。公債費負担比率が6.8%（前年度7.7%）でございます。財政力指数が0.63（前年度0.65）でございます。経常収支比率が82.9%（前年度81.0%）でございます。

財政力指数につきましては前年度に比べ0.02ポイント下がっておりますが、これは令和5年度の基準財政需要額が増額となったことの影響でございます。経常収支比率は前年度と比べ1.9ポイントの増となっております。引き続き経常経費の抑制と一般財源の収入増に努めなければなりません。

財政健全化法に基づく指標は、実質赤字・連

結実質赤字はございません。実質公債費比率、将来負担比率はともに早期健全化基準を大きく下回っておりまして健全な状態となっております。

11ページ以降に一般会計の決算における主要施策の成果説明書を掲載してございますので、決算委員会等において確認をいただければと思います。

私からは以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、認定第2号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御提案申し上げます。

認定第2号

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和6年9月6日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和5年度 北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額	2,424,663,631 円
歳出決算額	2,381,880,112 円
歳入歳出差引額	42,783,519 円

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額 B－(C＋D)	予算現額と収入 済額との比較 C－A
1 国民健康保険 税		359,852,000	438,985,024	381,795,681	1,602,412	55,586,931	21,943,681
	1 国民健康保険 税	359,852,000	438,985,024	381,795,681	1,602,412	55,586,931	21,943,681
2 一部負担金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 一部負担金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
3 分担金及び負 担金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 分担金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
4 使用料及び手 数料		272,000	425,100	425,100	0	0	153,100
	1 手数料	272,000	425,100	425,100	0	0	153,100
5 国庫支出金		116,000	582,000	582,000	0	0	466,000
	2 国庫補助金	116,000	582,000	582,000	0	0	466,000
6 県支出金		1,448,943,000	1,468,267,508	1,468,267,508	0	0	19,324,508
	1 県負担金・補 助金	1,448,942,000	1,468,267,508	1,468,267,508	0	0	19,325,508
	2 財政安定化基 金支出金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
8 財産収入		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 財産運用収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
10 繰入金		571,159,000	571,163,455	571,163,455	0	0	4,455
	1 他会計繰入金	571,158,000	571,163,455	571,163,455	0	0	5,455
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
11 繰越金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 繰越金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
12 諸収入		54,139,000	2,608,409	2,429,887	0	178,522	△ 51,709,113
	1 延滞金、加算 金及び過料	836,000	956,808	956,808	0	0	120,808
	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	3 受託事業収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	4 雑入	53,301,000	1,651,601	1,473,079	0	178,522	△ 51,827,921
13 市町村債		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 財政安定化基 金貸付金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
歳 入 合 計		2,434,486,000	2,482,031,496	2,424,663,631	1,602,412	55,765,453	△ 9,822,369

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済額との比較 A-B
1 総務費		72,632,000	70,581,662	0	2,050,338	2,050,338
	1 総務管理費	55,756,000	55,085,795	0	670,205	670,205
	2 徴税費	16,612,000	15,268,811	0	1,343,189	1,343,189
	3 運営協議会費	56,000	19,486	0	36,514	36,514
	4 趣旨普及費	208,000	207,570	0	430	430
2 保険給付費		1,419,172,000	1,380,772,996	0	38,399,004	38,399,004
	1 療養諸費	1,204,149,000	1,176,307,758	0	27,841,242	27,841,242
	2 高額療養費	194,042,000	190,029,220	0	4,012,780	4,012,780
	3 移送費	1,000	0	0	1,000	1,000
	4 出産育児一時金	20,000,000	13,614,900	0	6,385,100	6,385,100
	5 葬祭費	880,000	780,000	0	100,000	100,000
	6 傷病手当金	100,000	41,118	0	58,882	58,882
3 国民健康保険事業費納付金		773,030,000	773,027,136	0	2,864	2,864
	1 医療給付費分	542,197,000	542,195,760	0	1,240	1,240
	2 後期高齢者支援金等分	169,352,000	169,351,070	0	930	930
	3 介護納付金分	61,481,000	61,480,306	0	694	694
4 共同事業拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 共同事業拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
6 保健事業費		52,360,000	50,703,909	0	1,656,091	1,656,091
	1 保健事業費	52,360,000	50,703,909	0	1,656,091	1,656,091
7 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
8 公債費		3,000	0	0	3,000	3,000
	1 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2 広域化等支援基金償還金	1,000	0	0	1,000	1,000
	3 財政安定化基金償還金	1,000	0	0	1,000	1,000
9 諸支出金		5,643,000	5,150,886	0	492,114	492,114
	1 償還金及び還付加算金	5,643,000	5,150,886	0	492,114	492,114

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済額との比較 A-B
10 予備費		10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
	1 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
15 前年度繰上充 用金		101,644,000	101,643,523	0	477	477
	1 前年度繰上充 用金	101,644,000	101,643,523	0	477	477
歳 出 合 計		2,434,486,000	2,381,880,112	0	52,605,888	52,605,888

歳入歳出差引残額 42,783,519 円

うち基金繰入額 0 円

又は

歳入歳出差引歳入不足額 0 円

このため翌年度繰入繰上充用金 0 円

北中城村長 比 嘉 孝 則

詳細につきましては、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

それでは認定第2号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、事項別明細書にて御説明いたします。

248ページ、249ページをお開きください。

歳入、1款国民健康保険税でございますが、調定額4億3,898万5,024円、収入済額は3億8,179万5,681円となっております。対前年度比で見ますと、前年度収入済額が4億383万9,249円で、2,204万3,568円の減収となっております。

保険税の収納率につきましては、今年度全体で86.97%となり、前年度87.46%に対して0.49%の減となっております。また、時効によりまして160万2,412円が不能欠損となっております。

次に252、253ページをお開きください。

6款県支出金でございますが、収入済額が14

億6,826万7,508円で、前年度14億2,732万5,291円との比較では4,094万2,217円、2.87%の増となっております。これは主に普通交付金4,187万5,000円の増が理由となっております。

次に10款繰入金でございますが、収入済額が5億7,116万3,455円、前年度2億8,356万6,725円との比較では2億8,759万6,730円、101.4%の増となっております。主な理由として、次ページにありますその他一般会計繰入金3億6,000万円の大規模な繰入増によるものとなっております。

次に258、259ページをお開きください。

歳入合計でございます。予算現額24億3,448万6,000円に対し、収入済額24億2,466万3,631円、執行率99.6%となっており、前年度に対し2億8,360万5,675円、13.24%の増となっております。

続きまして、歳出の主なものを説明いたします。

264、265ページをお開きください。

2款保険給付費でございますが、支出済額が

13億8,077万2,996円、前年度13億4,054万7,598円に対しまして、4,022万5,398円、3%の増となっております。

次に268、269ページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金でございますが、支出済額が7億7,302万7,136円、前年度との比較では6,412万1,087円、9%の増となっております。

次に270、271ページをお開きください。

6款保健事業費でございますが、支出済額が5,070万3,909円、前年度との比較では421万3,221円、9.1%の増となっております。

次に276、277ページをお開きください。

一番下の段、歳出合計でございます。予算現額24億3,448万6,000円に対しまして、支出済額

が23億8,188万112円で、執行率97.84%となっております。また、前年度の支出済額22億4,270万1,479円に比べ、1億3,917万8,633円、6.2%の増となっております。

以上で説明を終わります。

なお、決算書に添付してあります令和5年度北中城村国民保険事業の主要施策の成果、その他予算執行の実績を併せて御参照お願いいたします。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、認定第3号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御提案申し上げます。

認定第3号

令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和6年9月6日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和5年度 北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額	245,261,555 円
歳出決算額	243,948,559 円
歳入歳出差引額	1,312,996 円

令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
1 後期高齢者医療保険料		202,445,000	204,395,962	201,865,173	16,172	2,514,617	△ 579,827
	1 後期高齢者医療保険料	202,445,000	204,395,962	201,865,173	16,172	2,514,617	△ 579,827
2 使用料及び手数料		50,000	77,500	77,500	0	0	27,500
	1 手数料	50,000	77,500	77,500	0	0	27,500
4 寄付金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 寄付金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
5 繰入金		41,414,000	41,314,931	41,314,931	0	0	△ 99,069
	1 一般会計繰入金	41,414,000	41,314,931	41,314,931	0	0	△ 99,069
6 繰越金		1,783,000	1,782,888	1,782,888	0	0	△ 112
	1 繰越金	1,783,000	1,782,888	1,782,888	0	0	△ 112
7 諸収入		651,000	221,063	221,063	0	0	△ 429,937
	1 延滞金、加算金及び過料	27,000	26,400	26,400	0	0	△ 600
	2 償還金及び還付加算金	621,000	194,663	194,663	0	0	△ 426,337
	3 預金利子	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	4 貸付金元利収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	5 雑入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
歳 入 合 計		246,344,000	247,792,344	245,261,555	16,172	2,514,617	△ 1,082,445

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌年度繰越額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出 済額との比較 A-B
1 総務費		3,408,000	2,830,915	0	577,085	577,085
	1 総務管理費	1,160,000	1,016,105	0	143,895	143,895
	2 徴収費	2,248,000	1,814,810	0	433,190	433,190
2 後期高齢者医療広域連合納付金		240,873,000	239,549,114	0	1,323,886	1,323,886
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	240,873,000	239,549,114	0	1,323,886	1,323,886

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済額との比較 A-B
3 諸支出金		1,963,000	1,568,530	0	394,470	394,470
	1 償還金及び還付加算金	621,000	227,815	0	393,185	393,185
	2 繰出金	1,342,000	1,340,715	0	1,285	1,285
4 予備費		100,000	0	0	100,000	100,000
	1 予備費	100,000	0	0	100,000	100,000
歳 出 合 計		246,344,000	243,948,559	0	2,395,441	2,395,441

歳入歳出差引残額 1,312,996 円

うち基金繰入額 0 円

又は

歳入歳出差引歳入不足額 0 円

このため翌年度繰入繰上充用金 0 円

北中城村長 比 嘉 孝 則

詳細につきましては、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

認定第3号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、事項別明細書にて御説明いたします。

それでは決算書の283、284ページをお開きください。

歳入の主なものとして、1款後期高齢者医療保険料、調定額2億439万5,962円に対し、収入済額2億186万5,173円となっております。前年度収入済額1億9,179万5,541円との比較では1,006万9,632円、5.25%の増となっております。これは主に年齢到達による新規加入者の増に伴うものとなっております。

次に5款繰入金、1項一般会計からの繰入金となっております。収入済額4,131万4,931円、前年度3,966万4,749円に対し、165万182円で

4.16%の増となっております。

次に287、288ページをお願いします。

収入合計でございます。予算現額2億4,634万4,000円に対し、収入済額が2億4,526万1,555円で収入率は99.56%、前年度2億3,386万5,393円に対し1,139万6,162円、4.87%の増となっております。

続きまして、289、290ページをお願いします。

歳出の主なものとしたしまして、2款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、支出済額が2億3,954万9,114円で、前年度2億2,787万4,508円に対し1,167万4,606円で5.12%の増となっており、これは新規加入者の保険料増加に伴う後期高齢者医療広域連合への納付金の増となっております。

次に291、292ページをお願いします。

一番下の段を御覧ください。歳出合計でございます。予算現額2億4,634万4,000円に対し、支出済額が2億4,394万8,559円で、前年度2億3,208万2,505円に対し1,186万6,054円、5.11%

の増となっております。

以上でございますが、こちらにも決算書に添付してあります令和5年度北中城村後期高齢者医療保険事業の主要施策の成果、その他予算執行の実績についてにおいて詳しく載っておりますので、そちらも併せて御参照をお願いしたいと

思います。

以上で説明を終わります。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、認定第4号 令和5年度北中城村水道事業会計決算の認定について御提案申し上げます。

認定第4号

令和5年度北中城村水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度北中城村水道事業会計決算を、監査委員の意見（別冊）を添えて議会の認定に付します。

令和6年9月6日 提出
北中城村長 比嘉孝則

まず1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。

水道事業会計の決算、まず1番目に収益的収支のほうで申し上げます。収益的収入、決算額5億9,298万6,442円、そして収益的支出の決算額として5億2,564万3,947円となっております。

さらに資本的収支のほうでは、資本的収入の決算額として584万8,000円、そして資本的支出の決算額といたしまして7,742万6,373円となっております。

さらに棚卸資産購入限度額330万円に対しまして執行額が70万6,200円、うち仮払い消費税及び地方消費税が6万4,200円となっております。

詳細につきましては、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは認定第4号 令和5年度北中城村水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

13ページをお開きください。

事業の概況といたしまして、令和5年度における給水戸数は7,805戸で、前年度に比べ62戸増、給水人口は1万7,944人で、前年度に比べ45人増で普及率は100%となっております。

年間配水量は263万6,294立方メートル（うち民間230万5,724立方メートル、基地33万570立方メートル）となっており、前年度に比べ3万4,731立方メートル減（うち民間5,864立方メートル増、基地4万595立方メートル減）となっております。

1日最大配水量は7,477立方メートルで、1日平均配水量は7,203立方メートルとなっております。

有収水量は、252万8,679立方メートル（うち民間219万8,109立方メートル、前年度比0.02%

増、基地33万570立方メートル、前年度比10.94%減)で、有収率は95.92%、前年度に比べ0.25ポイント減となっております。

財政状況といたしまして、収益的収入5億2,907万7,857円で、前年度に比べ2.52%減、これに対して収益的支出4億8,890万9,128円で、前年度に比べ1.73%増で、4,016万8,729円の純利益となっております。

資本的収支について、資本的収入584万8,000円に対し、資本的支出7,742万6,373円で、収支不足額7,157万8,373円は過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と減債積立金で補填しました。

主な事業としまして、補助事業として喜舎場ポンプ場、配水池(機械・電機・計装設備)更新設計業務を実施し、村単独事業としまして和仁屋地内配水管改良工事及び宜野湾北中城線道路改良工事に伴う配水管移設工事(役場前第6工区)のほか、水質検査を前年度と同様に実施しております。

経営に関する指標としまして、経営の健全性を示す経常収支比率は108.21%(前年度比4.81

ポイント減)となっており、健全経営の水準とされる100%を上回っております。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、水道基本料金免除の影響により99.74%(前年度比5.76ポイント減)となっております。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は58.64%(前年度比0.78ポイント増)、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は0.33%(前年度比0.16ポイント減)となっております。

また、当該年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は0.16%(前年度比0.01ポイント減)となっております。これは、まだ更新需要のピークを迎えていないためで、将来の更新需要に備え、現在の経営状況を維持しつつ、引き続き計画的な施設更新を行ってまいります。

以上です。

○村長(比嘉孝則)

続きまして、認定第5号 令和5年度北中城村下水道事業会計決算の認定について御提案申し上げます。

認定第5号

令和5年度北中城村下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度北中城村下水道事業会計決算を、監査委員の意見(別冊)を添えて議会の認定に付します。

令和6年9月6日 提出
北中城村長 比嘉孝則

決算書の1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。

まず、収益的収入及び支出のほうですけれど

も、収入の決算のほうで3億8,885万9,031円、そして収益的支出のほうで、決算額として3億3,841万8,177円となっております。

次の３ページ、４ページをお開きいただきたいと思います。

資本的収入及び支出につきまして、まず資本的収入のほうで決算額として４億2,365万2,000円、支出の決算額といたしまして５億267万1,175円となっております。

詳細につきましては、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは認定第５号 令和５年度北中城村下水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

11ページをお開きください。

事業の概況といたしまして、令和５年度における汚水処理戸数は2,952戸で前年度に比べ93戸増、使用人口は8,693人で前年度に比べ262人増で下水道普及率は64.9%、水洗化率は74.6%となっております。

また、年間総汚水処理量は145万6,856立方メートル（前年度に比べ1万4,727立方メートル、1.02%増）となっております。

財政状況といたしまして、収益的収入が３億6,482万1,208円（前年度比0.39%増）、これに対し収益的支出が３億3,001万4,495円（前年度比0.27%増）で、3,480万6,713円の純利益となっております。

資本的収支については、資本的収入４億2,365万2,000円に対し、資本的支出５億267万1,175円で、収支不足額7,901万9,175円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金と建設改良積立金で補填しま

した。

補助金事業による工事については、公共下水道和仁屋污水枝線工事（第12工区）延長266メートル、公共下水道島袋污水枝線工事（第32工区）延長131メートル、公共下水道島袋污水枝線工事（第34工区）延長132メートル、公共下水道安谷屋污水枝線工事（第３工区）延長376メートルを実施しました。

その他、住宅建築等に合わせて９件の公共樹設置工事を実施しております。

経営状況の指標としまして、経常収支比率は単年度の収益で費用をどの程度賄えているかを表す指標ですが、令和５年度は3,480万6,000円の純利益を計上し、経常収支比率が前年度比0.13ポイント増の110.54%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っております。また、経費回収率は下水道使用料で賄うべき経費をどの程度使用料で賄えるかを表す指標で、この指標が100%を超えることが望ましいですが、前年度比0.9ポイント増の74.9%となり、引き続き使用料の適正化や水洗化向上に向けて取り組んでまいります。

資産に関する指標としまして、管渠老朽化率は法定耐用年数（50年）を超えた管渠延長の割合を表した指標で、本村下水道事業は共用開始から26年を迎え管渠老朽化率は0%となっております。今後も管路点検やストックマネジメント計画に基づいて、計画的に施設更新を行ってまいります。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第56号 令和５年度北中城村水道事業剰余金処分について御提案申し上げます。

令和５年度北中城村水道事業剰余金処分について

みだしのことについて、地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、令和５年度北中城村水道事業剰余金処分の議決を求めます。

令和６年９月６日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和５年度 北中城村水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,811,086,151	678,260,686	53,970,459
議会の議決による処分額	6,548,440	0	△ 46,548,440
建設改良積立金の積立	0	0	△ 35,000,000
利益積立金の積立	0	0	△ 5,000,000
資本金への組入れ	6,548,440	0	△ 6,548,440
処分後残高	1,817,634,591	678,260,686	(繰越利益剰余金) 7,422,019

詳細につきましては、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは議案第56号 令和５年度北中城村水道事業剰余金処分について御説明いたします。

表を御覧ください。

未処分利益剰余金5,397万459円のうち、建設

改良積立金として3,500万円、利益積立金として500万円、資本金への組み入れとして654万8,440円、翌年度への繰越利益剰余金として742万2,019円を処分したく上程いたします。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第57号 令和５年度北中城村下水道事業剰余金処分について御提案申し上げます。

議案第５７号

令和５年度北中城村下水道事業剰余金処分について

みだしのことについて、地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、令和５年度北中城村下

水道事業剰余金処分の議決を求めます。

令和 6 年 9 月 6 日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

令和 5 年度 北中城村下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資 本 金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	240,629,205	74,617,615	50,948,308
議会の議決による処分額	16,141,595	0	△ 50,948,308
減債積立	0	0	△ 34,806,713
建設改良積立金の積立	0	0	0
利益積立金の積立	0	0	0
資本金への組入れ	16,141,595	0	△ 16,141,595
処分後残高	256,770,800	74,617,615	(繰越利益剰余金) 0

詳細につきましては、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは議案第57号 令和 5 年度北中城村下水道事業剰余金処分について御説明いたします。

表を御覧ください。

未処分利益剰余金5,094万8,308円のうち、減

債積立金として3,480万6,713円、資本金への組み入れとして1,614万1,595円を処分したく上程いたします。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第58号 令和 6 年度北中城村職員用ノートパソコンの物件供給契約について御提案申し上げます。

議案第 5 8 号

令和 6 年度北中城村職員用ノートパソコンの物件供給契約について

下記のとおり物件供給契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 7 年北中城村条例第 5 7 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的： 職員用ノートパソコンの購入
- 2 契約の方法： 指名競争入札
- 3 契約金額： ￥4,763,000－
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥433,000－)
- 4 契約の相手方： 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目28番21号 ASIAビル3F
株式会社 プロスタッフ
代表取締役 奥平 律男

令和6年9月6日 提出
北中城村長 比嘉孝則

物件供給契約書を添付してございます。御参照のほどよろしくお願ひしたいと思います。

日程第21．報告第5号 令和5年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告について

○議長（比嘉義彦）

日程第21．報告第5号 令和5年度決算に基

づく北中城村健全化判断比率の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
村長。

○村長（比嘉孝則）

では、報告第5号 令和5年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告について御提案申し上げます。

報告第5号

令和5年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり健全化判断比率を監査委員の意見を付して本会議に報告します。

令和6年9月6日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和 5 年度 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく健全化判断比率

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	5.5	39.6
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結赤字額がないことを表す。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第 22. 報告第 6 号 令和 5 年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について

○議長（比嘉義彦）

日程第 22. 報告第 6 号 令和 5 年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

報告第 6 号 令和 5 年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について御提案申し上げます。

報告第 6 号

令和 5 年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、別紙のとおり資金不足比率を監査委員の意見を付けて本会議に報告します。

令和 6 年 9 月 6 日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

資 金 不 足 比 率

比率名	令和 5 年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	— (%)	20.0 (%)	

注) 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第 23. 報告第 7 号 令和 5 年度決算に基づく北中城村下水道事業会計の資金不足比率の報告について

○議長（比嘉義彦）

日程第 23. 報告第 7 号 令和 5 年度決算に基づく北中城村下水道事業会計の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

報告第 7 号 令和 5 年度決算に基づく北中城村下水道事業会計の資金不足比率の報告について御提案申し上げます。

報告第 7 号

令和 5 年度決算に基づく北中城村下水道事業会計の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、別紙のとおり資金不足比率を監査委員の意見を付けて本会議に報告します。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

資 金 不 足 比 率

比率名	令和 5 年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	— (%)	20.0 (%)	

注) 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第 2 4 . 報告第 8 号 令和 5 年度沖縄県
町村土地開発公社事業報告及び
決算報告書について

○議長（比嘉義彦）

日程第24. 報告第 8 号 令和 5 年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、報告第 8 号 令和 5 年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について御提案申し上げます。

報告第 8 号

令和 5 年度 沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、令和 5 年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書を別紙のとおり提出いたします。

令和 6 年 9 月 6 日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。

まずこの中に、我が村の土地開発公社を活用した用地取得事業がございます。2番目のほうのサウスプラザ地区用地と3番目のほうのアワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地取得事業ということで記されております。

まず、前年度までの決算でございます。サウスプラザ地区におきましては、面積として1万2,171.17平米、そしてアワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地取得事業につきましては、6,318.1平米、金額にいたしましてサウスプラザのほうで4億3,744万6,201円、そしてアワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地として5億3,490万6,237円となっておりまして、令和5年度の利息等につきましては、まずサウスプラザ地区が44万3,414円、そしてアワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地につきましては72万80円、そして次年度に繰り越す額といたしまして4億3,788万9,615円と5億3,562万6,317円、計9億7,351万5,932円となっております。

以上で報告といたします。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 0時00分 散会

令和6年第9回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令 和 6 年 9 月 6 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年9月9日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和6年9月9日 午後0時04分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会議録署名議員	1 3 番 議 員		山 田 晴 憲			
	1 番 議 員		川 上 龍 太			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長		徳 村 永 盛	
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長		平 田 清 徳	
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長		新 垣 理 衣子	
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長		安次嶺 正 春	
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	住 民 生 活 課 長		比 嘉 利 彦	
	福 祉 課 長	安次富 規 昭	税 務 課 長		玉 栄 幸 憲	
	こども未来課長	喜 納 啓 二	農林水産課長兼農委事務局長		瀬 上 恒 星	
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長		伊 佐 秀 樹	
			学校教育指導主事			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 2 号

令和 6 年 9 月 9 日（月曜日）

1. 開議 午前 10 時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第 47 号	北中城村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の 制定について	質疑、委員会付託
2	議案第 48 号	北中城村立認定こども園設置条例の制定について	〃
3	議案第 49 号	北中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部 を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
4	議案第 50 号	北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条 例について	質疑、委員会付託
5	議案第 51 号	北中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例につ いて	〃
6	議案第 52 号	北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
7	議案第 53 号	令和 6 年度北中城村一般会計補正予算（第 3 号）について	〃
8	議案第 54 号	令和 6 年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	〃
9	議案第 55 号	令和 6 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	〃
10	認 定 第 1 号	令和 5 年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について	質疑、委員会付託
11	認 定 第 2 号	令和 5 年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認 定について	〃
12	認 定 第 3 号	令和 5 年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定について	〃
13	認 定 第 4 号	令和 5 年度北中城村水道事業会計決算の認定について	〃
14	認 定 第 5 号	令和 5 年度北中城村下水道事業会計決算の認定について	〃
15	議案第 56 号	令和 5 年度北中城村水道事業剰余金処分について	〃
16	議案第 57 号	令和 5 年度北中城村下水道事業剰余金処分について	〃
17	議案第 58 号	令和 6 年度北中城村職員用ノートパソコンの物件供給契約に ついて	質疑、委員会付託 省略、討論、決定

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第47号 北中城村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（比嘉義彦）

日程第1．議案第47号 北中城村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については議長を除く13人の委員で構成する北中城村立認定こども園設置に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。したがって本案は議長を除く13人の委員で構成する北中城村立認定こども園設置に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました北中城村立認定こども園設置に関する調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。したがって北中城村立認定こども園設置に関する調査特別委員会の委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第2．議案第48号 北中城村立認定こども園設置条例の制定について

○議長（比嘉義彦）

日程第2．議案第48号 北中城村立認定こども園設置条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号北中城村立認定こども園設置条例の制定については、北中城村立認定こども園設置に関する調査特別委員会に付託いたします。

日程第3．議案第49号 北中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第3．議案第49号 北中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

おはようございます。確認したい件が1点あります。

1 ページ、第3条、（3）養育者及び養育者が養育するというふうに表現されておりますが、

ダブっているような気がいたしましたね、この辺の説明をしていただきたい。

それから、養育者及び、ひょっとしたら保護者か補助者かどちらかじゃないかなという気がいたしましたので、確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

ただいまの御質疑にお答えいたします。

今回の改正条例の第3条第1項第3号における養育者でございますけれども、同じ母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の第2条で定義がされております。養育者といいますのは、父母が指導した児童又は父及び母が監護しない児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者をいうという形でありますので、議員御指摘の保護者、母子及び父子に関しては、既に対象となっておりますけれども、今回は実の父、母以外の養育する者が養育者というふうになっておりまして、今回の第3号の定義におきましては、養育者自身とその養育者が養育する子供というような解釈でありますので、条文に関しましては特に差し支えない、問題ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を

省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 北中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第49号 北中城村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第50号 北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第4．議案第50号 北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号 北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例については、北中城村立認定こども園設置に関する調査特別委員会に付託いたします。

日程第 5. 議案第 5 1 号 北中城村教育支援
委員会設置条例の一部を改正する
条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第 5. 議案第 51 号 北中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 51 号北中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例については、北中城村立認定こども園設置に関する調査特別委員会に付託いたします。

日程第 6. 議案第 5 2 号 北中城村国民健康
保険条例の一部を改正する条例に
ついて

○議長（比嘉義彦）

日程第 6. 議案第 52 号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第 39 条第 3 項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 52 号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第 52 号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 5 3 号 令和 6 年度北中城
村一般会計補正予算（第 3 号）に
ついて

○議長（比嘉義彦）

日程第 7. 議案第 53 号 令和 6 年度北中城村一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

○3 番（比嘉 悟議員）

3 点ほどお願いします。

まず 10 ページ、19 款 2 項 1 目 1 節物品売払収入 80 万円、説明ではあやかりの杜のマイクロバスの売払いということですが、それは何社か見積りを取って売り払ったのか。

18 ページ、3 款 1 項 3 目 12 節委託料、災害時要援護者支援システム保守業務と避難行動要支

援者避難確保事業の、すみません、もう一度説明、内容をお願いします。

次に20ページ、3款2項2目10節需用費の施設改修850万3,000円の改修の内容をお願いします。3点です。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

比嘉議員の御質疑にお答えします。

見積りを何社から取ったのかという御質疑だったかと思うんですけども、3社に見積り依頼して、2社からは見積りを出せないということで断られ、1社の見積りで売払いを行いました。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質疑にお答えします。

18ページです。3款1項3目老人福祉費、12節委託料216万8,000円ですが、まずその内訳としまして、上の災害時要援護者支援システム保守業務についての金額は33万円。下の避難行動要支援者避難確保事業については183万8,000円の補正でございます。まず上の災害時要援護者支援システム保守業務については、下の避難行動要支援者避難確保事業の実施に当たりまして、既存の災害時要援護者支援システムというものがありまして、その地図情報を最新の情報にするための保守委託料となります。続いて避難行動要支援者避難確保事業につきましては、災害時に災害行動が困難な要支援者について、災害時における避難行動の個別計画作成に係る委託料となります。委託先は村社協を予定しています。

今回の補正予算については、東海岸側の5地域にお住まいの要支援者のうち、個別計画作成や自主防災組織への情報提供の同意を得られた方を対象としています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

続きまして20ページです。3款2項2目保育所費、10節需用費におけます施設改修（こども園移行準備）850万3,000円に対する内容でございますが、来年4月に認定こども園へ移行を予定しております北中城幼稚園及び喜舎場保育所のそれぞれの改修に伴うものでございます。大きなものとしたしましては、幼稚園側における園児の飛び出し防止のためのフェンス設置であるとか、あとベランダ側の転落防止ネットの設置、あるいは喜舎場保育所側の園庭整備や給湯器設置等、あと看板の取替え等ですね。それら一括発注を想定して、あとは諸経費という形で合わせて850万3,000円を計上しているものでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

マイクロバスの件から、3社に依頼したけれども、2社辞退して1社しか来なかった。これはもっと、多分1,000万円ぐらいするマイクロバスですよ。それが80万円。動けるから80万円で売り払ったんですけども、もっと需要がありそうな、老人ホームとかいろいろな施設には欲しいところもあるんじゃないかなと思ってですね、もっと法人なりではできなかったのかなという意見ですね。それは以上でいいです。

次、18ページの東海岸5地域のみの避難行動支援者確保事業ということですけども、これは多分津波だけじゃないと思うんですね。要支援の方を避難させるときに。台風とかそういったときも、上の地域でも築何年以上経って不安ということもあるので、これ全地域対象にはならないのかですね、村内全地域。

改修は大丈夫です避難行動のみ答弁をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質疑にお答えします。

今回、避難行動要支援者避難確保事業については、さきの4月3日の津波警報を受けまして、とりあえず先に重要性が高いところというか、先にやっていきたいなということで、海岸地域を想定して避難行動計画、同意をもらえた方からの避難行動計画を策定する予定で、今後引き続き上のほうでも土砂崩れ等、災害区域もありますので、その辺はまた引き続き継続して行っていく予定でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

この情報が得られたら、もし、各自主防災組織にその情報は提供できるのか。その点だけ。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質疑にお答えします。

実際、避難行動計画を策定するのは社協のほうに委託するわけですが、村のほうで実際先にこの対象者となる人たちを回って同意をもらう作業が先にあります。そこで同意をもらった方には、やはり自主防災組織とかそういったところに提供する旨も含めて説明していきたいと思っています。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

2点ほど質疑をさせていただきます。

8ページ、歳出3款1項3目12節、先ほど悟議員のほうにも内容の説明がありましたけれども、改めてその件について質疑いたします。

それから24ページ、5款1項3目12節、農業振興費、委託料の農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進業務、その内容について2点ほどお聞きいたします。よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時17分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

委託料、避難行動要支援者避難確保事業、この内容ですね、先ほど説明いただいておりますけれども、改めてお聞きいたします。18ページです。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質疑にお答えします。

避難行動要支援者避難確保事業につきましては、災害時に避難行動が困難な要支援者について、災害時における避難行動の個別計画を作成する委託料となります。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

私のほうからは24ページ、5款1項3目12節ですね、農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業における補正の要求ですけれども、現在、この業務計画につきましては、やはり住民への理解を得るために、住民説明会など

を随時行ってきたところですが、やはり紙で資料をお渡ししてもちょっと分かりにくいというようなお声もよく聞かれました。そのために、住民説明会用のモデルですね、模型を作成したいということで、この予算を計上したところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

まず初めに18ページについて再質疑させていただきます。

この要支援者というのが、例えば東海岸の低地帯に住んでいる方々が約4,000名いらっしゃいます。その中でどういう方々を対象にしているのか、その辺をお聞きいたします。

それから24ページ、農を活かした健康・福祉の里づくり、これは新たな我が村のですね、いろんな面で今後将来に向けての取組だと思いますので、これは41自治体の中でも進んだ取組だというふうに思っておりますので、これについては全力で取組をしていただきたい。

それで何だかんだ言ってもやっぱり集客ですから、観光客がこっちにいらして、観光消費額を上げてもらうという意味でも、税とかの獲得で十分な役割を果たしてくれるものというふうに思っておりますので、ぜひこれは全力で取組をしていただきたい。

先ほどの18ページの件、改めてお聞きします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質疑にお答えします。

要支援者についてはですね、要介護3から5の高齢者、そして重度障害者、重度障害者については身体障害者1級、2級、知的障害者についてはA1、A2区分ですね。精神障害者については1級、そして独居高齢者、高齢者夫婦の

みの世帯ということで対象をシステムからそのままピックアップはしています。東海岸側で約150名いらっしゃって、その中から施設入所とか、いない場合もありますので、若干人数は少なくなっていると思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

まずですね、津波というのはいつ発生して、いつ押し寄せてくるか分かんないですね。予想がつかない。台風は3日、4日ぐらい前から熱帯低気圧が発生して台風が変わっていく。そうしたら予報円が出てきたりして、ある程度対策はできるんです。しかし津波というのは、行っただけですぐできませんので、それから昼に発生するのか、夜に発生するのかわかるとは思いますよ。そのときの対応の仕方も含めて、ぜひこの業務内容には含めていただきたいなというふうに思っております。

それから、例えば美崎地域です。美崎地域は一番沿岸地域においても避難しにくい場所だというふうに思っております。そこには避難タワーとかそういうものも避難確保事業に組み込むべきだと思います。改めてお聞きします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質疑にお答えします。

今回の避難行動の個別計画についてはですね、もちろんいろんな災害を想定してつくらなければならないと思っています。実際はですね、その内容としてはその方の障害とか、そういった体の状況であるとか、災害が起こったときの行動を支援してくれる人であるとか、あとは一時避難場所への経路だとかという形のものを事前につくっておいてですね、それを自主防災組織であったり、近隣の人たちがそれを把握してい

て、実際何か起きたときには誰かが支援できるという形になります。これを担保に、じゃあこの人たちが支援してくれるから、計画があるから、ということではありませんので、そういう備えをしておくということで個別避難計画というのを策定していくものでございます。美崎地区についてもそのとおりでございます。同様な形で、まずは津波に対しての行動計画を策定していくということであります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

課長、タワー建設についてはどうですか。

○福祉課長（安次富規昭）

美崎地区の避難ビルについては、今のところ計画はございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

3点ほどお願いいたします。

まず25ページ、5款3項1目12節委託料の副業型地域活性化起業人業務委託料（水産養殖実証事業）、副村長の説明でカキの養殖という話があったと思いますが、その辺の事業内容を具体的にお願いします。

それから28ページ、7款3項3目の10節需用費、施設等修繕費について、この辺もどういった公園の施設修繕があるのか。具体的によろしくをお願いします。

最後32ページお願いします。9款5項3目12節、大城イリヌカー石積修繕工事現場技術業務委託料について、こちら自治会から要望を出していて予算が組まれていると思うんですけども、この辺がいつ修繕をスタートしていつまでに終わる予定なのか、この辺をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

私のほうから25ページです。5款3項1目の12節、副業型地域活性化起業人業務委託料として計上したものですけれども、副村長から御説明もあったとおり、これはカキ養殖の実証実験を今年度からやっていきたいということで計上したものでございます。この委託料につきましては、事業者から提案がございまして、実際の実費については役場ではなくて事業者のほうに負担すると。負担するけれどもこの実証実験をやらせていただきたいというような申出がございました。この実証実験につきましては、やはり海域を使うものですから、この辺りにつきまして県の農林水産部と打合せしたところ、実際実証実験でも漁業権を取得しないと養殖の実験は許可できないというようなお話がございました。それでどうすればいいかといいますと、事業者のみではなくて、北中城村がちゃんと先導して行う実験であれば、特例という言い方はちょっとおかしいんですけども、許可が出せるということを伺いまして、私どもがこの計画をつくった形で申請を県に出して、あと専門的な知識についても実際にカキ養殖をやられている事業者が別の事業者なんですけれども、ここからの派遣をしていただくという費用で、この業務委託料を計上したところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

それでは私のほうから28ページ、7款3項3目10節の需用費、施設等修繕費についてお答えいたします。

これは場所が防災広場になりまして、その照明灯が漏電のため今5基使えない状態になっているということで、その灯具の取替えの費用となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑にお答えします。

私のほうから32ページ、9款5項3目12節委託料の大城イリヌカー石積修繕工事現場技術業務委託料に関連しての質疑で、今、大城のほうから形状変更について申請が上がっております。この申請については、また教育委員会のほうで決定するんですけれども、重要な文化財ということで文化財保護審議会に今から意見聴取をして、工事に問題がないか等確認していただいた後に、11月頃からおおむね4か月程度の工期を見込んで実施する予定となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

では、まず25ページのほうから再質疑させていただきます。

先ほど答弁でありました事業者からの提案ということで、でも実際カキの養殖のノウハウを持っている事業者は別にいる。この辺のやり取りは大丈夫なんでしょうか。まず提案した事業者というのはどういう専門職があってその話があったのか、その辺お願いします。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

今回このカキ養殖の実証実験を提案してきた業者はもともとふるさと納税に対する返礼品ですね、返礼品を取り扱っていただいていた業者です。また、この返礼品に関してもいろいろ定義がどんどん法律的に変わってきたということもございまして、村内で何か特産品的なものが、さらに新しい品目として作れないかということ

を企画振興課と前々年ぐらいから打合せしてきて、その中で現在アーサ養殖の収穫量がどんどん右肩下がりというような状況にもなっておりますので、何とか海産物で、養殖などを検討できないかということの提案を受けたところでございます。

そのカキ養殖につきましても、この提案している事業者とのつながりといいますか、紹介がございまして、カキ養殖を専門的にやられている業者から人材派遣についても、指導的人員の派遣も可能だというようなお話までいただいております。なのでこれを実用化していければ、まず実験してみないと何とも言えないというところがございすけれども、やはり今後の水産業の生き残りといいますか、こういったのも検討していく時期ではございますので、ぜひ前向きに進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ただいまのところで、ぜひですね、ふるさと納税の返礼品というのも村の収入になりますので、いい形で実現できればなと思っております。

それから28ページの公園等修繕費についても理解しました。

32ページのイリヌカーの修繕についても、ぜひ、いい形で修繕できればと思っております。

私からは以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

今、川上議員からもあった質疑ですけれども、25ページの5款3項1目12節、副業型地域活性化起業人業務委託料についてですけれども、水産業がこれからこの事業が実証実験で成功すれ

ば、いい展開になるのかなと期待も膨らむんですが、例えば企画書ベースの中でどれぐらいの実証実験の効果が出るのかとか、なぜ北中城、県内いろんな海域があると思うんですが、なぜ北中城で、北中城の多分地理的な優位性があるから今回ここになっていると思うんですけれども、そういう北中の優位性も含めて、どんな効果があるのか、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

北中城で優位なところという御質疑だったんですけれども、実際はカキ養殖、映像とかで見られるのは海の結構深いところでぶら下げて養殖するようなイメージがあると思われますけれども、今回提案があったのは浅いところで籠の中で養殖するというような方法を考えております。今アーサ養殖をする遠浅のサンゴ場ですね。こういったところでもカキ養殖ができるというような提案でございました。また、アーサ養殖でも同様ですけれども、養殖する場所までの距離が近い、特にあそこは干潮になれば歩いても行ける場所にもなっていますので、現在のアーサの養殖に携われている方も、プラスでカキ養殖までやっていけるんじゃないかというようなことも含めて、収入の増加ですね、現在の漁業者の収入の増加も見込めるということもございまして、この実証実験に取り組みたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

分かりました。じゃあそういう意味で、名称が副業型地域活性化というのは、アーサもしながらカキも成功すれば一緒に兼業できるよみたいな意味でのものになっているのか、もともと

そういう予算の名称の補助金を使うというか、そういう感じでその名称なんですかね。どうですか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

この副業型地域活性化起業人の業務委託につきましては、こういう制度がございまして、国の。これは派遣する方への報酬の分で計上している予算ですけれども、あくまでも本業はその方が今勤められている会社の事業ですけれども、それプラス、そこから人材を派遣するところに手当てする派遣分に対して、こっちが費用負担をしてあげるということで副業型というふうな名称が別途で正式に、補助金のそういった名称がございまして、あえて今の漁業者の方が副業、別のアーサ養殖やられている方がカキ養殖もやるということの副業ではございません。ちょっと分かりにくいような説明になってしまったんですけれども、別個、こういった補助制度がございまして、そちらの名称を使ってこちらの説明のところには入れてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

はい、分かりました。1つ懸念として、例えばアーサが今、課長の説明からもあったように年々収穫量が下がっていく中で、その原因というのはあまり明確じゃないじゃないですか。ただ、潮目が変わったとか、海水温が上昇したとかというもろもろざっくりな理由はあると思うんですけれども、そういうアーサの収穫減に与えている影響がこのカキにも影響はという言わば企画書ベースの中での検証とかというのはあったんですかね。そこはまたひとつ心配だなと

思うところがあるんですけれども。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

まだ検証ということ自体ができない状態です。県から漁業権とかをいただいていませんでしたので。なので、似たような場所で養殖の実例を持たれている業者が指導に来ていただけるというお話なので、現地のほうも確認していただいて、アーサ養殖に影響が出ない場所に養殖籠を設置しての実証実験が可能ということでございましたので、まだ実際に生育などについては、またこれから。まずはやってみようというところの状態です。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、私も同じく25ページの今、話のありましたカキ養殖の件についてですが、今は農を活かしたというところがすごいクローズアップされて、そこを進んでたんですが、水産課のところに目が行き届いてないのかなと危惧していたところ、今回こういったチャレンジ、すばらしいと思っております。

しかしながら、今、話を聞いていますと、カキの養殖をする。漁業権を持っていない方が新たな浅い海域で、籠の中でカキを養殖する。そういった事業を展開しようとしている。こういった新しい試みを、例えば北中城村の漁業組合、そういった方々としっかり意見交換をされたのかどうか。まずそこから聞いてみます。お願いします。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

当然、現在、アーサ養殖場のすぐ近くでこの実証実験をやるかとしているところでもございますので、まず私どもにこの提案が来たときに、実際に北中城支所、漁協にこういった話が来ているけれども、協力ないしはそういったものができますかというようなお話はまずやっております。漁協のほうとしても、これまでだとアーサだけだった。それ以外に何か収入につながるようなものが何かないかというのもずっと探されていたようです。なので漁協のほうでも協力するということで、まず4名ほど現在協力できるという方を募っておりますので、この方たちと協力してこの実証実験に取りかかっていたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

先ほど申し上げたんですが、農を活かしたというところが、もうどんどんどんどん大きな活動になっていて、そこばかりがクローズアップされて心配していますよと。水産業のところについて心配していますよということをさっき話しましたが、私もいろいろ漁業組合の方と話ししていくところで、やはりしおさい市場がああいう状況になってですね、もっと何か活用できないかなという、それを考えている漁業組合の方々もいっぱいいらっしゃるんですよ。そういった方々とカキの養殖について協力していく、4名の方々が一緒にやっていこうと賛同してくれている方がいるというのも大変心強いんですけれども、カキ養殖と併せて、ほかにもこういったことをやってみたいとか、それも並行してできるのかどうか。漁業組合の方々もいろいろ案は持っているようですが、なかなかそれが大

きな声にできないというか、表に出てこない。
今、農を活かしたのところだけがどんだん
どん走っていつている感じ。今回カキ養殖を実
証実験していく中で、漁業組合の方々の意見も
もっと吸い上げて、新たな事業といえますか、
このカキ養殖と併せて、漁業組合の方の活動を
後押しするようなこと、それは可能でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒
星）

お答えします。

特にこれまでも漁協の組合員の方々の意見を
無視してきたということはまずございません。
こちらからこんなことをやってはどうかという
提案はあったんですけれども、なかなか反応が
なかったというのが実際のところなんです。なので、
やはりこういった新しい取組に関して、関心を持
っていただけるというのは大変喜ばしいこと
だと考えておりますので、まず、あれもこれも
ではなくて、まず一つ一つ積み上げていければ
と考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

了解しました。私の海のカキのイメージが、
福岡県の糸島市のカキ小屋とか、国内外から旅
行の方々が来て海産物を目の前で炉端で焼いて
食事して帰っていくという、そういう一大観光
事業といえますか、目玉になるものとなるかな
と思っております。今回このカキ養殖をして、
それがうまくいけば、そういったことをやって
いく、そこまでの意気込みとかありますでしょ
うか。お聞きしてみたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒

星）

お答えします。

まず実証実験ありきですけれども、これでう
まく結果が出て、ある程度の数量ですね、生産
量が確保できるということになりましたら、一
つの村内産特産品としてですね、村としても後
押ししていけるものだと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいまの比嘉正志議員の御質疑にお答えい
たします。

本村では、これまでも琉大の皆さんと一緒に
なって、ミーバイの養殖等についても検討いた
しました。ただ、途中まで研修等も参加いたし
まして、断念いたしましたのは費用対効果、そ
して非常に経費がかかるということで、なか
なこれは漁業従事者では運営できないような
ところがございました。それで今回のカキにつ
いては、私、テレビで見たんですけれども、フ
ランスのモンサンミッシェル辺りは、干満の差が
激しいですね。あそこでゲージに入れてカキ
の養殖をしていたものですから、それがうちの
漁業従事者のアーサの一角を借りてそれがで
きるということでしたので、それに期待したいな
と思っております。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

同じ質疑ですが、このカキの養殖、もう一度
確認したいんですが、組合等と調整をして、協
議をして進めていくというお話ですが、しかし、
組合員は何十名もいる中で4人しか今協力が得
られないというのは、本当に組合員から、組合
全体として、お話をされて、組合員全体にこの
件は浸透しているのか。その中でしかし4人し

か協力はもらえないというのか。その辺を少しはつきり答弁をいただけますか。

それから、なぜこの時期でしょうか。金額的にはそんなに大きな金額ではないんですが、ある意味農林水産業の新しい取組なので、年度初めとか、あるいは今年度で計画をして、次年度の新年度予算に反映させるとか、そういうことがあってもいいのかなというような思いがあるんですけれども、それ答弁もらえますか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

まず御質疑であった4名の協力者のお話ですけれども、実際お話ししたのは、まず佐敷中城漁協の漁労長ですね。それと北中城の支所長にまずお話をしております。この中で、特にアーサ養殖場のすぐ近くでそういったものが、そういったことをやりたい。あと協力される方を推薦してほしいというようなお話をしております。その中でまず4名の方は協力できるよというような前向きな意見を伺っておりますので、おそらく支所長にお話をした時点で、漁協の組合員の方々にはこの情報は伝わっているかと考えております。

あと、この時期にどうしてなったかといいますと、この提案があったのが新年度予算を作成した後に要請がございました。実際カキの養殖の時期といいますのが、基本的に稚貝を先ほど言いました網の中で育てるというやり方ですけれども、実際養殖の期間というのが大体10月から、秋口から養殖し始めて、大体年を越して1月、2月にはもう出荷できるというようなスケジュール感というお話なので、まず実証実験でもございますので、できたら10月ぐらいから養殖籠を設置して養殖を開始できればなということで、今回の補正予算の時期にちょうど該当しましたので、計上したところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

組合員に本当に浸透しているのかどうかは、少しまだ懸念が、今、課長の答弁からはありません。これまでも組合には様々な課題とか問題等がありました。ですから、組合員に本当に浸透させて、全員が納得してもらおう、組合として本当に協力してもらおうという体制をもう一度確認しながら、組合員と体制強化を図れることを、また議会にもちゃんと答弁できるように、もう一度組合員との調整を、協議を密に図っていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

それから時期については了解しました。ただ、先ほどから話が出ているように本村はアーサの拠点産地として認定を受けて、ただ、年々この収穫量が落ちているということで、1つの実験としてカキの養殖に向かうということですが、じゃあ例えば、これまでもアーサは様々な取組をしてきたんですけれども、もう村としてはある程度、これ以上のアーサの生産高を抑えるということは厳しいという判断をされているのか。それと県からは漁業権が発生するという話があって、ただし、村に責任を持ってもらえば、ある意味特例的に認めてもいいですよということというお話ですが、ということは村がかなりこれ金額は100万円ですけれども、責任重大だと私は考えるんですけれども、その辺は実証実験ではあるにせよ、成功させるある程度の自信めいたものがないと、県にもこれは説明が通らないのではないかと考えますが、その辺どうですか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

まず、支所長にお話した段階で、実際の漁協

の組合員全員にということでは、というふうにおっしゃっているんですけれども、まずは実証実験をやった上で効果を確認しないと、特産品に認定するも何も、そこまで行く話でもないの、まず協力していただける組合員がいらっしゃったということで大変喜ばしいことだと考えております。

また今後についても、実際、実証実験が成功してどんどん拡大していった暁には、その特産品としての指定とかも検討する価値があると思いますので、そういった段階で組合員の皆様に、また改めて確認は、こういった水産品についての確認は取っていきたいと考えております。また今後実証実験が成功するか失敗するか、これははっきり言えないところではあるんですけれども、他県ではあるんですけれども、実際養殖をなりわいとされている会社の方から指導に来ていただけるということと、沖縄県内でもカキ養殖に取り組まれている自治体もございまして、そういったところからもノウハウを聞きながら、情報収集しながら、ぜひ成功に向けて私どもも取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

課長、アーサの生産高が厳しい状況の中で、このカキ養殖に切替えていくのか、その考え方の見解を質疑しています。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

失礼しました、今現在、アーサ養殖に携わっている方はここ10年程度メンバーとしては変わられていません。新規の漁業者は入ってこれていません。なので実際の労働力等の面から行きますと、メンバーが新規に増えるとかというふうにならないと、恐らく漁獲量が増えていくというのは期待できないのかなというふうに考えております。ただし、同じ労働をするにして

も、そういった新しい水産物の選択肢があれば、新しく漁協に入りたいというような方もいらっしゃるかとも思われますので、そういった新しい人員を募集することにつきましても、一つの手ではないのかなというふうに私のほうで考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

あと1点、漁業権、民間ではできないんですが、漁業権、本村が事業を進めていけば県は認めてくれると。そういう中で責任というのは本村に重いものがあると思いますがということの質疑がありましたよね。この件数については。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

漁業権につきましては県からの指導で、村が主体的にやっているものというふうにみなせばということでございましたので、やはり私どもとしては失敗するつもりでやるつもりはございません。なので結果がどう出たとしても、やはり私どもがそういった産業の発展に寄与することには特に後ろ向きではございませんので、ぜひ漁協の方々にも協力していただいて、これを成功させていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは私のほうから、すみません、今回もいっぱいあります。よろしくお願いします。

まず歳入3ページです。債務負担行為、通学バス購入事業ですけれども、限度額の増額という説明ですが、当初予算、今年の4月の予算委員会これを質疑した覚えがあつてですね、令

和6年度で契約をして、令和7年度に納車ということで債務負担行為をやるという話でした。2年かけて慎重に購入するようなイメージだったんですけれども、慎重に事業を行ったにもかかわらず今回500万円増額です。普通、自動車購入というのはある程度金額が決められていて、モデルチェンジがない限りは金額が高くなったりということはないんですよ。それで4月から予算を組んでいるということは、もうその前から、今年の初めからしっかり予算を調整しながら令和6年度の予算に積み上げてきたと思うんですけれども、なぜ、今になって増額する理由があるのか、詳しくお願いします。

あと、これも歳入です。9ページ、13款1項1目1節の地方交付税、マイナスになったのを私今回初めて見ました。説明では固定資産税の影響だったか、ちょっと聞こえにくかったんですけれども、でしたけれども、前年度比でやると3,500万円ぐらいなんです。固定資産税を増額しているのが。少し見ると交付税の調整で令和5年度予算ベースで、前年度比2,100万円の増額で予算化されています。しかし、令和6年度は前年度比1億5,600万円増額になっています。これが大きいのかなというふうに思っているんですけれども、ごめんなさい数字をちゃんと確認したつもりですけれども、もし数字が違っていれば訂正をお願いします。私は、固定資産税の増額というよりか、予算調整のときに高く見積もったんじゃないかなというふうなイメージがあります。この辺の説明をお願いします。

続いて歳出13ページです。2款1項16目24節基金積立金、財政調整基金です。一般質問でも財政について質問があります。そこで言われているのが、前任から引き継いだ財政状況をしっかり確認しないと全責任を負わされるということでもあります。それはですね、予算を通してきた我々議員に対しても同じことが言えると思います。今回出された金額が最終的な積み上げに

なってくると思うんですけれども、前年度の積み増しが2億円、今年度は1億5,000万円、積立残高も令和4年度7億円あったものが、令和5年度は3億7,000万円、令和6年度の現在の残高が2億5,000万円という説明でした。どんどん貯金も切り崩してための金額も少ない。さらに、まだ年度途中なので今後、取崩しする可能性もある。以前に財政について村長に一般質問で議論したことがあります。財政調整基金の一般的な積立額は基本財政規模の15%から20%という話でした。我々の基準財政規模としては7億円から9億円あってもおかしくないというふうな村長の答弁でしたけれども、今現在2億5,000円、この件についてどのようなお考えを村長は持っているか、お聞かせください。

続いて18ページです。3款1項3目老人福祉費、12節の委託料ですね。先ほども質疑がありました避難行動要支援者避難確保事業でありますけれども、やっているに越したことはないということですが、対象者がどのくらいいて、またこの対象者に対して同意を取らないといけないと思うんですけれども、プライバシーの部分が結構あるようなイメージで、同意がどのくらい得られているのか。さっき説明を聞いたら、今から村が同意をして、この事業に社協が入るということですが、しっかり同意する人数が把握できて、これが結構多いなということになると、もちろんこの事業はやっていいと思うんですけれども、例えば50人いて、二、三人しか同意する人いないよとなったら、あと48人はまた別の形で支援をしないといけない。それに当たって費用対効果というのが相当薄いようなイメージがあると思います。この同意、どのくらい取れるのか。取ったのかよく分からないんですけれども、この対象者に対してですね。お願いします。

あと、これは老人関係でやっていますけれども、障害者に対しても若年者の障害者も、要支

援者がいると思うんですけれども、この方々に対してはどのような対応をするのか、これもお願いします。

続いて、先ほどから言いますように、24ページ、5款1項3目農業振興費、12節委託料、これは農を活かしたですね、先ほど大城律也議員からありました。模型を作るということでしたけれども、見せるということです。今現在なかなか進んでいない、この状況であります。一度私が広報委員会の委員長をやったときに、泡瀬ゴルフ場の整備の図面だったかな、体育館のアーリーナの図面だったかな、それを欲しいということで、広報に載せたいからということでやると、村民から、もし違った部分でなると間違った見解に捉えるからちょっと出せないという話でありました。今回、まだ今の時点で、結構場所も変わったり設備も変わったり、駐車場とかいろんな部分でどんどん変わっていく状況がある中で、こういった模型を作って、はい、これで行きますよということだったら、100%この事業がこの形になるということでない、前回の説明を聞いた部分でちょっと意見が違うなというふうに思いますけれども、今回のモデル、模型を作るに当たって、しっかり100%、この事業、同じような形でできるのか。もしできなかったら、もちろんこれ違うじゃないのという話になると思うんですよ。この辺どういうふうに捉えているかお願いします。

続いて25ページ、3款5項1目水産振興費、12節委託料の副業型地域活性化起業人業務ですけれども、先ほどから議論があります。私のほうから質疑したいのは、これは事業計画が上がってきて、村で担当課、もちろん村長も含めてしっかり精査したというふうに解釈しているんですけれども、やったのかやらなかったのか。また、ふるさと納税で大変いい返礼品になるという話でしたけれども、今久米島町あたりは無菌の、あたらないカキということで、大変すば

らしいカキができてきているんですよ。そういった中で、普通にカキを養殖して返礼品としてできるんですけれども、本当に人気が出てブランド化するのか。ブランド化というか、今ふるさと納税もどんどん下がってきていますよね。その中でこの計画を見てしっかり部局なり、村長なり、計画の中で話し合われたのか、その辺をお願いします。

あと、27ページ、7款2項2目道路新設改良費、14節工事請負費、村道北中城高校127号線の工事が出ていますが、これはちょっと確認です。ここ数年このような似た工事を結構やっていまして、補正2号では5,000万円減額しているんですよ。また、今回は増額となっていますけれども、磁気探査、今回行った場所の工事なのか、できるだけ予算を我々が見るときに、どこの工事に対してやっているのか、前の工事に対してやっているのかというのがちょっと曖昧な部分があって、確認しないといけないということですけれども、この辺よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質疑にお答えします。

3ページです。債務負担行為の補正についてですけれども、当初見積りを取っていたのが、横1列にシートが並んでいるタイプで見積りを徴収していたところでありますけれども、それだとあまり人が乗らないということで、立席、立ちながら乗るタイプに変更等を行いまして、今回これだけ増額になっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

上間堅治議員の御質疑にお答えします。

私は、まず9ページです。13款1項1目の地方交付税がマイナス6,100万円の理由ですけれども、副村長説明でも固定資産税の影響によるということで、固定資産が増になったことによって財政収入額が増になって減なんですけれども、実際は県の通知、当初予算を組むときも県の通知によって組んでですね、また今回も県の通知があったものですから減の補正予算となっております。

○議長（比嘉義彦）

課長、すみません今の件ですが、この数値を高く見積もったということはないですかということですが、その件でどうですか。

○企画振興課長（仲本正一）

じゃあ今の答弁ですね、こちらが高く見積もるとかじゃなくて、県からの通知によって見積もっていくものですから、県は前年度とかその前の年を含めてこちらに通知が来るものですから、通知どおりに入力をしているところであります。

次に13ページ、2款1項16目財政調整基金費です。堅治議員がおっしゃっているとおり、令和5年度末は3億6,800万円、約3億7,000万円ありました。今現在2億5,700万円、本当に我々財政も非常に心配しております。また、これから補正等を含めてもっと出るんじゃないかということで、今回人勧も増える予定で11月末に臨時会があると思いますけれども、非常に心配しています。本来だったらやっぱり8億円ぐらい財調にためないといけないんですけども、今、新クリーンセンターの負担金とか、あと公共施設の村体を買戻すための基金を積み上げたためにここが減っていますので、ある程度財政調整基金をですね、新クリーンセンターはもう負担金を払っていかないといけないので、少し公共施設の基金を止めて財調のほうに振り向けてためる予定としています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

私のほうから24ページ、5款1項3目の12節、農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業についての住民説明用のモデル作成の件で御説明いたします。

現在、第一段階は竣工に向けて今年度内で完成予定です。第二、第三段階はちょうど実施計画の見直し中ですので、ある程度の建物の概要などは計画として固まってきているところでもございますので、実際、今回予算計上した分につきましては、各第二段階、第三段階につきましては、事業者が計画しているものを立体化させていこうかと考えております。ただし、まだ開発許可などに直接許可が下りたわけではございませんので、今後モデルの形が変わる可能性もないとは言えないんですけども、やはり見て分かりやすくなるように、あそこは高低差、地形の起伏も激しい場所でもございますので、その建物との高さの取り合いとか、こういったのも目で見てイメージができるようなものであれば効果的じゃないかと考えております。

続きまして、5款3項1目12節ですけれども、県内のさっきおっしゃられたカキ養殖施設、無菌施設、特にカキとかでも生食の場合には貝毒、貝の中で毒素を濃縮させるというような生態的な特色もございますので、食あたりを防ぐための無菌培養ですね、毒抜き施設などが今後必要になってくるというふうには私も理解しております。実際こちらを予算化する前に、村長などとそういった打合せなどがあったのかというお話だったんですけども、当然こういった提案があって、やはり私どもとしても水産業当たりをもっとこ入れしていきたいというのは前々からありましたので、こういったものをどうにか予算化してほしいということで、村長、副村長

にもお願いして、今回の補正予算の計上につながっているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

上間議員の御質疑にお答えします。

今回の地方交付税の減については大変私たちも痛いところでございますけれども、当初予算編成の中で、私たちは収入をある程度押さえて予算編成をするものがございます。そこで地方税につきましてもまた押さえて予算計上したというところがございます。

それから御承知のように税収がものすごい上がった、おまけに基準財政収入がものすごく増えたものですから、ある意味ではその逆効果といたしまして交付税が減るという仕組みは御承知かと思います。私たちはさらに地方財政計画、あるいは地方債計画等も含めて勘案して予算編成に取り組むわけでございますので、先ほど企画振興課長から説明がありましたように、県からの通知、国からの通知、おまけにまた臨時財政対策債が減っていますから、ある意味ではこれが私たちの財源不足ではなくて、むしろ臨時財政対策が減るということは我々がある意味では税収は豊かというのは、我々が当初見積もった以上に税収があったということで、今回の補正ということになったわけです。御理解いただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

私のほうから18ページ、3款1項3目老人福祉費、12節委託料の避難行動要支援者避難確保事業についてですが、今のところ対象者、この5地域の上でピックアップしたのが150名程度いますが、その中から同意をもらえるかどうか、やってみないとちょっと分からないんですが、

今のところ大体30名から40名ぐらいを想定しています。これについては最近も市町村集まっの研修会等がございまして、同意の取り方の手法ですが、例えば沖縄市であると、文書で通知を送って、同意しますかということで、単純に送ってそれを返信してもらうというやり方をすると数が多いということなので、そうするとやっぱり減っていくのかなという感じを受けました。ただ、私たちのほうは実際そこに戸別訪問する形で、事業説明をした上で同意いただけるかどうかというのをやろうかと検討しています。加えて4月3日の津波警報以来、やはりその地域の方々の意識というか、認知度が高まってきていると思いますので、その辺はこれまでの事業、実は26年か30年も同じ事業しています。その四、五年の間で同意をもらっている方が40名ちょっとなんですね。それに比べると増えていくのかなと思っていますので、実際それやってみないと分からない部分がございます。それとプライバシーの件ですが、その辺も保管方法であるとかというものをしっかり定める必要がありますので、その辺の要綱を定めるということを検討しています。あと障害者についても、今予算措置ではこれまでの災害時要援護者システムとか含めた老人福祉費に入れていますが、今回ピックアップした支援者150名の中に、障害者も含まれていますので、その中から同意をもらっていくという形になります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

それでは私のほうから27ページ、7款2項2目、村道北中城高校127号線道路護岸整備工事についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、たびたび補正予算を取らせていただいているところでございまして、この流れからしますと、まず令和5年度に工事

着手をしております。これに対してできるだけ進捗を図りたいということで、国の補正予算を活用しながら進めているというところで、その国の補正予算の配分が年度末に来るというところで、その補正予算を生かして追加分の磁気探査を行っております。工事のほうは渡口橋から上流側、国道向けと言ったほうがいいですかね。そのほう70メートル分が昨年度、令和5年度の工事分。さらにその先について磁気探査で残り40メートル程度を実施しております。今回の令和6年度分の工事につきましては、昨年度に引き続き上流側に今予算配分として20メートル分の配分になっている。できればその残り分の40メートルをまとめて発注して工事を完了したいというところではあったんですけども、当初の配分額がそれに見合わない金額になっていたということで、その後県の担当とも調整をさせていただいて、できるだけ予算配分いただけないかということで、ほかの自治体で不用となっているようなものの流用を今回、回していただいているというところでございます。今年度の実施予定としては、昨年度に引き続き20メートル分上流側を施工予定としているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

最近の状況につきましては、大変良好な状態とは言えないものがございます。といいますのは、将来的な負担というのはございます。要するにクリーンセンターの整備等、あるいはまた公共施設、これはその他の公共施設全般の整備

事業計画がございますので、それに充てる基金としてございます。そこでトータルとして1億円余りの減額が生じているわけでございますけれども、今後さらに火葬場等、大きなプロジェクトが始まりますと大変な基金積立てを要するところがございますので、しっかりと将来的な負担等を見極めながら基金積立てをしてまいりたいと思います。とにかく今の財政調整基金のほうでは大変心もとない積立て状況でございますので、しっかりとそこは増やしていきたいなと考えております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは1番目のほうから順次再質疑いたします。

債務負担行為の通学バス購入事業です。シートの列を変えたということですが、シートが減れば、自分のイメージからしたら金額は減るんじゃないかなというふうなイメージなんです。なぜ、シートの配列が変われば500万円増額なのかというのを聞きたい。

あと交付税に関しては、県からということはどうしようもないのか、もしかしたらもっと本当にこの金額でいいのかということも確認しながらやらないと、結局これだけ入ってくる予定で見積り予算立てしますから、こんなに少なくなっていったら、この分をさっき言ったように財政調整基金で充てないといけなくなるんですよ。普通ならこの時期になると地方交付税プラスというのが、私ずっと議員をやってきて、ずっと同じようなイメージだったので、今回ちょっと心配しています。もちろん財政調整基金の面でも同じようなことが言えますので、しっかりよろしく願いますというか、何て言うのかな、クリーンセンターの件に関してもライカム地区のスポーツ交流施設の土地の購入の件に関しても、もう以前から分かっていることです。急に

来ている話ではない。そういうことで予算立てをしっかり調整するというのが当たり前のことというふうに私は思っています。だからそういったものを理由にするのではなくて、そういったこともしっかり考えながらやるのが皆さんの仕事ではないかなというふうに私は思っています。この件に関しては以上です。

あと、18ページの避難行動要支援者避難確保事業ですけれども、先ほどから説明があるんですけれども、プライバシーの件に特化して話すんですけれども、やっぱり言い方とかお願いの仕方、いろいろあると思うので、ぜひこの承諾を多く取れるような形、そうすれば本当に計画ができれば、いろんな面で本人が助かる。または協力者がしっかり協力できるという形になってきますので、この辺をしっかりと増やしていただてもらえるようにしてください。

あと24ページの農を活かした部分ですけれども、この辺は私、一般質問でも今回出しておりますので詳しくはやらないんですけれども、できればさっき言ったようにしっかりした計画ができて、図が見えるということでやるのがこの模型を作る形だと思うんですけれども、まだ全然進んでいない状態で模型作ってやるのは、私はいかがなものかなと。これだけ予算、ましてや今一般財源でやって、後から一括交付金でやるということでしたけれども、一括交付金の話もちょうんと県に出ているのか、多分、追加募集で取れるかもしれないというイメージかもしれないんですけれども、しっかり県とも調整して、一般財源を使わないで補助金を使えるのか。その辺もお聞かせください。

また25ページの副業型地域活性化起業人ですね、一般財源を使っています。もちろん我々の村にプラスになるということはいいかもしれないんですけれども、実証実験であり、いろんなやり方があると思うんですよね。例えば企業からのふるさと納税でしたか、何かありましたよ

ね。どこか農を活かした事業をつくるときに。こっちから寄附をもらって、それをこの事業に充てているというやり方もできると思うんですけれども、この辺の検討はなかったのか。だから先ほどから自分が、村長部局ともしっかり話をして計画もどういうふうにあってやっていると思うんだけど、これはどういうふうにしたほうがいいのかというのが私からしたら見えない。どういった予算を使うのかというのが私から見えないということです。その辺も説明をお願いします。

続いて28ページですけれども、この辺は分かりました。補助金を使いながらやるということで、いいやり方というか、我々予算を見る側からしたらちょっとややこしい部分もあるんですけれども、しっかり説明を聞きながらこれに対してはまた見ていきたいと思います。その件はいいです。

ただ、25ページと24ページ、あと3ページ、再質疑しましたので、その辺よろしくをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質疑にお答えします。

今、買替え予定のバスが中学校のバスになっておりまして、同じメーカーのほうに当初見積りをお願いしたところ、もうバスは造っていないということで、別のメーカーの、幼稚園バスと同じようなタイプのバスで当初見積りを取ってございました。それだと大分乗車定員が減るので、乗らないということで、路線バスのタイプの見積りを徴取して、立席のタイプに変更して金額が増えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

私のほうからは、24ページの農を活かした事業の中の、この一括交付金事業は県からちゃんと承認もらっているかということですが、年間4回の変更申請がありまして、この事業については9月に変更申請の許可はもらっております。

また、25ページのカキ養殖の100万円、一般財源の話がありましたけれども、これは後から特別交付税で返ってくる予定となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

上間議員の質疑の5款3項1目12節の副業型地域活性化起業人業務委託についてですが、やはり企業からの提案の中で、もともと企業版のふるさと納税という事業費の使い方などの件もあったんですが、今回はカキ養殖に特化した方を指導として人材派遣していただきたいということもございましたので、先ほど派遣ですね、地域活性化起業人という制度がございまして、これが先ほど企画振興課長からありました特別交付税の対象になるということもございましたので、こちらのほうが逆に有利ではないかということの判断の下に、こういった予算の補正を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは最後に今の25ページ、カキ養殖の件ですが、今、海の予算のほうばかり向いているんですが、カキを実証実験するにしても、陸に上げていろいろ、何と言うのか、洗ったりいろんなことをしないといけないんですよ。そういった場合に、先ほどから漁業関

係業者の皆さんの了解を得ないと、しおさい市場の隣の施設ですね、そういったところも使えないと思うんですよ。この辺はどういうふうな計画の中でカキを揚げたらどこに持っていくのか、どこで洗浄したり、どこでむいたりしないといけない場所が必要だと思うんですが、その辺もしっかり計画の中にあると思うんですが、この辺はどういうふうな設定されているのか。これをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

まず、今年度は実証実験ということも前提ですので、そういったむいたり加工したりというところまでは、とりあえず今年度は行わない予定です。ただし、生育状況を確認するためにサンプルとしてむいたりすることはできると思うんですが、現在は提案してきた事業者が漁協の施設の一角を使わせていただいて、まず生育具合の確認とかそういったことをやっていきたいということで、計画書としては提出していただいております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありません。

んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第53号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前11時31分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

日程第8．議案第54号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第8．議案第54号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略する

ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第54号 令和6年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第55号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第9．議案第55号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略する

ことにしたいと思います。御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第55号 令和6年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第10．認定第1号 令和5年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（比嘉義彦）

日程第10．認定第1号 令和5年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については議長を除く13

人の委員で構成する令和5年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。したがって、本案は議長を除く13人の委員で構成する令和5年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました令和5年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。したがって、令和5年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

令和5年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会名簿

①	川 上 龍 太	⑧	大 城 律 也
②	屋 良 朝 春	⑨	上 間 堅 治
③	比 嘉 悟	⑩	喜屋武 すま子
④	比 嘉 正 志	⑪	比 嘉 義 弘
⑤	平安山 和 美	⑫	名 幸 利 積
⑥	喜屋武 功	⑬	山 田 晴 憲
⑦	伊 集 守 吉		
委員長	喜屋武 功	副委員長	比嘉 悟

日程第 1 1. 認定第 2 号 令和 5 年度北中城
村国民健康保険特別会計歳入歳
出決算の認定について

○議長（比嘉義彦）

日程第11. 認定第 2 号 令和 5 年度北中城村
国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第 2 号
令和 5 年度北中城村国民健康保険特別会計歳入
歳出決算の認定については、総務厚生常任委員
会に付託いたします。

日程第 1 2. 認定第 3 号 令和 5 年度北中城
村後期高齢者医療特別会計歳入
歳出決算の認定について

○議長（比嘉義彦）

日程第12. 認定第 3 号 令和 5 年度北中城村
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に
ついてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第 3 号
令和 5 年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳
入歳出決算の認定については、総務厚生常任委
員会に付託いたします。

日程第 1 3. 認定第 4 号 令和 5 年度北中城
村水道事業会計決算の認定につ
いて

○議長（比嘉義彦）

日程第13. 認定第 4 号 令和 5 年度北中城村
水道事業会計決算の認定についてを議題としま
す。

これから質疑を行います。質疑はありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第 4 号
令和 5 年度北中城村水道事業会計決算の認定に
ついては、建設文教常任委員会に付託いたしま
す。

日程第 1 4. 認定第 5 号 令和 5 年度北中城
村下水道事業会計決算の認定に
ついて

○議長（比嘉義彦）

日程第14. 認定第 5 号 令和 5 年度北中城村
下水道事業会計決算の認定についてを議題とし
ます。

これから質疑を行います。質疑はありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第 5 号
令和 5 年度北中城村下水道事業会計決算の認定
については、建設文教常任委員会に付託いたし
ます。

日程第 15. 議案第 56 号 令和 5 年度北中
城村水道事業剰余金処分につ
いて

○議長（比嘉義彦）

日程第15. 議案第56号 令和5年度北中城村
水道事業剰余金処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号
令和5年度北中城村水道事業剰余金処分につ
いては、建設文教常任委員会に付託いたします。

日程第 16. 議案第 57 号 令和 5 年度北中
城村下水道事業剰余金処分につ
いて

○議長（比嘉義彦）

日程第16. 議案第57号 令和5年度北中城村
下水道事業剰余金処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号
令和5年度北中城村下水道事業剰余金処分につ
いては、建設文教常任委員会に付託いたします。

日程第 17. 議案第 58 号 令和 6 年度北中
城村職員用ノートパソコンの物
件供給契約について

○議長（比嘉義彦）

日程第17. 議案第58号 令和6年度北中城村
職員用ノートパソコンの物件供給契約について
を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありません
か。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは質疑いたします。

入札結果についてですけれども、予定価格約
740万円あります。入札額が433万円。大分安く
なれば、もちろんいいのかなというふうに思い
ますけれども、物品購入に関しては。でも、今
までの話としてはしっかり見積りやっているか
ら、1社でも大丈夫、2社でも大丈夫という話
でした。今回こういった予定価格を決めるにあ
たって、しっかり見積りされていると思うんで
すけれども、なぜこのような金額の差が出たの
かお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

金額の差につきましては、入札を入れた業者
ではないので明確ではありませんが、そこでし
っかりした競争が行われているというのを認識
してございます。あと予定価格に関しましては、
指名業者参加資格登録がなされている事業者、
もちろんパソコン購入できる事業者ですけれ
ども、3社から一応見積りを徴しました。その中
で最低の価格を提示したものを予定価格として
今回は設定してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

なぜそう言うかということ、やっぱりパソコン
に対しても内容とか、仕様書の中でもOSとか
CPUとかメモリーとかいろいろありまして、

その中でしっかりできているのかなというふうなのをもう一度確認していきたいと思います。この仕様書の中でCPU、第12世代ということですが、最新は14世代ですよね。なぜ、最新のものにしてサクサク動くというんですか、時間のロスもなくできると思うんですけれども、この辺がまた、もちろん入札の見積りを取るときにも同じような仕様書でやっていると思うんですけれども、この辺をお聞かせできますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

CPUの性能に関しましては、特段2世代前、12世代のCPUだからといって性能が劣るわけではございません。当然それを使う職員がそこまでの、CPUの性能であったりメモリーの容量、ハードディスクの容量をフルに使っているわけではございませんので、安価に調達できるのであれば、ひと世代、ふた世代前のCPUでも全然問題ないと思ってこの仕様にしてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

この辺は職員の意見とか、また仕事内容もちろそうなんですけれども、その辺を確認してから見積りとか出しているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

特段職員から意見聴取はしてございません。一般的に職員がパソコンを使うということであれば、エクセルだったり、一般に言うオフィスが主な仕様になります。画像処理などをするような高機能なCPUだったりGPUなどの性能

が求められているわけではありませんので、特段職員からの意見聴取は行ってございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

古くなったパソコンはどうするんですか。廃棄になるんですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

年度末に一旦全庁舎、使用できない機器を集めて廃棄処分してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

というのは、役場で使われるパソコンというのはもう業務用でしかないと思うので、私みたいにしょっちゅうユーチューブを見て重くなることもないはずですから、村内で利活用できないのかなと思ったんですが、これは法的に難しいんでしょうか、そういうことは。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

譲渡することに関しては特段問題はないと思いますが、使っているOS自体が多分もう大分古くてですね、ひょっとするとウィンドウズ7とかを使っています。それを引き受けてくれるんですかというのもございます。あと、データ消却にさらに費用がかかりますので、あえて費用をかけて譲渡するのではなくて、処分したほうが適正かなと考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

今回40台の購入ということですが、前回購入したときは何年前で、その間故障とかそういったのは何件ぐらいあったのか。頻繁にあったのか、微々たるものだったのか、その辺をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

昨年度も多分30台購入してございます。職員数、臨時職員も含めると300名超えますので、それを年間でサイクルできるような数を調達しています。申し訳ありません。故障頻度に関してはですね、特に故障したというのは特段聞きませんが、かなり低い頻度だろうなとございます。直せる分に関してはうちの電算係のほうで対処して直しているような状態です。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。

実は今質疑しようとした趣旨は、もし故障とかそういう頻度が多ければ賃借、レンタル、そういったことで5年後あたりに無償譲渡とか、そういった契約ももしかしたら安価になるのかなと思ったんですが、その辺の検討はされたのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

以前、保守込みでパソコンをリースしたことがあります。結局買取りのほうで安価に購入できる。最近のパソコンに関してはそれほど、これは日本製のパソコンですけれども、故障頻度を使っている分にはないので、購入という形にしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、名幸議員からもありましたとおり、パソコンをどこかで有効活用できないかということでしたが、例えばパソコンにまだなじめない方にエクセルだったりワードだったり、そういったのを触ってもらう、そういう機会を与えるのもいいのかなと思うんですが、その辺は、そのあとの廃棄の問題ですか。そこは検討されますか。すみません、さっきも聞いたのかもしれないですけども。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

これはすみません、ちょっと即答できないんですが、中にいろいろな情報も含まれていますので、それを適正に処理してからじゃないと一般に下ろすことはできないと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

質疑させていただきます。

まずびっくりするのは予定価格です。予定価格と、それから入札の結果、36%開きがある。それが果たして正常な入札になるのかと心配をするわけでありまして。この契約内容に適合した製品がちゃんとして履行されるのか。この辺に心配をするところがあるわけですね。それと発注者側、業者、この予定価格を設定するときに誤りはなかったのかという気がするわけです。36%ですよ、差額。それも金額にすれば270万円余り、本来でしたら700万円を切っていればこの議会に上程しなくてもいいはずなんです。どこにどうしてこの予定価格を設定したのか、

それもお聞きをいたします。それからさっきもありましたように、どのようにして予定価格を設定したのか。それと納入した後の管理体制がどういう形になるのか、その辺をお聞きいたします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

律也議員の質疑にお答えします。

予定価格の設定、あと落札価格についてですが、上間議員のほうでも説明しましたが、今回指名業者、参加資格を有する業者3社に見積り依頼を出してございます。それは事前にこういった仕様で見積りをお願いします。仕様というのは品質を確保するものでして、この品質を確保できる以上の製品で構成したパソコンの見積りを徴して予定価格を設定してございます。落札価格との乖離についてですが、これは一般的な、個人的な見解ですが、家電製品で例えると、家電製品というのは希望小売価格というのが設定されてございます。例えばエアコンですと10万円の希望小売価格が設定されていたとすると、大型量販店でじゃあ10万円で売っているのかという話になると、そうではなくて5万円だったり6万円で売っていると思います。この辺は予定価格と落札価格が違ったとしても何ら問題はないと考えてございます。あと管理方法についてですが、納入後総務課の情報管理系のほうで一括管理をして、それぞれ更新が必要な職員に貸与する予定でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

土木関係だけ発注するときの最低制限価格というのが、あれは何でか。品質保証なんですよ。安ければいいというものじゃないですよ。例えば特Aが村のものをやるんだったら半分ぐ

らいでやっちゃいますよ。そのためには、それを何で防ぐかといったら、制限価格を設定しているからちゃんとした商品が、製品が納入できているわけです。ですからこの品質保証、この辺がですね、やっぱりこれだけ予定価格以下で入札、それで落札ということになると非常に心配。大丈夫かなというふうになるわけですので、最終的にはその辺もしっかり、誰がチェックするのか。県内にはいろんなコンサルがいらっしゃいます。パソコンを取り扱っているコンサルですね。その辺からも情報を収集しながらやるべきだったと思っていますよ。業者じゃなくてね。量販店でこれだけで買えますというんだったらこれもちょうと調べてですね、これぐらいで。じゃあ予定価格を調整をもっともっと調整したらよかったんです。そうしたら議会に上程する必要もなかったわけ。その辺も含めて、まず最終的には品質を誰がチェックするのか。それを確認して終わりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

品質に関しましては、こちらのほうで入札の際にこういった仕様、こういった性能を確保する製品で応札してくださいということを伝えて、それに応札するんですから、当然品質は確保されたものだと思います。納入時にこういった製品のコンポーネントでされているのかも、それも確認して納入に至ると考えて、それで品質は確保されると思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は

会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 令和6年度北中城村職員用ノートパソコンの物件供給契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第58号 令和6年度北中城村職員用ノートパソコンの物件供給契約については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 0時04分 散会

令和6年第9回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令 和 6 年 9 月 6 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年9月11日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和6年9月11日 午後2時12分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	1 3 番 議 員		山 田 晴 憲			
	1 番 議 員		川 上 龍 太			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長		徳 村 永 盛	
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長		平 田 清 徳	
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長		新 垣 理 衣 子	
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長		安次嶺 正 春	
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	住 民 生 活 課 長		比 嘉 利 彦	
	福 祉 課 長	安次富 規 昭	税 務 課 長		玉 栄 幸 憲	
	こども未来課長	喜 納 啓 二	農林水産課長兼農委事務局長		瀬 上 恒 星	
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長		伊 佐 秀 樹	
			学校教育指導主事		兼 島 栄	
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第3号

令和6年9月11日（水曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	比 嘉 悟	1. 児童館の暑さ対策について 2. ふるさと応援基金について
2	大 城 律 也	1. 地域での津波防災の取り組み 2. 少子高齢化、人口減少からみる今後の自治会のあり方
3	伊 集 守 吉	1. 公営墓地の生前墳墓地予約及び納骨堂について 2. 蜂の巣の駆除について
4	平 安 山 和 美	1. 教職員の働き方改革について

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

おはようございます。

今日で50歳になりました。ありがとうございます。
人生100年時代、まだまだ折り返し地点。
マイペースで地道に頑張ります。

村長の前向きな答弁が最高の誕生日プレゼントになると思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

1点目は、児童館の暑さ対策についてです。

北中城村児童館の設置及び管理に関する条例の第1条に児童福祉法の規定に基づき、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、本村に児童館を設置すると設置された児童館。しかし、昨今の酷暑で毎日のように熱中症警戒アラートが発表されている中、子供たちが頻繁に遊んでいる児童館ホール、遊戯室にはエアコン設置がされておらず危険を感じます。

村として、児童館の暑さ対策をどのようにお考えか伺う。

2点目は、ふるさと応援基金についてです。

ふるさと応援寄附制度により、令和3年度は、1万8,297件、2億2,243万円、令和4年度は、1万9,988件、2億3,247万円の寄附をいただき、北中城村において大変貴重な財源となっています。そこでふるさと応援基金について次の3点

について伺う。

①令和5年度の状況はどのようになっているか。

②令和3年度から令和5年度まで北中城村民が他の自治体へ寄附した額は。

③ふるさと応援寄附総額に対する返礼品や事務費等の経費が半分以上を占めている。今後の対策や貴重な財源を確保していく上で、これからどのように展開していくお考えか。

以上2点、よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まず、比嘉 悟議員の御質問、1番目の児童館の暑さ対策についてでございます。

これまで仲順及び島袋の両児童館ともに、遊戯室の利用に際し、室温や遊びの強度等に合わせて休憩時間や水分摂取を促すなど対応してまいりました。

昨今の酷暑の状況下において、県内でも熱中症警戒アラートの発令が続いていたことから、室温が35度を超える場合には遊戯室の利用を中止する対応を行っております。

そのほか、施設内に送風機を設置するなどの対応を取っておりますが、根本的な解決には至っていないことから継続して対策を検討しているところでございます。

2番目のふるさと応援基金についてでございます。

①のほうで令和5年度の状況ですけれども、令和5年度決算で1万1,176件で1億8,076万円の寄附をいただきました。

②の令和3年度から令和5年度までの他の自治体への寄附についてですけれども、令和3年度から令和5年度までの北中城村民が他の自治体へ寄附した額は、令和3年度（令和2年分）398人、4,200万800円、それから令和4年度（令和3年分）578人、5,751万9,000円、令和

5年度（令和4年分）780人、6,855万8,400円。

③についてです。ふるさと応援寄附への返礼品や事務費等は半額以下とのルールがあり、北中城村もこれまでそのルールを順守してきております。しかし令和5年10月より、これまで事務費として入っていなかったワンストップ特例事務費等が含まれるという改正が行われたため、どうしても返礼品の寄附額を上げざるを得なく、ふるさと応援寄附金の伸びに影響したものと思われます。今後も物価上昇、輸送費増などもあり、何らかの対策を講じていく必要があります。魅力ある返礼品開発やポータルサイトの商品案内の構築等をこれから図ってまいります。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

それでは、1点目の児童館の暑さ対策について再質問いたします。

まずは、令和5年3月に一般質問した時点で、児童館の改築に向けた構想を練っていて、状況を踏まえながら、改築に向けた検討を行うという答弁でしたが、その後の進捗状況はどのようなになっているか伺います。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

以前の議会でもお答えしたとおり両児童館とも老朽化が進んでいる状況でございますので、その移転に向けた構想を検討することとしておりました。課内の優先課題等もございましたので、現時点では進捗というのはないというような状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

今年、7月15日の午後0時30分に、那覇市で最高気温35.3度を記録し猛暑日となり、7月13日から3日連続の猛暑日となりました。1916年以来、108年ぶりのことです。また、7月の沖縄地方の地域平均気温平年差はプラス1.2度で、7月としては統計を開始した1946年以降で最も高く、2016年のプラス0.8度を大きく超える記録更新です。さらに、7月19日には那覇市で歴代最高の36.0度を観測し、7月の猛暑日日数は8日となり、沖縄県内で最も多い記録となりました。また、沖縄県内の熱中症警戒アラートが発表された日は、7月ですけど、24日間に及びました。

答弁では、児童館施設内に送風機を設置するなど対応の取っているということですが、答弁書をもらった月曜日に仲順児童館に確認に行ってきました。最近、サーキュレーターを設置してもらったということを先生が言っていました。てっきり冷風が出てくるのかなと思って、近づいて手を出したら、残念ながら送風ですね、温かい風だった。ホール内にも五、六台の大型扇風機があり、子供たちの体調管理に努めているそうです。しかし、ボールが当たって倒れたり、カバーが外れたりして、また子供たちがぶつからないか心配でいつも気にかけているそうです。

北中城村児童館の設置及び管理に関する条例第3条にも、児童館は次の各号に掲げる事業を行う。1号、児童の健全な遊び場の提供。2号で、遊びを通して児童の健康増進及び情操指導を行うこと。3号では、児童のクラブ活動及びレクリエーションに関する指導。4号で、その他第1条の目的を達成するため、必要な事業とうたわれています。しかし、島袋児童館が設置されたのが40年前の1984年度、仲順児童館が設置されたのが37年前の1987年度、熱中症という言葉はまだ聞かない時代ですね。児童に健全な遊び場を与えて健康を増進し、情操を豊かにす

る目的達成にも早めの対策が必要だと思いますが、村長の見解をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

児童館につきましては、公共施設の位置づけがございます。公の施設でございまして、公の施設については基本的には良好な状態で貸し出し、使用させるということが基本だと思っておりますので、今のような状況ですと利用に大変不便を期するところがございますので、今後、何とかその改善をしてまいりたいと思います。

当該年度で予算措置できるかどうか分かりませんが、できるだけ早めにその対応をしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

7月からこの質問を考えて、7月から仲順児童館の先生に協力してもらって、気温計をお預けし、記録をしてもらいました。見えにくいんですけども、すみません。遊戯室に気温計を置きまして、7月18日に設置して、設置してすぐ、13時2分、33.5度、10日後の7月29日、17時12分には37.1度。また8月6日、17時23分には40.5度、8月10日、17時13分、43.8度まで上がっています。室内ですよ。考えきれない気温です。もしかしたら外のほうが涼しいかもです。最近では、児童館の先生方も暑いときには1日3回、着替えもするそうです。また、子供たちのボール遊びは15分で交代して、体調をチェックしたり、塩分・水分補給の声かけをこまめにし、見守っているそうです。しかし、35度以上になるともう運動は中止なので、今年はもう10回ほど運動が中止されているそうです。中には水筒を持っていない子もいるそうで、早めに冷水機が使えるようになって欲しいそうです。コロナの影響で冷水機の使用が止められて、古く

もなっているんですが、冷水機を取替えや役場1階にもあるウォーターサーバーの設置などのお考えはございませんか。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

我々といたしましても、仲順児童館の冷水機が老朽化している状況は把握してございます。次年度の予算要求に向けて準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

単刀直入に申し上げます。

島袋、仲順の両児童館の遊戯室にエアコンの設置はできないか。いかがでしょう。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

我々といたしましても、エアコン設置も含めた案を検討はしているところでございますけれども、実際問題まだ財源の確保等もございまして、あと建て替え等も控えているということもございまして、具体的な計画にまでは至っていない状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

一番古い公共施設は中央公民館だと思うんですけど、去年でしたか、空調を8台ぐらい、600万円の予算で多分400万円ぐらいでできたと思うんですけども、一番古いのもつけていますので、また先ほども言った、検討もまだ進んでいないので、また建て替えとかが進んでも五、六年先とか、もっと先になりますよね。ぜひ、

お願いしたい。

村の一般財源ではなくて、令和5年8月22日付、こども家庭庁長官通知の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について、並びに令和5年12月19日付、こども家庭庁育成局長通知、児童厚生施設における子供の居場所としての機能強化を図るための整備についての通知文書に該当すると思います。対象事業も地域における子供の居場所として、児童館の機能、役割を十分に発揮するため、児童館の利用者増や利用対象を拡充するような機能強化を行うこと。市町村がこども計画において位置づけている。また、位置づける予定を含むですね。その場合、その整備（創設、改築、拡張、大規模修繕、防犯対策等）について対象とするとあります。交付要綱の中に、種類、修理、整備区分で大規模修繕等、整備内容の中に冷暖房設備とあります。この交付金を活用して設置はできないか、お伺いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

今おっしゃった交付金等が財源として確保できるのであれば、それは執行してまいりたいと思います。ただ、果たして児童館だけに収まるのかどうかということもありますので、また財源等の状況を見まして、そして特定財源の確保状況によって執行するかどうか決めてまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ぜひですね、この交付要綱を見ると該当すると思うのでよろしくをお願いします。

沖縄県は、熱中症警戒アラートの発表時は、昼夜を問わずエアコンなどを使用し、冷房設備のない屋内外での運動は中止や延期をするなど、

いつも以上に熱中症対策を徹底するよう呼びかけるほどです。今私たち、この涼しいエアコンのきいた議場で会議をしています。一度、児童館でこの議会でも開いてみたら、議員をはじめ、ここにいる当局の皆さん、児童館へのエアコン設置、全会一致で賛成すると思います。また、両児童館は指定緊急避難場所及び指定避難所にも指定されています。防災の観点からも暑さ、寒さをしのぐ必要性も感じます。避難してきたのに暑い。外に出る。寒いとなります。村長はどのようにお考えですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

公共施設は、所期の目的というのはしっかり管理条例のほうでうたわれておりますので、それに即した施設の管理運営をしまいたいと思います。今おっしゃった環境として、非常に劣悪な環境ということであればしっかりと見直しをして、そして財源の、今おっしゃっていただきましたけど、ただ、対応としまして、その補助金の対応でいくのか、あるいは冷風機でいくのか、そういったことも考えられますので、そこはしっかり吟味をいたしまして決定したいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

実は6月に、仲順自治会が児童館をお借りし学事奨励会をさせてもらったんですけども、もう立っているだけで汗が出てくるんですね。大人でもね。子供は走り回って運動していますので、もっとひどい状況だと思いますので、前向きな検討をお願いします。

国でも暑い夏を乗り切るための緊急支援、酷暑乗り切り緊急支援として8月、9月、10月の3か月間、電気ガス料金補助が行われるほどです。災害を超えた状況という教授もいます。子

供の居場所という観点からも子供たちに健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにするために未来への投資です。前向きな対応を望みます。

次にふるさと応援基金について再質問いたします。

1 点目の令和 5 年度の状況は、令和 4 年度より件数が 8,812 件の減、金額にして 5,171 万円の減という結果。令和 3 年度から右肩上がりで来ていたものが、令和 5 年 10 月の改正が影響したようで、減収したことは少し残念です。その結果が影響してなのか、村のホームページのふるさと応援基金の運用状況のお知らせが、今年の 7 月 27 日から更新されていないんですけど、それも影響していますか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

ホームページだけでなく、いろんな版でふるさと納税をアピールしていますので、特段、それが更新されていないからといって影響はないと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3 番（比嘉 悟議員）

金額が下がっている。ですが、北中城村民が他自治体へ寄附した額は、これもまた右肩上がりになっています。しかし、まだいただいている額が多く財源の流出はないようですが、本腰というか、力を入れないと、今後財源の流出につながりかねない。総務省の発表によると、寄附額は年々上がり続け、2023 年度は、全国の寄附額が初の 1 兆円台に乗ったと新聞報道がありました。ふるさと納税利用者は年々増加し、今後も、他自治体へ寄附する村民が増えることが予想されます。現にこの答弁書にもあります。

令和 3 年度（令和 2 年分）、398 名だったのが、令和 5 年度（令和 4 年分）は 780 名、もう倍ぐらいいに増えています。今後も多分増えていくと思います。

村長は、このふるさと応援基金について、どのようにお考えか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ふるさと応援基金については、非常に市町村の財政が助かるものだと思っておりますので、大変貴重な財源だと思っております。これまでの我々のふるさと応援を募る戦略というのか、これまでの戦略を見直す必要があるかなと思いますので、関係課等も集めて、村全体で、全課体制で検討してまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3 番（比嘉 悟議員）

村のホームページから見ると、我が村のふるさと納税の最高額は、59 万 6,000 円のマグロ釣りパヤオツアーと釣果料理&和食ディナーbuffet（スパ利用券付）ですが、これまでの寄附実績はありますか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。マグロ釣りですね、これまでに 9 件あります。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3 番（比嘉 悟議員）

それでは、これまで個人と企業の寄附最高額はどれぐらいですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

個人ですね、今ふるさと納税の返礼品が一番高いのは50万円ぐらいですが、実際100万円が2件ございます。これはホテルの宿泊を2泊なのを、延泊して100万円分までやって、4泊、5泊というケースが2件ございます。あと企業ですけれども、これはふるさと納税とは別の企業版ふるさと納税と言いますけど、今までの最高額は300万円でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

平均的というか、一番多い金額体は1万円当たりなのか。お伺いします。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今までで一番多いのはマンゴーです。1.5キロのマンゴーを1万円を出していたのが一番多い件数となっています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

最近、返礼品なしのふるさと納税もありますけど、その実績もありますか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

返礼品なしのふるさと納税は今年度創設いたしまして、今年度4件で6,000円の寄附がございました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ふるさと納税関係の予算を見ると、事務費が半分を占めています。返礼品の金額によって事務費の割合も変わっていくのか。例えば1万円のふるさと納税でしたら、5,000円が事務費。5万円でしたら、2万5,000円が事務費になるのか。その点はどうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

事務費については委託業者に払っていますけど、寄附に応じて率で納めていますので、金額が高ければ高いほど、事務費も上乘せになるという仕組みであります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

これからは選ばれる自治体を目指さなければならない。北中城村を応援してくださる寄附者の皆様に感謝するとともに、この貴重な財源について適正に活用し、活用した後の報告が大事だと思っています。報告等は行っていますか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

いろいろ活用させていただいています。それはホームページ等広報等で、ふるさと納税をどういうふうに使ったというのは御報告させていただいております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

多分ですけど、寄附してもらったときにはお礼状が送付されていると思うんですね。それは多分どこの自治体もやっていると思います。そ

れとは別に金額を決めて、例えば10万円してくれた人に、こういったものに活用させていただきまして相手に伝える。そうしたら実感というか、イメージが掴め、じゃあ次はというふうにつながっていくんじゃないかなと思います。10万円で件数が多かったら、15万円以上、20万円以上とか金額を決めて、数件から数十件ぐらいにこの実績報告をする。そうするとまたリピーターになってもらう足がかりになると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

もともとのふるさと納税の趣旨は、この地域を盛り上げようということで、返礼品等をいただきながらいろんな修繕をやっていますけど、じゃあ幾ら以上の人たちにといい、例えば100万円あった人たちに10万円の修繕をやったからといって、それをまたやるとなかなか非常に難しいことだなという感じを受けています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

やはりここは村長が先頭に立って、リーダーシップを発揮して、PR大使にならないといけない。ホームページにふるさと納税、村長のメッセージ動画を載せるとか。ホームページのピックアップというところに、姉妹町村の葛巻町、鈴木町長のメッセージがありますよね。そういった意味で、このふるさと納税をクリックしたら村長がお願いをするというか、思いを伝えて、そんなイメージ。この一般質問は録画されています。定例会終了後は全国でも視聴することができます。村外の北中城ファンの方々に、村長の思いを一言お願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

北中城の応援に助けられているところはいっぱいございますので、これから今おっしゃったように、丁寧な対応というのが私たちに求められていると思いますので、寄附者の皆さんにはしっかりと丁寧な対応をしてみたいと思います。それからまた、これから寄附を考えている方々に対しても、また丁寧な挨拶と広報をいたしまして、対応してみたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

現在、村の観光アンバサダーに就任している喜舎場出身のありんくりんの比嘉さんがいますよね。最近では全国放送のテレビにも出演するなど、ユーチューブでも若者に好評のようです。特にまさとし先輩というのが人気のようです。そういった観光アンバサダーにも、このふるさと納税をアピールしてもらうことは可能でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

1つの案として、こういうのを活用することは可能だと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ぜひ、人気者なので、活用できるならお願いして、ぜひアピールしてもらいたいと思います。沖縄県から県外への輸送料が懸念材料です。返礼品を送るだけでなく北中城村に来てもらう。納税者の共感を呼ぶ事業や体験型の商品を開発していかなければならない。例えばアーサの収穫体験とか中村家とか、中城城跡とかに来て

らう商品など、限られた職員数だとは思いますが、貴重な財源、スペシャルな財源確保のためにも担当職員の配置をすることもありかと思います。何らかの対策を講じていく必要があると答弁書にもあります。他の業務をしながらだと手が回らない。後回しになる。魅力ある返礼品開発やポータルサイトの構築等を図る上でも、担当職員を置くのもゆくゆくは考えてもいいと思います。魅力ある返礼品開発ができれば、人件費分も賄えると思います。そのあたり村長、どうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今まで対応していなかったことについては、それは組織上、窮屈な体制だったかもしれません。いろんな体制等も見直す。それに対応できる。そのような体制を構築していきたい。ただ、おっしゃるとおり、今、モノからコトへの時代とか、観光資源としてはそういうものがトレンドとしてありますよね。そういった面も考えながらモノからコトについて、しっかり我々も観光だけじゃなくて、その他の面からも、大所高所から考えて検討してまいります。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ふと思ったんですけども、一日署長とありますよね。警察署とか。一日村長、1,000万円とか。そういう目につく、話題になる。来たらラッキーぐらいのものもあってもいいのかなと思って、金額を設定してですね、本当に話題になるようなものを。ありきたりなものだと、金額とかそういったものになりますので、ぜひ考えていっていただきたいと。たくさん職員もいますので、アイデアを募ってどんなものがあるのかということも出していきたいと。

毎年、村長宛に多くの年賀状が届くと思うん

です。年賀状の答礼、お返し。選挙区内だと、実質の答礼じゃないと公職選挙法違反ですが、選挙区外だと答礼とともに、ふるさと納税のパンフレットとかお知らせを送るとか、また先日行われたコスプレ大会、村長もコスプレをなさっていましたけれども、村外や県外からも参加者が多数いたと思います。そういった方々にもコスプレ大会の維持のためにふるさと納税のお知らせをお配りするとか、いろんな方法があると思います。これからも選ばれる自治体を目指し、北中城村を応援してくださるたくさんの寄附者の皆さんに感謝しながら、魅力ある自治体をアピールし、ふるさと納税という特別な、スペシャルな財源確保のため、村民が豊かになる事業の活用にも努めていくことを望みます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

おはようございます。

悟議員に引き続き一般質問を行います。

まず悟議員、誕生日おめでとうございます。よかったですね。悟議員へのいい誕生日プレゼントとなるように、一般質問を頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは発言通告のとおり、一般質問をしてまいります。よろしくお願いいたします。

2点あります。地域での津波防災の取り組み。2番、少子高齢化、人口減少からみる今後の自治会のあり方について質問してまいります。発言通告の通り一般質問してまいります。よろしくお願いいたします。

まず初めに、地域での津波防災の取り組み。

地震災害、津波災害、台風災害、洪水災害等、自然災害が頻発している。災害から命を守るための避難行動と避難場所の確保は喫緊の課題で

ある。平成25年6月に、災害対策基本法の一部を改正する法律が公布された。市町村長による津波指定緊急避難場所の指定制度が平成26年4月1日から施行された。風水害対応と自治会運営に関連して質問してまいります。

1. 地域での津波防災の取り組み。

(1) 指定緊急避難場所の指定制度について。

災害対策基本法、指定緊急避難場所の指定第49条の4、市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質等の状況を総合的に勘案し政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波等の異常な種類ごとに、指定緊急避難場所を指定しなければならないとあります。高台にある公園や耕作放棄農地等を活用して指定緊急避難場所に備蓄倉庫と待機施設環境を整備する必要があります。見解を伺います。

(2) 避難路整備の取組について。

東沿岸地域の低い地域に集落や住宅地が存在している。村内でも津波被害が最も心配される地域である。それぞれの地域で津波時の指定避難場所である高台への避難路を確保するため、整備する必要があります。また夜間でも避難しやすいように、避難路沿いに停電しても電気がついて足元を照らす蓄電池式の非常灯設置を整備する必要がある。見解を伺います。

(3) 津波避難タワーに関わる施設整備について。

人命被害を限りなく減らすことを目標に掲げて、沿岸地域の安心・安全の確保を図る観点から、津波からの避難が困難な地域住民の迅速かつ確実な避難の実現と不安解消を喫緊の課題と捉え、地震発生から津波到着まで時間的猶予や地理的条件等の理由により近くの安全な高台への避難が困難と想定される地域において、緊急的に一時避難タワーを早急に整備する必要があります。見解を伺います。

(4) 沿岸地域集落における防災無線放送について。

①津波・高潮から人的被害を小さくするために必要なことは、沿岸地域に居住する住民へ有事の際に早急に情報提供する必要がある。現在最も早急に提供できる手段としては、防災行政無線放送があります。地域では「防災無線の音は聞こえるが、何を言っているのか内容がよく分からない」などの趣旨の指摘が少なからず認められる。防災無線の難聴地域の存在が推量される。難聴地域があることは有事の際に正確な情報を住民が得ることができず、人的被害が拡大する一因になりかねない。実際の音環境の調査のため、防災無線施設に関するアンケート調査の実施と、現地において防災無線施設の視察を行い、現状の問題点を把握する必要がある。見解を伺います。

②拡声器の設置場所の選定について。津波危険区域などの重要度の高い地域、孤立が予想される地域で津波・高潮災害を考慮して設置する必要がある。拡声器の伝達可能「半径距離」と、地域の住宅が全てカバーできるように設置場所を選定しているか、設置基準についても見解を伺います。

③防災無線の運用方法の対応策として内容を正確に把握しやすい個別無線機の設置を推進するとともに、有事の際、防災行政無線放送からは音に気づきやすいサイレン音を鳴らし分けという方法がある。日頃からサイレン音の種別を村民に周知徹底するべきである。見解を伺います。次に行きます。

2番、少子高齢化、人口減少からみる今後の自治会のあり方。

「なんのために自治会はあるのか」。

①少子高齢化、地域的人口減少により、自治会の担い手不足が少しずつ顕在化している。自治会活動が停滞すると、地域の絆が薄れ、行政への協力も困難になる。行政にとっては自治会や地域住民の協力を抜きにして協働のまちづくりは成り立たないと考えます。行政の基底を構

成するのは自治会活動である。一方、高齢化と反比例して減少しているのが、自治会の加入率と1世帯当たり人員である。1世帯を加入率の単位とする自治会では、1世帯当たり人員が減少することは自治会活動の役割に対する個人の負担は増加することを意味すると考えられる。加入率の現状について見解を伺います。

②自治会の活動とは何なのか。自治会の役割は、防犯・防災や交通を含む地域の安全、災害時の対応、地域の環境美化の推進、お祭り、イベント等の開催を含む文化・レクリエーション活動、健康増進活動、子ども会や青年会、婦人会、老人会を含む福祉活動が自治会の主な活動である。自治会としての自主的な活動に加え、行政への協力など広範囲にわたる活動である。人口、世帯の減少に加えて、単身、核家族、高齢者のみ世帯など、世帯構成もさまざまである。改めて行政の自治会活動への支援強化が必要である。見解を伺います。

③自治会加入率について。本村の世帯加入率は令和4年10月現在の平均加入率は45.5%となっている。加入率に地域差がある。加入者を増やすためには何をなすべきか。自治会を取り巻く様々な問題の解決に向けて、自治体は対策に乗り出す必要がある。自治会はこのまでのまちづくりに一定の成果を出してきた社会資源であることは疑いの余地はない。行政とのパイプ役、行政サービスの一端を担い、行政の効率性も図ってきた。コミュニティは自主参加、自主企画、自主運営が基本原則であります。活動費など支援の見直しが必要である。見解を伺います。

④社会構造が大きく変わっている現在、高齢化による負担増加、行政サービス補助として担う自治会運営機能が厳しい現実と直面している。自治会という社会資源機能の維持推進である。自治会活動の活性化策に特効薬はない。自治体、自治会は新たな活動に向けた仕組みづくりに連

携を強化する必要がある。重要なのは器としての自治会ではなく、地域を考える人の存在である。見解を伺います。

以上、私見を申し述べました。よろしくお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、大城律也議員の御質問にお答えいたします。

まず大きな1番目の地域での津波防災の取り組みについてでございます。

（1）指定緊急避難場所の指定制度についてということでございます。

津波災害を想定した指定緊急避難場所として、高台の公園や空地等はとても重要だと認識し、熱田公園を避難場所に指定しています。また避難場所としての施設環境整備も併せて必要だと認識をしております。

（2）避難路整備の取組についてでございます。

指定緊急避難場所への避難は、集落内の生活道路が避難路となる場合がほとんどだと思います。仮に夜間に停電した状況での避難を考えた場合、停電時にも点灯する照明の必要性は認識しています。

（3）津波避難タワーに関わる施設整備について。

避難タワーのメリットは認識していますが、一方で津波の浸水によって周辺が水没し、避難者が孤立状態になるおそれや収容人数に限られていることなどから場所・規模等多角的に検討する必要があると考えます。

（4）沿岸地域集落における防災無線放送について。

①の回答といたしまして、防災無線の重要性は、議員も述べているとおり発災時の早急な情報伝達です。そのためできる限り難聴地域がな

いように防災無線スピーカーを設置していますが、気象条件や昨今の住宅事情などにより難聴地域、屋内難聴となる場合もあることも承知しており、自治会長、保守業者と連携しながら状況把握に努め、改善に取り組んでいるところでございます。

②の回答といたしまして、現在の防災無線を整備する際には、各自治会長の聞き取り調査、住民アンケート結果などを基に、公民館への防災無線子局配置、浸水被害の検討、地形や中高層住宅など音に影響があるものを考慮しながらスピーカー配置案を作成し音圧シミュレーションを行い設置しています。

③の回答といたしまして、現在、防災無線の難聴地域にお住いの方に個別無線機の設置を行っております。また有事の際、サイレン音で住民の注意を引きつける運用方法については、効果的だと思います。併せて携帯電話でのエリアメールも有効だと思います。他の自治体での状況を参考に検討調整したいと考えます。

大きな2番目の少子高齢化、人口減少からみる今後の自治会のあり方についてでございます。

①の回答といたしまして、それぞれの自治会により加入率は異なりますが、以前と比較して北中城団地を除く全ての自治会で加入率は低下をしております。

②の回答といたしまして、行政としましても自治会の重要性、必要性は十分に理解しており、我々も今年の3月に自治会加入促進ビラを作成し窓口に配置しています。今後も自治会加入を促しながら可能な限り自治会の支援を行ってまいります。

③、活動費に関しましては、地域共同体としての自治会の育成を推進、支援するために自治会育成交付金として運営助成費、健康づくり交付金、インターネット通信加算交付金を交付しています。また金銭的支援以外の自治会の困りごとなどの相談にのったりの支援も行っていま

す。

④の回答といたしまして、今後、自治体、自治会もこれまでの仕組みを見直し改革を行いながら、住民や行政が本気になって自分の住む地域、村を考えられるような人づくりが非常に重要だと考えます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

それでは関連して、再質問をさせていただきます。

まず、地域での津波防災の取り組みです。これ再質問させていただきます。この取組について、いろいろと頑張っていたいているなという気がいたしておりますが、改めて再質問をさせていただきます。

今年1月の能登半島地震の発生、そして4月の台湾東部地震、8月の宮崎県で発生した南海トラフ地震、臨時情報が初めて発表をされたのであります。9月1日、最近です。防災の日でした。大規模災害が発生した場合の防災の知識、技術の向上等を図る必要がある。地域住民の実践的な対応力の向上を図るためには、行政、自治会、消防、警察、消防団、地域自主防災組織など関係機関との情報の共有及び連携活動が重要である。災害時における活動の分担や連携方法について事前に計画を策定して、様々な状況を想定した避難訓練等を定期的に実施する必要がある。改めてその件について見解を伺います。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

今律也議員がおっしゃっていたように、各組織、自主防災会だったり、社協、警察、消防、そういった連携は非常に重要だと考えています。4月の津波警報を発令後に、実際4月15日に全

体を集めた会議もいたしました。その中でもそういった連携が重要だということは皆さんおっしゃっておいりましたので、これからもそういった組織との連携の強化を図っていききたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

難しいのは、まず北中城村、中城村の共同のまちづくりの中でも、この中城・北中城消防事務組合というのは両方関わっているわけですね。両村に。そして警察は違う。警察は、北中城村は沖縄警察署。お隣は宜野湾警察署になる。この辺の連携、日頃から取組をしておかないと難しい。境界線がどこなのかとなってしまう。しかし、消防は両方の面倒を見ないといけないわけですから、その辺も含めて日頃からこの対策について協議を行う必要がある。そのように思っております。

特に、この教訓をどう生かすか、改めて村長にも別の項目で質問いたしますけれども、9月1日、例えば今までの津波災害に対して、東日本大震災を含めて、その教訓、それから能登半島も含めて、その教訓をどう生かしたかということですね。9月1日は防災の日です。お隣の自治体においては、防災避難アラートが発令をされている。しかし我が村は、一切その反応がありませんでした。お隣では、訓練、訓練ということをやっているわけですね。これは非常に大事ですね。それから発令内容についても繰り返しやっているわけです。行動要請、直ちに高台へ避難してくださいという避難訓練をしているわけです。それから今後の情報には十分注意をしてください。これは日本語及び外国語も含めて発令をしているんですね。こういうものは、あの教訓から生かせば、我が村はもう取組をしないといけないと思っています。その動きが全然見られない。ぜひこれは課題として、今年い

っぱいにもう1回やるか、あるいは各地区の防災協議会、6協議会が組織されていますので、そことの一体感を持って、打合せをしてどうするか。特に熱田、和仁屋、渡口、団地、美崎についてはやるべきだろうというふうに思っております。全体的に見れば中城村も一緒にいいんです。低地帯、向こうは11自治体ありますから、向こうのほうが1万人、こちらは4,000人。連携すればいいと思います。そういうものも含めて、ぜひ共同のまちづくりに生かしていただければというふうに思っておりますので、改めてその件について見解を伺います。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

防災の際に、中城村と何が連携できるのか、ちょっと今イメージできないですが、北中城村が今取り組んでいるのがなかなか見えないというのがあったのですが、4月以降、いろんな機会を通して災害に対してのアナウンスだったり、防災に対して準備、広報紙に特集を組んで今やっています。実際、自主防災会の特集としてまず団地を取り上げさせていただきました。次号で仲順自治会のほうになると思います。こういった広報紙を通して様々な防災・減災活動をやっています。

併せて、去る8月でしたか7月に、沖縄赤十字をお呼びしまして、中央公民館で避難所開設のシミュレーションを実際行っています。また毎月、社会福祉協議会と協力しながらボランティアセンターの立ち上げの防災訓練にも参加してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

その辺ももっと熱意を込めて取組をしていただければなと思っています。

それからこの回答書に、熱田公園を避難場所に指定していますという答弁がありました。熱田公園の標高といいますか、海拔を御存じなのかお聞きします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

正確な数字は把握していませんが、恐らく十七、八はあると思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

これも我々熱田自治会、名幸利積議員が防災会長です。日頃から訓練をして、そのとき熱田児童公園、16メートル、この高さで指定しましたでいいのか。これも判断材料としなければならない。今、熱田地区の避難訓練では、熱田児童公園の上の農道、大西ゴルフ場から下りていく農道があります。そこの農道はですね、まず熱田自治会で指定している緊急的な避難場所、それが熱田後原という、こっちが39メートル。それから熱田上原23メートル、それから大西ゴルフ場から下りてきて、すぐ熱田のほうに下りていく道、それから真っ直ぐ、渡口、和仁屋方面に行く農道があります。ここは42メートル。こっちが一番高いところ。一番いいのはこっちなんです。しかし、坂が急なんです。高齢者は行くまでが大変。元気な高齢者はまだいい。杖をついている人、障害を持っている方は逃げられない。こういうときにどうするかなんです。これもやっぱり大きな課題として、訓練の中でこれから改善されていくわけですので、ぜひ訓練をしながらその辺も改善策を目指していければなというふうに思います。せいぜい平日の昼でしたら、大体250名から300名ぐらいでした、避難した方々は。熱田は1,400名いますので。その半分が仕事で出かけているのかよく分かり

ませんが、実質的には非常にまだ残っている方々がいっぱいいるということになるだろうと思います。ですからそこには、まずその3か所、地域の自主防災会、あるいは自治会ともよく打合せをして、この避難場所、指定緊急避難場所の設置なんだ。この前の台湾東部地震においては、9時頃から避難させて、あの農道、何もありませんよ。あのカンカン照りの中で高齢者みんな、水も来ない。これは前回の一般質問で取り上げましたが、この辺もやっぱり訓練の中で改善できるんですよ。何もしないでパッと緊急避難してくださいと放送されても、何をどうしていいか分かりませんよ。これはぜひ日頃から、まだ9月、10月、11月、12月ありますから、村民の避難訓練の第一歩としてやるべきだろうというふうに思っておりますので、その取組をよろしくお願ひしたい。とにかく3時間も、解除になるまで3時間もあの農道に待機しているんですよ。高齢者も、トイレもないですよ。男はどこでもできるんです。女性はどうするんですか。何もなくて、行政から何の広報車も来ない。支援物資も届かない。しかし、現地には、元看護師とか、そういう配置して血圧測定したり、この準備はしている。しかしこれだけなんです。避難しても陰もない。ですから今言っているのは、緊急避難場所に倉庫とか、あるいはテントが張れるような広場を確保して、耕作放棄地もいっぱいありますので、その辺は地主と検討して着手するのか。ぜひ、取組をしていただきたい。もちろん児童公園も含めて利用していきますけれども、低すぎる。そしてそこに1か所ですからね、指定しているのは。そこに300名、400名は入りませんので、改めてこの避難場所を拡大していくと。緊急避難場所ですからね、あるいは長期的になると、今度はまた災害指定避難場所に移動しなければならない。とりあえずは緊急的なものとして、ぜひその辺の取組をしていただければと思っておりますの

で、よろしくお願いします。ちなみに熱田、国道329号、こっちも道路の高さが3メートルです。公民館が4メートル、大体この熱田地域が3メートル、4メートルぐらい。ちょっと高台、斜面とかがありますが、これが熱田、和仁屋、渡口、美崎まで、こういう状況が続いている。これもしっかり理解をしていただければと思います。次に行きます。

村長に確認をいたします。1月12日の地元の新聞、紙面に村長のインタビュー記事が載っております。能登半島地震に関連して、対岸の火事ではない。大規模災害に備えようと、村長席でシミュレーションを重ねたとおっしゃっておりますね。新聞記事ですから。首長の判断はどうあるべきか。常に自問自答をしていますと報道されています。この1月12日は閉庁日なのか、日曜日なのかは確認しておりませんが、12日となっております。12日の新聞、これは2日かな、そういえば。12日の新聞に報道されておりますけれども、取材を受けたのは1月2日だと思います。正月休みに入っておりますから、閉庁ですね。村長は一人で役場に帰って、我が村に重ねたとおっしゃっているわけです。重ねたと、シミュレーションをしましたとおっしゃっているわけですから、じゃあ台湾東部地震、あるいは最近九州辺りで起きた南海トラフに対して、村民はどうする。防災の日に対して何を指示したということを改めて村長にお聞きします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まず、私たちは初動体制として対策本部を立ち上げます。それからまた住民の安心安全ということで避難場所の指定をすぐ行います。指定というよりも避難場所の確認をいたします。設置をいたします。まずはそこから始めます。私たちが防災の日になんかやったかということもありましたけど、私たちも消防と共催をしている

んなことをやっております。1つは、先日行いました防災フェアのほうで、消防、警察、そして徳洲会、ハートライフ病院、そしてイオンモール沖縄、一緒になって行動しております。いわゆるAEDの使い方とか人工呼吸の仕方、救急救命の状況等、消防の指導の下で一緒にやっております。

ただ、私たちが一番気にするのは津波ですね。地震と津波で、台湾の東部沖地震の際には、我々も非常に背筋が凍るような思いでしたので、津波警報が発令されましたから大変身につまされる思いでした。だからこれについては、私たち職員も一緒になってこれは考えており、初動体制というのをしっかり研修等も受けてやっておりますので、我々が何をすべきか、まずは何をすべきか、初動体制として何をすべきか、まず最初に考えるのはそこだと思っておりますので、そのあとについてはまた対策本部のほうで随時検討していくということになるわけでございます。

一応、これまでやったことについては、まずは対策本部、そして避難場所の確保等については、やっているものでございます。それ以降については、また対策本部のほうで協議をして進めているところでございます。また、所管課のほうで、年明けにも村民、上地区、下地区、海岸地区等を含めた防災訓練の計画をしておりますので、そのときには一緒になって御協力いただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

取組をね、これもいつ起こるか分からないのが地震津波ですから、ぜひそれは抜かりなく対策を取っていただきたい。東海岸には4,000名がいらっしゃるんですよ。この人たちの安心安全を守るためにもぜひお願いしたいなというふうに思っております。特に熱田、和仁屋、渡口

をどうするか。それから議会だよりも、美崎の自治会長のコメントが載っています。どうするか。避難場所と指定はされている、総合運動公園。じゃあ開催中のときはどうするのか、向こうにはいっぱい人がいる。我々は最後に避難するわけだから、何分か遅れて行くわけで。もういっぱいしちゃってなくなる心配がありますというふうに指摘して、何とかしたいということをおっしゃっているわけですよ。だからその辺のコメントも含めて、特に美崎は東沿岸では高台まで逃げるのに距離がいっぱいあるんです。そこから国道でも渋滞しますので、県道か。この辺の対応もさっき言った警察関係とも日頃の訓練の中で解決していくべきだろうというふうに思っております。これは、ぜひ指摘をしながら取組をしていただきたいと思います。次に行きます。

それから（４）③住民の防災避難行動の意識調査をするべきだろうと。住民の意識、こういうものがあると大体大まかに分けて３つぐらいあると言われております。防災を意識して実際に防災避難行動にすぐ移せる住民。防災の意識はしているが、防災避難行動に移せていない住民。３つ目、防災避難行動に全く関心がない。すぐ逃げてください、逃げてくださいと報道されても、大丈夫さーという感じでしょうけど。あるいは身体的な問題もあるかも分かりませんが、どれもね。全く関心がない住民。この３つぐらいに大体分かれるそうです。そこでですね、防災避難行動に関心の低い、住民の意識向上を図り、行動を起こす機運を高める必要がある。これが訓練ですよ。幾ら先ほどね、話をしていますと言われても、限られた人数ですよ。この話をしたものが、住民にどのように伝えたかなんですね。自己満足しちゃいかんですよ。打合せしました、区長を集めて区長会で話をしました。これで解決ですと言うわけにいきませんよ。後ろにたくさんいらっしゃるわけ

すから。自治会長とかあるいは防災会長というのは、区民の中の代表１人。後ろには何百名、何千名といるわけですから、この辺もどう周囲に伝えていくか、これも大事だと思いますので、ぜひそれも含めて改めて検討していただきたいというふうに思います。次に行きます。

少子高齢化、地域的人口減少から見て、自治会活動の在り方。１番目、高齢化の進行に伴って自治会活動担い手の高齢化も進み、諸活動の参加の減少や役員のなり手不足により、現在活動している人の負担が増す。増えているわけです。これまで取り組んでいた活動がうまくいなくなるという問題も発生しています。この課題、自治会任せじゃなくて行政も、日頃から情報交換して、どのような手立てがあるか。先ほどなんか窓口自治会加入のチラシを置いております。置いておくでは駄目ですよ。村民に、住民にどうこの知識を啓蒙させていくかというのが大事であって、置いてありますでは駄目ですね。役場にいらっしゃる方は１日に何名ですか。窓口別にしたら、限られていますよ。ですから、窓口に置いてありますで満足しないでいただきたい。どう住民にその問題を指摘しながら協力をいただくという取組が大事だと思いますので。この問題についてどう認識をしているか伺います。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

自治会の加入率の低下については、以前から各自治会長からお話があります。今、律也議員がおっしゃっている窓口において、こういったのもできないでしょうかということで話をした結果、転入してきた方向けにパンフレットを作ってそれを配布しています。ここだけの窓口置くのではなくて、中央公民館で各字自治会にもその配布物を置いて、できるだけ自治会

と協力しながら自治会加入率の向上に努めた第一歩かなと考えています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

今の自治会に置いてありますでは駄目です。自治会にいらっしゃる方も限られています。1回も来たことのない区民もいらっしゃいますよ。それを声かけして、公民館と一緒に、自治会でいろいろな活動をしていますから一緒にやりませんかという話をしながら、でも限られた範囲内なんです。そういうことで、これも改善すべきだろうというふうに思います。

それから自治会に加入をお願いする際、自治会に入るメリットを感じないとよく言われます。しかし、実は防犯灯によって夜でも安全に外を歩けること。また災害時に安心して避難できる場所があること等、私たちが安全で快適に楽しく過ごすことができるのは、地域の助け合い組織である自治会のおかげなんです。我々は知らず知らずのうちに自治会の大きな恩恵を受けている。このまま加入率が下がっていき、助け合いが弱体化すれば、安全安心な地域環境維持が厳しくなる。村行政にも大きな支障が発生すると考える。この辺も含めて再検討していただきたいと思っております。次に行きます。この回答はよろしいです。提案です。

最後に④です。自治会には世帯単位で加入する場合が多々ある。これまでは様々な活動への参加が世帯内で分担することができました。いっぱい家族がいましたからこれでできたわけです。しかし現在、少子高齢化による単身世帯の増加、1世帯当たりの人員の減少、共働き世帯の増加等により、活動に参加しづらくなってきている。非常に厳しい状況です。どうなるか。自治会はもうやがて合併しないといけない可能性も出てきます。そういう状況に陥らないよう

に自治会未加入につながっている状況をしっかりと把握してもらって、自治会長は一生懸命頑張っておりますので、各自治会の会長、それから役員の皆さんが一緒になって、日頃から行政、自治会との連絡体制の確立を実際に図って、安心感を与えていただきたいと思います。区長は一生懸命やっておりますので、どうぞよろしくお願いします。

以上であります。回答はよろしいですので、もしあれば、あと30秒ぐらいありますが、回答を……。ああそうですか。私の時間がそうですね。あとはじゃあよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

答弁求めますか、どうしますか。

○8番（大城律也議員）

じゃあこれについて一言お願いします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

答弁書にも書かせていただきましたが、自治会長はいろいろな悩みをお持ちです。また頑張っているのも十分認識しています。金銭的な面ではなくて、そういった精神的な支えになるように私たちも協力していきたいと思えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前11時12分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

通告に従いまして、2点ほど一般質問を行います。

まず1点目です。公営墓地の生前墳墓地予約及び納骨堂について。

私は、令和5年12月の定例議会にも生前墳墓

地予約について一般質問を行いました。公営墓地が完成し、祭祀を主宰する方、燃骨を所持している方々には墳墓地使用許可証が発行され、現在多くの墳墓が建立されています。一方で公営墓地の完成を待ち望んでいたが、応募条件に該当しないため希望しても墳墓地が確保できない村民もおられます。特に、高齢の方々は自分自身が元気なうちに長い間住み慣れた北中城村に墳墓を建立したいと思う気持ちはよく理解できます。村は、初めての公営墓地のため、全区画数に対して応募者の数が想定できず、第1期から第3期募集までの間、生前墓地の予約、受付はできなかったものと思います。しかし、令和6年度第3期募集も7月31日で受付終了しました。そこで伺います。

①第1期から第3期募集までの墳墓地の使用許可証発行件数。

②令和7年度の第4期公営墓地募集から、生前墳墓地建立を希望する村民の募集枠を設けるべきだと考えるがどうですか。

③令和6年度現在、納骨堂の使用許可証の発行件数。

次、2点目の蜂の巣の駆除について。

沖縄県内でのアシナガバチやスズメバチの活動時期は、毎年5月から12月となっております。これらの蜂は多くの蜂の中でも非常に高い攻撃性も持っている上、毒の量も多く危険な蜂と言われています。北中城村内でも多くの蜂の巣が見つかる場合があると思います。そこで以下について伺います。

①蜂の巣の駆除について年間の問合せ件数。

先月、屋宜原にある住宅から5メートルほど離れた場所に大きなアシナガバチの巣があり多くの蜂が群がっていたため村に相談したところ、村役場では対応できないとの返事で、中北消防に連絡し駆除してもらったそうです。消防署も夏場の熱中症、新型コロナ患者の搬送で救急車の出動が多く、早急な巣の駆除の対応は厳しい

とのことだそうです。蜂の巣が見つかった場合、個人で駆除するのは大変危険であり、村の対応も必要であると考えるがどうですか。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、伊集守吉議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の公営墓地の生前墳墓地予約及び納骨堂についてでございます。

①第1期から第3期募集までの墳墓地の使用許可証発行件数ということで、墳墓地364区画中、第3期までの使用許可証の発行件数は、合計で141件、内訳が令和4年、第1期でA区画73件、令和5年、第2期、B区画31件、公共立退き受入れ3件を含みます。それから令和6年、第3期、C区画37件となっております。

②の生前墳墓地建立についてでございます。令和7年度の第4期公営墓地募集から生前墳墓地建立を希望する村民の募集枠を設けるべきだと考えるがどうかということですので、公営墓地については一括交付金を活用して整備しております。その目的を沖縄独特の個人墓や無縁墓等の整理・集約と円滑な土地利用や景観保全を図ることとしておりますので、生前建立については今後の状況を見ながら判断したいと思います。

③令和6年度現在、納骨堂の使用許可証の発行件数ですが、使用許可証の発行件数は、合計で25件、内訳で、令和4年度が1体用で6件、2体用で3件、合葬室で3件、計12件でございます。令和5年度は1体用で4件、2体用で0件、合葬室で5件、計9件。令和6年度が1体用で2件、2体用で1件、合葬室で1件、計4件。合計いたしますと、1体用で12件、2体用で4件、合葬室で9件、計25件となっております。

2 番目の蜂の巣の駆除についてでございます。

①蜂の巣の駆除について、年間の問合せ件数ということでございますので、年間問合せ件数は10件程度でございます。

それからハチの巣の駆除に関しては、私有地であれば所有者、または管理者が対応するのが原則だと思います。

ただし、その土地の所有者、または管理者が不明、あるいは連絡が取れずに蜂類が周辺で生活する村民に危害を及ぼすおそれがある場合や、土地所有者、または管理者が高齢、または身体に障害があるなどの理由で駆除することが困難であるなど、村で対応する必要がある場合もあると思いますので、例規を整備いたしまして対応したいと思います。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7 番（伊集守吉議員）

それでは再質問を行います。

第1 期から第3 期までの墳墓地の応募件数については分かりました。

第2 期応募者より第3 期応募者が6 件多くなっています。条例改正により、第3 期募集から使用資格条件が緩和されたことによるものでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

伊集議員の御質問にお答えします。

募集要件の緩和によって増えたかどうかというのははっきりいたしませんけれども、緩和したことによって枠が広がったということで、当初よりは応募しやすくなったとは思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7 番（伊集守吉議員）

そうですか。分かりました。

条例改正により資格条件が緩和されて、村内にある全ての墓が対象になりました。今後の募集が多くなることは想定されていますか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

募集が今後多くなるかどうかというのにつきましては、そのときにならないと分からないんですけれども、我々のほうも公営墓地があるということで広報を重ねて、多くなるように努めたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7 番（伊集守吉議員）

生前墓地建立募集枠を設けるべきとした私の質問に対し、公営墓地は村内にある墓の集約、円滑な土地利用、景観保全を図ることの目的で、一括交付金を活用し整備したということで、よいですか。再確認します。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

村長の答弁のとおりでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7 番（伊集守吉議員）

公営墓地の目的については再度確認し、理解しました。

生前墳墓建立については、今後の状況を見てから判断したいとの答弁です。公営墓地の目的と一括交付金を活用して整備しておりますとの答弁がありました。私は当初、公営墓地への応募状況から生前墓地建立の質問をしようと考え

ていたが、一括交付金活用との関連も必要と思います、これから質問していきます。

公営墓地の総事業費及び補助率、国補助金の額、村の持ち出し、負担金額についてお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えいたします。

公営墓地の総事業費、全体の事業費が7億6,600万円となっております。一括交付金の交付率が80%となっておりますので、交付金が6億1,280万円、一般財源が1億5,300万円となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

村の持ち出しも大きいんですけど、国の補助金が多額に投入されている理由が分かりました。

先ほど公営墓地整備の目的及び総事業費について答弁がありました。この公営墓地事業費には、国からの高率補助で多額の一括交付金が活用されています。生前墳墓建立については、当初の目的からして村独自の判断で可能かどうか、伺います。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

村独自の判断で可能かどうかというのは、ここではお答えしかねますけれども、先ほど村長から答弁がありましたように、公営墓地の目的が、沖縄独特の個人墓、あるいは無縁墓等の整理、集約とですね、あと円滑な土地利用とか環境保全を図るということを目的にしておりますので、これの目的に即して現在の方法で募集を続けていくというのが事業の趣旨でありますので、それを続けていきたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。村の単独事業であれば、村民の要望にもすぐ応じることもできると思いますが、補助事業ですから慎重に検討し、判断しなければならないし、その辺が難しいところだと思います。まあ一応分かりました。

私は、先ほど申し上げたとおり、生前墳墓建立について、特に高齢者の方々からの要望があり、ぜひ実現させたいとの思いでこの質問をしました。

しかし、一方で事業費に高い補助率で多額の一括交付金が活用されております。村民の要望を実現させるためには、村役場内で様々な角度から慎重に検討する必要があると考えますが、村長の答弁をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これについては、例規に定められたとおりの募集等をかけておりますので、もしそれが可能ならしめるためにはそれぞれの例規を、それに係る例規を変更しないといけないと思っております。

そしてまた、今おっしゃったように、生前墓地建立に対して大変需要が高いというのであれば、それを調査し、また所管課等とも調整をいたしまして、それが生前墓地建立の需要等、そして我々がどう答えるかということについてはこれから所管課のほうと話し合って決めたいと思います。大きな需要があるということでしたら、それにできるだけ応えていきたいと考えております。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。村民の要望が実現できるよう、ぜひ期待しておりますので、よろしくお願いします。次の質問に移ります。

納骨堂使用件数については、合計で25件との答弁ですが、墳墓地に比べて少ない感じがです。村への問合せの状況はどうですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

墳墓地については募集期間を設けて、いつからいつまでということにかけていますので、それでの問合せはありますけれども、納骨堂については年間を通じて応募しておりますので、出足が遅いというか、応募が芳しくない状態にはなっていますけれども、こういった内容で収容できるかというような形の問合せは年に数件あります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。今後ですね、永代供養を希望する村民も多くなってくると思います。土地はあってもお墓は造れない。また、お墓がない方は、土地を買ってお墓を造ると。そういう経済的な負担も多くなると思いますので、多分、永代供養ですね、これが今から増えてくるんじゃないかなと思っています。

納骨堂についてはまだ少ない感じがですので、ぜひ広報紙等を活用し、もっと周知を図ったらどうですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

議員おっしゃるように、我々も周知に努めてもっと活用をしていただくようにしたいと思い

ます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。じゃあ次の質問に移ります。

蜂の巣の駆除について伺いますので、よろしくお願いします。

問合せ件数については分かりました。蜂の巣駆除問合せについての場所は、民家、公共施設、原野等だと思いますが、どちらが多いですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

令和5年ですと公共施設のほうが多かったと聞いております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。じゃあ次②について伺います。

まず私の経験から話しますが、3年前になりますが、区民の方から、家を新築するので屋敷内にある、以前区民が利用していたテレビの共同アンテナの撤去を依頼され、友人と2人で作業を行いました。木に登ったら蜂に刺され、すぐにアルコール消毒をしたが、腫れが引かず病院で診察を受けたら、医師からアルコールではなく水で流しなさいと言われました。村民の方々も蜂に刺されたら、応急処置の仕方がよく分からないと思いますので、広報紙等で応急処置について周知したらいいと思いますが、どうですか。実はですね、この蜂に刺されたところは、3年前ですけど、まだ傷が残っています。そのぐらい猛毒な蜂ですので、よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

そうですね、やはり議員おっしゃるように、こういった事例があつて村民が迷うこともあると思うので、広報紙等でお知らせしたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

よろしくお願いします。

問合せ件数について、年間10件程度との答弁ですが、問合せにはどのような対応を行っていますか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

村長のほうでも答弁がございましたように、私有地であれば、その所有者が管理すべきという考えですね、民間の事業者と連絡をして、駆除していただくように返答しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

課長すみませんけど、この民間の業者ですね、委託するにも民間の業者はどこにあるかも分からない。どの会社がやっているかも分からない。そういうときはどこに問合せをするんですか。役場にですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

最近ですと、若い方等はスマホとかで情報を取ることがあると思います。あるいは周辺の方に聞いて連絡するということなので、やっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

村民の方々も本当にこれじゃ、もうどうすればいいか分からないと思います。次です。

村内の公共施設の周辺で蜂の巣が確認された場合、村としてどのような対応をしていますか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

公共施設の場合は、我々住民生活課の環境対策係がありますので、そこで駆除対応しております。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

特にですね、一番の問題は学校の周辺なんですよ。学校の周辺で蜂の巣が見つかった場合、子供たちには大変危険です。こういう場合は役場がやるんですか。それとも業者をお願いしているんですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

これまでも対応した例はございます。例えば私有地のその所有者に連絡が取れないとか、あるいは緊急性がある場合、そういった場合には我々が対応しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

子供たち、本当に危険に合わせないように、ぜひ考えてください。よろしくお願いします。

次、3番目、アシナガバチやスズメバチは攻

撃性、そして毒も多く、危険性があると言われています。村に問い合わせても、自分で対応してくださいと言われると。村民もどうすればいいかわからず、戸惑うと思います。この件について、近隣市町村の対応を調査したことはありますか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

この件について、以前も問題提起があったということで調べられておりまして、沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町などは、道路の動物死骸等や野犬相当、あるいはハブ対策なども含めて業者に依頼、委託しているということで、中城村については、アシナガバチなど対応可能な場合は村で対応して、スズメバチ等の場合は消防に依頼することがあるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

今課長がおっしゃったとおり、中城村では村民から相談があった場合、職員が現場へ行って確認し、対応できそうだったらやってあげると。対応できないみたいだったら消防と一緒にやって駆除してあげると、そういうふうに行っているらしいです。ぜひですね、近隣市町村の対応は調査したみたいですが、そういうふうに村民から相談があった場合、ぜひ窓口だけで対応しないで、現場に行ってみたり、そういうことはできると思うんですけども、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

先ほども申し上げましたとおり、基本としては、やはり私有地については自己処理というのが原則だと思っております。例えば、高くてもできませんよというようなことがあって、我々が現場確認する必要があるというような場合には現場を見て判断することは可能だと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

これは住民サービスの一環として、ぜひ消防署と連携し、役場でできるのは役場でやってくれと。できないのは消防と一緒にやって、必要なケースも出てくると思いますが、ぜひ対応をよろしくお願いします。

例規の整備もするとの答弁ですので、できるだけ多くの駆除に対応できるようお願いし、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

こんにちは。これより通告に従い一般質問を行ってきたいと思います。

1、教職員の働き方改革について。

令和5年6月に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針2023及び新たな教育振興基本計画において、令和6年度からの3年間を集中期間とした働き方改革の方針が示され、計画的・段階的に推進していくことが打ち出されました。沖縄県は、令和6年度から実施となる新たな計画を策定しました。

沖縄県のピースフル・プランは、学校における働き方改革を目的とした計画です。沖縄県の子供たちへのよりよい教育を目的としており、教職員が心身ともに健康で本来の職務に専念し、児童生徒と共に学び成長しながら、専門性を十分に発揮して教育環境を整えることを目指して

います。

また、令和5年度に県内公立学校の全教職員を対象に実施したアンケート結果等から洗い出した課題に対して、短期・中期・長期の目標を掲げています。各市町村や各学校でもそれぞれの取組事項を関係者で共有し、学校が心落ち着く、安心できる（ピースフルな）場であり続けることを目指しています。

1、沖縄県公立学校における働き方改革推進計画「みんなの学校 ピースフル・プラン」に沿った、本村の策定状況について伺います。

2、「私たちのピース・リスト2023」〈暫定版：短期（R5・6年度）取組目標のみ〉より、取組項目23項目中、本村教育委員会が主体的に取り組む15項目について取組状況を伺います。

3、上記、暫定版より早急に改善が求められている項目、6番の各教育委員会から学校へ依頼する調査・報告等の整理・削減。13番の外部団体主催の検定試験の実施方針等の見直しの詳細を伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

平安山議員の御質問、教職員の働き方改革については、教育委員会のほうから答弁をいたします。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

では質問1です。みんなの学校！ピースフル・プランの本村の状況についてお答えいたします。

本村においては、沖縄県教育委員会の施策に準じ、取組を進めております。働き方推進計画、みんなの学校！ピースフル・プランは、教職員一人一人が良好な人間関係を築き、心身ともに健康で本来の職務に専念し、児童生徒と共に学び、成長しながら、専門性を十分に発揮し、子

供たちへのよりよい教育を行っていくことができる教育環境を整えることを目的とし、進めております。

本村の教職員が元気でいきいきとした教育活動が展開できるよう、推進しております。

質問事項の2点目、私たちのピース・リスト2023の教育委員会が主体的に取り組む15項目の状況についてお答えいたします。

全ての項目において、この集中取組期間である令和6年から令和8年の間において、学校、関係機関と連携しながらしっかり達成していけるように努めているところであります。

質問事項3点目の私たちのピース・リスト2023の項目6番と13番の詳細についてお答えいたします。

項目6番、各教育委員会から学校へ依頼する調査・報告等の整理・削減については、これまでの調査と重複するものは省き、調査の必要性のあるものに焦点化することで改善を図っております。

13番、外部団体主催の検定試験の実施方針等の見直しにつきましては、学校の負担軽減を図るためにも、各校に勤務する支援員等の人材を活用し、実施を図ったり、検定の実施を請け負う団体の活用を検討するなど、改善を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

これから再質問を行っていききたいと思います。

沖縄県教育委員会の施策に準じ取組を進めておりますとありますが、計画書は作成されて、全教職員で共有されておりますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えします。

施策については、沖縄県の施策に準じて活用しておりますので、それを校長会、教頭会で周知し、全職員に周知を図るところで進めております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

特段、本村特有の計画書というのを改めて作っているわけではなくて、あくまでも県のものに準じて、校長会等を通して教職員のほうに周知をしているという確認でよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えします。

目的実現のために、3軸6視点を取り入れながら環境整備に努めております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

本職の教職員のみならず、任用職員等にもそのような周知というか、認識というのは学校のほうでそれはちゃんとされているということでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように会計年度任用職員等においても同じように対応させていただいております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

県教育長は、令和5年度初めに、全教職員を

対象に業務改善に関するアンケートを実施しておりますが、本村教育委員会でもそのアンケートの集約、結果を共有されておりますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えします。

沖縄県教育委員会と連携しながら、その結果については確認し、課題がある部分については改善するように進めているところです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

では、本村独自での意見集約というのはされていきますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

質問にお答えいたします。

各校より回答があったものについては、県教育委員会より回答を共有していただき、その内容については確認しているところです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

先ほど県教育委員会の情報というのについてはお答えいただいたんですが、本村教育委員会で独自の意見集約等というのはされているかということで、もう一度答弁お願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

勤務時間の超過等についての調査を行いながら、その結果について、校長会、教頭会を通して業務改善を図るようということで指導助言をしているところです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

超過勤務による教職員の健康被害におけるのが一番の問題とされている反面、細かな事務作業等についても改善していくということで、細かく短期、中期、長期という形で50項目、分かりやすく提示されているというところでは、本当に画期的なピースフル・プラン、改革のしやすいプランになっているなと思います。ただ、なかなか全体の認識にはなっていないような感じが受けられたものですからその質問をさせていただきました。

子供たちへのよりよい教育を行っていくためには、教育環境を整えることを目的として進めているようですが、どのような環境整備をされましたか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 1時38分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

御質問にお答えします。

業務の改善を図るために、出退勤システム、あと校務支援システム、最近であれば端末にドリルを活用した、ドリルでの家庭学習等、それと支援員等の人材派遣、そのような形で先生方の負担軽減を図っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

これから順次質問はしていくんですけど、短期で取り組む5項目のうちで、在校時間が月45

時間、年間360時間になっている教職員についての把握というものとかも含めて、もう少し具体的に改善に努めている部分を、もし答弁できましたらお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

質問にお答えします。

毎月、事務職員を通じて、出勤システムから45時間を超えた先生方のリストが私のところに届きます。その中でも、今年においては1回だけ80時間を超えた職員がおりまして、そういうことを産業医と連携しながら、その方々の支援を行っております。

産業医においては、北中城小学校を毎月訪問しており、あと島袋小学校、北中城中学校においては2か月に一遍訪問するという形で、その部分では大変充実した取組がなされているのかなと。放っておかないですぐに対応しているというところがございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

そうですね、教職員が心身ともに健康であるということが子供たちのよりよい教育環境につながるということで、しっかり取り組んでいるということを理解できました。

学校における働き方改革の目的は今言ったように長時間勤務による、教師の健康を守ることでもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど、教師のウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対してよりよい教育を行うことができるようにすることですと、中央教育審議会、教師を取り巻く環境整備についての緊急的に取り組むべき施策を、昨年8月に提言されていますので、これからも引き続き環境整備に努めてい

ただきたいというふうに思います。

続きましては、ピース・リストの中にコミュニティスクールの設置と、地域学校共同活動との一体的推進の検討とあります。本村においては、第一次生涯学習推進計画が令和4年に策定されています。その中にコミュニティスクールの立ち上げや地域学校協働活動についても明記されています。コミュニティスクールの現状について伺います。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

本村3校、小学校2校、中学校1校におきまして令和4年度から、開始時期はそれぞれ異なりますが、学校運営協議会を設置して、年度2回から6回までそれぞれ学校によって異なりますが、会議を実施して運営しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

このピースフルの中でコミュニティスクールというのは長期の目標として掲げられているんですが、本村においては2年前からしっかり取り組んでいるということは、本当に先見の明があって、子供たちの教育環境を整えていっているということの行政の努力がすごく見受けられる。それが本当に子供たちの教育環境をよくしていく。幸福度につながっていくという素地がそこで作られているんだなというふうに思いました。

現在、父母教師会の活動が厳しい状況にありますが、スクールゾーン委員会による朝の見守り、安全指導があったと思いますが、現在どのような形で取組がされていますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

質問にお答えいたします。

北中城小学校を例にとりますと、学校が喜舎場地区と連携しながら登校時の安全のために立哨する方々が増え、安全に登校する子供たちの姿が見られております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

そうですね、喜舎場地区の有志の方が率先して活動に当たっているというふうに私のほうでも聞いております。ただ、やっぱり毎日難しいということで、時々教員対応もあるというふうにも聞いております。そうすると早朝出勤というような方とか、また早期に出勤されている方への負担のしわ寄せとかにもなってくるかと思しますので、そこはしっかり改革をしていていただきたいと思います。

次、質問2のほうに移りたいと思います。

私たちのピース・リスト2023は、令和5年度初めに、県内公立学校の全教職員を対象として実施したアンケート結果等から洗い出した課題に対して、一つ一つ取組事項を短期、中期、長期の目標として設定したものです。短期の目標は、令和6年度までに24項目、中期の目標は令和8年度までに24項目、長期の目標は令和9年度以降2項目、合計50項目あります。

私が質問しているのは、短期の目標で本村教育委員会が中心となっている取組、15項目の進捗状況について質問したつもりでしたけど、なかなかその辺がうまく伝えられていなかったということで、後ほどまた文書で回答していただきたいなというふうに思います。

その15項目の中に、教職員の時間外在校等、時間の上限に関する教育委員会の規則等の制定がありますが、本村教育委員会は既に去年の2月2日には北中城村立学校管理規則第36条に明

記されていて、それも先駆的な取組がそこにちゃんとされている。教育委員会の敏感に対応する姿勢というのは本当に素晴らしいなというふうに思いました。

そこで1つ、その10項目の中で私がとても気になるものとして、保護者、地域、首長部局等の連携協働体制の構築についての進捗状況を教えてください。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の御質問にお答えいたします。

保護者、地域の連携としましては、先ほども新垣課長からもあったように、一昨年度、島袋小学校を筆頭に学校運営協議会が始動し、昨年度村内の小中学校においては本格的な運営が始まっております。学校と地域、保護者が力を合わせて学校の運営に取り組み、地域とともにある学校への転換を図るために連携体制が図られつつあります。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりをする状況も見られております。先ほどお伝えしたような立哨するという方々も連携しながら増えているという状況もございます。

また、各校においては、地域と学校をつなぐ地域コーディネーターの活躍があります。北中城中学校では、平和学習の際に地域コーディネーターが多くの方々に協力を求め、学校における有意義な学習活動が展開されたという例もございます。首長部局との連携については、総合教育会議を開催し、情報を連携し、学校の働き方改革等について相互に確認を深める等、学校の支援について連携を深めております。教育委員会としても連携や働き方改革について、学校へ指導助言を行い、子供たちの教育活動が充実したものになるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

推進計画を策定したということで、ちゃんとその計画に沿った活動されているということはすごく分かりやすかったです。住民へのアンケートの中でも、コミュニティスクールの取組について、約6割の方が参加をしたいというふうに地域の方も積極的な意思表示をしていますし、参加した内容についても複数回答の中でも、学習のサポートだとか登下校時の見守り、安全登校ということもあるということでは、少しずつ浸透されてきているのかなというふうに思います。

先ほどの質問の中で、村長部局との連携というところの答弁が抜けていたかと思いますので、その辺をお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

御質問にお答えいたします。

首長部局との連携については、総合教育会議を開催し、情報を連携、学校の働き方改革等について相互に確認を深めるなど、学校の支援について連携を深めているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

村長のほうにお尋ねしたいんですが、村長部局と教育委員会との関わりとして、村長部局とはどのような形、思いで関わっているか、お聞かせいただいてよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

村長部局と教育委員会部局との話し合いについては、総合教育会議のほうで随時情報交換等を

しております。今回、また新しく認定こども園等についても協議をしているところでございますので、これからいろんな問題等起きましたら、我々と村長部局と教育委員会との協議については、適宜意見交換等、あるいはその会議に諮りたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

両者が連携を取ってよりよい教育関係を今後つくっていただきたいと思います。

質問3のほうですね。6番の教育委員会から学校へ依頼する調査報告等はこれまでの調査と重複するものを省き、調査の必要性のあるものに焦点化することで改善を図っておりますとのことですが、焦点化されたことでどのような改善、負担軽減が行われたのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

質問にお答えいたします。

やはり突然の調査においては、授業の準備をしていることを止めて、その調査に協力するということがございますので、そういうところは、またこちらも省くものは省いて、教育委員会で回答できるものは教育委員会で回答しながら、教職員のみならず、教頭先生の負担も軽減するように改善を進めているところです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

やっぱりこの調査物というのはかなり負担感があったというふうに教育委員会のほうでも認識されていますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

質問にお答えいたします。

例えば、新体力テスト、泳力調査、毎月の問題行動調査、年に1回の国の問題行動調査、学力学習状況調査、分析報告、ICT進捗状況調査等々、回答しなければいけない調査もあつたりして、その調査の仕方だったり、その回答方法だったりというところは、教頭先生に助言しながら調査の回答をこちらで集約しているところです。学校においては、調査は大変負担と感じられていると認識しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

今主事から答弁があつたように、私たちが考えている以上に学校現場というのはすごい大変な、教職員の子供たちに対する思いから必死になって頑張ってきてこられたんだなということを改めて感じました。

今回見直す前を100として、焦点化したことでどの程度軽減がされたというふうに思いますか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 1時55分 休憩

午後 1時55分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

御質問にお答えいたします。

100だとしましたら、70ぐらい改善しつつあるのかなというふうに捉えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

本当に今回始まったばかりで、そういう中で

も30%軽減できたというのは、かなりの努力をされたというふうに思いますし、今後もまたさらに簡素化していくことで子供たちの学習の準備をしていく時間をつくっていただきたいと思っています。

次、13番目の外部団体主催の検定試験の実施については、支援員等の人材を活用し実施を図っているということですが、いつから支援員等が事務作業を行っているのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 1時56分 休憩

午後 1時57分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

質問にお答えいたします。

昨年度から校長会、教頭会を通して支援員を活用しながら、検定試験等実施ということをお伝えしておりますが、今年度においては、各学校とも多少の差はありますが、支援員を活用しながら先生方の負担軽減の下、検定試験の実施をしているところです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

現時点においては教職員が全く関わっていないということではなく、相互にできるところからやっているというのが現状ということでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

お答えいたします。

議員がおっしゃっているとおり、多少の差はあるんですけれども、相互で確認し合いながら

検討を進めているというところになっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

やっぱり子供たちはチャレンジ精神が多くて、いろんな検定試験を受けて自分のスキルアップをしていくという子供たちも多くいるかと思うんですが、令和5年度においての検定試験の実績についてお聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

質問にお答えいたします。

令和5年度においては、北中城小学校で、1回目の漢字検定を受検した児童数は71名、合格者は49名。2回目においては、受検者児童が136名、合格者は94名でした。

島袋小学校で、1回目の漢字検定を受検した児童数は38名、合格者数は27名。2回目においては、受検した児童が56名、合格者は46名でした。

北中城中学校においては、1回目の英語検定で受検者が80名、合格者は43名。2回目は71名受検し、合格者は33名。3回目は42名受検し、合格者は23名でした。

漢字検定では、1回目の検定で受検者数が18名、合格者数は7名。2回目は31名受検し、合格者数は12名。3回目は18名受検し、合格者数は7名でした。

同じく北中城中学校、数学検定では、1回目の検定で受検者が18名、合格者数は7名。2回目は32名受検し、合格者は17名。3回目は10名受検し、合格者は3名でした。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

私のほうもペーパーで事前に回答をいただいていたんですが、それを受検者数のみトータルで計算した場合に621名。かなり多くの方が受検をされているようですが、中学校がやっぱり英検や数検も加わっていくことで320名。それが年3回行われているというところで、やはり負担感というのはかなりあるかと思うんです。それで今いろいろな改革の途中で、支援員等を活用しているということですが、事務作業にどういった事務作業があって、どのような困難を抱えているかというようなところも把握されていますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

質問にお答えいたします。

負担感を改善したというところで、改善した内容についてお答えをさせていただきます。

申込み受付等については、村費事務職員、そしてスクールサポートスタッフ、ALTの協力をお願いしております。また、担当教諭と実施の連携を行いながら、担当教諭の負担軽減を進めております。

受験料の管理においては、村費事務職員が行い、受験料は村の補助金を差し引いた額となっております。補助金の手続は担当教諭と村費事務職員が協力して行っており、受験料の振込等は村費事務職員が行っております。

検定試験実施については、試験監督等はALT、学習支援員、特別支援教育支援員の活用も可能とし、活用の際は勤務時間の調整を行ってまいります。また、試験監督ボランティアを募っております。学校運営協議会等において協力を依頼したり、地域コーディネーターを通して試験監督の協力を依頼しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

これらの作業を今までは教職員のみでやっていたという現状だったのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

質問に回答いたします。

議員がおっしゃるとおり、これまでは先生方がそれを行ってきたということになっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

改めて教職員の置かれている環境というのはとても厳しい環境があったんだと思います。今回こういった形でいろんな方たちにサポートしていただいて、教職員の負担軽減を図っていくことはすごくよかったと思います。

一応、これまで補助金に対しては1回のみの補助金ということで、それが2回目、3回目受検する人たちがどうだったのかという、そういった検索等も大変だったかと思うんですが、その辺の改善というのは今されているのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えいたします。

令和5年においては、沖縄県地域振興協会の地域学力向上支援事業を活用し、各種検定料の半額の補助を実施いたしました。各種検定を希望する村立の小中学生に受験の機会を与えることで、学習に対する目的意識や学習意欲を高めることを目的としたものでした。具体的には、検定料の半額の補助をし、ただし、1年度につき各検定1回限りとしたものでした。令和6年

度においては、検定料の3割以内の額の補助をしております。対象となる検定は、中学校の漢字検定、英語検定、数学検定。小学校の漢字検定です。児童生徒が継続して検定受検に挑戦できるように、受検ごとに補助を実施するということになります。

1回当たりの補助額は半額から3割以内の額へ減額となりますが、同じ検定を2回以上受検するときは、半額補助1回よりも多くの補助が受けられ、複数回の挑戦を後押しできるものとなっております。補助の回数制限をなくすことで、児童生徒ごとに補助対象の有無を確認する必要がなくなるため、教職員の事務負担の軽減にもなっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

そうですね、こういった細かい作業の軽減がされた上に、さらに子供たちの受験の機会がまた増えていくというところではすごく教職員にとっても、児童生徒にとってもよかった取組になっていると思います。今後、受検者も増えていく中で、この厳しい財政状況の中で子供たちの教育支援をしていただくことはすごく感謝します。これからも、このように目に見える形で改革に取り組んでいただきたいというふうに思います。

本村のみならず全国的に父母教師会の活動が厳しい状況の中では、今後さらにコミュニティスクールの存在は重要になってくると思います。が、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

議員の質問にお答えいたします。

学校と地域保護者が力を合わせて、学校の運営に取り組み、地域とともにある学校へと転換

を図るために連携体制が整えられていると先ほどもお伝えしておりますが、やはり学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりが子供たちの教育活動によりよい影響を与えるものと捉えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

では教育長にですね、働き方改革を推進していくには学校、家庭、地域が連携協働し、一体となった取組が必要だということで今答弁をもらいました。そのことに対して教育長自身が、今配信を見ている地域の方を含めてメッセージをいただけたらと思います。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

議員の御質問にお答えいたします。

子供たちのウェルビーイングを含めて、先生方のウェルビーイングというのがありました。先生方がやっぱり働きやすくて、働きがいがある。そして心身ともに健康であると。つまり、先生方が元気でないと子供たちにも元気がないと。先生方にもよく言っていることですが、働き方改革は先生方のためでもあるけど、その裏にあるのは子供たちの教育、健やかな成長のためにもあるんだよと。ですから、双方の視点で先生方もしっかりその改革についての意図を、取り組んでほしいというふうに考えています。

それから、ただいま主事のほうからも説明がありましたように、やはり地域の学校である。そして、もちろんその中には地域の宝である子供たちがいると。そういう中で保護者のそういう直接、子供たちの保護者の力も必要ですけど、地域で子供たちをしっかりと育てるという部分のところからすると、地域の皆さん方の協力はかせないと思っています。そのために父母教師

会に代わるものではなくて、当然父母教師会の組織としてのいろんな目的もありますので、そういうふうには代わるものではなく、学校運営協議会の持っているそういう地域とつながっている部分の強みというんでしょうかね。それから専門的な人もいます。地域とつながってなくても、よそから来ている専門的な方もいらっしゃいますので、そういう人たちも一緒になって学校を運営していくという視点で進めていきたいなと思っています。

今後とも、ぜひ地域の宝である子供たちのために、私たち行政、教育委員会も一緒に進めてまいりますので、ぜひ地域の皆さんのお力添えを今後ともいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

教育長、ありがとうございました。

これからというのは、学校、地域や保護者と家庭とが一体となった取組が必要になると思います。学校における働き方改革が実現することにより、学校が人をつくり、人が地域をつくり、地域が学校をつくるという循環サイクルの中で質の高い学校教育が行われ、沖縄の未来である子供たちが地域の担い手となり、沖縄らしい優しい社会の実現につながりますということで、沖縄県教育委員会のほうからもそのようなメッセージがあります。私も本当にそうだと思いますので、子供たちへのよりよい教育を行うために、私も積極的に参画していきたいと思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 2時12分 散会

令和6年第9回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令 和 6 年 9 月 6 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年9月12日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和6年9月12日 午後1時59分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	欠
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	1 3 番 議 員		山 田 晴 憲			
	1 番 議 員		川 上 龍 太			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	徳 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	新 垣 理 衣 子		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安次嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	住 民 生 活 課 長	比 嘉 利 彦		
	福 祉 課 長	安次富 規 昭	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲		
	こども未来課長	喜 納 啓 二	農林水産課長兼農委事務局長	瀬 上 恒 星		
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹		
			学校教育指導主事			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第4号

令和6年9月12日（木曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
5	喜屋武 功	1. 食の安全と子ども達の健全なる成長について 2. 給食費無償化について 3. ライカム1号公園の安全対策について
6	上 間 堅 治	1. 農を活かした健康・福祉の里づくり事業について 2. 北中城村総合計画について
7	比 嘉 義 弘	1. サウスプラザの土地購入の件 2. アリーナ建設について 3. 村民体育館建設について 4. 火葬場建設問題について 5. 財政について 6. 平和を守る北中城村民の会について
8	比 嘉 正 志	1. 保護司の活動について

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

山田晴憲議員から本日の会議に欠席する旨の届出が出ております。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

皆さん、おはようございます。通告に従いまして、3点の一般質問を行います。

1点目は、食の安全と子どもたちの健全なる成長について。2点目、給食費無償化について。3点目、ライカム1号公園の安全対策についてでございます。

では1点目の食の安全と子どもたちの健全なる成長について一般質問します。住民の生命と財産を守るということは、政治が果たすべき重要な責務であります。生命を形づくるのは言うまでもなく食であることから、食の安全性や食についての知識や捉え方をきちんと導く政策的な取組も重要と考えております。なぜならこの数年のSNSの普及により、様々な情報が日々発信され、専門家の意見も広く分かりやすく公開されています。特に健康医療、食に対するこれまでの常識や考えの中には、実は多くの問題をはらんでいるという見解もあり、私たちの認識を見直さなければならない事案もたくさんあります。

例えば健康に気遣う人なら耳にしたこともありますが、トランス脂肪酸については、トランス脂肪酸は自然界に存在するものと工業

的に生産されたものがあるが、共に有害であり、それがインスタントラーメンや揚げ物、クッキー、ポテトチップスなどのスナック菓子や加工食品、また給食によく出されるマーガリンにも多く含まれているということでもあります。それについて2024年1月の公益社団法人日本WHO協会の記事ではありますが、マーガリンに多く含まれるトランス脂肪酸について、トランス脂肪酸の摂取を起因として動脈が詰まり、心臓発作や死亡のリスクを高め、世界中で最大27万8,000人が早期に死亡している可能性があるという記事がありました。そういうことなどを背景に、私たちの身近に危険な食材があふれているということは確かであり、子供を預かる学校、特に学校給食で使用する食材について安全面も考慮して取り組み、啓蒙活動も必要ではないかということで今回一般質問を挙げております。

給食のメニューについては、栄養士や調理員など複数の方々が決められているが、我が村においてどのような形で健康に考慮した学校給食の提供を行ってきたかを伺いたいと思います。また再質問の中で専門家の意見や先進地の事例を基に、学校給食における幾つかの政策提言も行っていきたいと思っております。

2点目、給食費無償化について。令和6年6月定例会の本員の一般質問の答弁の中で、村長は、玉城デニー知事の新給食費無償化案、県半分負担、市町村自治体半分負担の案に対して、評価すると答弁いたしました。8年前の玉城デニー知事の公約は、小中学生への県負担による給食費無償化でありました。それが今回の新しい無償化案は、私からすれば十歩も百歩も後退したこの無償化案というふうに捉えております。村長は、その評価するということは何をもってどの点が評価に値するのか伺いたい。そして評価するということは、本村において県の新しい給食費無償化案を進めるということなのか伺う。またそうであれば、小学生の給食費無償化に対

して、どのような考えを持っているのか伺います。

3 点目、ライカム 1 号公園の安全対策について。ライカム 1 号公園西側の入りの安全対策が不十分と考え、令和 6 年 3 月定例議会において私は一般質問をしました。その中で答弁は、「公園にフェンスが必要なのかは一次的には利用者の責任で安全対策をしていただきたい」という答弁であったが、その言葉どおり、西側入り口は依然として安全対策といえるものがない状況にあります。子供や高齢者をはじめ、誰もが安全で安心して公園を利用できるようにするのが公園設置者の義務と考えるが、それらについての見解を伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、喜屋武 功議員の御質問にお答えいたします。

まず 1 番目の食の安全と子供たちの健全なる成長については、教育委員会のほうから回答いたします。

私のほうは 2 番目の給食費無償化についてでございます。まず現在、村で実施している給食費 4 分の 3 補助については、村の自主財源で実施しており、沖縄県からの補助金はない状況です。中学校での半額補助が実施されれば、村の負担は減ることになり、私としては評価しているところであります。本村の小中学生への無償化については厳しい財政状況であり、県の動向も確認しながら段階的に進めていきたいと考えております。

3 番目のライカム 1 号公園の安全対策について。公の営造物の設置管理者として、安全性の確保はもとより、広く住民の利用に供することは公園管理者の責務であると認識しております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

喜屋武 功議員の質問事項 1 点目、食の安全と子供たちの健全なる成長についてお答えいたします。

食の安全につきましては、学校給食で使用する食材などは、お米については残留農薬検査、DNA 検査、カドミウム検査などを実施したものを使用しております。パンや麺類、牛乳などは抜き取り検査を実施しております。また野菜などは農薬使用履歴が分かる防除日誌のある野菜を使用しております。子供たちの健全な成長につきましては、各学校で食育指導全体計画や給食指導などを通じて、食事の重要性などについて学んでおります。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6 番（喜屋武 功議員）

今教育長の答弁から、実際にお米の残留農薬検査や、野菜の農薬使用履歴が分かる防除日誌、それを見た中で食材を使用しているということは、給食に使っている食材は無農薬かということを知りたいんですけども、これはどうですか。全て無農薬なのか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

喜屋武 功議員の質問にお答えします。

全て無農薬とかではないです。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6 番（喜屋武 功議員）

今答弁を見たら、お米の残留農薬を調べたり、農薬使用履歴が分かるというのは、どの野菜にはどんな農薬がどれぐらいとかという細かな防除日誌。防除日誌ってかけた日誌ということですか。どんなものですか、この日誌というも

のは。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

防除日誌については、農薬を使用した日付だったり量だったり、そういったのを記録するものです。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

子供たちが口にするものなので、私たちが今実生活の中でここまで無農薬野菜を使って食べているかとなったら、私もそういうところではないところもあって、ただしかし農薬だけじゃなくてもっと危険な物がいろいろ出回っているというのは確かで、変わった質問ですけども、プラスチック米という米があることを知っていますか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

喜屋武 功議員の質問にお答えします。

私の認識では、ちょっとプラスチック米についての認識というか情報は持っておりません。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

なぜこれを言うかというのは、いろんな法の目をくぐり抜けた中で、知らないところで危険なものが出回っているという認識の中で、今後給食センターとか教育委員会もきちんと見てほしいという意味で、今回これを挙げるんですけども、実はプラスチック米には2種類あって、もちろん中国産の米の中に、塩化ビニールのプラスチックが混入された米があって、これが実は一時期事件になっていました。ニュースにもなっていました。産地もちょっと見て判断しないと怖いなのというのと、もう1つ、これは日本

米ですけども、古い米を新米のように美味しくさせる、見せるために精米改良剤という食品添加物が吹きかけられて、この精米改良剤って何かとなったら、液体プラスチックと言われていたプロピレングリコールというものが吹きかけられているんですね。これはもう液体プラスチックって言われているので、これも実は国会でも取り上げられていて、米に精米改良剤の表示がないものは食品衛生法違反だよということで答弁もあって、ただその点も問題がある。ただしかし、いろんな法律の網の目をくぐり抜けて表示しないような感じで出回っているところもあるので、これがまた体内でいろいろ悪さするという事例もあるので、その点ももう少し流通されている米が安全だということも簡単じゃないところがあるので、その点をもう少し気をつけて進めて研究していただきたいという意味で今回取り上げています。

実は、今トランス脂肪酸からお米からって言ったんですけども、今日の学校給食の本丸は、実は牛乳をいつか取り上げないということなので今回温めてきたものですけども、一般的には牛乳はもう完全栄養食品ということで、みんなの認識はあると思います。何を言って言うかとなったら、母乳に比べてタンパク質が3倍、リンが4倍、カルシウムが7倍、カリウムが8倍牛乳にはあるんですね。その結果を見て、当時戦前ですけども、世の栄養学者たちは「牛乳はすばらしい」「これは広めるべきだ」ということで完全栄養食ということなのです。それが背景になってアメリカの小児科医で有名な方ですけども、ベンジャミン・スポックという博士が、1946年に牛乳や粉ミルク育児を推奨した「スポック博士の育児書」というのを発刊して、全世界で大ベストセラーなんです。よく調べると聖書に次いで世界で売れた本ということで、これがもう神話になってしまっていて、それが一つの出発点になって学校給食でも牛乳を入れよう

ということが広がった。それが一つのポイントです。

しかしスペック博士が後に、「これは間違っていた」「牛乳とか肉製品は体に悪い」「私はもう世界のお母さんたちに間違ったことを伝えた」ということで謝罪しているんですね。だけれども日本においてはそれが伝わってなくて、改訂版でこの内容も訂正されているけれども日本ではされていないんです。それが戦後GHQの指導命令で厚生労働省が指導して、栄養改善運動という取組の中で、さっき言った牛乳、脱脂粉乳が提供されて今に至っているという理由です。もちろんパンに対しても、もともと米が主流だったのが、どちらかというとアメリカの余剰小麦をはくために日本でもパンを進めていこうということでターゲットにされて、パンも給食に取り入れられているというのがあります。医者とか専門家の意見が本当にたくさん出ていて、新聞とかテレビでは発表されていないようなものもたくさんあります。それをちょっとまとめて4点に絞って牛乳の危険性について言っていきたいんですけれども、まずさっき言った栄養価が高いということが1点。なぜなら子牛は1日に1キロ増えるというのです。なぜかというと草食動物なので早く成長しないと肉食動物にやられるから成長速度が速いのです。ただそれに見合った牛乳の栄養価が凝縮されているので、ただそれが人間に合うかとなったら人間に合わないんですよ、栄養価が高すぎて。人間に入れてしまうと栄養価が高いから、体がびっくりして拒絶反応を起こすんですね。それが一つあります。

実は母乳で育つ哺乳動物は4,000種類いると言われていて、その中で他の動物の乳を飲むのは人間だけ。入れることで人間の体内と合わない異種のタンパク質とか異種成分が入り込んで、さっき言った拒絶反応が起こるとというのが背景にあって、牛乳はちょっとまずいんじゃないか

なという意見が一つあります。去る6月議会に平安山議員からもあったんですけども、牛乳には乳糖不耐性というのがあって、これは牛乳アレルギーの典型的な例ですけれども下痢をするんです。私も下痢します。アイスクリームも食べられないです。「俺はお子ちゃまなのかな」「だから下痢するのか」と思ったら、科学的な根拠があって乳糖不耐性がある。日本人の75%以上が乳糖不耐性と言われていて、乳幼児は歯が生えてきていろんな食事をするとき、この乳糖を分解するラクターゼというのがなくなってくるというんです。それが一つの原因として不耐性が出てくるというのがあります。

もう一つはカゼイン不耐性というのがあって、牛乳に含まれるタンパク質の80%がカゼイン。カゼインには、アルファカゼインとベータカゼインとカッパカゼインの3種類があるんですけれども、牛乳に多く含まれるのはアルファカゼイン。アルファカゼインは人間が消化できないんです。消化できないから未消化のまま腸に残ると、腸の腸壁を傷つけたり炎症を起こし続けるという。また長いこと居座ってしまうとアレルギーの原因にもなるという。本当に牛乳を語ったら時間がちょっと足りないぐらいではあるんですけども、絞って4点にしたんですけども、ただ母乳に含まれる乳のカゼインはベータカゼインで、これは消化されると言われています。言えカゼインが悪さしているというのが牛乳の主な問題の一つ。

最後が4番目、牛乳パラドックスと言って、一般的には牛乳を飲んでカルシウムを入れたら骨も元気になって体にいいんだというのが一般的な日本人の9割がそう思っていると思います。でも実は新しい研究成果の中で、牛乳を飲むと栄養価が高いから血中カルシウム濃度が一気に上がるんですね。一気に上昇したら血中カルシウムは濃度1%で一定に保たれているから、言えホメオスタシスと昔聞いたことがあると思

うんですけれども、体を一定に保たないという恒常性機能があって、その中で「やばい、血中カルシウムが一気に上がったから1%に保たないと」ということでこれを排出するんです。カルシウムを。尿から出ていたり、もっと激しいのは血中カルシウムが上がってくると血液が酸性化していくので、骨からのカルシウムはアルカリ性だから、それをまた放出することで中和させる。言えば骨からカルシウムを取っているから、骨粗鬆症の原因は牛乳と言われているんです。だから私は何が言いたいのかというのは、実は牛乳は子供たちにとってよくないというのがこの4点から。もっとあるんですよ、いろんなものがあるけれども時間ないからというものあって、これは賛否両論あるんですけれども、そういう危険性もはらんでいるということから考えると、牛乳を学校給食で与えるのはいかがなものかな。日頃私たちは生活の中でお茶とか水とか食事しながら飲むじゃないですか。牛乳飲んで食事するというのは、なかなかないと思うんですよ。だから、いや私はこういう意見持っているから牛乳は必要という方は家庭で。学校給食ではちょっと検討する必要があるんじゃないかなと思っています。

東京の多摩市においては、飲用牛乳停止届を提出すれば医師の診断書がなくても学年単位で牛乳を出さない仕組みもあったり、新潟県の三条市では、2021年から給食のときのミルクはやめています。でも何かドリンクタイムのときに飲みたい人はミルクというのがあるみたいですが、そういう取組が今あるんですね。でもカルシウムはどこから取るかとなったら、牛乳1倍に対しては煮干14倍だよ。ワカメ8倍だよ。小松菜は5倍。昆布は7倍という、そういう食材は吸収スピードがゆっくりなので体にとっていいんですよ。だからそういうカルシウムを吸収するために牛乳以外の取組というものもあるので、ちょっとすみません。話が長くなった

んですけれども、そういうのを考えた中で進めていくのはいかがなものかなと。またこれは研究する必要があると思っています。私もこの1年ぐらいの知識しかないので、なかなか伝わりにくいところもあるんですけれども、これについて教育長、どう思いますか。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

喜屋武 功議員の御質問にお答えいたします。

今議員のほうからも説明がありましたように、特に賛否両論あるだろうということでお話がありました。まさにそうかなと。やはり物事にはマイナスもあればプラスもあるだろうということを考えているんですが、今学校給食の中において牛乳を提供しているという部分については、やはり学校給食法とかそういう教育でございまして、それにのっとって提供しているところでございます。また牛乳を一旦止めるとか選択制にするとか、そういう部分については、一人一人の体調面というか健康面に配慮した部分については検討も必要かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

今教育長がおっしゃるように、もうまさに学校給食法の施行規則の中に、パン又は米、ミルク及びおかずという規則があって、それに縛られているところもあるから、なかなかミルクを取れないというのもあるんですけれども、ただし、先頃文部科学省が、学校給食法は栄養などを目標に定めているだけで、食材の使用には決まりがなく、牛乳がないと学校給食ではないというそういう見解を示しているんですよ。だからそういうことからすると全国事例も勘案して、子供たちの健全なる成長、実は病気を引

き起こすいろんな原因があるんだというのが医者とか専門家から出ていることを考えると、これを見過ごすわけにはいけないと思っているんです。私も実際に下すので、これが分からなかったんですよ。この理由が分かったところもあるから、行政は学校、村民の生命、財産を預かっている、学校も預かっていることを考えると、これは学校給食法がこうだからということではなくて、独自の取組というのが必要だと思います。だから学校給食において牛乳に代わる物。パンまではちょっと時間がないから言えないんですけども、パンに代わって週に頻度高く米にするとか、小麦も体に悪いというから、みんな悪くなるから何とも言えないんですけども、そういうのをいかに踏み込んで研究するか。するかしないかでも全然変わると思うんですよ。これについて教育長。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

ただいまの質問にお答えいたします。

今研究するかどうかという部分については、今議員からの提案もありますので、その辺についてはまたいろんな関係機関、それから文科省のそういう栄養素が、まず給食の根底には一日分の栄養素をバランスよく摂るというのが中心にあるという部分のところのお話がありましたように、その辺をカバーしながらどういうふうに対応できるかというについては、研究という部分では必要かなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

一日の給食でバランスよく栄養素を摂るとなったときに、私がさっき言った昆布とか小松菜とか、いろんなものがゆっくり吸収して体にカルシウムを摂り入れるという点からしたら、そ

の点の研究も必要というのがあります。

もう一つです。ちょっと衝撃的な本ですけども「給食で死ぬ」という本があって、もうこの名前に見せられて買ったんですけども、実は10年前の本ですけども、長野県の真田町の元教育長。合併して上田市の教育委員長になった大塚 貢さんという方の本ですけども、給食改革をしたらアトピーが治った。非行が直った。不登校が直ったという実例が書かれているんです。もうびっくりです。とてもいい本だと思います。どんな取組をしたかというのは、給食の主食をパンから米にして、米の中に13%は玄米にしてというもので、そういう取組をしているんです。10年前にですよ。だからもちろん学校に来ない、勉強しないとかというのは授業の面白さ、だるさもあると思うんですけども、もっと理由があるというのが書かれているので、そういうところも給食って大事だなというもので、ぜひこれは研究のしがいがあるのかなと。この長野県だけじゃなくて福井県の小浜市とかは、食のまちづくり条例を制定して徹底的に給食も研究することで学力が日本一になったんです。もうその実績もある。だから給食ってあなどれないんです。

静岡県の三島市では、食育推進都市宣言をして、完全米飯という米食にしています。パンである必要がない。日本人だから。DNA的にパンよりも米のほうが消化がいいというものもあるので、さっき言った三条市ではミルクを廃止したというのもあるので、私が言いたいのは研究のしがいがあるんです。体に悪いだけでなく、本当に繰り返しになりますけれども、子供たちのいい成長につながるということを考えるとこれはやるべき。村長どう思いますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

喜屋武議員の御質問にお答えします。

私たちも子供たちの成長を担う者として、大変重要な提言をなさったかなと思います。私も食の安全については従来から考えているつもりではございますけれども、そこまで深く追求したことがございません。ただ、行政がそれを判断するということには当然我々行政の責任というのが問われます。選択する選択しないという責任もまた問われますので、しっかりしたそれはエビデンスを持ち得て判断することが適切かなと思います。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

この食とか健康とかだけじゃなくて、政治とかあらゆる面でSNSが普及して、これが真実なんだとか、この問題の背景にはここがあったんだとかという、テレビや新聞では表に出ないようなものがいっぱいあるんです。だから私はそういう意味では今後世の中はよくなるんじゃないかなというものも期待して、でもその真実に対して旧態依然で、やや過去の前例踏襲でという考えだったら、多分成長も問題も解決しないと思うけれども、新しいものが出ているのだから、これを研究して一歩前に行けば、多分いろんなものがよくなるのかなという期待もあるので、ぜひこれはもうリーダーの判断ですよ。一つ。私はこういう方針を掲げてこういう考えがあるからこれで進めるみたいなのという、このドラマチックさがないと世の中は変わらないと思っています。

この点はもう以上で、給食費無償化についての答弁です。私、村長が何を言っているのかさっぱり分らないです。何でもかと思ったら玉城デニー知事を評価しますよって。新給食費無償化に対して。だけれども財政が厳しいから我が村ではできないという判断ですよ。評価するんだったらこれを取り入れて、中学生の給食費を無償化にして予算のやりくりの中で、小学生

の負担を4分の3からもっと負担を減らすような感じはできないんですか。そもそも村長選挙のときに無償化にするって言っていますよね。段階的に無償化を進めますとか、4分の3が最終目標ですって言ってないですよ。デニー知事も一緒です。小中学生の県の全額負担で無償化を進めると言っているから、まず初めに市町村半分、県半分というのは本当に話通らないです。あなたは最初は無償化にするって言ったじゃないかみたいな。それを受けて有権者は票を入れているんですよ。特に孝則村長に限っては行政経験長いじゃないですか。こんなに行政経験長いから。給食費無償化はどこもハードル高いですよ。簡単じゃない。だけれども彼が言うんだったらその経験上の中で多分できる。じゃあ1票投じるという期待感もあったと思うんです。だからもう少し説明できますか。無償化に対して。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

県のほうが半額補助ということを出した際に、私たちの無償化に非常に近づくんじゃないかとそう思いました。ただ県の条件といたしましては、例規を定めてちゃんとした無償化にするということで半額補助ということになっていったわけです。ところが今はまた方針が変わって半額は補助する。その残りの負担については市町村で見てもいいということでもあります。ただ私たちは当初から無償化に向けて今行政を進めていたつもりではございます。その段階のところに県のほうが記事等で打ち出したと。ある意味で我々の財政負担として非常に助かなと思いました。それは私が全額無償化にしてもそれは当然できることではあるんですけれども、ただ中学ということでもありますので、中学だけにしか半額にしないということになれば、私は小学校も一緒にしたいのはやまやまでござ

います。一緒に完全無償化にするということは、
私たちが望むところでございますので、ただ、
今中学校ということで中学校をどうするか、小
学校はどうするかということです。私たちも4
分の3に変えてまだ日も間もないので、次の財
政等を勘案して判断したいと考えております。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

答弁の中に給食費無償化は自主財源で行って
いますということですが、例えば他の市
町村を見るといろんな工夫をしているんですよ。
何の補助金を使ってオペレーションしてみたい
な。何かそういう研究は。自主財源でやるのも
保護者にとってはとてもありがたい話です。給
食費の負担が減るだけでも、こんな物価高騰の
中で。だけれども自主財源が使い勝手がいいか
らってぱっとやったときに、ほかのものにも影
響するということを考えると、もっと工夫して
いろんな投入、そんな研究はされましたか。ど
んなですか。もう村長になって丸4年ですよ。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これに係る特定財源が果たしてどういうもの
なのか。永久的な特定財源なのか、一時的な特
定財源なのか。私たちとしては当然永久的な特
定財源であればそれは登用するでしょう。しか
し永久的な特定財源が私たちとしては見いだせ
なかったものですから一般財源で対応したと。
しかし一般財源でどれだけ対応できるかとい
うのは、今のところ4分の3が精一杯だなとい
うことで判断したわけです。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

テクニカルな話なのでなかなか説明もできな
いんですけれども、工夫しているところがある

んですよ。それで乗り越えているところがある
んですね。だからその点は公約って重いですよ。
有権者との約束なので契約。そう考えると財政
厳しいから、コロナだったから厳しいから公約
が進まなかったというのは、もうこれは言っ
たら駄目だと思います。どんな努力したかとい
うのも見せていかないと、給食費無償化は選挙
のときには特効薬的なものもあって、客寄せパ
ンダみたいなものです。だけれどもやっぱり厳
しいんだねと理解する人もいればそうじゃない人
もいるので、その点はもっともっと研究してほ
しいと思っています。

3番目、ライカム1号公園のことで、この答
弁も何かちょっとつかみどころがないというか、
なんかウナギをつかんでいるような感じで何を
言っているのかさっぱり分からないんですよ。
これは村長の考え方の中で、利用者のために安
全性が確保できた取組をしますということは、
安全対策するんですか、しないんですかねん
です。するんですかしないんですか、どちらで
すか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これから公の施設になる予定でございます
ので、当然それは村の管理であれば当然やるべ
きだと考えております。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

今後多くの利用者が公園として使う考え方
の中でやる方向というのは分かるけれども、今
実際されていないですよ。前回も一般質問で
取り上げて、もう全然変わっていないです。でも
よくよく見ると、私が今指摘しているのは、ラ
イカム1号公園の西側です。鉄パイプで組んだ
仮のゲートみたいなのはありますよ。見栄えも
悪い。東側はU字型の黄色い柵みたいなのが5

つ6つぐらいあって、そこはゲートされているんです。これは何のためのゲートですか。課長どんなですか。あのゲートは何のためのゲートですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

その東側といいますか、そこに今車の進入防止の柵を設置しております。一般的な公園整備としてはその車進入止めというのが多く見られるところであるんですけれども、子供の飛び出しを意図するというのは、そう多くはないのかなというふうな理解をしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

車の侵入防止のためのU字型。でも私から見方からしたら、一種それが子供たちの飛び出し防止にも役立つと思うんですよ。じゃあ何で西側にはこれができないんですか。このU字型の柵が。これはなんでですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今現状としては整備途上であるというところを御理解いただけていると思います。それと西側、これはイオンライカムの通りに面するところですけども、村としては、そこはライカム地区の顔になる部分に当たると理解しております。そして公園という中でできるだけオープンな空間を提供したいというところで、仕切りはなるべくないほうがオープンなイメージがつけられると思います。そういったところであえてその仕切りみたいなものを設置していないと。将来的にはここの整備としてどういうふうな形

を取るのかというところは、今後また検討が必要になってきます。とりあえず今現状としましては、まだしばらく整備に時間がかかると思っておりますので、暫定的なフェンス、あくまでも仮設的な取扱いになると思いますけれども、そういったもので対応していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

今の答弁では西側が公園の顔になるからゲートがないほうが見栄えがいいようなという意味ですよね。だけれども見栄えですかね。子供たちとかいろんな方が利用するとなったときには、見栄えよりも私は安全対策と思うんですよ。実際になぜこれを言うかということ、私がちょうど運転中に子供が飛び出そうとしたんです。だけれども幸いその前にボールを阻止したから行かなかったのであって、でもボールを追っていたかもしれないです。柵があればU字型のでもいいです。何かしらちょっとストップがかかるので、その間に一緒にいる保護者とかが走って捕まえられたかもしれないし、だからそもそもの考えを見栄えとか入り口側だからとかじゃなくて、見栄えと考えたら、ちょっとしたのが2つ3つあるじゃないですか。あれ全然見栄えはよくないですよ。全然よくない。だから矛盾しているんですよ。矛盾したこと言わないでくださいなんですよ。だから対策するんだったらする。しないんだったらしない。しないんだったら村長の方針、みんなに言いますよこれ。公園の安全対策なんてしないよって。それが方針だから。村長、どう思いますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私はまず公園の見栄えと今言いましたけれど

も、見栄えも必要ではないかと思います。それが安全に優先するかとかの今判断かもしれませんが、当然に安全のほうが優先するかもしれませんが。ただ公園の初期の目的、これから公園をつくろうとしている、どういう公園をつくろうとしているのか、今私たちはまだ未定でございますので、これからどういう公園をつくろうかとしている中で、それを検討して話合っ
てこれを決めていくというのが一番ベターなことだと思いますけれども、例えば安全優先として全てを囲ってしまうということも、また公園づくりとしては別に適切ではないかなと思うんですよ。みんなが入りやすいような公園。公園というのは基本的には24時間、そういう利用に供する所だと思っておりますので、いつでも利用しやすいような公園ということもありますので、今課長が申し上げた見栄えも大切ですが、その利用に供しやすい公園づくりがあると思いますので、安全対策もしながらそういう公園もしっかりと計画してまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

だから見栄えが安全を優先、超えるとかではないと思うけれども、でも感覚的にはそうなのかなという。私は全部フェンスで囲えとは言っていないです。入り口の場所を変えてもいいし、遊んでいる子たちに何かあったときに、突発的にそれがストッパーになる取組は必要で、今後この公園の利用と考えたときに今後考えるとなったらそれまでの時間、今もう放置しているじゃないですか。不完全なままに。だからその間何をするんですかというのが大事と思うんですよ。今ですよ。2回取り上げています。だからその点はもう少し村長の方針として、これよくよく考えるべきだなと思います。幸い事故が起こっていないからまだいいですよ。でも逆に分からないですよ、保護者から聞いていないから。

あの公園の入り口はちょっと危ないから小さい子はあっちで遊べないよね。ボール遊びできないよねとなっている可能性ありますよ。それについて最後どう思いますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私たちが今その公園というのは、我々が都市公園台帳に搭載したその公園ではございません。これから公園を予定しているところでございますので、しっかりそういった安全性も含めて、景観も含めて利用しやすい要件等も含めて、しっかり大所高所から考えてやるべきだと思っております。今安全ということで貴重な意見であったと思います。それについてはしっかりと暫定的な措置をしたいと考えております。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時42分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは私のほうから大枠で2点ほど質問したいと思います。

まず、農を活かした健康・福祉の里づくり事業について。平成30年より始まった事業であります。やっと形として見えるものができてきたかなというふうに思っています。当初の計画のスケジュールとして、第一段階のバイオマス発電、第二段階の水耕栽培、市民農園等は2020年に事業化しているはずであるが、6月の現地視察の際には、今年度の2024年の事業化に関してもまだ厳しいのではないかなというふうに感じております。事業化に対しこれほど遅れた原因は何か、またこれから始まる第三段階以降も同様に遅れる事態となる。これからの日本の経済

状況を見ても整備費用は年を越すごとにどんどん跳ね上がる状況は容易に理解されるが、本村の取組に対し理解を示し、協力の意思を示した事業者に対し、何らかの対応があってもよいかと思うが、本村のこの事業の関わりも含めてどのように考えているのか、お伺いします。

続いて2点目、北中城村総合計画について。第四次北中城村総合計画が2015年から2024年の10年間となっており、今年の2024年が最終年度となっています。第五次北中城村総合計画の策定に当たり、第四次計画の総括をしっかりと行った後の、今後10年の北中城村の在り方を議論すべきと考える。議会は総合計画策定にも大きく関わっている。10年前の第四次計画は概要が出来上がっての関わりで、しっかり議論されたか疑問が残ったと記憶しています。今回は第四次計画の総括も含めて、議会としてしっかり関わるべきと感じているが、現在の第五次総合計画に向けての取組はどのようになっているのかお伺いします。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では上間堅治議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目に、農を活かした健康・福祉の里づくり事業についてでございます。農を活かした健康・福祉の里づくり事業につきましては、現在第一段階は発電施設工事を近く完了させ、試運転を行う予定で年度内に竣工予定でございます。第二及び第三段階については、農業振興地域計画の見直しに伴う事業地内の除外手続が当初の見込みより時間を費やしたことが要因の一つとなっています。また、両事業者との施工協議の中で、共同で敷地を使う案を村へ提案してきたため、県所管課へ相談したところ、その場合は開発許可を出すことは困難との指導があ

り、施設の配置計画を含めた両事業の全体計画の見直しを現在行っているところです。村としても両事業者の開発手続等については、これまでも月1回以上打合わせを続けており、スケジュールの調整を含めて、進捗のロス等が極力出ないよう事業者へ協力、指導等をしております。

2番目の北中城村総合計画についてでございます。令和5年度の基礎調査として、住民等意向調査及び第四次総合計画の評価・検証を行いました。今年度は住民と村の若手職員によるまちづくり懇話会を2回、若手職員のまちづくり会議を2回、係長クラスの作業部会、副村長、教育長、課長等による策定委員会を各1回開催したところであり、今後基本構想案作成及び前期基本計画案作成に向けて取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは、農を活かした健康・福祉の里づくり事業についてから再質問したいと思います。

まず本村の事業としてホームページに概要説明を大きく挙げていますが、この事業主体がどこにあるかなかなか見えないところがあるような感じがします。本村の役割、この事業に対してどういうふうな役割をしているのか。もちろん事業自体は民間業者がやるんですけども、本村はどういうことをやっているのか、この辺からお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

村の役割としましては、まず農を活かした健康・福祉の里づくり事業の計画をまずは各事業者から計画自体をはみ出さないような方向性な

どの指導と、実際事業を進めていくための行政
手続における助言、こういったものを主な業務
としてやっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは先ほどの村長の答弁にもあったよう
に、事業地内の除外手続ですか、それは多分県
のほうにやっていくと思うんですけれども、こ
ういったのも業者がやるのか、こういったのは
村がやるのか。村はそうではなくて事業者に対
してアドバイス等を行っているのか、この辺は
どういうふうにやっているのかお聞かせくださ
い。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒
星）

お答えします。

この農業振興地域の計画変更という言い方にな
るんですけれども、この作業自体は村でやり
ます。各これに関しての事業者の働きかけとい
うのはございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは私が先ほどから質問しているという
か聞きたいのは、村がそういった除外手続を行
っているということで、私からすればもう2年
も3年もというか大分遅れてきている。それは
村の責任なんですよ。村がしっかりできてい
ないからこれだけ要したという考えでよろしい
のか、その辺をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒

星）

お答えいたします。

もともとこの計画変更につきましては、令和
4年度からまず準備段階として農振除外を希望
される農地を所有されている方々の意見を聴取
しました。令和5年度に実際の手続に入るん
ですけれども、予定としては令和5年度中に完了
する予定ではあったんですけれども、県の所管
課との調整の中で、やはり今回の農を活かした
健康・福祉の里づくり事業が、通常で除外する
面積よりもやはり大きいということもございま
して、県側の対応がとても慎重だったというこ
ともありまして、私どもがもともと予測してい
た時間よりも余計に調整の時間がかかったとい
うふうに捉えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

県が慎重になったのか。村の提出する書類、
そういったものに不備があったのか、この辺は
どういうふうに考えているのか、その辺をよろ
しくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒
星）

お答えします。

県との調整の中で、やはり県のほうがここの
場所についての考え方というのを改めて村のほ
うに聞いたときに、私どもがそれに答え
を持ち合わせていないときがございましたので、
それに対する回答をつくるまでにちょっと時間
を要したというのは実際のところだと考えてお
ります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○ 9 番（上間堅治議員）

私も県庁のほうに知り合いがいて、その辺少し心配だよという話も直接立ち話の部分だったんですけども聞いていました。この件に関してはもうクリアされているのか、近々しっかり除外手続なされるのか、この辺はどういうふうな考えでありますか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

実際令和 6 年度に入りまして、農業振興地域整備計画の変更自体につきましては、既に許可が下りております。実際日付としましては 6 月 19 日付になると思われまじけれども、これが県知事名で計画変更についての承認の通知をいただいております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○ 9 番（上間堅治議員）

それではもう第三段階のほうはしっかり業者に引き継がれて、しっかり粛々とやっていくという形でよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

村長からの答弁もあったとおり、第二段階及び第三段階の両方とも事業計画の変更についてちょっと県のほうから指導があったものですから、実際この事業計画の変更自体を双方で見直している状況です。ですので今後とも農振除外の以外の部分、実際の建築計画のこの辺りについて今計画を双方で進めているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○ 9 番（上間堅治議員）

それじゃまたいろいろと答弁でもあるんですけども、施設の配置等そういった部分で変わってくるという話ではあると思うんですけども、月曜日の補正予算で模型を作りたいという話はしていました。私はちょっとおかしいんじゃないかというふうに否定しています。実際今の答弁でもあるように、どんどん変わっていく予定なのに、今年度補正で上げてまだまだできるかどうか分からないのに模型というか、そういったものに予算をつけてやる。この辺村長、どういうふうに考えられますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

基本的に模型を作るということは我々がそこに向かっていくと。我々は構想段階であろうが基本計画であろうが、私たちは将来予想される完成予想図というのはよく作ります。必ずしもそれに合うような、それではないんですけども、実際出来上がったのはそうではないかもしれませんが、基本的にはそれが私たちを触発する、あるいはそこに向かって走る、その構想に向かっていくモチベーションになると思っておりますので、それは一定の優位性はあると思っております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○ 9 番（上間堅治議員）

今の話だと担当課とちょっと食い違うなというふうに思っていて、担当課のほうは村民に対してしっかり説明できるような形ということをおっしゃられました。今の村長は内向きなイメージで、職員だろうか誰に対してだろうか

分からないけれども、しっかりここに向かってやっていくよというふうな内向きなイメージ。本来は外向きで、こういったのをしっかり北中城村は作りますよということで、外に村民に向けてやるべきものであって、前の質問でもちゃんとしたのができないと村民に対しても見せられないよというのもありました。この辺が全然職員と村長との考えがちっと違うなというふうな思いもあります。この辺に対しては月曜日の答弁と今回の答弁は違いますけれども、その辺に対してはどういうふうに考えているのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

一義的にはそれまでの私の言う方向性もあると思っています。ただ要するに、原課のほうでは村民に周知を図る意味でもこういう計画をやるんだという。ただ私としては職員がそれに向かって行くという意義もあると思っておりますので、その辺は御理解いただきたいなと思います。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

私も頭が固い人間じゃないとは思っているのですが理解はします。しかしやはりこういった答弁とか県の職員が聞くと、一括交付金を使ってやるという話でしたけれども、私が県の職員だったら、「そういうことか、こんなのは下ろせないよ」という話になってくる可能性も出てきますよ。この辺は村長部局と担当課の皆さんでしっかり意見をすり合わせてやらないといけないんじゃないかなというふうに思っています。この件に関しては、ぜひ再考して考え直してやっていただきたいなというふうに私は考えています。

もう一つの質問ですけれども、次の質問に移

りたいと思いますけれども、共同で敷地を使う案が両業者から出ているという話がありました。この案というのは差し支えなければ教えてもらえますか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

今回の提案といいますのが、第二段階事業者と第三段階事業者が双方で該当する計画敷地をまずは単独で考えてはいたんですけれども、双方の意見を事業者同士で話合ったときに、第二段階の事業者が「自分たちは、この敷地よりも若干少なめでも自分たちが目的とするものは造れる」と。ただし第三段階事業者のほうはもうちょっと敷地が欲しいということもあって、ただ今はちょうど農道を挟んだ形で第二と第三が分かれているような状況ですので、これを第二と第三を共同で事業としてできないかというような提案がございました。もともとこちらが考えていた計画と実際変わるものですから、こういうふうな計画になった場合、実際に許可を受けられるのかというのはこちらで判断できなかったものですから、この案を持って県の所管課に相談に行きました。そしたらこのままでは建設の許可が下ろせないであろうというようなこともちょっと言われたので、それは今の条件で双方である程度満足させられるような案をちょっと練り直したいということもございまして、今現在練り直しているような状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

そういった形でというんですか、せっかくこういったプロポーザルなり何なりしてやってきた計画ではあるんですけれども、やはり不都合

が生じているということだと思うんですよ。この事業者に対しては。だから今答弁聞いた中では、第三段階の事業者のほうがやはりもう少し敷地が欲しい。やっぱりそうですよね、医療機関でもあるので。その辺を少し村でいろいろ考えてもらえないかということでもあるんです。私の質問からこの質問は。この辺どういうふうこれから協議するのか、敷地をもっと広げられるのか、じゃなければ上に上げるのかとか、そういった部分というのも少し考えられるのかなというふうには思っているんですけども、この辺は村長なり担当課長なり、どのように考えているのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

まずそういった相談があったときには、その第三段階事業者の計画区域自体の敷地をもう少し拡大する意思はないかというような意思確認とかなどもやっております。現在その床面積とかそういったものが直接やっぱり敷地面積等に影響しますので、この辺りについては助言とかなどは行っております。ただしちょっと場所的に市街化調整区域でもございますので、階層的にあまり高くできないというところの条件もございますので、やはり敷地を拡大するほうが彼らの事業を有利に進める方向ではないかということで、その辺は再検討するようにというふうに伝えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

第三事業者に対しては敷地をもっと広くできるような検討も村ではできるという話ですよ、今の答弁では。確認です。お願いします。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

実際その用地自体はまだ個人有地などもございますので、そういった意味合いではある程度柔軟性を持って私どもは考えていけるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。この辺ですね、せっかく我が村にそういった施設が来る。うちの村に対しても利益は十二分にあると思うんですよ。せっかくそういった事業者、来た方々に対してもしっかり手当てを考えていただくというのも必要ではないかなというふうに思っていますので、この辺ぜひ向こうのほうから依頼が来たらやっていただきたいなというふうに思っています。

それと除外に対していろいろな部分で遅れていて、許可も得ないということでありましたけれども、これからまた宿泊施設等もやっていくと思うんですけども、村長、何年前かな、グランピングの件で視察に行っていると思いますけれども、その辺ももちろん入って来るのか、この計画の中に。これから第四、第五という形でやっていくと思うんですけども、この辺はどの業者がどの点でどういうふうにそういった施設を設置していくのか、この辺の計画等がありますか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えします。

当初、第四段階から第六段階までの事業計画

につきましては、市民農園とかやはりグランピング施設などの計画をもともと持っていたんですけれども、実際村道の向かいの中城公園にキャンプ場施設ができたのは御存じだと思うんですけれども、逆にそこと競合するのあまりこちらとしては望ましくないのかなというところもございまして、現在こちらの事業推進委員会というものが組織されておりますので、こちらでこの第四段階以降の事業計画についての再検討をちょっと今議題として、この委員会に諮らうというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

この件に関しても村長が報告の中でやったときにおかしいなと思って、農を活かした健康・福祉の里づくりで、なぜグランピングなのかというので少し質問した覚えもあります。もちろん向かいにもそういったのがあって、いろいろ考えているところではあるんですけれども、しっかりこういったテーマがあってそういった部分でやっていくべきだろうかなというふうに私は思っていますので、これからもちろん第四段階とか第五段階、あと農園付の住宅とかも考えていますよね。その辺の部分に関してもしっかりと農を活かした健康・福祉の里づくりという観点から、そのテーマに沿った事業づくりというのをしっかりやっていただきたいなというふうに思っています。大体その形でよろしく願いますということです。次の質問に移りたいと思います。

続いて、北中城村総合計画についてですけれども、令和5年度に住民意向調査と四次計画の評価・検証、それを行ったということでありますけれども、この辺の公表をぜひ村民に対しても我々議会に対してもあってしかるべきだなあというふうに思っているんですけれども、この

辺まだ5年にやったのにもかかわらず、6年ももう後半辺り過ぎています。その辺はどういうふうに考えているのか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

議員の御質問にお答えします。

令和5年度にやりましたアンケート並びに四次の公表等については、今取りまとめて係長クラスの作業部会で点検してもらって、副村長、教育長、各課長の策定委員会で審議を行って今取りまとめをしているところです。今後アンケートの全てではなくて、ポイントポイントを絞りながら公表も含めて今年度公表していこうかなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

その調査の中では住民意向調査ですけれども、どういった方法。対象者とか何回やったのか。今アンケートという話もしていたんですけれども、この答弁の中ではアンケートのほかに対話方式とかそういったのを住民とやったのか、その辺をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

とりあえず5年度の意向調査についてお答えしたいと思います。5年度は18歳以上の村民アンケートと北中城中学校の1年から3年のアンケートと、この間の北中城高校の1年から3年を対象にアンケートを行わせていただきました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

幅広いというんですか、今後の10年、北中城村を担う世代にもしっかりできているなというふうに思っています。これから出てくるということなので、これもしっかり議会としても見ていくべきだなというふうに思っていますけれども、この中で区長会とかそういった各種団体とかその辺の調査というか話合いとか、そういったのは持つ予定はないのか。最近は区長会でも若い方々が結構入ってきて、意見も大分いい意見を言われる方も結構います。この辺どういうふうに考えているのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前 11 時 26 分 休憩

午前 11 時 26 分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今現在、副村長を中心とした課長の策定委員会まで進んでおります。9月末に有識者とか各種団体の長あたりを含めた審議会を今やる予定であります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは本題というんですか、我々議会も基本構想には関わっています。議会に上程しないといけないということでありますけれども、この前回10年前、私新人議員で来て何をやったのかな、何をやらんといけないのかなというので相当困惑した状況、なぜこれは私たちに来るのかなというのがあって、その中でも三次の公表とかそういったのもなくて、どういうふうに評価すればいいのかなというふうにすごい困惑した思いがありまして、今回そういう時期であり

ますので、しっかり議会としても関わらないといけないな。また新しい議員も大分入ってきているので、この辺もしっかりやらないといけないなというふうに思っていますけれども、議会に対して前回みたいにある程度決まってからそういうたのを出すのか、それとも議会に対してもそういった住民との懇話会とか、またアンケート調査の結果とか、また四次の公表とか、そういったのはどの辺りで出てくるのか。こちらからもちろん話はすると思うんですけども、できればこの全体像が見えてくれば、この辺は計画的というか、これからいろいろ識者とか話を聞くという話ですけれども、どのような時点で我々議会に提出できるのか、この辺をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今月末に審議会を開く予定です。審議会を開いて修正をかけたものを策定委員会も含めて2回やった後に、議会に対しては12月の定例議会の中で一度説明をします。その後に議会の皆さんから修正等を含めてあったものをまた審議会なりにかけて、最後の1月にパブリックコメントをやって3月の定例議会に提案して議案として上げていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

ぜひ我々としても村民から負託をされてここに立っている立場であります。しっかり議論、今後の北中城村の10年をしっかりつくるという上でも、我々もしっかり見ていきたいなと思っていますので、今のスケジュールをしっかり守っていただいて、3月に急に持ってくるというような形になると我々としてもどういうふうに

なるのかなと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前 11 時 30 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

村政の1期目が12月に終わろうとしておりますので、それを頭に入れた質問を考えてみました。

今回はこれまで度々質問してきましたが、再度確認とおさらいを含めた質問の内容になると思います。

まさに世界的な未曾有の出来事であったコロナの感染が異常に長く日常の行政を進める上において大変な支障を来し、さらに前任の大きな事業等がはかどらず、財政調整基金が底をつき財政にも影響を与え、いわゆる住民サービスや行政サービス等も容易ではなかったかと推察いたします。それを踏まえて質問になります。

では通告に従い一般質問をしてみたいです。質問は項目別で若干多めの6点になりました。よろしくお願いいたします。

1点目、サウスプラザの土地購入の件。

これまで何度か今回の内容の質問を行ったが、容易に理解できず、また十分納得もできなかった。それをイ、ロ、ハ、ニ、ホにまで質問を具体的にやりたいと思います。

（イ）土地の購入は比嘉村長の任期中に行われたのか。

（ロ）その趣旨目的を理解していれば説明を求めたい。

（ハ）その目的は達成されたか伺う。土地、建物も含めて。

（ニ）価格、土地、建物。

大きな2. アリーナ建設について。

（イ）アリーナ建設の計画、実施はいつの頃から決められたのか。

（ロ）決められたのは現職の村長か、それとも前任村長か。

（ハ）なぜその場所になったか承知していれば説明を求めたい。

（ニ）議決は全会一致だったか知っていれば説明を求めたい。

（ホ）予算の出所は。

大きな3. 村民体育館建設について。

（イ）企画、実施は現職の村長か前任者かその点を伺う。

（ロ）3回否決されて4回目に議決されたがその点を承知か。

（ハ）なぜ村民体育館の建設を3回も否決されたか、理由は理解しているか伺いたいと思います。

（ニ）完成した現在の村民体育館にはまだ問題があると考えているが、その点は承知か。

（ホ）村民体育館の建設費は幾らか伺います。

大きな4. 火葬場建設問題について。

これまで幾度となく村内で公式にも非公式にも話題になった。一部の議員からは建設が遅いのではと言われたこともある。宜野湾市と組んで安谷屋地域に造りたいという旨の話題もメディアの関係者から聞いたことがある。スピードと決断が必要ではないかと話題にする議員もいると噂があったが、しかし難しいのは、火葬場は社会的には絶対必要と言われているが、個人的立場に立つと反対になるケースが多い。現在の火葬場建設の進捗状況を説明してください。

5. 財政について。

村長が前任者から引き継いだときの財政状況を明確にしたほうがよいと先輩議員からアドバイスを受けたことがある。下手すると全責任を負わされるので気をつけたほうがよいと言われ

たこともあります。

（イ）現在の財政は大変厳しいと想像するがどうでしょうか。なぜそうなったか分かる範囲で説明をしてください。

（ロ）予算の見方の一つとして財政調整基金がどれくらいあるか、それで理解ができると。どうでしょうか。まだほかにもあると思うが。

（ハ）現在はどれくらい貯まっているか。

（ニ）次年度の予算計画は大丈夫でしょうか。大きな6．平和を守る北中城村民の会について。

（イ）念のために村長は辺野古基地建設には反対でしょうか。

（ロ）デニー県知事を評価していますか。

（ハ）辺野古現場に行ったことがありますか。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では比嘉議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目のサウスプラザの土地購入の件でございます。

（イ）土地購入は平成25年度に前村長時代に行われております。

（ロ）何らかの公共施設建設に向けての土地購入であったと思われます。

（ハ）公共施設建設は行われておらず、イオン駐車場として賃借している状況であります。現在ロウワープラザ地区との跡地利用に向けて一緒に検討を図っているところでございます。

（ニ）の回答といたしまして、平成25年度に土地1万2,171平米を4億1,502万7,000円で購入しております。

続きまして、アリーナ建設についてです。

（イ）平成24年度に策定された北中城村まちづくり基本構想の中で多目的アリーナが位置づけられています。

（ロ）平成24年度策定の基本構想であること

から、前村政からの施策となります。

（ハ）大型商業施設の医療機関との連携により、防災拠点としての機能が可能な位置であったことから候補地となったと認識しております。

（ニ）御質問はアリーナ建設関連予算として計上された平成28年度一般会計当初予算についての議決のことかと思いますが、一部反対意見があったことと認識しております。

（ホ）防衛省管轄の民生安定施設整備事業費補助金を活用しております。

3番目に村民体育館建設についてでございます。

（イ）平成30年度から供用開始されていますので前村政の施策となります。

（ロ）について承知しております。

（ハ）体育館建設等に係る経費、補助金の活用についてなどが主な意見だったと認識しております。

（ニ）現時点では村への苦情や要望は来ておりません。

（ホ）建設工事費、空調設備費、造成工事費を合わせて6億2,121万1,000円です。

続きまして4番目、火葬場建設問題についてでございます。

火葬場については、去る7月29日、本村と沖縄市、宜野湾市、北谷町の4市町村による広域整備を推進するとした覚書を4市町村長で締結しました。また8月6日には整備に関する財政的支援について、4市町村で防衛省本省へ要請を行ったところです。事業の進捗については担当レベルでの協議が始まったばかりですので、報告できる情報があれば適宜提供していきたいと思っております。

5番目、財政についてです。

（イ）財政が厳しいことはいろいろな要因があると思っております。現在の歳出の大きな財源を伴うものとして、新クリーンセンター建設に係る負担金や土地開発公社の土地を買い戻すための

基金積立て等があります。今後も火葬場建設負担金や公共施設建て替え等があり、厳しい状況は続くものと思われます。

（ロ）財政状況を把握するには、いろいろな指標があると思います。基金残高はもちろん、経常収支比率、公債費負担比率等が挙げられます。

（ハ）財政調整基金の9月の定例議会現在の現在高は2億5,716万円となっております。

（ニ）次年度以降も予算確保できるよう努力してまいります。

6番目、平和を守る北中城村民の会についてです。

（イ）沖縄県に新基地を造ることについては反対でございます。

（ロ）評価しております。

（ハ）行ったことはあります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

たくさん細かく質問をしておりますけれども、確認できたものは質問は遠慮しておきます。気になる点だけ質問をしていきたいと思います。

1点目のサウスプラザの土地購入の件。これも私は度々質問をしましたけれども、この土地はどこから購入されたのか。いわゆる調達したのかそれを教えてください。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

沖縄土地開発公社、北中城支社からお金を借りて購入しました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

分かりました。その時に借りる目的は何だったか、もし承知していれば教えてください。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

県の土地開発公社からお金を借りる場合は、公共施設の建物がないと借りられないということを想定すると、何らかの公共施設を建てる予定で土地購入をしたと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

あの頃、正確ではないけれども屋宜原地域、あの辺あたりには公共施設がないと。そして不便をかけているということがあって、それを埋めるための公共施設を造りたいという話がありましたけれども、そういったことは御承知でしたか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

すみません。承知しておりません。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

そういうこともまことしやかに話されていまして、私は屋宜原地域の公共的な便利のために借りたのかなと思ったんですけれども、いつの間にか御承知のとおり、今まちづくりとしてそこを活用したいということで、サウスプラザとロウワープラザを共にしてこの開発をしていきたい。あるいは地域づくりをしていきたいということでこの土地は活用されるという答弁がありましたけれども、その辺りについては特に問題はないですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

沖縄市も含めて沖縄市のロウワープラザの地権者会、サウスプラザの地権者会も含めて検討を行っているところで問題はございません。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ぜひ頑張ってもらいたいんですが、この断念した理由の中に断念という言葉を使っていいかわかりませんが、その公共施設を造るのではなくて、まちづくりに貢献したいということで、今度はそれに集中しているようだけれども、その構想については今どういう段階に来ているか、もし分かれば教えてください。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

また地権者会の意向を聞きながら、まだ具体的な構想はできていなくてイメージ構想ぐらいしかできておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

（二）の中に平成25年度に約4億円ほどで購入したとありますけれども、その時の4億円というのは高いか安いかわからないか、そういったものはどうですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

すみません。私は土地評価等も含めて全然わからないものですから、高いか安いかわからないこと

はすみません、ちょっと分からないです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

そのときに行政が土地を購入することについては鑑定評価を入れますので、その鑑定評価価格で買ったと推察されます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

後でもまた触れますけれども、土地開発公社は非常に使い勝手がよくて、全自治体が積極的に借りた時期があるそうです。それは御承知ですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

全自治体が借りたかどうか分かりませんが、活用されたということは聞いております。以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

やっぱり非常に使い勝手がよくて、そして積極的に借りた経緯がこの研修で習った覚えがあります。

後でまた質問しますが、2番目のアリーナ建設についてです。（イ）北中城村まちづくりの中で多目的アリーナが位置づけられておりますけれども、その時に実はアリーナ建設についてはいろいろと問題があるというのか、例えば沖縄市でも約1万人規模のアリーナが建設されるということ。それからあの地域は非常におっしゃるとおり病院があり、それから大型スーパーがあり、そういう意味では条件的にはよかったかもしれないけれども、ただしその問題がな

いわけではなかった。例えば駐車場が狭い。あるいはない。その時の村長の答弁では、駐車場は大手スーパーの駐車場が使えるということでありましたが、私はほとんど毎日あのスーパーを利用していましたのでよく通っていました。しかし土日は満杯で、そこで案内ではお隣の病院の駐車場を利用してくださいという状況だったので、やっぱり駐車場はアリーナを造ったとしても厳しいのかなということを思っています。それで個人的には、アリーナをそこに造ることについては反対でした。そういった意味からすると、まちづくりの構想であったけれども、今はどういうふうに考えているか教えてください。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 1時18分 休憩

午後 1時18分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

現在はアリーナというのではなくて、規模を縮小した多目的交流施設ということで駐車場も含めて検討しているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

あれが延び延びになった大きな理由は、何か土地の確保がなかなか難しいということでしたけれども、その見通しはどうですか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

お答えいたします。

土地の確保が厳しいというお話は現在確保さ

れていないということだと思っておりますけれども、今村は購入が済んでいる土地について、その土地で多目的交流施設を建設するという事で今検討しております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

あのときの土地の確保が非常に厳しい。そしてお隣にマンションかあるいは何か施設を造るということで、そこを売る人の交渉がうまくいかないということでした。現在、お隣に非常に大きなビルが建っていますよね。そういった意味からすると、その土地の確保が難しかったと。今もその状況は厳しいかなと思ったけれども、もう解決したんですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今マンションが建っている場所、そこはもと多目的アリーナの用地として計画をしていたところではあるんですが、その地権者との交渉が難航していて長期に及んでいるという状況から、お互いで話し合いましてこのまま平行線で進めてもしょうがないというところで、お互いがその時に所有している土地の分で土地の等積で交換をさせていただいて整理をさせていただいたという経緯がございます。その結果、相手方の土地の分については個人のほうの使用をすると、土地活用するということで、現在そのマンションの建設に至っているという状況でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

その建物ですが、道路沿いから見たらマンションに見えるけれども、反対から見ると産婦人科とか何かと大きく出ていますけれども、その

辺りの内容は知っていますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

我々が把握している分では、住居用のマンションの建築であるというふうに伺っておりまして、特にそこで何か病院経営をされるというところは聞き及んでいないところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

たまたま反対から見たらそういうふうに大きく出ていたものだから、またここは駐車場の問題がまた出てくるのかなと、一般駐車場造れるのかなと。あるいは収容できる駐車場ができるまで違法の車が多くなってくるんじゃないかなと思ったのでちょっと質問しました。

それからアリーナの建設費はどれぐらいでしたか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 1時23分 休憩

午後 1時23分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

当時の算定価格で、おおむね40億円程度というのは聞いております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

その時には私も承知していませんでしたけれども額というのは。いろいろと考えていくとか

なり額が大きいのかなと。40億円となるとこの村の予算の極端に言えば半分ぐらいになっちゃうので、本当にそれを企画して事業に進めて本当にいいのかなと、あのときを思い出して今でもぞっとします。ただし今度これの趣旨と目的が一緒であれば、国から補助で預かったものは返さなくてもいいけれども、もしそれが今の趣旨が合わなければ返還しなくちゃいけない場合もありますよね。その辺りも考えていらっしゃると思いますけれどもどうですか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 1時24分 休憩

午後 1時25分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

現在私たちも当初のアリーナ事業の目的から外れないように、その目的を達成できるように、ただ建物の規模は縮小するということはあるんですけども、当初の目的から逸脱しないような形で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今の新しい企画というか規模は縮小するけれども、いわゆる駐車場等の問題は起こり得ないというふうに考えていますか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

可能な限り問題が起こらないような方向で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ぜひ頑張っていただきたいと思います。

次に4点目の火葬場建設について。これは行政からも説明ありましたけれども、それまで結構長く変遷があって実現できなかったんですけども、今回の説明によると沖縄市、宜野湾市、北谷町の2市1町1村で何となく実現できそうな感じがしますけれども、その見通しはどうですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えします。

4市町村でしっかりと協議をしておりますので、またこれから緻密な計画、協議等へ入りますので、これについては計画どおり進むと考えております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今予定はいつ頃かと聞くのもなんですけれども、大体何年先ぐらいに建設の実現になるのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

比嘉議員の質問にお答えします。

まだ事務レベルの担当者の会議もスタートしたばかりですので、この辺りに関してはまだ詰められてないところが正直なところで、今後、決まり次第お知らせできるものはやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

これが実現すれば長年の問題等にクリアして、村民も安心するんじゃないかなと思いますし、それから今火葬場は予約等で非常に厳しい状況になっているので、そういった意味からも村民も安心するんじゃないかと思っています。頑張ってくださいと思います。

次に5点目の財政についてですが、その中新クリーンセンター建設というのが先ほどの計画ですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

新クリーンセンターは清掃の焼却炉というんですか、中北清掃があるのが浦添に行くという計画でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

先ほど土地開発公社からサウスプラザの土地を購入したということで約4億円ぐらいとありましたけれども、非常にある意味では利用しやすいってことで4億1,500万円と書いていますけれども、いわゆる債務負担行為ですか、これを活用できるということで大きな心配はしていませんけれども、その金額も合わせるとやっぱり財政が今厳しいのかなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

土地開発公社云々じゃなくて、全体的に今いろんな一括交付金もありますけれども、やっぱり一般財源が1割出るとか、交付税が返ってくるんですけども1割出るとかという意味で、全体的に厳しい時代が来ているのかなというふ

うに思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ある意味、我が村だけではないかと思えますけれども、しかしやっぱり非常に厳しい状況になればなるほど、今度住民サービスとか行政サービスが落ちていくという心配がありますので、この辺りも考えてぜひ乗り切ってもらいたいと思います。現在の財政調整基金の額が2億5,716万円ということですが、これ大分減っていると思えますけれども、どうですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

以前に比べたら非常に大分減っていると思います。ただ9月補正の場合は1億円を切っていましたので、それからすると少しは立て直しもできていると思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

財政調整基金が貯蓄されてある程度潤沢であれば、いろんな何か突発的な事業があったり、あるいは事故があったりしても別に問題ないと思いますけれども、今の2億円ではもちろん額は上がったけれども、数値的には上がったけれども実際ゆとりのない状況になっていることも事実じゃないですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

実際に基金がどのぐらいあればいいのかということ、補正でもありましたけれども、標準財

政規模の10%から20%ということを見ると、やっぱり4億円から8億円、せめて財調で8億円ぐらいの基金が欲しいなという感じはします。以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

その額の調達見込みはどうですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

これも補正で少し話しましたが、新クリーンセンターの負担金と村民体育館の土地購入のための公共施設の基金を今大まかに組んでいました。ただ新クリーンセンターについてはどうしても負担金を払っていくので、これも積みまされども、とりあえず公共施設の基金、土地開発公社のほうから借入れする基金を一旦止めて、まず財政調整の基金を積立てした後にちょっと変更しようかなという考えでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

実は質問を一つ忘れてしまいましたけれども、村民体育館がありますよね。前回は質問しまして順調に村民から評価を得ているということで、その問題もないということですが、しかし問題があるということは知っていますか。私、前にも言いましたが、凸凹の床は修理して直されたんですよね。問題は要するにあの床と下のセメントというのか、暑さ等々でやっぱり使いたくないという団体があったり学校があったりしています。これはできたら聞いてもらいたいんですが、もしよければ私がまた教えます。そういうことがあるので、それもまた前に

直してもらえませんかと言ったら、多額な金額が必要なのでそれは今は考えていませんということでありましたよね。そういったことがあって、やっぱり非常にまた財政的にも隠れたマイナスがあるのかなと思っています。相当頑張ってもらわないと、この8億円の積立てをするには厳しいのかなと思いますけれども、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

あと最後6点目の平和を守る北中城村民の会というのがありますけれども、これ自治体では北中城村だけだそうですね、村長。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

こういった平和行政を担っている別の団体、外部団体というのが1か所だけなのかというのは分からないんですけれども、珍しい体制で今北中城村民の会を設置してございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

村長はある意味では行政マンであり政治家でもあるのでそれで聞きたいのですが、沖縄県が今どっちかという知事も含めて辺野古の新基地建設は反対と言っていますから、それについてはどうですか、村長。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

先ほど回答いたしましたように、新しい基地を造ることについては反対ということで申し上げました。もちろんこれから今後県内に新しい基地を造ることについては反対をしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

デニー県知事もそういうことで反対をしてい

ます。いろんなことでこれもどっちかという個人的にはデニー県知事を評価している一人ですけれども、村長はデニー知事をどう評価していますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

先ほど回答したとおりでございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

次のことは愚問かもしれませんが、辺野古に出かけたことはありますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

それも先ほど答えたとおりでございますけれども、何度かございます。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午後 1時37分 休憩

午後 1時37分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

議席番号4番比嘉正志、通告に従いまして今回は1件、保護司の活動について質問したいと思います。

全国で約4万7,000人いると言われている保護司ですが、ニュースやドラマなどでその言葉を聞いたことはあっても、身近に話をする機会はなかなか少ないかと思われます。質問に入る前に、保護司とはどういうものなのか。全国保護司連盟の説明の中から簡単に触れたいと思います。

保護司とは、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを地域

で支える民間のボランティアで、法務大臣からの委嘱を受け活動しています。主な活動は大きく分けて2点ほどあり、1つ目に犯罪や非行をした人の立ち直りを助ける活動。2つ目に地域の方々に立ち直りについての理解と協力を求め、安全安心な地域づくりを行うための活動。この2つが主にあります。犯罪や非行をした人の立ち直りを助ける代表的な活動として、保護観察と矯正施設収容中の者の生活環境の調整を行います。また地域の方々へ立ち直りについて理解を求める代表的な活動として、社会を明るくする運動をはじめとする犯罪予防活動があります。

保護司には給与は支給されませんが、活動に係る実費、交通費などが支給されるとのことです。このようにボランティア活動を行っている保護司ですが、本村の安全安心な生活を維持していく上で大変重要な役割を担っている方々です。そこで以下の質問を行います。

1つ、本村で活動する保護司の数は。

2つ目に、保護司1人当たりの活動（対応）人数については。

3. 保護司の主な活動場所は。

4点目、近年の保護司の成り手状況は。

5点目、本村において保護司の定数はあるのか。

以上の質問を行いたいと思います。答弁よろしくをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では比嘉正志議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の保護司の活動についてでございます。①のほうで、本村で活動する保護司の数ということですので5人です。そして保護司1人当たりの対応人数ということですので、1名から3名程度でございます。

3番目に、保護司の主な活動場所はというこ

とですけれども、対応する方により違いがありますが、自宅や飲食店等で相談されているケースがあります。

4番目に、近年の保護司の成り手状況ということですので、近年は保護司の成り手が減少傾向にあります。

⑤本村において保護司の定数はあるのかということ。本村の定数は6名で、中部南保護区内で91人となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。ではこれより再質問に移りたいと思います。

本村で活躍する保護司の数は5名。保護司1人当たりの対応人数は1名から3名程度という回答でしたが、この数は近隣市町村、つまり中部南保護区内のそこで活躍されている保護司の皆さんと比較して多いのでしょうか、または少ないのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

今回の質問を受けて保護司会のほうに少し調査させていただきました。今の御質問ですが、特に多いというわけではなく、おおよそ大体1名から3名程度、1人で見られているという回答を得ています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

確認します。では中部南保護司会、浦添市、宜野湾市、西原町、中城村、北中城村とあるわけですが、市のほうもかなりの数を抱えているかなと思うのですが、そちらの数もやはり定数

が多くて保護司1人当たりに対して1名から3名、本村と同じような対応人数という保護司の負担のほう、そういったことは大規模の市町村も中城村や北中城村のような村のほうも同じ保護司の方は同じような人数を対応しているということですのでよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

市もやはり相談件数が大分多いようで、それに対して定数自体も多いものですから、おおよそ1名から3名程度で見ているというのは変わらないと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。理解しました。

では現状このように活動されている本村の保護司の皆さんですが、その保護司の方々と村当局は意見交換をする場などはあるのでしょうか。最初に質問の中で説明したとおり、ボランティアとしてこの活動に協力している。特に何か資格を有しているわけでもない方々ですね、保護司という方々は。そのようなごく普通の方々が保護司の活動を行っていく上で、何か困り事があったり、村当局の力添えを必要とするような事案が発生したときに、相談するようなそういった事案などは今まであったのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

直接、保護司が私のところの窓口を訪ねて相談というのはないのですが、年に一度保護司の成り手の推薦ということで村長のほうに要請にまいられています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。通告の中で保護司の成り手が減少傾向にあるということを回答いただきました。まさに今回ちょっと確認したかったことが、今現時点では保護司の皆さんは次の新しい保護司を探す場合に、保護司かまた新しい方を探してくるという状況を聞いております。そういった場合に村当局の方々の助言といたしますか、どこどこにこういった人材がいますよとか、そういった情報交換の場、それは設けられないかなあと思っていましたが、今、年に一度そういう場があるということを確認いたしましたけれども、その場合に例えば村当局が紹介した方が実際保護司になられたとか、そういった状況は今まであったのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

あくまで要請の中で今こういう状況ですので、行政としても保護司の成り手の推薦をいただけないでしょうかというのはありますが、具体的に誰々を推薦するということは行ったことはございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

回答の中で保護司の成り手が減少傾向にあるということでしたが、やはりなぜ減少傾向にあるのかというのは、保護司の方が新しい保護司の方を探してくるという、そういう保護司のネットワーク。その方々は少なく、ごく身近な方々にしか声をかけられないという状況が保護司の減少傾向にも進行していつているのかなと考えております。行政の皆さんの様々なところ

で網羅しているその人脈ですね。そういった人脈を生かして保護司の新たな保護司の紹介、そういった場を設けられないかなと。そういった場を定期的にといいますか、そういうことを保護司の方々がもし望めば、行政の方からアドバイスをいただく、新たな人材発掘に寄与できるような形でそういう交流の場を設けられないかなと思うんですが、これはどうでしょうか。そういった場をつくれるのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

保護司の活動に関しては、一応総務課のほうで見ていますので、そういった人材確保を困難しているのであれば、私たち行政も持っている情報を提供しながら、そういったお話の場を持つことは可能だと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では今可能だったということですので、これはつまりやっていただく。もう保護司の皆さんとコミュニケーションを取る、そういった場を設けていく。具体的には、例えば月の第何曜日はそういう集まりの日にしましょうとか、そこまで踏み込んだようなコミュニケーションの場を積極的につくっていける、そういったことで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

積極的かどうかは別として、今うちのほうでも人権擁護委員会だったりとかそういったのを開催しています。保護司のほうから直接私たちが保護司に対して何かしらしているという現状はないので、もし保護司のほうからこういった場が必要だね、もしそういった相談ができる会

を開催してほしいという依頼があれば、全然それをやることは問題ないと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。今行政に求められているのが決断力とスピード感。それを進めていく。早々と行動していくというところが求められていると思うのです。今課長のほうからもあったように、保護司からそういう相談があれば前向きに検討していくというような回答でしたので、すごい保護司の皆さんも喜んでいるんじゃないかなと。今後前向きにいい方向に向かっていただけたらと思います。

またまさにスピード感と言えば、先月、私が6月の一般質問で通級指導教室の設置について質問したところ、早速7月には学校側が動いて通級指導教室の設置に至っているところです。このスピード感です。このスピード感をこれからも様々な議員の皆さんの一般質問に対して、今この場で即決して判断できる。返事ができるこのスピード感。なぜそれができたのか教育委員会の方から今回早めに動いた経緯。こういうふうに早く動いたから、今回は通級指導教室が達成できたんだよというそういう進め方があれば、こういった形で進めたのかというのをもしお聞きできれば、今回の保護司の件とか様々な質問に対しての対応力。こうやったから進められたんだよというのが説明できるんじゃないかなと思うんですが、今回通級指導教室。

○議長（比嘉義彦）

正志議員、通告より外れているのでちょっと整理してください。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。私が申し上げたかったのは、

6月の一般質問において質問したことが7月にはすぐ達成したというこのスピード感がすばらしいなと思いました。これからもそういった私たちの様々な質問に対してスピード感を持って回答していただけたら、よりよい安全安心なまちづくりに進めていけるんじゃないかなと思って今質問しようかなと思っていました。

確かに通告から外れておりますので保護司の質問に戻っていきたいと思いますが、これから保護司の皆さんと行政の皆さんが情報交換、コミュニケーションを取っていくということが理解できました。これからも適宜よい方向に向かっていけたらと思います。

今回、保護司の活動について調べたところ、保護司の活動では、主に保護観察という活動があります。これは月に2回から3回程度、保護観察対象者と面接を行い、保護観察中の約束事や生活の指針を守るよう指導するほか、就労の援助、本人の悩みに対する相談等を行い、毎月保護観察所に報告書を提出するとのことです。ちなみに本村で活躍している保護司の皆さん、保護観察対象者と主に面接を行っている場所、それは通告の中で聞いたところ、自宅や飲食店等で行われているということですが、自宅を希望したり飲食店を希望したりというのは、これは保護司の希望なのでしょうか、それとも保護観察対象者の希望で主な活動場所が決まるのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

すみません。明確な答えはちょっと持ち合わせていないのですが、恐らくケース・バイ・ケースで保護観察者のプライバシーを守ることであれば自宅になるだろうし、逆に言うと保護司を守るという立場であれば、公の場や人がいるところで面談を行っているのかなと思います。それぞれのケースによって違うと認識し

ています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

了解しました。確かにプライバシーの配慮や公の場で保護司の立場を守る意味では公の場でやったほうがいいのかなど。そういうジレンマといたしますか、そういったものがあるのかなと思います。

では保護司について質問していく上で、今年の5月にショッキングな事件がありました。滋賀県大津市で保護司の男性60歳が殺害されました。この保護司の男性が更生支援していた保護観察中の男35歳が殺人容疑で逮捕されました。被害者の保護司は自宅で殺害された状態で見つかり、死亡推定日の夜には容疑者の男が被害者宅、つまり保護司の自宅で面接をする予定だったとのことです。容疑者は面接日に凶器を持参していたと報道されており、あつてはならない事件でした。犯罪などで刑事処分を受けた人の更生を支えるボランティアで活動する全国の保護司に衝撃を与えたこの事件を受け、孝則村長、この事件は御存じでしたでしょうか。またこの事件を受けて村長はどのように感じ、本村で活躍する保護司の皆さんに対してどのような言葉を投げかけますか。お願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉正志議員の御質問にお答えします。

事件については承知しております。この件については大変御苦労なさったということも承知をしておりました。まず自宅のほうで相談をするということについては大変危険なシチュエーションかなと思います。ですから今我々もヒアリングをした中で保護司の皆さんから話を聞いた中では、今まで自宅かあるいは飲食店、ドラ

イブインとかそういった辺りで相談を受けているようでした。そういった面についてはこれから改善して、できるだけ公の施設を使わせてくださいという要望もありましたので、それについては同意をいたしました。そしてこれから保護司に対しての思いですけれども、大変危ないところもございます。これは逆に人の将来を左右するような、その人を助けるようなそういったものがございまして、大変労をねぎらいたいと思います。そしてまた行政でできる場の提供と相談場所の提供等については、しっかりと対処していきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

村長、すごいびっくりしております。次の質問でありました。

私が今回特に訴えたかったのは、保護司が保護司を探すというすごい困難なところ、それに行政の皆さんの力添えがいただきたいなというこの1点と、もう1点が今回の一般質問の中で訴えたかったのはその2点目ですが、保護司の方々が保護観察対象者と面接を行う場所を自宅に限らず、公共の施設を無償で提供してみたいかということです。施設の使用の減免措置ですが、そういったことはできないのでしょうかということをこれから伺うところでした。これは先ほど課長からの答弁もあったとおり、保護観察対象者のプライバシーの問題など、配慮、検討する課題が多々あると思います。公共の場を使用することはそういったプライバシーの問題にも対応しないといけないんですが、しかし公共の施設であるがゆえに、どなたが来ても大丈夫というそういったプライバシーの問題にもある程度配慮できるのかなと。あとは保護司の方が面談しているところを多くの方の目につくようなところではなくて、やはり相談室というようなところを設けて対象者の方のプライバシー

をしっかり守る、そういったところがあったり、また公共施設があるがゆえに保護司の皆さんにもし何か問題が起きたときに、やはり何らかの形で目についたら速やかな通報なり、そういったところにもつながっていくのかなと思い、今回、公共施設の相談室としての利用を訴えたかったのですが、今説明の中であったのですがもう一度再確認します。保護司の皆さんがこれから相談室として公共施設を利用できる、そういう選択肢。保護司の皆さんが求めれば公共施設を利用してもいいですよ。こういったところの施設がありますよという紹介を含めてこれはできるのでしょうか。もう一度確認をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これにつきましては、保護司の皆さんから相談がございまして、そこで私たちは公共施設の提供等についてはできるということを回答しておりますので、それについては要望どおりの対応ができると思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。本村にいる5名の保護司の皆さんも大変力強く感じていると思います。

犯罪のない明るい地域社会をつくる保護司の活動の理念の基、北中城村の安全安心なまちづくりに寄与している保護司の皆さん、行政の皆さんも一緒に協力して住みよいまちづくりに貢献していただけたらと思います。

では以上で私の一般質問を終わります。

○議長（比嘉義彦）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 1 時 5 9 分 散会

令和6年第9回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令和6年9月6日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年9月13日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和6年9月13日 午後2時11分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	1 3 番 議 員		山 田 晴 憲			
	1 番 議 員		川 上 龍 太			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	徳 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	新 垣 理 衣 子		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安次嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	住 民 生 活 課 長	比 嘉 利 彦		
	福 祉 課 長	安次富 規 昭	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲		
	こども未来課長	喜 納 啓 二	農林水産課長兼農委事務局長			
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹		
			学校教育指導主事	兼 島 栄		
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第5号

令和6年9月13日（金曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
9	屋 良 朝 春	1. 村産品事業について 2. 村内の放置車両について
10	名 幸 利 積	1. 認定こども園について 2. 夏休み海外短期留学について
11	喜屋武 すま子	1. 公立こども園について問う 2. 防災訓練、津波、地震対策の村の考え方について問う

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

おはようございます。

では私から2点ほど一般質問を行います。

1、村産品事業について。

①進捗状況について伺う。

②しおさい市場が閉店し、住民からの不便を問う相談はないのかについて伺う。

2、村内の放置車両について。

①村内の放置車両の場所と件数について伺う。

②対処方法、行政の取り組みについて伺う。

今日は担当課が不在ですが、しっかりと連携が取れていると思いますので、適切な答弁をよろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、屋良議員の御質問にお答えします。

1番目の村産品事業についてでございます。

①で進捗状況ということでございます。

令和5年度末をもってアンテナショップしおさい市場を閉鎖後、今後の地産地消出品者協議会役員会と協議を重ね、しおさい市場に代わる販売の方法として不定期ではありますが、有志会員による役場駐車場における軽トラ市開催を援助しております。

また、店舗施設の今後の利用方法についても

庁内関係課で意見を出し合い、有効に利用できる方法を模索しております。

②しおさい市場が閉店し、住民からの不便を問う相談はないのかについてですけれども、住民からの相談等は届いておりません。

2番目の村内の放置車両についてでございます。

①村内の放置車両の場所と件数についてですけれども、村内の放置車両とのことですが、私有地に放置された車両については把握しておりません。

村有地あるいは村管理地については、仲順1台（仲順公園前放置バイク1台）、喜舎場5台（中学校横1台、高速バス停付近4台）、安谷屋2台（若松公園駐車場2台）、熱田8台（漁港内8台）を把握しております。

②の対処方法、行政の取組についてでございます。放置車両については、北中城村放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例及びこれに準ずる規則に基づいて対応しております。取組の詳細については担当課長が説明いたします。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

私のほうから屋良議員の御質問の2番目の②の対処方法、行政の取組の詳細ですが、放置自動車の対応については、まず放置された自動車を放置と認定しますが、条例及び規則で放置となる相当な期間として14日間を定めておりますので、放置自動車を発見、あるいは通報などにより発覚した場合、14日の経過を経て放置されているということを認定いたします。一連の手続としましては、まずは現場を確認し、車両番号、車検シールの確認、どれぐらい移動していないかを調査するなどして、総合的に放置自動車と判断いたします。それから撤去する、命令文、警告文を貼り付け、同時に警察へ盗難、事

件性の生む、陸運事務所、あるいは軽自動車協会へ所有者の照会を行い、所有者が判明した場合は撤去に関する警告文を所有者宛に郵送いたします。大概の場合は所有者が撤去しておりますが、所有者の行方が不明な場合など、最終的には条例に基づき放置車両を廃棄物と認定いたしまして、公告を経て、廃棄物処理法に基づいて処理することとなります。ただし、これについては車両の財産権等の問題もありますので、慎重な対応が必要となります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、順に再質問をしたいと思います。

村産品事業について、村長の答弁は、これ事業の進捗状況を聞いているんですけど、これが進捗状況では、じゃあ事業は進んでいないということでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

アンテナショップしおさい市場の閉鎖後の進捗、事業の進捗というのは何が事業なのか、今、全体として私たちはアンテナショップをどうするかという、そういう進捗を今ここで答えていると考えていただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

質問を変えます。

村産品事業についてのアンテナショップが閉鎖して、その代わりに600万円も村産品事業について予算を取ったじゃないですか。その事業をこれからどうする。その流れを教えてください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

その事業については、今正式に廃止等、まだ決めておりませんが、600万円の事業については、まだ私たちとしては見出していない状況でございますので、いろんな人たちの意見を聞いているところでございまして、9月定例会までに村の判断というのは決めておりませんが、基本的に私たちはしおさい市場については、止める方向で今進めております。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

しおさい市場については、3月の議会のほうで休止ということで、止めるということはもう確認済みですけど、3月の議会で村産品事業について質疑したところ、6月か9月の議会で承認できるように早めに進めていきたいという答弁ですが、今の答弁ではおかしくないですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

アンテナショップの再開ということについてはまだ決めておりません。ですからこれから再開等について検討した結果、とりあえず現段階ではアンテナショップの集出荷は止めたいと、止めることで、今所管課のほうとある程度決定をしているつもりでございます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

3月の課長の答弁では、4月に人事異動もあるので、4月に第1回目の会議をやって、ゆっくりするものではないので、月に1回は行っていききたいと出品者協議会の会議があると言っています。それは4月から今までどれくらいやったのか。何回行ったのか。村政は4月から9月までに村産品事業について、何も話し合っていないということでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

いや、そうではございません。出品者協議会等との話合いもあります。そしてまた総会等、あるいはまた審議会等もございますので、そういったアンテナショップに係る会議等多くございますので、その方々との話合い、そしてアンケート調査等も含めてやっておりますので、そういった面ではやっていないというものではございません。所管課のほうではしっかりそれを行っているものでございます。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時10分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

これまでの我々の動きといたしまして、4月から、まず地産地消出品者協議会の総会、そして7月には地産地消出品者協議会役員会講習会の内容、それからまた、視察と研修等を含めて勉強会をしています。それからアンテナショップ推進協議会、指定管理約2年半の運営状況の点検と、それから第2回目のアンテナショップ事業推進委員会から出た質疑に対する指定管理者の回答説明等を行っております。それから11月に入りまして、北中城村地産地消出品者協議会役員会、しおさい市場の今後に関する、どうも失礼いたしました、今、御質問等については今年度の4月ということですので、今年度の4月のほうから申し上げます。

まず、4月1日にしおさい市場を閉鎖いたしました。そして4月11日に第1回北中城村地産地消出品者協議会役員会を開いております。そしてアンテナショップ閉鎖後の出荷検討をして、

軽トラ市の実施をしております。そして4月26日、軽トラ市を役場駐車場で行いました。5月8日、北中城村地産地消出品者協議会役員会で、軽トラ市、また役員改選について決めております。5月10日、第2回目の軽トラ市を実施しております。8月1日で地産地消出品者協議会役員会、そしてアンケート結果を報告しております。それから8月26日、令和6年度北中城村地産地消出品者協議会総会を開催しております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

今の答弁によりますと、役員会の会議は2回しか行われていないことでよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

役員会については3回ですね、4月11日と26日、そして8月1日、そして総会を含めると4回ということでございます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

じゃあ出品者協議会の会員数は今現在何人ですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

全体として62名、これは出品した方々の内訳として村内で17名、村外で7名、計24名でございます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

現在の会員は24名でよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これはあくまで会員は62名。ただ、出展、出荷した方々が村内から17名、村外から7名、計24名ということでございます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

現在62名の会員がいらっしゃいます。総会は何人来ていたんですか。総会のときに会長、副会長は出席されましたか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えします。

私村長がその会員ではございませんので、直接私が総会に出席したということではございませんので、承知はしておりません。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

総会は、4月、5月、6月に行われますのに、なぜ8月に総会をしたのか。その理由もお願いします。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時17分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、会員としては12名、なぜ総会が遅くなったかということにつきましては、会長、副会長が年度途中で辞任をしたということがございまして、新しい役員をめどづけするために時間を要したということで8月になったわけでござい

ます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

会員は全員で62名。さっきおっしゃいましたよね。会員としては12名と今の答弁ですけど、これは参加者が12名ということによろしいですか。あ、大丈夫です、それは。これ委任状が50名出ているはずなんですけど、50名というか過半数に達していないのに総会として成り立つんですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まず、出品者協議会が、今総会が成立するかどうか聞いておりますけど、私たちとしては出品者協議会については任意の組織とあって、総会が成立するという事は今承知しておりませんけど、総会が執り行われた以上は成立しているのではないかと考えます。ただ、定足数とかそういったあたりをまだ私たちはもちろん見えないので分かりませんが、これから確認をしたいなと思います。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、総会にも村産品事業について今後の流れとかは話し合っていますよね。どういう話し合いができていますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

まず、話し合われたことについては2号議案として決算書があります。それから質問として、しおさい市場の運営について、それから会費徴収について、売り先の確保について、人材確保について、それからなぜ役員の辞退があったの

か、農水産物フェアについて年末の開催ではなく、2月にやってほしいとか、大体そのような話合いの内容となっております。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

しおさい市場はもう3月の時点で、4月1日から閉鎖は決まっています。じゃあ今後改めて村産品事業について何を話し合ったのか、先ほどの答弁では理解しにくいんですが、もっとさらに詳しくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

細かい報告は受けておりませんが、今後の、主に会員の出展、出荷についてでございまして、そこについては村も出展を要望する方々と話し合うことは十分可能と思っておりますので、今後、村長としては販路の設定について皆さんと相談をしたいと思います。ただ、販路について申し上げますと、全体の販路、大体多くの生産をしている方々についてはほとんど販路を持っています。あるいはわずかな零細農家について販路を持っていないのが若干いまして、その方々との話合い、販路の開発と、あるいはまた販路の設定等についてはこれから所管課と、もちろん私たち行政も一緒になって販路は考えます。そういう話合いをできればさせていただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時31分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

御要望の議事録ですけど、要点議事録があり

ますので要点議事録で御説明したいと思います。

まず、8月26日、第2庁舎3階大会議室で行っておりまして、会員からの御質問で、2号議案について決算書の様式が見づらい。それから事業支出額7万円の内訳について御質問があって、今後内訳を含め分かりやすいように作成いたしますと。

それから2番目の質問として、しおさい市場は今後どうなるのか。給食センターに直接出荷できないのか。それから繰越金があるので今年度の会費徴収は見送ってほしい。これに対して、しおさい市場は閉店している。今後は未定。給食センターへ農家が直接出荷はできない。また、村内の生産量で全体を賄うのは難しいので、村産品の日を設定し、品目を絞るなどして、営農指導員から農家へ直接声かけをして試験的に出荷する取組を進める。繰越金が多くてもその原資の多くは補助金のため、会費徴収する必要はある。

それから次の質問で、売り先を確保してほしいということで、収支計算書の提供は可能。うまくいかなかった理由としては、ニーズに合った野菜等の安定的な供給が難しかったことも一因である。

それから会員の次の質問として、総会終了に開催される懇親会に村長も来賓として来られるとのことだが、しおさい市場の閉店について、総会の場で説明をすることが責任であるのではないか。ただ、懇親会の話をするのもよいが、正式に総会の場で理由を述べるべきであると思う。回答といたしまして、しおさい市場閉店と総会開催については別の問題であります。村長はあくまで来賓ですので、この後の懇親会にて村長、副村長両名が参加されますので、ぜひ活発な意見交換をしていただきたい。

続きましての質問として、農水産物フェアについて。年末の開催ではなくて、2月頃の開催を望む。JAの支店祭りとの連携等も検討する

ということです。それから役員退任について、会長、副会長、幹事がいないことに違和感を覚える。その理由はということに対して、体調不良等により退任したいものと申出が以前からあった。任期までの継続をお願いしたが、本人の強い希望もあり退任となった。役員は無報酬、ボランティアのため強制することは難しいということ。大体の要点議事録としては以上になります。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

3月の議会で副村長の答弁で、農家さんたちには説明を果たしたとありますけど、なぜこの総会で農家さんたちがしおさい市場の件に関して村長に説明を求めているんですか。村長は、農家さんたちに対して説明を、詳細を行っていないということでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

確かに今の日程、スケジュールのほうで私のほうの説明はございません。ただ、その理由等についてはしっかりと所管課のほうから説明をしていると考えております。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

今回の議事録の中に副村長が説明しておりますということで議事録としてありますので、それは副村長のほうでしっかりと説明をしていると考えています。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

じゃあ総会で話し合われた今後ですね、しおさい市場に関して、多分もう一度農家さんたちは話を聞きたいと思うんです。村長に説明責任があるとおっしゃっているんです。それは村長はやる予定ですか。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ぜひ所管課のほうと調整をいたしまして、出品者協議会の皆さんにその説明をいたします。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ぜひその機会をつくっていただき、農家さんたちと話し合ってください。

あと、軽トラ市が多分3回ぐらい開催されていると思います。この援助とありますが、場所を提供しただけの援助なのか。それとも、農家さんたちはガソリン代とかもかかるわけじゃないですか。そういうのも援助しているのか、それをお聞きます。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

原課のほうからガソリン代の援助については、聞いていません。ただし、まず場所の提供と、役場庁舎内でのシステムを使ってこういった軽トラ市が開催されますよという広報はさせていただいております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

分かりました。総会の中で売り場の確保について話し合われたと思います。以前JAのほうに売り場があったんですが、なぜ今JAの売り

場が、直売所があったんですけど、なぜ今はないんですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ちょっと行政でそこまで把握しているものではございません。あくまでJAは民間組織でございますので、こちらのほうで売り場がなぜなくなったとか、そういったことは承知しておりません。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

これから農家さんたちの売り場の確保について、JAはとりあえず置いときまして、農家さんの売り場の確保についてどういうふうに行政は行う予定ですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

アンケートのほうでほとんどが販路を持っていました。販路を持っていない少数の農家の方々がいまして、その方々と話をいたしまして、そこに彼らがこの前の出品者協議会の総会の中で、懇親会の中で、彼らが求めているのは近くにあるフリーマーケット市場みたいところを要望しているわけでございます。これは華美な、決して販売所は要らないと。広場を造ってそこに彼らが出品できる場所を造っていただきたい。そういう整備の要望はございました。それには所管課、そしてまた関係課をはじめ集めて、話し合いをして、できるだけそれに沿うようなことをしてまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ここで、自分は農家さんたち数十軒回りまして、農家さんたちの直の話を聞いてきました。

農家さんたちの声をお話しします。前課長のときは親身になって対応がすごかったとみんなおっしゃっていました。今は親身になってくれる人がいない。逆に期待しない。多数の人たちが直売所を造ってもらいたいという声がありまして、農家さんたちはほとんどの人が70以上を超えていました。免許の返還もありまして、免許更新のとき認知のテストもあります。それで更新できるか不安。この後、農家さんたちはじゃあどうするのか。行政のほうに聞いてもらいたい。だから行政が前に出て農家さんたちを支援するのが私はは当たり前だと思っていますけど、村長はどうですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

行政ができることについては限界があると思いますので、我々行政ができる範囲については協力を惜しむものではございません。それからもしそういう農家の方々と直接お話し合いができるのであれば、我々は行政として彼らの要望を聞いて、しっかり対応してまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、村長は当選して約4年間たちます。じゃあ、この4年間で農家さんたちを回ったり、そういう意見を聞いたりとかはしましたか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

大変これは申し訳ございませんが、ただ2度ぐらいはございます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

農家さんたち、やっぱり回ってほしいという

声がありまして、直接、声を届けたいというのもありました。お隣の中城村では、直売所、護佐丸マルシェの設置を検討しています。それは地元企業や特産品を扱う商業施設が不足していることが理由で、農産物の直売所や地元企業の出展スペースを確保する。議員さんたちから意見も上がってきて、中城村はこれを設置しようとしています。北中城村に、農産物、特産品を扱う施設は、村長今の段階でありますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今の段階ではございません。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、この直売所に関して、村長は今後どういうふうに行政で行っていくつもりですか。それともやらないつもりですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

先ほども申し上げましたように、農家の皆さんからの、出品者協議会の皆さんからの提案については、直売所という大々的なものではなくて、どこかの駐車場とかそういうあたり、あるいは畑に近い。そこでちょっとした広場を設けて、そこで直売所等をやっていただきたいと、そういう要望が強かったものですから、私はそれには応えることができるんじゃないかと思っております。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、農家さんは別に大きな大規模な直売所は必要ではないと。小さな直売所、今村長が答弁でおっしゃったとおりに造る余地があると今おっしゃいましたよね。そしたらもう、これを

検討に入れていただきたいと思います。今後、この村産品事業について600万円を、これはどうするのか。今後この事業を確実にやっていく予定があるのか。3月の時点では6月、9月に承認を終えると村長は答弁でおっしゃっているんです。それが今はもう9月も半ばに入りました。じゃあもう終わりますよ、今年。もう一度伺いますけど、この事業はいつ頃やるのか、それともやらないのか、お答えください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

先ほど御質問の中で造るとは言っていません。これから直売所については、今私は造るという、ただ話し合っただけでそういうのを造っていきたくて。まだ決定したわけではございませんので、どれくらいの規模とかそういったものを含めて検討して、できるだけ前向きにそれについては検討を進めていきたいと思っています。

それから600万円についてですけど、600万円については、基本的にこれはアンテナショップの運営にかかる経費ですから、今それを中止している以上、それを執行するわけにはいきませんので、これは閉鎖している以上、これは今後補正減とか、あるいはまた新たな利用があれば、それをそのまま継続して使うことになると思います。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

じゃあ村産品事業については、明確な回答をもらってもいいですか。今後いつまでにその事業を行っていくのかという回答がほしいのですけれども。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これはいつまでにということですが、今、お

っしゃっているのは、農家の皆さんの直売所みたいなものですね。それをいつまでにということは、即答は今できかねます。といいますのは、それはどこに建てるかというものの、そこに土地利用の問題で土地利用の規制がかぶっているところもあるはずです。そうしますと農家の皆さんの希望でどこどこにとなった場合、そこが土地利用の規制で開発が難しいところであれば、我々はまたそこにいろんな手続等がございますので、もしかすると今年度では終わらない。来年度までずっとかかるかもしれません。そういった意味合いで、今いつまでにできるということは申し上げられないと思っています。できるだけ早く所管課には命じまして、出品者協議会との話し合いを継続して進めるようにと申し上げておきます。そのように進めて、これから直売所等については確保するよう、整備に向け進められるよう所管課と一緒に頑張ってまいります。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

じゃあぜひ、村産品事業のあれをできるだけ早急によりしくお願いいたします。

地産地消の推奨はしていますよね。それを村政は、今農林水産課はできていますか。それは具体的に何ができているのか教えてください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まず、地産地消についてですが、地産地消については基本的には今一番大きいのは給食センターだと思っています。給食センターについては、給食センターからの要望等についてなかなか確保できない。これまでもそうでした。質、量の確保ができていない状況からしまして難しい。ただ、地産地消ということですから、ある意味では展示即売所、あるいは役場で軽トラ市

とか、そういったあたりが地産地消にもつながるのではないかと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ありがとうございます。

改めてお聞きします。今後、村長は農業振興をどう振興していく予定ですか。お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

農業振興についてですけど、まず、これまでせっかく土地改良した土地についても、荒蕪地等でかなり指摘されているところがございます。そういった荒蕪地の解消とかに努めること。さらに、今、農家の就業構造として約1.1%ですので、就業構造としてどう上げられるかどうか。ですからこれは荒蕪地の解消や、あるいは宝、農業をしたい方々への斡旋とか、そういった事業が求められてくると思います。就業構造としてずっと減っていくのが、この傾向としましては、農業従事者の高齢化、あるいは重労働とかそういったもので農家を敬遠する傾向がありますので、そういった面も含めて、今後全体をどうするかということですけど、これは今後農業振興計画をどうつくっていくか、振興をどうして定めていくか、我々に課された課題でもあると思いますので、しっかりとこれに向き合っていきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、若手育成、新規農業改革について、村長の考えをお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、村内で若手の方々がやっていらっしゃいますキクラゲとかバニラ、あるいはパッション等がございます。そういったあたりのことについて、荒蕪地に対して若い人たちが参入する仕組み。それは村外からも招き入れる、そういうことも十分考えられておりますので、そういったことも含めて、若い人たちでもできる。しかし、農業の初期投資というのは大変なものがございまして、その初期投資にどう応えるかということもありますけど、なかなか現行の高齢者の皆さんの農家については、大きな出費というのはなかなか難しいところがありますので、そういった問題等をどうクリアしていくかの問題もあると思いますので、まずは若手を呼ぶには内部だけでなく外部からもそれを誘発するような広報活動、啓発が必要かと思います。

そしてまた、農業の、これは新しい農業とか、A I を使った農業とかそういったあたりを考えますと、どうしても初期投資にかなり、ビニールハウスとかそういったものが出てきます。600万円から1000万円とか出てきますので、そういったことに対応できるような人たちを参入させることが大変重要なことだと思っておりますので、そういったことを進めて、これから農業行政を進めてまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

農家の人たちはもう高齢化してきていますので、ぜひ村長もお時間がある限り、農家さんたちを、出品者協議会に入っていない農家さんたちもいっぱいいらっしゃいました。今回。それで農家さんたちを回って、農家さんたちの話をぜひ聞いてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

次2番目の村内車両放置について伺います。

1番目の仲順のバイクはもう撤去されている

と言っていました。

喜舎場に中学校横1台、その中学校の横の1台が、今日行ってきまして、こういう感じ。学校の横です。学校の横でこうフロントガラスが割れています。後ろの荷物には、もう明らかに家電製品とかタイヤが放置されています。それは以前からあったのか、横に貼り紙が貼られていましたけど、令和3年の貼り紙でした。現状、学校はやっぱり危険性があるので、この車に対して今どういうふうに対処しているのか、まずお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

中学校横の車1台については、議員おっしゃるとおり、令和3年に貼り紙をつけて警告文をしております。ただ、これが今放置として認定はしておりますけれども、実はまだ廃棄物としての処分というのは至っておりません。と申しますのも、条例規則のほうで、どうやって放置自動車を廃棄物として認定するかというところの3つの要件がございまして、1つ目に、投棄の意思、投棄というのは所有者が捨てているという意味ですね。2つ目に、使用機能の状況、エンジン、タイヤの駆動等ですね。3つ目に、附属機能の状況、サイドミラーであったりバンパーであったり、ワイパー等、そういった状況を総合的に判断することにしております。ただ、その1つ目の投棄の意思についての判断がちょっと難しいというところでした、放置自動車の廃棄物の認定のために、まず警告文を貼りますけれども、先ほども令和3年のものが剝がれているというふうにありましたけれども、自主撤去されることが多くございます。過去のデータを調べますと、74%が自主撤去されているということがあります。それで自主撤去された場合は、投棄の意思というのが放棄されているというよ

うなこと。投棄の意思は判断することができないということですね。一方で貼り付けた警告文が剝がされることもあったり、それで剝がした場合には誰が剝がしたのかどうか分かりませんが、もし剝がした者が所有者であった場合、所有の意思というのを見ることができると、なかなかそれを廃棄物として認定するのが難しいというところがあります。さらに車両の中の残留物についても課題となっておりまして、その放置自動車と、中の残留物の財産権の侵害を訴えられないように慎重にならざるを得ないというところで、現在処分までは至っていないというところです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ぜひですね、普通の車は鍵が閉まって中に何も入れられないんですけれども、軽トラとかこういうふうには家電製品とかいろいろなものが置かれて、誰が置いたかも分からない。本当に中学校のわき道になるんですけど、この車自体が。やっぱり教育にも悪いと思うので、ぜひこれは早めに撤去してもらいたいと思います。

次に安谷屋ですけど、安谷屋の若松公園の駐車場は今1台になっていました。1台は撤去されたか、自主的に持っていったのか。昨日喜屋武議員からも公園の見栄えとかおっしゃっていましたが、若松公園をすぐ入って入り口のところで、これもガラスが割れています。この所有者とかはもう確認済みで、内容証明とかを送られてもう確認済みかをお聞きしたいです。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

若松公園の駐車場に2台確認しておりましたが、1台撤去されているということで、この車

両については令和2年度に放置自動車として認定しておりますが、所有者は判明しております。その方についても警告文を何回か送って、自宅も訪問しております。しかし、住んでいるということは分かっておりますが、何度訪問しても居留守というんですかね、中にいる気配はあるんですけれども出てこないというのが続いておりまして、これについても今後も自宅訪問するなど、撤去について促したいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

続きまして喜舎場、こちらにも4台ほどありました。やっぱり軽トラとかは廃棄物がこういうふうにありますので、ナンバーもあります。この車自体のほとんどが確認したら車検も切れているので、持ち主が分かるなら内容証明送るなり、早めに行政の対応を取ってもらいたいと思います。

熱田漁港ですけど、漁港内の船置き場、あれは分かりませんので教えてもらいたいんですけど、村の所有地ですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

あれは県の所有で、村が管理をしているという状況です。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

熱田漁港にも確認したところ、船置き場だけで十二、三台。多分ほとんどが車検が切れていると思います。ナンバーもついていないので。北中城まつりも今後ありますし、前のほうにある放置車両は落書きもされて、ちょっと見苦し

いと思いますので、それも持ち主が本当に分かるなら、撤去作業が難しいことは存じていますが、それになるべく早く撤去してもらいたい。放置車両がいっぱいあると置いていいのかなとみんな思っちゃいますので、それは絶対にやってはいけないことだと私は思っていますので、北中城まつりまでとは言いませんが、ぜひ今後早急に対応してもらいたいと思います。

あと渡口ですけど、多分住民からの報告はないと思いますけど、県道から下に渡口に降りていったところに、左側にここ1年半か2年ぐらいずっと止まっていると思うんです。住民からも苦情が来て、どうにかしてもらいたいと。こっちにも充電のあれとか電気とかいろいろな廃棄物が置かれているので、ぜひこの車も撤去してもらいたいと思います。

放置車両については、放置してタイヤに空気がないと走れない状態じゃないですか。その辺をよく見てもらって、パトロールもされていると思いますので、ぜひこの渡口のほうも全体的に放置車両がまだまだあると思います。前に比嘉義弘議員が放置車両のことを質疑したときよりは少なくなっていると思いますが、まだまだいっぱいありますので、ぜひ早急に対応してもらいたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

通告に従いまして、一般質問を2点行いたいと思います。

最初に、認定こども園について。

来年4月より村立幼稚園と村立喜舎場保育園となっておりますが、ここは保育所の誤りです。

保育所を併合してとありますが、ここも統合してであります。失礼しました。統合して、村立認定こども園へ移行します。移行に至った背景、理由をお聞かせください。

また、近隣市町村では四、五年前から認定こども園への移行や設立が行われていたが、なぜ本村では今年での保護者への説明、来年の移行になったのか。それから人員配置や施設条件は現状で移行は問題ないか。

最後に県内近隣市町村では社会福祉法人への認可園としての認定こども園も多いが、公設公営で行う理由を伺います。

2点目に、夏休み海外短期留学について。

中学生、高校生を対象とした夏休み海外短期留学。今年も無事事業が実施されたと思います。将来、国際性豊かな人材の育成につながることを期待して、次のことを伺います。

①参加市町村。

②募集人数と応募人数。

③渡航費用（1人総額と自己負担額）。

④4月に村長は、留学先を視察に行かれましたが、その目的と成果を伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、名幸議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目に、認定こども園についてでございます。

村では、平成29年度に村立認定こども園設置検討会議を設置し検討を始めております。当初は幼稚園の利用ニーズが高く、またこども園の設備運営基準への対応が難しい等の判断から移行を見合わせておりましたが、村子ども・子育て支援事業計画の見直しに合わせ、継続して検討を行ってきたところでございます。

昨今の幼稚園利用児数や女性の就労率の推移等を踏まえ、次年度から始まる第3期村子ども・子育て計画案の検討において移行が望まし

いと判断から、令和7年4月に村立北中城幼稚園と喜舎場保育所を統合し、幼保連携型認定こども園への移行を計画した次第であります。

移行する最大の理由は、児童への切れ目のない就学前教育・保育の充実であります。

保護者説明会等を今年度より実施した理由につきましては、前段で述べた判断理由に加え、新型コロナウイルス感染症の5類への移行後の利用ニーズの変化を見極めつつ、早急な待機児童解消を目指す方策の一つとして有効であるとの判断から実施したところであります。

人員配置や施設条件につきましては、現在、配置されている職員数を基に受入れ可能な入所定員数等の検討を行っており、施設基準等につきましても県との協議を進め、移行が可能であるとの判断の下、今議会での村立認定こども園設置条例の提案を行ったところであります。

公設公営のこども園で行う理由ですが、村内全体の教育・保育の質の向上、就学する児童の小学校との連携体制の構築や特別支援保育等の実施など様々な子育て施策展開をする上で公立こども園の果たす役割は大きく、今後も維持していく考えてございます。

2番目の夏休み海外短期留学につきましてでございます。

これにつきましては、④について私回答いたしまして、①、②、③につきましては教育長のほうから回答をいたします。

まず、この事業の目的と成果について聞いておりますのでお答えいたします。

留学先のワシントン州立大学の学習環境や生活環境の確認を行い、有益かつ充実した留学事業を実施できるかどうかを確認することが留学先視察の目的です。

実際に、留学先の環境やカリキュラムの確認、講師陣や大学の代表者、受入れ先のプルマン市長とお会いしてまいりました。留学先における受入れ態勢として大学構内は安全であり、少人

数制のグループでの活動には複数人のサポートがあること、またカリキュラムでは英語教育資格を有した講師による講義により、留学生のレベルに応じた授業が行われるほか、大学講義の模擬参加や学生との交流、街中や広大な自然公園の散策、警察や消防、農場などの職場体験などを通じた学習を確認してまいりました。また、留学先での受入れは市と大学の全面的な協力が受けられること、日本人スタッフ・看護師が24時間対応すること、アクティビティの充実による子供たちのメンタルへの配慮も見られ、有益な留学となると感じました。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

私からは、名幸議員の2点目の夏休み海外短期留学の①から③についてお答えいたします。

まず、①の参加市町村についてでございますが、沖縄県内市町村海外短期留学実行委員会組織として構成されました、本村、南城市、中城村、東村、大宜味村、伊平屋村、伊江村の7市村となっています。

②の募集人数と応募人数についてでございますが、本村の募集人数は8人で、応募人数は14人でした。

③の渡航費用についてでございますが、生徒1人にかかる総額は108万9,000円で、参加者自己負担額は30万円でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

では再質問をいたします。

まず、背景、理由ですね、また経過等は了解しました。いきなりの移行ではないと。平成29年から検討を始めて今回に至ったのでありますので、了解をいたしました。

人員配置について伺います。

答弁で現在配置されている職員数を基に、受入れ可能な定員数の検討を行っているという答弁であります。認定こども園の職員は幼稚園教諭と保育士、両方の資格が必要だと伺っておりますけど、現状どうなっていますか。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり認定こども園には保育教諭という形で両方の資格を持っている職員の配置が求められております。ですけれども現状といたしまして、例えば保育士資格のみしか持っていない職員もいる現状でございますけれども、そういった職員であれば、0歳から2歳までの担任という形ではない、保育教諭以外の役割等もございますので、引き続きそういった形での配置を行いまして、配置している間に改めて保育教諭となつていただくよう研修を受けてもらうように声かけ等をしている状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

現在の保育所、そして幼稚園の職員数と、今答弁ありましたけど、両方の資格をお持ちの職員もいらっしゃいますか。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

職員数につきましては、まず喜舎場保育所が35名。北中城幼稚園が17名という形となつておりまして、両施設に配置されております正規職員につきましては両方の資格を全て持っているということでございます。あと、任用職につきましては、大変申し訳ありません。現在、手元に資格の詳細なものについて持ち合わせていな

いところがございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

両方の資格を持たなければならないというのは基本原則らしいんですが、この認定こども園を推奨するために国では特例措置を設けて、今課長がおっしゃった片方の免許でもいいということが制定されていると伺っておりますけど、そこをお聞きします。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

議員御指摘のように、特例措置という形で国のほうが認めているところでございまして、期限が、たしか今年度までが一旦期限となつておりましたけれども、国の方針としてさらに5年間延長するというような方向性を示されているというふうに情報を得ております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

当初は令和6年度末の予定を5年間延期したと。先ほど提案理由や経緯については了解しましたと申し上げましたけど、実はこの特例措置があるうちに認定こども園を設置したほうが得策ではないかという考えの下で、それをやられたのかなと思っていましたけど、よろしいです。

では、この任期中にですね、結局これは特例措置なので、任期中に先ほど答弁がありました職員に両方の資格を取ってもらわなければ、それから先は運営に支障を来すと思うんですね。両方の資格を取ってもらうために個人任せではなくて、村が指導的な役割を果たさなければならないと考えますが、そこはどう考えていま

すか。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まず正規職員につきましては、先ほど申しましたとおり両方の資格を持っておりますので、問題はないと。任用職につきましては、あくまで現時点でお願いベースで皆さんに取っていただきたいということをお伝えしておりますけれども、我々といましてはスムーズに研修を受けられるような配慮であるとか、そういった形での協力はしていくつもりでございますけれども、あくまで個人の判断による部分もございますので、そこは強制的にというところは難しい部分はございますので、そこについてはなるべく推奨して資格を取っていただくようお願いをしていくというふうな考えでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

ちょっと私が調べた範囲では、この特例措置の期間中は、両方の資格を取るために、またさらに特例で取りやすい環境が整備されていると聞くんですが、そこはいかがですか。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

私立等の施設等に関しましては、補助金等でそういった資格を取る際の穴埋めの補充の補助金等が確立されているかと思っておりますけれども、基本的に公立の場合にはそういった補助がございませんので、あくまでも自助努力、一般財源でその補填をしながら受けていただく形になるかと思っております。また、この研修等を実施します県におきましても、受けやすいような環境整

えていただいているものというふうに認識しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。では、この特例期間が今年度からさらに5年間延びたということで、予定されている来年4月の移行も延期になる可能性もありますか。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

来年の移行についての延期については現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

では、答弁にあった受入れ定数は職員数を基に確定するというものであります。議会での説明会がございました0歳から5歳児までトータルで、これは今年6月現在の試算と、あくまでも予定であるということで、その範囲で構いませんので、トータルで178名の定員を予定されています。職員数というのは国の基準で配置されていると思います。その国の基準というのが、制定からもう今から七十数年前に制定されて実情に合っていないということが指摘されてきました。しかし、なかなか改定に至らなかった。しかし今年度何か改定をすとかしないとか、そういうことを聞いておりますが、実態はどうなっていますか。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

今年度4月より、職員の配置が見直されております。変更となりましたのが、3歳児につきましては15対1、4歳児が25対1、5歳児が25対1というふうな形で見直されて、基準が改定となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

では、議会に説明したこの資料の178名のそれぞれの配置基準というのは、4月に制定された新基準での試算という理解でよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

その配置基準を基に試算した結果となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。では、もう一つ定数についてお尋ねをします。

例えば3歳児ですね、今改定になったということで、予定では30人ということは1対15です。30人ということは2人の配置を予定されていると思います。4歳児は40名ですから、こちら2人ですか。5歳児は3人の配置ということになるんですが、4歳児と3歳児は職員に対して30人の枠がいっぱいということですが、4歳児、5歳児は、4歳児で10名、そして5歳児で15人の枠の余裕があるという試算になるんですが、その部分はこれから先もっと定員を増やすというお考えもあるんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まず、村内の状況といたしまして、4、5歳児につきましては、現在ほかの認可園につきましても定員割れを起こしている状況がございます。ですので、あえて公立でその定員を増やして受入れを拡充するというような方向性は現時点であまり考えていないというのが、状況でございます。実際は、来年4月から始まります第3期の子ども・子育て支援事業計画でどれぐらい保育ニーズがあるか、その数を精査しながら当てはめていくというような、定数を決めていくというような作業を行っているところでございますけれども、現時点ではまだ確定をしていないというような状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。ちょっと予算について、通告書を出しておりませんので概算でよろしいです。今現在の単独での保育所、幼稚園、そしてこども園になったときの1年間の人件費も含む運営費というのは、それぞれ幾らぐらいになるのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

これは令和5年度の決算ベースでの試算をしたところでございますけれども、まず保育所の運営費の概算でございますけれども、修繕費とか備品購入等の臨時的経費を除いたものとして、喜舎場保育所では年間1億5,000万円程度、北中城幼稚園では6,000万円程度、合わせて2億1,000万円程度の運営費はかかっている状況でございます。認定こども園に移行後の運営費につきましては、新たに厨房機器のリースとか、あとシステムの導入、あるいは給食に関しましてはケータリングを予定しておりますので、そ

ういったものを含めると、2億1,860万円程度の運営費を見込んでおります。現状から約860万円程度の増加を見込んでおまして、うち給食費として歳入も増えますので、実質的には500万円程度の増加を見込んでいところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。予算については通告をしておりますので、もうここでとどめたいと思います。

次に、実は少子高齢化から来る社会問題として、社会保障費の増大とか、それから人手不足から来る経済界への様々な影響が来年やってくると。俗に言う2025年問題というのがあります。この2025年問題というのが、実は保育業界にもあると言われております。これは厚生労働省が発表しているんですが、来年の2025年度に保育ニーズのピークが来ると。これは恐らく全国的な統計を算出しての報告だと思いますが、そのピークを迎えて、それから先は減少していくという予測です。

それで、沖縄県は全国一出生率が高くて、そして北中城村も先日小さなお子さんが人口を1万8,000人に達したとってセレモニーも行われて話題にもなりました。とても喜ばしいことですが、来年以降の北中城村の子供の数とか保育ニーズとか、どのような予測を立てられているのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

向こう5年間の保育ニーズ等につきましては、村子ども・子育て計画の策定の中で議論しているところでございますけれども、まず人口推計

が、特にコロナ禍において出生数がかなり見込みよりも減ったというところもございましたので、なかなか今時点で算定をするのがちょっと難しい状況もございまして、県との意見交換も踏まえながら今算定している状況でございますけれども、いずれにいたしましても、村におきましても将来的には子供の数が減少してくるということは、もう既に見込んでいところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。それで少し戻りますが、職員体制は、こども園になった場合、今幼稚園が本園、そして保育所が分園としてスタートするわけですが、職員体制としたら基本的には現状のままの配置になると、その考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まずは職員体制でございますけれども、現状といたしまして保育士確保が非常に厳しい現状を踏まえると、定員を受け入れるために保育所を増やすというような方策を安易に立てることは非常に難しいかなと思っておりますので、我々といたしましては、今いる人数でどれぐらいの受入れができるかというところをベースに検討しているところでございますので、そういった観点から職員配置につきましては、現状のいる人数でどれだけこども園に移行できるかというところを考えているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。なぜそれを言うかといいます

と、1つだけちょっと心配するというか、どうなのかなというものは、今申し上げたように幼稚園を本園、保育所を分園という形でスタートします。先ほども申し上げました全国的に、また県内も保育所と幼稚園を統合してこども園にするという事例は多々あります。ただ、その場合は1つの園として、例えば建物の老朽化の建て替えを機にこども園にしたという事例とかが多いんですね、1つの建物に。本村のように隣接はしていますけど、別々の施設でこども園という形でスタートすることで、答弁にもありましたけど、こども園へ移行する最大の目的である就学前教育とか保育の充実、こういうのが本当に図られるのかなと。例えば先生方が別々に分かれて子供たちに接することでの支障とか。先生方同士のコミュニケーション不足からの支障、そういうような心配事というんですかね、ささいなことかもしれませんが、ないのかお聞きします。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

議員御指摘のように、まず施設が2つに分かれる状況がございます。議員の皆様への説明の段階では本園、分園という形で説明させていただいておりましたけれども、県との協議の中で道1本隔てただけの施設でございますので、本園、分園という形で分ける必要はないというふうな見解でございますので、最新の案といたしましては、本園、分園という分け方ではなくて、園舎の名称は変えつつも一体的な運営という形でやっていく形を検討しております。ですので、議員の後段の御質問にもありましたように、職員間の連携とか保育の質の部分につきましては、職員会議等でもかなり懸念されている議論したところでございますので、それをいかに不安なく適切にやっていくかという部分について

は、職員研修等も昨日もやったところでございますので、そういった形で今ある2つの施設を活用して、いかに村を牽引するような、代表するような認定こども園として、職員一同、つくっていききたいというふうに取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。村内にこども園というのは、何園ありますか。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

現時点では、村内の認定こども園に関しましては5つの施設がございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。公設公営でやる、その質問をして答弁いただきました。了解しました。私もこのことには賛成であります。なぜかということ、今現在ある5園は民間だと思います。先ほど村内全体の公立こども園の果たす役割が大きいという答弁もあります。ということは村内にある5つの保育園を含めた、認定こども園も含めたモデルケースにならないといけないと私思うんです。先ほども伺いました、課長からも答弁がありましたけど、先々やはり少子化に向かっていくので、これまで10年から20年代、どこの市町村も北中城村も待機児童対策に図られてきたわけです。待機児童対策を行わなければいけなかったということは、保育ニーズに供給が追いついていなかったということですから、しかしこれからは、今度は逆に少子化が進めば供給する側が余ってくるという時代になるんです。

そうすると預ける側からすると、預かる側を選ぶ時代が来るということになるんですね。預かる側は官民間問わず、選んでもらえるようなための特色ある保育環境を整えていかざるを得ないと思うんです、官民間問わず。しかし、公立がそれをやりすぎると民間を圧迫するおそれもあるので、バランスよくその運営をやっていかなければならないと思います。その辺、将来、継続的に選んでもらえる特色ある村立こども園にしていくために、今は特別な方針とか計画でこれから先のことでしょうけど、どういう取組が必要になってくるとお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

今後、公立の認定こども園に求められる役割、村長からの答弁でもありましたけれども、まずは村内の保育の質を向上させるためのモデル的な園となることはもちろんですけれども、認定こども園というのは、お預かりしている入所しているお子様だけではなくて、地域の子育て支援も充実させていかないといけません。国が示しております令和8年度から、子ども誰でも通園制度という制度が、また令和8年度から始まりますけれども、その受皿とか、そういった家庭で保育されている方の支援についてもこの認定こども園の支援する役割というふうに認識しておりますので、そういった部分の取組も拡充させていけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

村長にもお尋ねします。

これから、来年から始まるんですけど、村立認定こども園というのがどうあるべきだとお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

民間の施設として5施設ございますので、拠点保育園、もともと保育園の民営化についても村立を残したのは拠点保育園としての位置づけがございましたので、これから村立、公設認定こども園については、村内全体の拠点保育施設として位置づけして、またバランスよく良好な保育に努めてまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

少子化の中でいかに保育ニーズに応えるかというものが認定こども園の1つの課題でもあるし、方向性だと思いますけど、ぜひとも子育て世代に喜ばれるような認定こども園になっていただきたいと思います。これで終わります。

次の短期留学について再質問をいたします。

答弁からしますと参加市町村が増えていますね。これはどこが増えたのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

令和6年度から伊江村が新たに加入して、7市村となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

この実行委員会ですか、こういうのは参加市町村に広く参加者を呼びかけるような、そういう啓蒙活動みたいなこともやっているのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

特に実行委員会事務局として県内の市町村に、参加するようという呼びかけ等は行ってはおりません。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。では、今年は8人の参加者ということで、その内訳をお尋ねします。高校生何名、中学生何名。申し訳ないです。ここに北中城中学校の生徒もいますか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

高校生が4名、中学生8名です。中学生のうち北中城中学校の生徒は2名おります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

昨年、この質問をしたときに北中城中学校の生徒がいなくて残念だという趣旨で質問しました。北中城中学校の生徒が今回は2人派遣された。派遣人員も、そのときの答弁もありましたが、5人から8人に増えているということで、生徒自身の頑張りも素晴らしいものがあると思いますし、また委員会の皆さんも御努力されての結果だろうと喜んでおります。

じゃあ渡航費についてお尋ねします。1人100万円余りの渡航費で、自己負担額は30万円ということであります。この自己負担額の30万円というのは、上限額があつての30万円でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

上限額ということではなくて、30万円の負担

ということで徴収しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。渡航費が100万円余りなので、約70万円余りを村が面倒見たということで、これもすばらしいことだと思います。

英語が好きで外国に興味がある生徒はいいと思います。ただ、ネックになるのが昨年度も申し上げましたが、やっぱり自己負担額です。自己負担といっても生徒そのものが払うわけではないので、親御さんが支払うわけですから、経済的に多少なりとも余力がある方々、あるいは非常にこの事業に熱心な方々が参加されるだろうと思います。ただ、残念ながら、英語が優秀でも自己負担がネックになって参加できないという子もいらっしゃるだろうと思うんですが、昨年も聞きましたけど、私もどうにかできないものかといって、いろいろ補助先とか探したんですけど、ありはするんですけど、公益法人とかNPO法人、民間企業とかですね。ただしそれは、この組織や団体が企画する渡航先とか、そういうような条件の中での補助ということであります。

もう一度聞きますけど、この自己負担額を免除するような何かアイデアとか、補助メニュー的なものはやはりありませんか。どうですか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

現時点では、その30万円を減免するという方法については考えておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

ちょっと致し方のないところだろうと思います。

関連してちょっとお聞きしたいんですが、村内の小中学生の英語のレベルというのは、どの程度でしょうか。よく数学や国語ですか、学力調査とかその辺のデータが表れるんですけども、英語はどうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

御質問にお答えいたします。

中学校1、2年生が、過去に実施された県学力到達度調査では、沖縄県の平均程度の成績を残しております。昨年度の全国学力学習状況調査における中学3年生の英語の結果では、全国との差は少し広がりましたが、県の平均程度の成果を残しております。

令和5年度実施の全国学力学習状況調査の質問調査の英語学習に対する意欲、興味関心、必要性に関する質問では、全国平均や沖縄県平均よりも上回っており、これまでの学習によって、学習意欲が高まっていると捉えております。また、これまで学んだ英語を通して、主体的にコミュニケーションを図ろうとするような工夫改善が推進され、英語教育に対する児童生徒の意欲の高さが伺えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

非常に子供たちも頑張っていらっしゃるというようなことが伺えます。また、それを指導されている学校現場、また教育委員会も素晴らしいと思います。素晴らしいとは思いますが、少し水を差すお話になるんですが、これは学校とか北中城村に関することではなくてですね、世界の英語力ランキングというのがあってですね、これは英語圏以外の国でどのぐらい英語力が高

いのかということのスイスに本部がある語学国際教育機関というところが発表しているんですが、1位がオランダ、2位がシンガポール、3位がオーストリア、デンマーク、ノルウェーなど、主に北欧、そしてヨーロッパが上位を占めていくんですが、日本は87位なんですね。この調査ですが、英語の試験でビッグデータを活用して、113か国が参加をして220万人が参加をした結果です。113か国のうちに日本は87位で、同じアジア圏である中国、韓国、ベトナム、マレーシア、モンゴル、フィリピン、シンガポール、パキスタン、スリランカ、インドネシア等々は上位ではないんですけど、日本より上なんですよ。この国際機関が言うには、英語が低下している地域に該当するそうです。

教育長、これは素朴な疑問だが、村がどうのこうのとか、学校の指導がまずいとかそういうことではなくて、もう昔から英語というのは、私も覚えはあるんですが、なかなか日本人で英語が話せる人が少ない原因とか要因は、現場を経験された教育長からすると、一概には言えませんが、どのようなものがあると考えられますか。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

今、議員おっしゃるように、日本の私たちの時代も含めて、大学まで6か年とか英語教育をやってもなかなか会話ができないという反省は、国自体もそういうふう感じております。ですから学習指導要領の中に、英語の4つの力、特に聞く、話すという部分のところについて、もっと授業の工夫改善が必要であらうということですね。以前は文法的な英語学習のスタイルがあるということの反省も全国的に、そして私たち教育現場の英語教師も含めて、そういうことは実感しております。そういうことで、授業の中でもオールイングリッシュ、英語の授業は英

語の先生も全て英語で授業を進めていくということの実践をしているところです。

それからそういうこともあって、やはり韓国や中国においては小学校のときからとか、幼いときから英語教育が進められているということもあるのかなと思っています。そこで日本においても学習指導要領の改定によって、小学校3、4年から外国語活動、そして今度の学習指導要領においては、5、6年においては科目ということで、活動ではなく英語科という捉えで、教育課程カリキュラム自体も変更し、英語教育、国際人としての有能な人材を育てるということで進めているところです。それはまた沖縄県自体の県の教育庁のほうも、国際理解教育、英語教育には力を入れているところであります。

本村においても、海外短期留学を含め、いろんな英語科に特化した授業を実施しながら、子供たち一人一人の英語力の向上に今努めているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

ありがとうございます。日本語は、英語を話すのには難しい言葉であるということが実際はあるようです。例えば、文法とか語順、単語、文字、それから発音、そういうのが英語をしゃべるのに非常にかけ離れたものがあって、それから言葉には周波数体という音域にも似たものがあって、日本語は150ヘルツから1,500ヘルツ、英語が2,000ヘルツから1万2,000ヘルツと言われていまして、つまり日本語は低くて、英語は高いというものがあって、その辺が実際なかなか英語を話せる日本人が少ない原因ではないかという専門家もいるんですね。このことは市町村ではどうのこうのできませんので、国もそういうことを調査、研究して、分析をして、その建前上のことではなくて、そういうことをより

具体化して、そしてこの学習指導要領に入れてやればいいのにとというのが私の感想ですけど、恐らく文科省、国もそれは理解をしているのでしょけれど、何となくあまり英語を浸透させて、日本人が英語をベラベラしゃべれるような国になると、何か日本の文化が壊されるんじゃないとか、移民が増えるのではないかというのが背景にあるのではないかなと個人的には思ったりします。

そういうことでありますけど、指導主事からもありました。子供たちは一生懸命頑張っていますので、引き続きまた委員会には英語教育に力を入れていただきたいと思います。

④は村長に伺います。渡航されて、答弁からするととても有意義な渡航ではなかったかと思えますけれども、この海外短期留学は村長は今後も継続したほうがいいと考えますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

端的に言えば、継続してまいりたいと思います。先ほど日本が非常に英語力が弱いと。英語力の強いところの共通な点として、外国に国境を接するところがそれがあるかと思っています。ということは日常的に外国語、英語を使う機会があるという。私たちも日常的に英会話を利用するような社会になればいいなと思っておりますので、いろんな子供たちへの研修機会、TOEFLとかあるいはまた外務省が行うもの、そしてまた別の組織が行うもの、いろいろありますので、そういったものをまた村民に周知を図ってまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

私も英語は話せませんので、話せたらいいなと常々思うんですが、この海外短期留学の目的でもある、英語を通じて社会に貢献する、そし

て世界に羽ばたく、先ほど言った世界の英語ランキングですね、今の子供たちが一つ一つ積み上げて、上位に食い込むような、そんな子供たちに、人間に育ってほしいなと思います。そして北中城村の子供たちがその一翼を担う人材が1人でも出てくればとても喜ばしいし、その成果があったということが言えると思いますので、今後とも委員会をはじめ村当局にも頑張っていることをお願い申し上げて、一般質問を終わります。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午後 0時08分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

通告に従いまして、2点ほど一般質問をいたします。

1点目は、公立こども園についてお伺いします。

2025年4月1日に向けて、本村はこれまでの公立北中城村幼稚園と公立北中城村喜舎場保育所の運営は統合して、公立認定こども園に移行すると去る6月に議会議員へ説明会が行われました。特に異論はなく、また保護者説明会においても理解を得られたものと察します。

ここで改めて確認をし、理解を深めたいので質問いたします。

1. 認定こども園を設立した場合、これまで幼稚園の園長は北中城小学校校長、そして副園長は北中城幼稚園の教諭が担っていましたが、今後小学校と認定こども園の関係性はどうなりますか。

2. こども園に移行した場合、保育所の所長の身分はどうなりますか。

3. こども園に移行した場合、幼保連携型で

も補助金の率の変動はありますか。

4. こども園に移行した場合のメリットは、働く保護者の希望時間等に応えることができることだと考えるが、ほかにメリットはありますか。

5. 幼保連携型こども園に移行した場合、新たな教育・福祉政策の転換はあるのか伺います。

2点目に、防災訓練、津波、地震対策の村の考え方について伺います。

1. 今後村全広域の防災訓練の実施の事業計画の展開を伺います。

2. 熱田、和仁屋、渡口、美崎等の津波、地震対策について村の考え方を伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、喜屋武すま子議員の御質問にお答えします。

1番目に、公立こども園についてということです。

1つ目に、認定こども園を設立した場合に、小学校と認定こども園の関係性について聞いております。

村立こども園への移行に伴う園長の配置についてですが、現在、北中城幼稚園は園長を北中城小学校の校長が兼務し、副園長は村職員である幼稚園教諭から任命しております。喜舎場保育所では村職員である保育士から所長を任命し配置しております。こども園への移行後は、小学校長の兼務はなく、国、県の規則や基準に該当する職員を園長として任命することを想定しております。

2番目のこども園に移行した場合、保育所の所長の身分ということです。

移行後の保育所長についてですが、村立保育所条例の廃止に伴い、保育所長の職名は職員職名規則より削除されるものであります。新たに配置されるこども園の園長職は、従来の保育所

長職と同等の職位とする方向で検討を行っております。

3番目に、こども園に移行した場合の補助率の変動ということです。

補助につきましては、従来の公立保育所等に係る運営費が地方交付税の基準財政需要額の算定額の対象とされ一般財源化されているものであり、幼保連携型認定こども園へ移行後も変更はありません。

4番目に、こども園へ移行した場合のメリット等についてです。

こども園への移行のメリットにつきましては、就学前教育・保育の充実にあります。既存の両施設を活用することにより、児童の年齢に応じた施設環境下での教育・保育の提供が可能になり、保育教諭が就学前教育を提供することにより充実が図られると考えております。

5番目に、こども園に移行した場合、新たな教育・福祉政策の転換についてです。

新たな教育・福祉政策の転換があるかとの件につきましては、基本的な政策方針の変更はありませんが、医療的ケア児や家庭保育への支援等の拡充が求められる中、今後も村立こども園として、その役割を職員と共に果たしてまいりたいと考えております。

2番目の防災訓練、津波、地震対策についての村の考え方ということです。

1番目に、今後村全広域の防災訓練の実施、事業計画についてです。

今年度末の3月に沿岸部の自治会を中心に自主防災組織がある自治会、関係機関も含めた避難訓練ができるよう調整しています。

2、熱田、和仁屋、渡口、美崎等の津波、地震対策についてということです。

沿岸地域に限らず各家庭へ防災マップを配布、防災無線、携帯エリアメールの配信、LINEを活用した防災関連情報の発信などを行っています。また、広報紙を通して継続的に防災意識

の啓発活動も実施しています。今後も村として自治会と協力しながら防災、減災につながる取組を行っていく考えです。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それでは1点目の公立こども園について。

園長ですけれども、園長は、国、県の規則、あるいは基準に該当する職員を園長とすることがありますけれども、その規則、基準がお分かりでしたら教えてください。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

認定こども園につきましては、沖縄県のほうが審査基準等を設けておりますが、その上位といたしまして、国の認定こども園の施行規則のほうでも示されております。まず、地方自治体における園長の資格といたしましては、1つ目に教員免許、専修または1種、2つ目に幼稚園教諭2種、3つ目に保育士、そのいずれかを保有しており、かつ現行の施設長として5年以上であるとか、あるいは実務経験が10年以上とかというようなものとか、あと国の、県が定める園長研修を受けて、修了証を受けた者という形で園長資格が定められております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

次、2番目のこれまで公立の保育所が認定こども園になりますけれども、やはり補助金については変わらないということですけれども、これまでにこの運営費ですね、一応は算定の方法がありまして、企画振興課から財源としてもらっていると思うんですけれども、これは実際に

その課で算定の方法というのがありますよね。運営の交付税の算定の方法について、皆さんのほうで弾き出して、そして企画振興課からいただくものと調整をしてやっているのかどうか。あるいは企画振興課任せで運営費をいただいているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

交付税の計算を財政系のほうで、全課まとめてですね、例えば認定こども園でしたら、在籍数とか年齢とかというのを合わせて交付税を算定して、でも一般財源化されてくるものですから、保育所に幾らというのが分からない状況。ただ運営費については一般財源のほうで補填しながらやっているというところであります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それは確かに企画のほうに、交付税は来ますので、企画のほうでやっているのが、各市町村の実態だと思います。でも担当課がきちんと、この交付税の算定の仕方があるわけだから、やはりそれを確認しながらそこにつけてもらうと。公立の運営費につけていただくということが大事かと思うんですけれども、課長のほうはどうお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

御指摘受けまして、大変難しい算定式だというふうに私認識しておりますけれども、原課のほうでも研究、勉強していきたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

確かに私も現職の頃は、これを計算するって大変時間がかかりました。でもやっぱり納得してもらおうというのと、企画がこれだけです、皆さんに来ているのはと、おおよそでやるというのは少しやはり違うのかなと思っております。確実にこれがいただけるように、もちろん企画振興課は不正なことはしないと思いますけれども、やはり課のほうでも納得して、このお金をいただければ、非常に大事なお金だなということも分かってくるので、その運営費についての配分とか、そういうものの配慮ができますので、よろしくお伺いしたいと思います。

それから次に幼保連携こども園の認定に当たっては、幼保小のかけ橋プログラムを御存じかと思います。幼保小のかけ橋プログラムは、子供に関する大人が立場を超えて連携し、かけ橋期、つまり義務教育開始後の5歳児から小学校1年生の2年間にふさわしい主体的、対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で、全ての子供に学びや生活基盤を育むことを目指すものです。

文部科学省では、令和4年度から3か年程度を念頭に、全国的なかけ橋期の教育の充実とともに、モデル地域における実践を並行して集中的に推進していくこととしています。

本村は、現在もそうですが、令和7年度から始まる公立の幼保連携型こども園と、隣の小学校との連携、そして子育て支援センターもあり、幼保小のかけ橋プログラムを実現できる環境に恵まれています。全国的には、幼保小のかけ橋プログラムを先行して実施している事例がネットでもたくさん紹介されています。ぜひ参考にして進めてほしいのですが、お考えをお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

ただいまのご質問にあります保幼小、保育所、幼稚園、こども園、小学校との連携接続につきましては、教育委員会指導主事とも協力しながら、既に今年度ですと2回村内での研修、県の教育庁から講師を招いての研修であるとか、あるいは去る夏休みにおいては小学校の先生方が保育所のほうを回られて、今度進級されるお子さんの様子を御覧になったりというような連携をスタートさせておりますので、今後よりその連携を深めていくように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

このプログラムを推進するに当たって、実施するに当たっては、北中城村は非常にいい環境に本当に恵まれているなと思うんですよ。小学校がすぐそばにあって、子育て支援センターまである。こんな良好な教育環境はないと思います。あまりほかにはないのではないかと、そこを誇りにしてしっかり頑張ってもらいたいと考えております。

次に、これまで公立の保育所がたくさんのことを果たしておりますけれども、やはり幼保連携こども園になっても引き続きこれらのことは事業をやっているという私の希望もありますので、それについて伺いたいと思います。

1番です。現代の子供たちが非常にいろんな環境の中にもまれて、厳しい環境の中で子供たちは育っております。ですからそのためにも、村内にあるこども園の拠点として、職員の研修を計画的に実施してほしいなと。これからますます、子供の環境、親の環境というのは厳しくなるので、研修を充実させてほしいというのが私の願いです。こども園が中心になって、拠点として他の村内にあるこども園、認可保育園を

引っ張っていくような指導的立場になってほしいと考えておりますけれども、課長の見解を伺います。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

議員の御指摘のように今度移行いたします公立のこども園においては、議員おっしゃるように拠点という形で、村内のモデル的な形で、存在の保育・教育の質を上げていけるような施設に、研修等もしっかりと計画的に実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

村内の特別支援保育対象者は、令和6年4月1日時点で20人ということを知っております。公立、私立を含めて20人となっておりますので、公立は多くの児童を抱えて頑張っております。既に特別支援は行っておりますので、引き続き認定こども園をやるときにも積極的にそれを担っていただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

昨今の特別支援を必要とするお子さんの数が増えている状況がございまして、課題といたしましては、いわゆる加配保育士の配置、確保という部分の課題はございますけれども、引き続き公立の役割としてしっかりとその特別支援保育のお子さんの手当を行っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

それから次に、医療的ケア児はこれまでもやって実績は上がっておりますけれども、やはり医療的ケア児の場合は看護師もつくので、一私立のほうでは経営、運営面でも厳しいかと思えます。ぜひこれを公立のほうで、こども園で担っていただきたいと思えますので、それについて引き続きやっていくという決意をお示ください。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

今回のこども園へ移行する計画の中でも、やはり医療的ケア児、例えば最近重度のアレルギー児が増えていることであるとか、あるいは気管切開等を設置したまんま保育の必要なお子さん、あるいは進学が必要なお子さんというのが増えてきている現状もございますので、それに現状村内ではしっかりと対応できているという部分では、とても課題があるテーマであるとの認識しております。そういった意味では、このこども園においても看護師の配置を、今後ぜひ積極的にやっていこうということで、計画の中に盛り込んでおりますけれども、次年度すぐにその確保ができて、体制ができるかという部分についてはまだ検討段階でございますけれども、いずれは看護師配置等に向けて取り組んでいけたらと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

村長もぜひ、この福祉行政を向上させるためには、あと教育ですね。これらのためにぜひ予算をつけて、そして職員にも頑張らせて、看護師の支援もいただけるような環境をつくっていただければと思っております。

次に、村内のこども園、あるいは認可園をサポートするためには、しっかりとした公立こども園のカリキュラムが必要かと思っております。やはりそれを発信していただけないかと思っておりますけど、御見解をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

移行したこども園のカリキュラムについては、現在その設置検討会議等の部会等を設置して、保育・教育部会という形で検討を重ねているところでございます。特に今月からは先進的に取り組んでいるところへの職員の派遣とかという形での研修も行いつつ、魅力あるカリキュラムづくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

ぜひ、公立の果たす役割を頑張ってもらいたいと思います。

それからコロナ対策のガイドライン、あるいはインフルエンザ、あるいは台風対策などのガイドラインも充実させてほしいと考えております。特に台風対策については、近年は思いがけない台風の情勢が非常に予断を許さない環境にありますので、また土日にも台風が来ると言っておりますので、そういったコロナ対策であるとかインフルエンザとか台風対策などのガイドラインも充実させて、しっかりとメッセージを村内のこども園や認可園等に発信していただきたいと思っておりますので、その見解も伺いたしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

これまで保育所と幼稚園という省庁の違い等

もございましたので、そのガイドラインの違いもございましたけれども、そういった形でこの幼保連携型認定こども園に移行するに当たって、そういったものを統合して感染症対策とか安全対策、台風対策等をしっかりと整えていけるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

整備するのは様々あると思うんですけども、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。そこに来て、公立の果たす役割、私立とこども園との違いを明確に確認しながら、なぜ公立のこども園があり続けたいいけないかということをしっかり村民や保護者にも知らしめてほしい、そしてまた拠点として、指導的立場にあるものとしてやっていただければなと思っております。よろしくお願いします。

それでは次に2点目に、防災訓練、津波、地震対策の村の考え方について、再度伺いたいと思います。

先ほど1点目について答弁がありましたけれども、答弁が今年度末の3月に沿岸部の自治会を中心に、自主防災組織がある自治会、関係機関も含めた避難訓練ができるよう調整していますということでしたけれども、それも了解いたします。ただ、私が聞いているのは、全村域、全地域にまたがった防災訓練実施の事業計画の展開について伺っておりますので、そういう計画があるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

全地域というのはなくてですね、災害ごとにに対する防災の位置づけはございます。例えば沿岸部であったり、急傾斜地というすみ分けとい

うか、分け方をしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

部分的に捉えてやる訓練も非常に重要かと思っています。でもやはり地震、津波というのは場所を選びません。村内全域にまたがってきますので、そうしたときに職員の配置はどうなるのか。部分部分にやると分からないわけですね。これだけの職員をどういうふうにして指示してやっていくか、分散してやっていくかというのが見えてこないの、やはり全域を、将来は想定してやるべきだと思います。それによって、各自治会長にもこれからお願いして、全村域防災訓練をしますからということをやれば、それぞれ防災組織が立ち上がっていない地域も、意識が変わって、自分たちのところもぜひ防災組織をつくらないといけないのではないのかという意識に変わってきますので、私の住んでいる島袋というのは非常にいい環境にあって、なかなか温度差が違うんですね、沿岸部のほうと島袋のほうというのは。島袋のほうにはイオンモールとか徳洲会病院がありますので、やっぱり温度差があるわけですね。だけど全庁的にしないと職員もどう動いていいか、部分的にやっちゃうといけないので、人間は体で覚えて、そのときに初めてできるわけだから、やはり全域にまたがって防災訓練をするのも必要かと考えておりますけど、今後それを考える必要があるかと私は思っておりますけど、課長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

まずは、そういった災害が予想される地区、今すま子議員からもありました東沿岸部を中心に自主防災組織が立ち上がっています。それ以

外、内陸部のほうでも石平地区が自主防災組織で立ち上がっています。それぞれの地区の状況に応じていろいろ災害が想定されますので、そういった地区の自主防災組織の立ち上げに関して、やはり地域にお住まいの方の意識づけが必要かと思いますので、その防災訓練の際には、今おっしゃっていた島袋であったり、全ての自治会長を呼んでそういった意識づけをしていくことが重要なと考えています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

自治会長協議会も月に3回はあるわけですので、今後また10月に美崎のほうでも実施すると聞いておりますので、そういったときに自治会長協議会でも防災訓練について、こういう状況でしたよということを各自治会長が共有していくのもいいのかなと。それによってまた、もちろん住民の意識も大事ですけど、まず自治会長が動かないと動かない部分もありますので、やはりまだ組織づくりをしていないところについては、そういった啓蒙活動という意味でも、少し報告させていただければと考えております。

それから今回、美崎自治会長のほうにもお聞きしたんですけれども、やはり沿岸部の5自治会、熱田、和仁屋、渡口、美崎、それから県営団地の5自治会が評議委員会をつくって、10月末までには話合いを持って、そして村のほうにも提言をしたいというお話がありましたけど、先ほど課長のほうから3月の話がありましたけど、それと連動しているんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

それとは連動していません。これはですね、イメージとしては4月の津波警報を受けて、その後4月15日に全自治会長を呼んで、社会福祉

協議会、関係者を呼んで話合いを持たれました。その中でそういった連携ができないかというふうなお話があったものですから、それを具現化するために沿岸地域と内陸の地域で連携した防災訓練ができないかというフォームでお話を進めております。今、10月の評議委員会が立ち上がるということとの連携ではございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

この5地区の自主防災組織が一緒になって何かやろうということのようです。特に熱田自治会長を中心として話合いを持ってやっていこうと。そして村にも協力要請すべきところはやっていくという話を聞いております。ぜひ、このほうから始まって、周辺の自治会にも広がっていけるようにできればいいなと考えております。

それからやはり防災の、潮の被害であるとか地震対策については、特に地震については沿岸部のほうでも、これまで何名かの議員からもお話がありましたように、例えば渡口とか熱田とか和仁屋とか上のほうに森林があつて、丘があつてそこに逃げるができないけれども、美崎のほうはずーっと運動公園まで行かないといけないという状況があります。平たん地でありますので、そこら辺が困っているところですね。まず、美崎地区の自治会の隣に避難所の倉庫があります。あちらは海拔2メートルですか、そこにあつて、ここで取って、行くには、時間的に非常に無理があると思うんですね、逃げると。だからあの防災グッズを入れた倉庫ですけれども、それをもうちょっと高台のほうに移せないのかどうか。あるいはこの場所で本当にいいと思っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

ごめんなさい、倉庫に関しては美崎自治会のほうで場所を選定してそこに設置していますので、こちらがそこが駄目ですとか、そういうの言えないので、もしほかにもっと適した場所があるならそこに移設なり、コミュニティ事業はまだ、必ず1回取ったから2回目取れないというわけではございませんので、次回応募していただいて、新たに倉庫も設置してもらおう。別の場所にもう少し適した場所に設置してもらおうということも可能だと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

ありがとうございます。それから美崎地区の避難所についてですけれども、例えばマンガ倉庫の後ろの建物、あれはアパートですか、市営住宅ですかね。そことか、あるいはユリ公園とか運動公園とか、ちょっと今指定されているようなんですけれども、その3か所を想定しているような話を伺っているんですけど、明確な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

美崎地区の防災訓練でユリ公園を利用するというの聞いていますが、沖縄市側の高層の建物にお伺いして、災害時に避難できる場所として提供できないかというお話を、なんか美崎地区の自治会長がおっしゃっていたんですけど、なかなかいい返事がいただけないというのは聞いています。その際に、もし行政として協力できることがあれば協力してもらいたいということをおっしゃっていたので、そういったことがありましたらそういった協力もしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

今課長がおっしゃったように、高層ビルですか、私も実際聞いたんですけど、うんともすんともないというお話がありました。それはやはり何とかすべきじゃないかなと思っています。ここは行政も一緒になってお手伝いしながら、自治会長ともお話しして、やっていただければと思っておりますけれど、地域に任すのも大事なんだけど、やはり行政が一緒になると、また顔も違ってくるので、行政は顔利きでもありますので、そこら辺をどうお考えなのかお願いします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

自治会のほうから要請があれば、一緒に行ったりすることは全然問題ないと思います。また逆に一緒に行って、避難場所の確保に努めたいと考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

本当に美崎地区というのは、今は大型の津波も何も来ないので幸いですけれども、でも災害はいつ起こるか分かりませんよね。夜なのか昼なのかいつなのか。それは非常になぞに包まれておりますので、そこら辺はもうちょっと緊張をはくして取り組んでいただければと思っております。美崎地区の避難所というのは非常に大事なんです。例えば運動公園のユリ公園に行きなさいと言っても、現実的にはHYというグループがあって、かなりイベントをしているようでいっぱい人が来るらしいんですね。土日はもちろん子育て世代の方たちがいっぱい来ていま

すよね、あちらね。それから泡瀬の東部海浜まつりとか、ああいうときにも車がいっぱいして、その人たちが一斉にユリ公園を目指した、あるいはスタンドを目指していくと難しいし、それから車椅子を引くときでも大変らしいんです、あの丘はね。ですから、やはりもうちょっとベターのものがよりないかどうかとも確認してほしいし、例えば美崎地区のほうで防災タワーであるとか避難ビルがなければ、県のほうにも相談するとか、そこら辺はより細かに検討してもらえないかと思っておりますけど、今、村のお考えはどうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

先ほどの答弁と繰り返しになると思いますが、できるだけ避難場所の選択肢を増やす努力はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

地域の人を不安がらせてはいけないと思っております。これは一刻も早く災害はいつ起こるか、来るか、誰にも分からないということがありますので、やはりそこら辺は早めに村としても対応していただければと思っております。

それから各地区でそれぞれ防災組織があって、防災訓練をしているところですけども、例えば11日に大城律也議員の一般質問にもありましたように、避難訓練をしても、そこにトイレもない、水もない、もう何も持たずに来る人もいるわけですよね。訓練だから事前に分かっている人もいると思うんですけど、あくまでも訓練だから。でも訓練じゃなくて、本当に実際に起こるということを想定していますので、もうどぎまぎして水の準備もできない、リュックも背負えないという人も、もしかしているかもしれ

ない。そうしたときに、丘のほうに逃げていってもトイレがない、それから水がないという方もありますよね。だから、そういうこともありますので、そういう自治会の訓練にはやはり職員も参加して、体験をしてもらうということは大事かと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

議員の質問にお答えします。

先月も北中城団地で防災訓練がありました。村長と担当職員、私ともう1人、係長も参加してございます。そういった機会があれば私たち村長はじめ、職員も参加してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

防災組織が各地区に立ち上がっていますので、同じ人じゃなくて、それぞれ班を決めて、今回はこっち、今回はこの人たちが行くということで、やっぱり職員にも体験して実感してもらわないと、いざというときには自分はどこに行っているのか分からんという話になったら、救える人も救えないという話になりますので、そこら辺はぜひ積極的に各防災組織とタイアップしてやっていただければと思っております。ぜひ役場の方も引き続き参加をしていただければと思っております。

それから、あと一つですけども、村の防災の日が設けられないかなという御意見がありました、私がいろんな人に聞きますとですね。そうしたらそういうときにみんなへの意識が広まるし、そして体制もできてくるので、村の防災の日というのを設定できないかというのがありましたけれども、それについて見解を伺いたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

日本において、9月1日でしたか、防災の日に制定されていますので、北中城村で防災の日を設けるかというお話は特にございません。ただまずは、すま子議員からあった村域での防災訓練をきっかけに、どういったことができるか考えていくほうがいいのかと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

課長が言うのも大変正しいと思っております。やはり慰霊の日があるように、北中城村でも防災の日というのを、そうであれば連動して、本当に9月1日は防災の日ですよということをしっかりと村民に啓蒙活動をしていただければと思っています。毎月防災について、最近よく広報で流していますよね。そののほうに9月1日は防災の日ですということでやると、またその意識も変わってくるのかなと思います。

あと1件ですけれども、やはり防災グッズですね。それぞれどういうのを具体的に準備すればいいかということが分からない人もいるので、例えばこの1階のほうに陳列棚がありますけど、そういう感じでちょっとしたグッズ、ベルとか、それか小さな電灯とかいろいろあると思うんですね、そういうものを展示できないかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

広報紙のほうでは、多分6月号で防災グッズのほうを広報しました。今、すま子議員からるように、何回か特集で防災に関してやっています。そういった実際目に見えるような形、実物が展示できないかということですので、少しスペース的な問題も考えながら、担当と協議し

ながら、できる方向で進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

ぜひよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 2時11分 散会

令和6年第9回北中城村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令和6年9月6日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年9月26日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	閉 会	令和6年9月26日 午後0時03分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出席 等別	議 席 番 号	氏 名	出席 等別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	1 3 番 議 員		山 田 晴 憲			
	1 番 議 員		川 上 龍 太			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長		徳 村 永 盛	
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長		平 田 清 徳	
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長		新 垣 理 衣 子	
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長		安次嶺 正 春	
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	住 民 生 活 課 長		比 嘉 利 彦	
	福 祉 課 長	安次富 規 昭	税 務 課 長		玉 栄 幸 憲	
	こども未来課長	喜 納 啓 二	農林水産課長兼農委事務局長		瀬 上 恒 星	
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長		伊 佐 秀 樹	
			学校教育指導主事			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 6 号

令和 6 年 9 月 2 6 日（木曜日）

1. 開議 午前 1 0 時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第 4 7 号	北中城村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の 制定について	委員長報告、質疑、 討論、決定
2	議案第 4 8 号	北中城村立認定こども園設置条例の制定について	〃
3	議案第 5 0 号	北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条 例について	〃
4	議案第 5 1 号	北中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例につ いて	〃
5	認 定 第 1 号	令和 5 年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について	〃
6	認 定 第 2 号	令和 5 年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認 定について	〃
7	認 定 第 3 号	令和 5 年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定について	〃
8	認 定 第 4 号	令和 5 年度北中城村水道事業会計決算の認定について	〃
9	認 定 第 5 号	令和 5 年度北中城村下水道事業会計決算の認定について	〃
1 0	議案第 5 6 号	令和 5 年度北中城村水道事業剰余金処分について	〃
1 1	議案第 5 7 号	令和 5 年度北中城村下水道事業剰余金処分について	〃
1 2	※追加議案 議案第 5 9 号	令和 6 年度北中城村一般会計補正予算（第 4 号）について	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定
1 3	陳情第 6－6 号	地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）	即 決
1 4	陳情第 6－7 号	県産品の優先使用について（要請）	〃
1 5	陳情第 6－9 号	2 0 2 4 年度定期総会決議に関する陳情書について	委員長報告、質疑、 討論、決定

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第47号 北中城村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（比嘉義彦）

日程第1．議案第47号 北中城村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

北中城村立認定こども園設置に関する調査特別委員長。

○北中城村立認定こども園設置に関する調査特別委員長（比嘉義弘議員）

おはようございます。

議案第47号 北中城村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

令和6年9月9日、本委員会に付託されました、議案第47号 北中城村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、本委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会においては、9月9日、13日、24日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局からは担当課長及び係長が出席いたしました。

質疑の主なものとそれに対する答弁について御報告いたします。

第1条別表第2（第6条関係）4級中、認定こども園園長及び副園長はどの職員が配置されるのかとの質疑に対し、現時点で誰を配置するか決まっていないが、今いる職員の中から園長及び副園長が選任、配置される予定との答弁。今いる職員は資格を持っているのか、いなければ

外部から採用するのかとの質疑に対し、今配属されている所長、副園長も資格を有しているとの答弁。

第3条別表（第2条関係）こども園薬剤師の業務内容はとの質疑に対し、学校薬事衛生（薬品類の使用・保管等）に関する職務、学校環境衛生（換気、採光、照明等）の維持管理に関する指導・助言者としての職務、健康相談、保健指導にも従事するよう求められているとの答弁。薬剤師は月に何日園に出勤する予定かとの質疑に対し、特に何日出勤するということではなく、園の中で相談にのってもらいたい事案が発生したときに連絡を取って来てもらうとの答弁。成り手不足が懸念されるが、4月までに探せる見通しはあるのかとの質疑に対し、確保する方法はこれから決めるが、村内からの確保が厳しければ、沖縄県薬剤師会に派遣依頼することを考えているとの答弁。契約する薬剤師は何人かとの質疑に対し、契約相手は派遣事業者1者で、代替の体制が取れるようにするとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（比嘉義彦）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 北中城村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につ

いてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第47号 北中城村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2．議案第48号 北中城村立認定こども園設置条例の制定について

○議長（比嘉義彦）

日程第2．議案第48号 北中城村立認定こども園設置条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

北中城村立認定こども園設置に関する調査特別委員長。

○北中城村立認定こども園設置に関する調査特別委員長（比嘉義弘議員）

議案第48号 北中城村立認定こども園設置条例の制定について。

令和6年9月9日、本委員会に付託されました、議案第48号 北中城村立認定こども園設置条例の制定について、本委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。本委員会においては、9月9日、13日、24日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局からは担当課長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

北中城村立喜舎場保育所、北中城村立北中城幼稚園が認定こども園へ移行する理由はとの質疑に対し、村立北中城幼稚園と喜舎場保育所を統合し認定こども園へ移行する理由は、児童へ

の切れ目のない就学前教育・保育の充実を図ることが最大の理由であり、既存の両施設を統合し活用することにより、児童の年齢に応じた施設環境下での教育・保育の提供が可能になり、保育教諭が就学前教育を提供することにより充実が図られると考えているとの答弁。今後、少子化が進んでいく中で、村内の民間のこども園への影響はないかとの質疑に対し、少子化が進めば公立の定員から減らし、民間の活用も生かしながら公立も残して行く考えであるとの答弁。今後募集をかけるとき、民間から定員に満たした後に公立に持って行くとの考えかとの質疑に対し、定員の設定については、今後5年間の保育教育のニーズ量を子ども子育て支援事業計画で策定している。そこで定員の適正化が見えてくるので5年毎に公立内の調整を図っていく。申込に関しては、保護者の希望を第1希望から第5希望まで聞くのでその優先順位で充てていくとの答弁。

通園バスがなくなるとの情報があるがどうなっているかとの質疑に対し、廃止する方向で説明している。その理由として、活用しているバスが4、5歳児用の構造になっている。あと今利用している幼稚園児の家庭が車を所有していないわけではないので、我々としてはバスを廃止しても問題ないと考えたとの答弁。

これまでのバス利用者が車を使うと、朝の車両混雑がさらに増え事故の危険性も増してくる。そこでこども園へ移行後もしばらくは通園バスを続けて、保護者にアンケート等を取って廃止を決めるやり方でもよいのではないかとの質疑に対し、様々な検討を重ね現時点では廃止の結論が出ているが、その提案は持ち帰り検討したいとの答弁。

看護師配置に関してはどう考えるかとの質疑に対し、現在、看護師の配置はないが、医療ケア児の対応として配置は必要と考えるので今後は配置に向けて進めていくとの答弁。

第7条（利用承諾の保留）はどのような事案が想定されるかとの質疑に対し、第7条に規定する利用承諾の保留については、職員の確保が出来ない等、園側の受入れ体制が整えられない場合、児童の病気等により集団保育に適さない場合や園では対応できない医療的ケアが求められる場合等が想定され、それらの事由により当該こども園で受入れが困難である場合には利用の承諾を保留とすることとなるとの答弁。

第10条（給食費）について、年齢によって金額に変更はあるのかとの質疑に対し、第10条の給食費に関して、0歳から2歳児クラスの3号認定児は、保育料に給食費が含まれるため給食費の徴収はない。3歳から5歳児クラスは給食費を徴収することとなるが、年齢ごとの金額に差はなく同額となる。ただし、3歳から5歳児の1号認定児（幼稚園枠）に対する給食費の設定については検討中であり現時点は確定していないとの答弁。

満3歳以上で1号と2号に分かれていて、給食の金額が違うが中身は同じなのかとの質疑に対し、給食費の中には、おやつも含まれている。しかし1号の幼稚園枠の子は給食を食べた後、降園するのでおやつが要らない、あと幼稚園枠は長期の夏休みがあるが、就労支援で夏休み期間も利用する方がいる場合の金額設定をどうするかを今検討中との答弁。

給食に関しては、園内調理になるのか、業者委託になるのかとの質疑に対し、3歳から5歳児に関してはケータリングで外部搬入を想定している。0歳児から2歳児に関しては園舎に厨房設備を備えていて、調理職員の配置もあるので自園調理の提供となる。おやつについても自園調理でどちらもアレルギー対応となっているとの答弁。

第2項で村長が必要であると認めるときは規則で定めるところにより減額又は免除できるとあるが、どのようなときかとの質疑に対し、現

在、規則に関しては例規審査会に諮っていない段階だが、減免に関しては幾つか情報を定める予定で、例えば休みで利用しない場合や園の事情で給食の提供ができない場合、災害で提供できない場合、家族が被災した場合、それ以外は、その他村長が認めた場合という形で規則を定める予定との答弁。規則を定めてないとのことだが、たたき台みたいな、今見られるものがあるのか、また規則はいつ頃できるのかとの質疑に対し、本来なら条例とセットで提案すべきであるが、給食費の設定についてまだ議論すべき余地があるとの理由で規則ができていない。目途としては11月に開催される例規審査会までには整える予定との答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で附帯意見を付して、原案を可決すべきものと決定いたしました。

附帯意見、新規条例制定議案の提出の際、当然規則も出来上がって条例は出されるべきである。規則が未整備のままでは、条例中に「別に規則で定める」との文言が幾つもあり、議案審議において条例の詳しい内容が分からず、審査に支障を来す。今後はそのようなことがないように規則もしっかり整備した上で新規条例案を提出することを強く求める。

○議長（比嘉義彦）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 北中城村立認定こども園設置条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は附帯意見を付して原案のとおり可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第48号 北中城村立認定こども園設置条例の制定については委員長の報告のとおり附帯意見を付して可決されました。

日程第3．議案第50号 北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第3．議案第50号 北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

北中城村立認定こども園設置に関する調査特別委員長。

○北中城村立認定こども園設置に関する調査特別委員長（比嘉義弘議員）

議案第50号 北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について。

令和6年9月9日、本委員会に付託されました、議案第50号 北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について、本委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会においては、9月9日、13日、24日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。

審査結果について御報告いたします。

本案件については、北中城幼稚園が北中城村立認定こども園へ移行することによる、幼稚園、

副園長等の文言の削除が条例改正の主な理由となっており、質疑を行わず、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（比嘉義彦）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第50号 北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4．議案第51号 北中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第4．議案第51号 北中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例についてを

議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

北中城村立認定こども園設置に関する調査特別委員長。

○北中城村立認定こども園設置に関する調査特別委員長（比嘉義弘議員）

議案第51号 北中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例について。

令和6年9月9日、本委員会に付託されました、議案第51号 北中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例について、本委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。本委員会においては、9月9日、13日、24日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局からは担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

第1条（設置）の中で、「特別な教育的支援」が「北中城村内の教育上特別な支援」に文言が変わった理由はとの質疑に対し、現在、幼稚園へ通わずに認定こども園や、保育所から小学校へ就学する幼児も多く、その子への教育相談、教育支援に関する判定を行っている。現行例規では村立幼稚園と限定していることから、村内の認定こども園や、保育所も対象とするために北中城村内の教育上特別な支援に改正を行うとの答弁。

第3条（組織）の中で、委員が15人から18人へ増員しているが、増やした理由と、委員の内訳はとの質疑に対し、近年特別な支援を要する児童・生徒が増えており、15人の委員を5グループに分けて、保護者面談、審議を行っている。現在、委員定数が15人となっているので、欠席が出た場合や他の専門的な委員（心理士や特別支援学校職員等）が必要となった場合に委嘱できない状況であり、委員定数を増やすものであり、すぐに18人とするのではなく、委員枠とし

て確保したい。委員の内訳は、令和6年度においては村立小中学校長、幼稚園副園長、喜舎場保育所長、つなぐ認定こども園長、すてらこども園長、特別支援学級担任、特別支援教育コーディネーター、若松病院理事長、学識経験者、相談支援専門員、役場母子保健担当職員となっているとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（比嘉義彦）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 北中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第51号 北中城村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5. 認定第 1 号 令和 5 年度北中城村
一般会計歳入歳出決算の認定につ
いて

○議長（比嘉義彦）

日程第 5. 認定第 1 号 令和 5 年度北中城村
一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題と
します。

本案について委員長の報告を求めます。

一般会計歳入歳出決算審査特別委員長。

○一般会計歳入歳出決算審査特別委員長（喜屋
武 功議員）

認定第 1 号 令和 5 年度北中城村一般会計歳
入歳出決算の認定について。

令和 6 年 9 月 9 日、本委員会に付託されまし
た認定第 1 号 令和 5 年度北中城村一般会計歳
入歳出決算の認定について、本委員会における
審査の経過と結果について、御報告申し上げま
す。

本委員会においては、9 月 10 日、17 日、18 日、
24 日、25 日に開催され、17 日、18 日に比嘉義弘
委員が欠席のほかは全委員出席の下、審査を行
いました。執行当局から担当課長、担当係長、
担当職員が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁につい
て御報告いたします。

歳入 1 款 1 項 1 目村民税、個人の不納欠損額、
収入未済額が対前年度比で増額になった理由は
との質疑に対し、不納欠損額増の主な要因とし
ては、時効消滅処理及び執行停止処理件数の増
によるもの。また、収入未済額増については、
徴収率が対前年度比で 0.96% 減少したこと、調
定額及び収入額が対前年度比で 2,437 万 6,000 円
及び 1,367 万 2,000 円といずれも増加しているが、
調定額に対して収入額が 56% となっていること
も主な要因となっているとの答弁。時効消滅に
ならないために不納欠損をしっかりと押さえてい
かねばならないが対策はとの質疑に対し、単に

期限が切れて不納欠損と言うわけではなく、分
納誓約といって生活を維持するために必要とさ
れる費用を算出して納めてもらえるように相談
もしている。また、徴収係が根気強く訪問する
なり、どういった方法で支払いできるかについ
ても納税者と相談もしているとの答弁。税金の
回収業務は大変さがあると思うが、他の市町村
の事例等も研究しながら徴収努力をしてほしい
との質疑に対し、コロナ禍で出来なかった個別
訪問も令和 5 年度から再開しているとの答弁。

1 款 2 項 1 目固定資産税の収入未済額が対前
年度比で増額となった理由はとの質疑に対し、
収入済額の増については、徴収率が対前年度比
で 0.01% 減少したこと。調定額及び収入額が対
前年度比で 5,185 万 9,000 円及び 4,532 万 7,000 円
といずれも増加しているが、調定額に対して収
入額が 87% となっていることも主な要因となっ
ているとの答弁。徴収方法としては村民税等と
同じような取組だと思うが、どのような取組を
しているかとの質疑に対し、徴収方法は一緒だ
が、令和 4 年度の負担調整率が 2.5% で令和 5
年度から 5% に戻ったので調定額も増えたとの
答弁。

1 款 3 項 2 目軽自動車税、種別割の不納欠損
額、収入未済額が対前年度比で増額となった理
由は（一般、軍人内訳も）との質疑に対し、不
納欠損額増の主な要因としては、時効消滅処理
及び執行停止処理件数の増によるものである。
また、収入未済額増については、徴収率が対前
年度比で 0.22% 減少したこと。調定額及び収入
額が対前年度比で 268 万 8,000 円及び 225 万 8,000
円といずれも増加しているが、調定額に対して
収入額が 84% となっていることも主な要因とな
っている。一般及び軍人の内訳としては、一般
分が令和 5 年度 8,402 台で対前年度比 94 台の増。
軍人分が令和 5 年度 520 台で対前年度比 21 台の
減になり、全体としては 73 台の増になるとの答
弁。不納欠損の内訳はとの質疑に対し、不納欠

損処理の件数として、令和5年度31件20万5,516円で対前年比21件、15万円の増になる。内訳としては、時効消滅処理件数が17件の増、10万9,000円の増。執行停止処理件数が4件、4万700円の増になるとの答弁。収入未済、滞納繰越の内訳として、一般と軍人とはどうなっているかとの質疑に対し、収入未済、滞納繰越のいずれも一般分で軍人の分はゼロであるとの答弁。

20款1項1目1節、ふるさと納税寄附金が対前年度比で大幅に減額になっている理由はとの質疑に対し、ふるさと納税寄附金は令和5年10月より返礼品や事務費等が半額以下ルールとなり、これまで事務費として入っていなかったワンストップ特例事務費等が含まれる改正や返礼品の品物の値上がりなどがあり、返礼品に対する寄附額を上げないといけなくなったためと考えられるとの答弁。返礼品に対する寄附額を上げると言うのは納税寄附金が少なくなっているのか。件数自体も減っているのかとの質疑に対し、10月から制度改正があり、これまで事務費に入っていなかったものが入るようになり、返礼品の品数を減らすか寄附額を上げるかということで件数も減っているとの答弁。これまでの納税寄附金額2億円規模にするにはどういった策があるのかとの質疑に対し、ふるさと納税の委託業者と連携して送料の圧縮で返礼寄附額の低減策や検索エンジンの工夫で北中城村の返礼品が上位に上がるポータルサイトの構築、新規返礼品の開拓等を行っているとの答弁。

23款3項2目1節、ごみ個人搬入手数料38万4,500円の実績はとの質疑に対し、令和5年度ごみ個人搬入手数料の内容は件数750件、重量678トン、対前年度比件数112件増、重量8.2トン増になるとの答弁。重量で金額が変わるのかとの質疑に対し、積載量に応じて金額が変わる仕組みになっているとの答弁。持ち込みする人が村内の人か村内の物なのかどうかの確認方法

はとの質疑に対し、申請書に住所、氏名、連絡先を記入して、その住所に住民登録があるかどうか確認を行い、また、代理の方が搬入する場合においても免許証や村内依頼人の住所も確認しているとの答弁。他の市町村からのごみの搬入の懸念はないかとの質疑に対し、怪しいと思われるケースもある。今後は現場の確認も必要など出てくると考える。中城村や近隣市町村の状況を確認しながら対策を考えたいとの答弁。

歳出2款1項1目12節、第3号固定資産評価取消請求事件についての進捗状況はとの質疑に対し、北中城村を被告として令和5年3月27日に訴状が提出され、令和5年4月19日付、裁判所より第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が届き、この事件に対応するため弁護士と委任契約、同年5月23日訴訟代理人による答弁書の提出、その後、被告による準備書面を5回提出し令和6年6月4日、弁論を終結し、令和6年10月3日判決日の指定となっているとの答弁。裁判がこういった形で終結したかは、議会としても今後のために把握する必要があるので報告は必要だとの質疑に対し、報告するとの答弁。

2款1項3目11節、窓口手数料の件数と金額はとの質疑に対し、令和5年度窓口収納手数料は、窓口収納手数料が2万8,344件で46万9,337円、残高証明書料24件で1万4,520円、振込手数料3万5,378件で904万3,598円になるとの答弁。令和4年度と比べ令和5年度は手数料額に変化はあるかとの質疑に対し、令和4年度と令和5年度に関して窓口手数料は同じ。1件当たり税込みで16円。振込手数料のほうは令和3年度まで免除だったのが、令和4年度から手数料が発生するというので、令和4年度に関しては概算で支払いしていた。令和5年度から正規の手数料として発生している。振込手数料に関しては振込方法によって手数料が若干変化する。

今までフロッピーだったのが、データ転送にしたことで、例えば同じ農協であれば55円、他の金融機関であれば、1件当たり275円。あとデータ振込ができないものもあり、紙で行う振込は金額にもよるが、農協であれば220円、他の金融機関であれば3万円未満だと600円、3万円以上だと770円となっているとの答弁。振込手数料が対前年度比300万円以上増額になっている。各課に振込手数料の内容について周知はしているかとの質疑に対し、振込手数料に変化があるというのは、前もって各課に周知はしている。振込先の請求書の中に振込先が選べるのであれば、手数料が安い農協を選ぶようお願いをしている。職員に対応してもらって、この金額になっているとの答弁。

令和4年度は振込手数料と窓口収納等手数料の項目が2つあった。今回は窓口収納等手数料に両方まとめられている。金額が大きいのは振込手数料だが、分ける必要はないかとの質疑に対し、令和5年度に関しては、予算を組むときに窓口収納等手数料で予算を組んでいたもので、決算書は予算書に応じ備考のほうは「等」でまとめている。令和6年度に関しては2つ分けて予算計上しているとの答弁。

2款1項5目13節、サンリオキャラクター使用料の効果はとの質疑に対し、(株)サンリオと北中城村とのコラボしたぬいぐるみを制作し、2万8,000円のふるさと納税寄附に対して237セット、返礼品として663万6,000円の寄附につながったとの答弁。返礼品としてマイメロディとクロミちゃんに決定した経緯はとの質疑に対し、サンリオが各市町村とコラボしたキャラクターの返礼品があるということだったので課内の投票で決定したとの答弁。大きな成果があったと考えるが、サンリオキャラクター大賞では1位にシナモロール、2位にポチャッコがある。それを使って展開したらいいのではとの質疑に対し、件数はあるが半年間のキャラクター使用料、

事務費など勘案すると厳しいものがあり、3月で終了した。ほかのものに挑戦したいと考えているとの答弁。

2款1項10目18節、自主防災組織補助金の実績はとの質疑に対し、北中城団地自治会、熱田自治会、和仁屋自治会、渡口自治会、美崎自治会、石平自治会の6つの自主防災組織に対し、それぞれ5万円、合計30万円の事業補助金の交付との答弁。仲順自治会にも自主防災組織があるが補助金が充てられていない。仲順自治会に確認はしなかったのかとの質疑に対し、仲順自治会からの申出がなかったこともあるが、あくまでも防災訓練をした実績の中での補助金交付なので、実績がなかったことでの対応になるとの答弁。

2款2項2目22節、村税還付金が予備費充用して増額されている理由はとの質疑に対し、村税納付後に、減額の変更があったことにより、納め過ぎとなった過納金や二重に納付するなど誤って納めた誤納金の過年度還付の増が主な要因との答弁。

3款1項1目12節、行旅死亡人等葬祭業務の件数と内訳はとの質疑に対し、令和5年度の実行旅死亡人等葬祭業務の件数は9件（1件当たり約21万4,000円）。村内5人、村外4人となっているとの答弁。火葬費用等についてはとの質疑に対し、親族等が見つかった場合には、火葬に係る金額を示して支払ってもらうと同時に遺骨も引き取ってもらう形になるが、引き取り手がない場合は墓地埋葬法によって亡くなった場所の市町村が火葬等に対応することになっている。国・県の補助はないとの答弁。行旅死亡人に係る補助があつてしかるべきと考えるがとの質疑に対し、行旅死亡人の取扱いに関しては、全国で議論がされているところで、調査も始まっている。問題は行旅死亡人の親族が見つかったとしても引き取らないのがほぼ全てで、そういった状況に対して国も何かしらの対応を検討してい

るとの答弁。行旅死亡人に関わる業務範囲が大きく、また今後件数が増えていくと考えると業務委託をすべきではないかとの質疑に対し、現在、火葬に関わる手配などは民間事業者をお願いしているが、身元の確認等を福祉課で行っているとの答弁。

3款1項1目19節、小災害見舞金の件数及び場所はとの質疑に対し、令和5年度の件数は3件で全て島袋地域になり、ほとんどが台風6号による被害で床上浸水になる。5万円の見舞金の3件で計15万円になっているとの答弁。床上浸水被害の支給基準はあるのかとの質疑に対し、小災害見舞措置要綱の支給基準の中に5つあり、床上浸水については5万円になるとの答弁。見舞金支給基準について、民間レベルに改正する余地があるのではとの質疑に対し、災害等にもいろいろなものがあるので検討する余地があるとの答弁。

3款1項3目18節、北中城村シルバー人材センター運営補助金の村事業に対する費用対効果はとの質疑に対し、本村からの請負件数は14件、請負金額1,131万4,550円となっている。この14件のうち、シルバー人材センター設立前の他業者業務委託料など、比較できる件数は6件で、シルバー委託前の額が約458万円、シルバー委託後の額が約418万円で40万円の削減効果となっているとの答弁。担当課が各課に対して、削減効果が出ているかを考える必要があるがとの質疑に対し、今後は予算策定に対して必要と考えるので他の課の方にも話をしていきたいとの答弁。行政側からの安定的な発注業務が多くなれば、会員の安定的な仕事の確保と会員の増にもつながるといえるがとの質疑に対し、年度途中でも各課に発注を促していく。また、シルバー人材センターにおいては、男性の社会参加や外出機会が増えているので費用対効果があるとの答弁。

3款2項2目18節、保育士処遇事業費補助金

の実績はとの質疑に対し、保育士処遇事業補助金については、村単独事業として村内の認可保育所等に従事する保育士に対して月額5,000円を上限に助成する事業になる。令和5年度は、9施設、実人数114人に対して604万2,000円の助成を行っているとの答弁。どの程度保育士が北中城村に来たかとの質疑に対し、家賃助成など県外からの誘致等も含めた補助金等も実施していて、今回の補助金についても定着という意味では、ある程度の効果があるとの答弁。村単独予算で600万円出している。村内の施設職員がどの程度移動したかなど調査もしながら費用対効果が出るよう取り組むべきとの質疑に対し、評価が可能か、続けていく意義も含めて検討するとの答弁。処遇の面で近隣市町村と比較して上げられないかとの質疑に対し、処遇の在り方については市町村の財政状況に応じて異なる。我が村としては施設の質や保育のやりがいの面というところに力を入れて取り組んでいきたいとの答弁。3施設で6名の保育士が不足していたが、今年度保育士確保はできたのかとの質疑に対し、今年度保育士を確保できずに定員数で経営できない施設もある。この事業だけで評価できないが、保育士確保はまだまだ厳しい状況にあるとの答弁。

4款1項3目22節、出産・子育て応援交付金償還金に予備費充用している理由はとの質疑に対し、令和5年12月に変更交付申請を行い、償還金が発生することは承知していたが、令和6年2月上旬に県から連絡があり、支払期限が2月22日までとされたため、3月の補正予算に計上できなかったとの答弁。

4款1項5目19節、子ども医療費助成金の件数はとの質疑に対し、村の子ども医療費助成については、0歳から中学校卒業までの児童の医療費を助成する制度。令和5年度の対象者数3,194人に対して、助成件数は3万6,866件となる。令和4年度実績から助成件数2万9,126件

で26.6%増、助成額についても約2,016万9,000円、27.5%増加しているとの答弁。今後、医療費助成の対象を高校生までの考えはとの質疑に対し、近隣市町村では高校卒業まで助成を実施しているところもある。担当課として試算も含めて研究はしているが、現時点で助成対象者の年齢拡充については計画にないとの答弁。

4款2項1目18節、生ごみ自己処理奨励補助金の効果はとの質疑に対し、令和5年度生ごみ処理奨励補助金については、処理容器1件、補助額3,000円、処理機4件、補助額7万1,214円。効果については、ごみの減量化と生ごみを減らしたいという環境に関心のある住民に対して、環境に関する機運を高めることが図られているとの答弁。この補助金制度の具体的な効果が見えないところがあるとの質疑に対し、効果についてはアンケート調査をしたことがないとの答弁。ごみの減量化、生ごみの減量化という取組みの中で後追い調査や分析もされてないのは問題だ。対象要件を見た時に対象者は適切な管理ができるかということだが、行政側は補助金を得た住民にどこまで適切な管理を求めているのかとの質疑に対し、生ごみの自己処理奨励要綱の第3条の中で、適切な管理があるがとのことだが、処理容器と処理機について、減量化に向けて放置せずに利用して、生ごみを堆肥化して減量化につなげることができているものと考えられるとの答弁。相手に適切な管理を求めながらも、行政側がその方々が適切な管理をしているか否かというのはわからず、相手の善意に委ねている。公金を使っている事業として、作業報告書のように日誌を書いてもらうとか、1週間に生ごみとその世帯に何キロぐらい出て、何キロ堆肥化して、家庭菜園とか畑に使っているかというものを求めるべき。そういうものがないということを見ると、この事業は不適切と考える。生ごみ処理機等を使って1日どれぐらい生ごみが出て、減ったというのを数値化して見える化

していけば、そこで費用対効果が見えてくると言えるがとの質疑に対し、そこまで求めるようなものではないと考える。しかし、言うとおりの費用対効果的なものについて、我々はアンケート等取っていないので答えづらいが、生ごみの堆肥化等減量化について、煩雑になるような手法を求めることは考えていない。ただ、全国の1,000の自治体で同様な取組がされていて一定の効果があると考えられるとの答弁。

5款1項3目12節、しおさい市場指定管理委託料の費用対効果はとの質疑に対し、村内農産物取扱量の増加、イオンライカム他、近隣イオン琉球4店舗への出荷継続、通販サイトでの農産物販売、農林水産課と連携し給食調理場への食材の安定供給、村内においての移動販売拠点の開拓等が挙げられるとの答弁。

5款1項3目12節、農地利用地域計画目標地図素案作成支援委託業務の実績はとの質疑に対し、令和5年4月1日付にて農業経営基盤強化促進法が改正され、農地を次世代に引き継ぐため地域計画を自治体毎で策定の必要があるため、まずその基礎となる素案を令和5年度中に作成し、令和6年度中に正式に地域計画を策定する予定との答弁。進捗状況はどうなっているかとの質疑に対し、優良農家から3回ほど意見を聞いてきた。北中城村の農地の所有者の年齢的なものや将来的な農地利用の形など、有効に農地が使えるよう今後の地域計画として素案を作っていくとの答弁。この地域計画が出来上がれば誰でも見ることはできるかとの質疑に対し、地域計画自体は確認できるが、自分に関係する土地に対して誰が借りたがっているかの情報も含めて判断できるので利用してもらいたいとの答弁。中城村との共同のまちづくりの中で、この計画がどう展開するのかとの質疑に対し、共同のまちづくりの観点で言うと、中城村と同じ方向性を持った土地利用の考えがあるが、農地に対しては国からの法律に則ったものがある。し

かし、両村の東海岸を見ると大きな違いがあるので、連担と言う観点からどう取り扱っていくかということを提案していただければよいと考えるとの答弁。

5 款 1 項 3 目 13 節、農機具用倉庫を 17 節（備品購入費）から 12 節（委託料）、14 節（工事請負費）へ予算流用した理由はとの質疑に対し、農機具を収納するコンテナを設置するために備品として 17 節に計上していたが、設置に当たり所管する沖縄県から確認申請及び設置基礎工事を要するとの指導があったことから、円滑に執行するため 12 節で設計・管理業務費と 14 節で基礎及び設置工事費として組み替えて流用したとの答弁。当初考えていたよりも 3 倍の予算がかかっている。保管倉庫の設置に対して必要性も含めてどう考えたかとの質疑に対し、これまで J A 北中城支店に預かってもらっていたものが、建て替えによって倉庫設置の必要性が出たもので、当初は船に乗せるコンテナという考えで進めていたが、県から J I S 規格でないといけないということになり高額になってしまった。前々から村で預からなければならないというものであったためやむを得ないところがあるとの答弁。倉庫に収める農機具は村の備品か。また、予算は一般財源か補助かとの質疑に対し、農機具の所有者はさとうきび協議会になる。予算は一般財源からになるとの答弁。今回、予算がかかり過ぎていることで明るみになった。今回の件が決算で上がっているという点と村の所有物でない農機具の倉庫に予算がかかり過ぎているという点は問題として捉えている。しっかり補正で上げてもらえれば議会でもっと議論できたとの質疑に対し、当初の計画外で指導を受けたこともあるが、今後同様なことを起こさないようにしていくとの答弁。

5 款 3 項 1 目 12 節、アーサ養殖場環境モニタリング調査業務委託料の実績はとの質疑に対し、調査については、海中の土壌および水質調査と

生産者へのヒアリング調査を実施している。土壌調査の結果は、5 つの観測点において貧酸素の傾向にあるとのこと。次にアーサの栄養分となる栄養塩（窒素・リン）については、間隙水といわれる海底の堆積物中の土と土の間を満たしている海水の栄養塩の状況であるが、窒素は令和 4 年度と比較して高い値を示していたが、リンについては低い値を示している。表層水について、窒素、リンともに前年度より少ない状態にあった。要因としては、生育時期における少雨による陸域（河川）からの栄養塩類の流入減少の影響ではないかとの報告を受けているとの答弁。アーサの生産者に対して、今回の調査の報告も含めて指導はしたのかとの質疑に対し、今の状況について報告した。今後も継続的にしていければ考えるとの答弁。河川から流入する窒素とリンの減少ということは畑にまかれる肥料の減少、いわゆる村内農業の衰退が原因ではないかとの質疑に対し、栄養塩類の減少は少雨によるものが原因であり、窒素、リンは生活排水にも含まれるので農業の衰退が一つの要因と結びつけるのは尚早といえる。窒素、リンの減少は河川が浄化されている目安にもなるが、結論をこちらで決定づけられないとの答弁。今回のモニタリング調査の結果を踏まえて、生産者に今後の方針を示すことが必要であると考えがどうかとの質疑に対し、今回の調査はあくまでも現状を把握するもので、今後もデータを積み上げて専門機関への問合せや指導方法を見出せるとの答弁。生産者へのヒアリング調査はしたとあるがとの質疑に対し、生産部会への口頭でのヒアリング調査は行った。全体へのヒアリングはしていない。要望があるのなら年 1 回程度あってもよいと考えるとの答弁。

6 款 1 項 2 目 18 節、北中城まつり活性化委員会補助金で多額の不用額が出ている理由はとの質疑に対し、3 月にまつり活性化委員会を開催し令和 5 年度のまつりの報告や決算状況、次年

度のまつり開催案等を委員会に報告、承認を得ている。なお補助金の余剰金については、最終的に村へ返還しているとの答弁。令和5年度のまつり入場者数はとの質疑に対し、令和4年度より5年度は入場者数が増えていて、令和5年度の北中城まつり入場者数は1万3,400人、青年エイサーまつりで3万9,500人との答弁。令和5年度のまつり活性化委員会への当初予算額が前年比300万円上がっているのはシャトルバスの増便や警備員の増員との説明だった。入場者数が増えているのに決算では240万円不用額になっているのはシャトルバスの増便、警備の増員をしなかったのかとの質疑に対し、各企業から協賛金を募り149社から391万円集まった。増便、増員もしたが最終的に協賛金も含めた形で清算したので余りが出た。残り分は村に返還しているとの答弁。

6款1項3目12節、観光誘客プロモーション事業の実績はとの質疑に対し、観光誘客プロモーション事業は観光協会に委託しており、観光案内所及び観光ポータルサイト・SNSの運営、村内外イベントや観光冊子及びノベルティグッズの作成、観光ガイドの育成等を行っているとの答弁。観光イベントでのプロモーションが県外で1回活動をしているがとの質疑に対し、大阪の百貨店で北中城村のパンフレット配布やケチャップなどの特産品などをPRしたとの答弁。観光ボランティアガイドの養成を行ったが今後の活用はとの質疑に対し、中村家での観光ボランティアを中心に活用を考えているとの答弁。SNSでの反響はとの質疑に対し、ポータルサイトの月当たりの閲覧数が2万2,371回あるとの答弁。

7款3項3目12節、村内公園清掃及び美化業務の実績はとの質疑に対し、村内に公園施設となる若松公園（芝刈り、草刈、剪定等）、ライカム公園（草刈り）、その他、村内の各公園のトイレ施設の清掃、公園内の美化作業（ごみ拾

い）となる。比較的大規模となる公園の維持管理としては、村入札参加企業である造園事業者へ委託しているとの答弁。業務は小規模、大規模あるがとの質疑に対し、規模に応じて民間事業者や自治会に発注しているとの答弁。公園の落書きへの対応はとの質疑に対し、村職員で対応しているが、落書きのひどい渡口みどり公園、渡口多目的広場においては、民間の力を借りた落書き対策としてアートプロジェクトを進めていくとの答弁。

7款3項3目12節、村内児童公園清掃美化業務の実績はとの質疑に対し、各自治区域にある街区公園（児童公園）において、自治会に協力を頂き、主に公園内の草刈り等を依頼している業務となるとの答弁。公園によって草木の伸び具合に違いがあり、梅雨時期や夏場などにそういう状況がみられる。パトロールなど除草作業の回数を増やし対応しているかとの質疑に対し、限定したパトロールはないが適宜確認しながら剪定等の対応をしている。周辺住民の方や自治会などから相談があれば調整しているとの答弁。

7款3項3目12節、公園遊具定期点検業務の実績はとの質疑に対し、各公園内にある遊具について、各公園遊具の劣化状況や安全基準の適合について点検を行っているとの答弁。遊具のある公園は幾つあるかとの質疑に対し、13か所あるとの答弁。多くの公園の遊具が劣化して遊べる状況にないがとの質疑に対し、できるだけ対応したいとの答弁。過去に遊具の根元や見えないう所の腐食など危険性が隠れているところがあった。指摘して撤去させたこともあるので点検はしっかりすべきとの質疑に対し、遊具に問題があれば撤去含め使用を停止するなどしっかり対応していくとの答弁。遊具点検の判定基準の中で劣化が著しく見られる、危険など、使用中止の遊具のある公園はあるかとの質疑に対し、遊具点検の判定基準A、B、C、D中でD評価が使用中止、または早めの撤去になる。遊具の

撤去が必要な公園は、ロカイ公園、屋宜原公園、熱田緑地公園内にあるとの答弁。

9款1項2目12節、ストレスチェック制度委託料の実績はとの質疑に対し、質問票（質問紙）によるストレスチェックを各学校で実施134人（北中城小学校51人、島袋小学校33人、中学校50人）134人中、7人が高ストレス者、医師による面接指導の勧奨を行うとの答弁。県内においては教員の高ストレス者が増加傾向にあり、現在、北中城村の教育現場では休職している先生もいる中で、ストレスチェックの結果を有効に生かして改善してほしいとの質疑に対し、改善に向けて取り組むとの答弁。現場の声は業務があまりにも多忙で、このチェック制度自体に時間を取られてストレスになるとのことだが、校長先生がしっかり判断して抜本的な改善を図る必要があるとの質疑に対し、紙からウェブになり簡素化されて実施されているとの答弁。強く教育長が先頭に立って改善に向けて動くべきだがとの質疑に対し、結果について産業医の方と共有して高ストレス者に該当する先生に対して強制的な案内や指導はできないので見守っていくことになるとの答弁。本村の高ストレス者が7人というのは割合的に高いのか低いのかとの質疑に対し、県平均が11%で本村は5.2%なので県平均に比べると低いとの答弁。

9款1項2目13節、ちむあぐみ塾の実績はとの質疑に対し、地域別では仲順6人、熱田3人、団地10人、島袋5人、荻道14人、大城8人の全体で46人になるとの答弁。村長の公約にしては受講人数が少ない。学力向上のために努力目標をもっと上げるべきとの質疑に対し、募集人員としては1クラス25人程度なので少ないと言える。何かしらの取組をしていくとの答弁。

9款2項1目12節、学校施設維持管理業務委託の実績はとの質疑に対し、北中城小学校隣地越境枝打ち業務48万4,000円、島袋小学校プール周辺除草業務25万3,000円との答弁。実績は

年1回の額かとの質疑に対し、作業規模に応じでの額になるが除草回数は学校側から要望があれば行うとの答弁。学校内の除草作業は年3回以上を必要とするところがあるが、この予算額で対応できるのかとの質疑に対し、学校の維持管理の部分において父母教師会ができないものを行っているとの答弁。島袋小学校においては父母教師会が休止している中で、学校からの要望があれば予算をもっと増やせるのかとの質疑に対し、島袋小学校においては除草作業は学校で行うと聞いているが、予算については他の学校との関係ですぐに増やすということは考えていないとの答弁。

9款2・3項1目13節、児童、生徒の県外派遣に関する補助金の実績はとの質疑に対し、北中城小学校音楽部29万9,000円、北中城中学校130万円との答弁。補助額はどれくらいになるのかとの質疑に対し、交通費補助額については開催場所によって上限額があり、県外は北海道4万5,000円、新潟県を含む東北エリア4万円、三重県を含む関東、中部地方エリア3万5,000円、関西・四国・中国地方エリア3万円、九州エリア2万5,000円、県内離島の2万円になる。宿泊費においては1人1泊につき7,000円が限度額になるとの答弁。この数年の物価高騰もあり派遣費規則を変えるべきとの質疑に対し、他の市町村も調べて規則を変える必要があるか検討したいとの答弁。

9款2項1目18節、修学旅行引率負担金で7万3,470円の予備費充用した理由はとの質疑に対し、特別な配慮を必要とする生徒が安全安心に修学旅行へ参加できるように当初予算で特別支援員1人分は確保していたが、令和5年度は特別な配慮を必要とする生徒が20人と多く重度の生徒もいることから、学校からの要望があり充用を行ったとの答弁。

9款6項3目12節、生ゴミ処理委託料で多額の不用額が出た理由はとの質疑に対し、令和4

年度まで給食残渣は、養豚業者へ委託していた。豚の悪性の家畜伝染病であるアフリカ豚熱（ASF）の侵入防止に万全を期するため食品残渣利用料の安全確保対策を強化する必要があるため、令和5年度からは、食品残渣（食品循環資源）を利用した飼料の安全確保対策が的確にできる業者（有）沖縄化製工業を選定している。当初予算、給食残渣288kg／日×200日×50円／kg×1.1=316万8,000円を予算計上。288kg／日は残量の多い日を設定していたため、多くの不用額が発生したとの答弁。安く処理していた業者を変えざるを得ない理由はわかったが、どちらからの指示があったのかとの質疑に対し、これまでの処理方法ではできないということで農林水産省消費安全局から指示があったとの答弁。

以上で質疑を終結いたしましたして、討論、採決の結果、本委員会は賛成多数で原案を認定すべきものと決定いたしました。

○議長（比嘉義彦）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

まず、原案に反対者の発言を許します。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは今回の決算について、反対の意見として述べさせてもらいます。

今回の決算で2件の問題事案が発覚しました。まず、農林水産課で農機具倉庫設置工事、村の備品ではないにもかかわらず多額の一般財源を使用、また補正も行わず予算を執行しておりま

す。

また、福祉課におけるシルバー人材センターの各課委託契約に関しても委託費の明細が明確ではない。14件中8件が費用対効果が出せない。村民から預かった予算、どう考えているのか。このような予算執行はあり得ないということです。

さらに一番重要なことが財政調整基金が3億円を切っていることであり、さらには経済収支比率も82.9%と悪化はさらに増している。

村長が就任した当時は財政調整基金5億9,000万円、経営収支比率81.6%で、財政再建を村民との約束をし、財政調整基金8億円、経済収支比率は75%を目標にしていたはずだが、この数字は悲惨な状況としかいいようがない。

今回、国保の赤字補填を行っているようだが、行政のプロとしてはこのことは織り込みの懸案で、財政計画もないまま4年間怠慢な行政運営をしていたとしかいいようがない。議員各位、議会本来の在り方、このような状況をしっかり正すことが求められていることを認識していただきたい。

今ここで立ち止まりしっかり足元を見て、なぜこれだけの基金取崩しをしなければならなかったのか。経営収支比率の悪化に至ったのか調査検討をする必要がある。また、財政計画も令和2年度以降の計画が示されていない。このことがまさに計画的に予算が執行されていない今の状況である。

私としては令和5年の決算の認定を行わず、まず財政計画をしっかり議会に示していただき、今後の北中城の方向性を示していただきたい。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

原案に賛成の立場から討論を行います。

予算執行について調査不足があったのは事実です。

しかし、今後同じようなミスが起きないように、決算審査の結果を踏まえ、後年度の予算編成や予算執行に行かされるよう努力することこそが重要である。

令和５年度決算が北中城村や北中城村民に不利益や損害を与えたわけではない。よって、令和５年度一般会計歳入歳出決算の認定については賛成いたします。

○議長（比嘉義彦）

次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

大城律也議員。

○８番（大城律也議員）

令和５年度北中城村一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論を行います。

村税等の自主財源の総額は44億937万円、前年度に比べて５億767万円、13%増額になっている。一般財源の総額は64億132万円、一般財源比率64.75%で前年度に比べて11.23%の増加である。主な財政指標においては、経常経費の抑制と一般財源の収入増に努める必要がありますが、財政健全化法に基づく指標は実質公債費比率、将来負担比率は共に早期健全化基準を大きく下回り健全な状況である。財政健全化判断比率などによる健全財政運営が求められる時代である。財政状況が厳しい中で全て行政ニーズに応えることは困難と思いますが、中長期的な財政見通しの上に立って、さらに村民ニーズの的確な把握に努め、行政評価制度などを生かして効率的な行政運営に邁進されるよう特段のお願いをして、認定すべきものと判断して賛成討論といたします。

○議長（比嘉義彦）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第１号 令和５年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第１号 令和５年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

起立多数です。認定第１号 令和５年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定については認定するものと決定しました。

日程第６．認定第２号 令和５年度北中城村 国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（比嘉義彦）

日程第６．認定第２号 令和５年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）

認定第２号 令和５年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和６年９月９日、本委員会に付託されました認定第２号 令和５年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会においては、9月10日、19日、24日に全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

歳入1款1項国民健康保険税が対前年度比で2,204万3,568円減収になった理由はとの質疑に対し、主な理由として、令和4年度がコロナ給付金等の事由により調定額が平年より多かったこと、社保の加入要件の拡大により国民健康保険者数が減ったこと。団塊世代の後期高齢者医療への移行等と考えるとの答弁。社保加入の拡大、団塊世代の後期高齢者医療への移行とあるが、実際の数値はどうなっているかとの質疑に対し、令和4年度は社保加入者が717人、令和5年度は611人で116人の国民健康保険者の減少が確認されている。また、140人が国民健康保険から後期高齢者医療へ移行しているとの答弁。

10款1項1目8節、その他一般会計繰入金が対前年度比で2億8,000万円増額になった理由はとの質疑に対し、これまで度々、国保財政の歳入不足を補うため前年度繰上充用を行っていたが、会計年度独立の原則から見て健全な財政運営とは言い難く、全国の自治体においても減少傾向にあることから、一般会計からの法定外繰入金による補填を行ったことによるものとの答弁。一般会計からの繰入金を解消する手立てはあるかとの質疑に対し、赤字の要因として医療費の高騰が挙げられ、本来なら保険料や国の交付金等で賄われるべきだが、足りない収入を繰上充用や一般会計繰入を行って赤字を補填している。手だてとしては、根本的には国保税率を上げるとい方向に行くと考えるとの答弁。

今後も一般会計繰入金で補填していくことが続くかとの質疑に対し、一定程度の一般会計繰入は今後も続くと思われ、その解消のため国保税を増税する形になって行くと考えとの答弁。

歳出2款2項1目18節、一般被保険者高額療養費が対前年度比で1,044万6,325円増額になった理由はとの質疑に対し、およそ50万円から500万円未満の間における医療費の請求が増加しているためと想定しているとの答弁。高額療養費の増額を防ぐために、健康対策のほうで本村独自のSATという事業も実施しているが、他にも他市町村が行っているような対策を取っているかとの質疑に対し、特定健診の受診を地道に促す努力を行っており、他市町村も同じ状況だと考える。また本村の他の取組としてはマエストロ養成事業、500円でジムが利用できるワンコインフィットネス、口腔内ケアや組成計で体のチェックを行う健活フェアを事業展開しているとの答弁。

6款1項2目12節、特定健康診査等健診委託料の実績はとの質疑に対し、国保連合会から提供される令和5年度資料によると8月1日時点で特定健診受診者は、受診者数1,354人、受診率48.1%（参考、令和4年43.7%、4.4%増）となっているとの答弁。今後、受診率上昇のためにこういった取組をしていくかとの質疑に対し、地道に電話をかけ受診を促したり、健康推進員から情報を得て個別訪問して促すといった、じんかいたな方法で取り組んでいくとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

○議長（比嘉義彦）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第2号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。認定第2号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定するものと決定しました。

日程第7．認定第3号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（比嘉義彦）

日程第7．認定第3号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）

認定第3号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和6年9月9日、本委員会に付託されました認定第3号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会においては、9月10日、19日、24日

に全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

歳入1款1項後期高齢者医療保険料の収入未済額が対前年度比で114万5,322円の大幅増になっている理由はとの質疑に対し、被保険者数の増等の要因による調定額増（5.74%、1,108万6,000円）、また対前年度比収納率が0.45%減によるものと考えているとの答弁。

7款2項1目1節、19万4,663円の保険料還付金が出た理由はとの質疑に対し、死亡10件、転出4件、重複納付1件、修正申告による所得判明3件、仮算定後の本算定で低く算定された2件による還付になっているとの答弁。

歳出1款、総務費支出済額が対前年度比で49万4,670円減額し、不用額が57万7,085円出た理由はとの質疑に対し、令和4年度は、令和4年10月に被保険者の窓口負担割合変更があったため、被保険者証を2度発送するため通信運搬費を増額しての予算計上を行ったためとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

○議長（比嘉義彦）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 令和5年度北中城村後

期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第3号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。認定第3号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については認定するものと決定しました。

しばらく休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

日程第8．認定第4号 令和5年度北中城村 水道事業会計決算の認定について

○議長（比嘉義彦）

日程第8．認定第4号 令和5年度北中城村水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（大城律也議員）

認定第4号 令和5年度北中城村水道事業会計決算の認定について。

令和6年9月9日、本委員会に付託されました認定第4号 令和5年度北中城村水道事業会計決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9月10日、19日、24日に開催し全委員出席の下、審査を行いました。

執行当局から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

貸借対照表中、2.流動資産（2）未収金のうち、実質的な料金未収金の額及び未収金貸倒引当金の詳細はとの質疑に対し、令和5年度決算時における未収金額8,229万7,627円のうち令和5年度分の実質的な料金未収金は25万3,090円である。ほかは3月調定分や2月分の銀行窓口収納、口座振替、コンビニ収納等で4月を超えて収納された分である。未収金貸倒引当金は、回収不能と想定される額を見積り、毎年積立てるもので、昨年度までの積立残額15万8,989円に令和5年度の予算額5万7,000円を計上し、実際の不納欠損額3万9,358円を差し引いた金額17万6,631円で、未収金貸倒引当金として計上しているとの答弁。実質的な未収金が25万3,090円となっている。今後の回収計画はとの質疑に対し、平成31年4月から令和6年3月分の39人分である。これについては5年経過した不納欠損額を差し引いて納付再通知書を出して回収したいとの答弁。給水収益で賄っている。料金についてはしっかりと回収する責任があるとの質疑に対し、未収金が発生しないよう対応したいとの答弁。

収入1款1項1目1節、基地の水道料金が対前年度比1,175万5,667円減額となった理由はとの質疑に対し、基地内の使用状況は把握できないが、恐らく基地の減額については、キャンプ瑞慶覧基地内の造成工事やロウワーブラザ地区の既存住宅等取壊しによるものと考えられるとの答弁。基地内のメーター管理はとの質疑に対し、基地内のメーター管理は管轄外で、使用内容については把握できないとの答弁。基地供給水道料金はとの質疑に対し、基地供給の基本料金は1,700円、民間地域供給の家事用基本料金は990円、営業用基本料金は1,700円との答弁。

基地への供給メーター設置箇所数はとの質疑に対し、3か所設置してあるとの答弁。

支出1款1項3目20節、料金収納手数料（口座振替、金融機関窓口収納、コンビニ収納）の件数と1件当たりの金額と、料金収納手数料の変動予定はとの質疑に対し、口座振替件数は4万5,437件で、1件当たりの手数料は5円及び10円、金融機関窓口収納件数は2,809件で、1件当たりの手数料は15円、コンビニ収納件数は2万3,121件で、1件当たりの手数料は50円となっている。また、手数料の変動予定については、口座振替依頼がフロッピーディスクからデータ伝送方式へと移行するため1件当たり10円に加え月額基本料金1万円がかかる。金融機関窓口収納手数料は、令和6年度より1件当たり100円に引き上げられており、令和7年度は1件当たり200円、令和8年度は300円となる見込みとなっている。コンビニ収納手数料については、令和6年度より50円から75円へと引き上げられている。次年度以降の変更は予定していないとの答弁。口座振替手数料の5円と10円の違いはとの質疑に対し、銀行一行が5円、他は10円となっているとの答弁。5円の金融機関はとの質疑に対し、沖縄銀行との答弁。口座振替依頼をフロッピーディスクからデータ伝送方式へ移行する金融機関はとの質疑に対し、口座振替をフロッピーディスクからデータ伝送方式へ移行した金融機関は現在琉球銀行で、その他の金融機関も順次移行するとの答弁。水道料金自動振替手数料等とはとの質疑に対し、金融機関窓口料金支払いや口座振替に係る手数料が含まれているとの答弁。「手数料引き下げのための軽減策の取組はとの質疑に対し、手数料についてはそれぞれ開きがあるため、今後QRコード決済で手数料軽減策を検討したいとの答弁。基本料金の低減で手数料は利用者負担を検討してはとの質疑に対し、地方公営企業法や地方自治法を参考に対応が可能か検討したいとの答弁。

1款1項3目22節、庁舎等修繕費の内訳はとの質疑に対し、庁舎1階集中管理室空調機器の不具合による修繕及び雨具類の保管倉庫の修繕として支出しているとの答弁。庁舎は築何年かとの質疑に対し、庁舎建設は平成20年で築16年との答弁。令和4年度で58万円程度の修繕費を計上している修繕箇所は前年度と同じ修繕箇所かとの質疑に対し、令和4年度はガラス、冷房機器の修繕、消防設備の修繕、改修との答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

○議長（比嘉義彦）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 令和5年度北中城村水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第4号 令和5年度北中城村水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。認定第4号 令和5年度北中城村水道事業会計決算の認定については認定するものと決定しました。

日程第 9．認定第 5 号 令和 5 年度北中城村
下水道事業会計決算の認定について

○議長（比嘉義彦）

日程第 9．認定第 5 号 令和 5 年度北中城村
下水道事業会計決算の認定についてを議題と
します。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（大城律也議員）

認定第 5 号 令和 5 年度北中城村下水道事業
会計決算の認定について。

令和 6 年 9 月 9 日、本委員会に付託されまし
た認定第 5 号 令和 5 年度北中城村下水道事業
会計決算の認定について、本委員会における審
査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9 月 10 日、19 日、24 日
に開催し全委員出席の下、審査を行いました。
執行当局から担当課長及び担当係長が出席しま
した。

質疑の主なるものと、それに対する答弁につ
いて御報告いたします。

令和 5 年度下水道工事完了箇所の水洗化接続
率はとの質疑に対し、令和 5 年度の工事箇所は
4 か所で、合計延長約 905 メートル完了してい
る。そのうち共用開始による接続可能件数は 17
件で、うち令和 6 年度現在、接続件数は 1 件で、
5 年度工事完了箇所における水洗化接続率は
5.9%となっているとの答弁。令和 5 年度の工
事延長 905 メートル完了して接続可能予定件数
は 17 件である。令和 6 年度現在、接続件数は 1
件となっている。公営企業は接続収益で賄って
いる。この状況をどう考えているかとの質疑に
対し、工事完了 905 メートルで、このうち共用
開始範囲が 300 メートルである。接続件数が計
画通りに進んでいない。今後は下水道接続普及
員と連携して接続に向けて取組を強化していき

たいとの答弁。公営企業は利益を追求する必要
がある。工事が完了しても共用開始できない区
間の理由はとの質疑に対し、県道北中城線改良
工事と関係しているとの答弁。接続しない理由
は資材高騰、物価高騰等、接続工事費の高騰も
影響しているのかとの質疑に対し、接続工事費
の割高等による相談はない。公共下水道接続支
援策として、合併浄化槽から接続の場合 5 万円
の補助金と単独浄化槽から接続の場合 10 万円の
補助金で対応しているとの答弁。

島袋 5 号調整池進捗状況はとの質疑に対し、
5 号調整池については、物件所有者の意向を踏
まえ令和 5 年度一部調整池の設計変更を行い今
年度、物件所有者へ変更による説明を行いおお
むね了承を得ていたが、現在の駐車スペース 3
台分を確保してほしい旨の申出があり、調整池
への進入路の一部修正を行い最終案として提示
し、物件所有者家族へ同意確認を取り付けてい
る状況で 10 月頃には返答が得られる見込みであ
るとの答弁。この調整池工事は村長の公約でも
ある。5 年度にも 5 号調整池区域外で 3 件の水
害が発生している。調整池工事の早期完成を図
る必要がある。設計図は既に完成している。物
件所有者の提示条件にどう対応するか、地域住
民からは工事の遅延に不安の声がある。早期完
成に向けた今後の取組はとの質疑に対し、これ
については物件所有者が高齢者のため、家族の
同意を取り付けるため時間を要している。調整
池建設の必要性は何回となく説明しているとの
答弁。家族の交渉代表者を決定する必要がある
との質疑に対し、家族の意見集約をするため、
10 月に最終確約を取り付けるとの答弁。

支出 1 款 1 項 2 目 5 節、浄化槽設置事業補助
金の実績はとの質疑に対し、令和 5 年度から地
方創生污水处理施設整備推進交付金を活用して
いるが、事業採択の要件として、公共下水道整
備と浄化槽設置整備をすることが必須で、令和
5 年度浄化槽設置件数は 4 件となっている。内

訳として、合併浄化槽5人槽が2件、6～7人槽1件、8～10人槽1件となっているとの答弁。補助金対象と古くなった合併浄化槽で造り替えの基準、要件はあるのかとの質疑に対し、補助金対象は下水道整備が行き届かない地域、起伏の激しい地域は補助金対象となる。また、浄化槽の造り替え基準とか要件はないとの答弁。島袋地域の高台のレイクビュー地区で下水道が整備されていないため、地下浸透となっている箇所がある。合併浄化槽の要件で污水处理施設整備推進交付金が適用されるかとの質疑に対し、この地域は集合型浄化槽で補助対象ではない。個人設置型浄化槽が対象であるとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定しました。

○議長（比嘉義彦）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 令和5年度北中城村下水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものであります。

認定第5号 令和5年度北中城村下水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。認定第5号 令和5年度北中城村下水道事業会計決算の認定については認定するものと決定しました。

日程第10. 議案第56号 令和5年度北中城村水道事業剰余金処分について

○議長（比嘉義彦）

日程第10. 議案第56号 令和5年度北中城村水道事業剰余金処分についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（大城律也議員）

議案第56号 令和5年度北中城村水道事業剰余金処分について。

令和6年9月9日、本委員会に付託されました議案第56号 令和5年度北中城村水道事業剰余金処分について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9月10日、19日、24日に開催し全委員出席の下、審査を行いました。

審査結果について御報告いたします。

令和5年度北中城村水道事業剰余金処分については、さきに付託された認定第4号 令和5年度北中城村水道事業会計決算の認定の中で、7ページ及び8ページで審議されたため、質疑は行わず討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（比嘉義彦）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 令和5年度北中城村水道事業剰余金処分についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第56号 令和5年度北中城村水道事業剰余金処分については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。議案第56号 令和5年度北中城村水道事業剰余金処分については原案のとおり可決するものと決定しました。

日程第11．議案第57号 令和5年度北中城村下水道事業剰余金処分について

○議長（比嘉義彦）

日程第11．議案第57号 令和5年度北中城村下水道事業剰余金処分についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（大城律也議員）

議案第57号 令和5年度北中城村下水道事業剰余金処分について。

令和6年9月9日、本委員会に付託されました議案第57号 令和5年度北中城村下水道事業剰余金処分について、本委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会においては、9月10日、19日、24日に開催し全委員出席の下、審査を行いました。

審査結果について御報告いたします。

令和5年度北中城村下水道事業剰余金処分については、さきに付託された認定第5号 令和5年度北中城村下水道事業会計決算の認定の中で、6ページ及び7ページで審議されたため、質疑は行わず討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（比嘉義彦）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 令和5年度北中城村下水道事業剰余金処分についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第57号 令和5年度北中城村下水道事業剰余金処分については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。議案第57号 令和5年度北中城村下水道事業剰余金処分については原案のとおり可決するものと決定しました。

日程第12．議案第59号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第4号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第12. 議案第59号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第59号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案第59号

令和6年度北中城村一般会計補正予算（第4号）について

令和6年度北中城村の一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和6年9月26日 提出

北中城村長 比嘉孝則

令和6年度北中城村一般会計補正予算（第4号）

令和6年度北中城村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,935千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,502,245千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
18 県支出金		1,041,197	10,935	1,052,132
	3 委託金	48,035	10,935	58,970
歳入合計		9,491,310	10,935	9,502,245

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		1,674,479	10,935	1,685,414
	4 選 挙 費	17,067	10,935	28,002
歳 出 合 計		9,491,310	10,935	9,502,245

まず歳入のほうで、これにつきましては、自治法で定める法定受託事務でございますので、衆議院議員選挙に係るものでございます。まず、18款県支出金、3項委託金として1,093万5,000円の補正額でございます。

それから歳出のほうで、2款総務費、4項選挙費、補正額として1,093万5,000円でございます。

以上で説明に代えさせていただきます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第59号 令和6年度北中城村一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第13. 陳情第6－6号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について （要請）

○議長（比嘉義彦）

日程第13. 陳情第6－6号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第6－6号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第6－6号 地元産品奨励及び

地元企業優先使用について（要請）を採決します。

お諮りします。陳情第6－6号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）は、採択することに御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。陳情第6－6号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）は採択されました。

日程第14．陳情第6－7号 県産品の優先使用について（要請）

○議長（比嘉義彦）

日程第14．陳情第6－7号 県産品の優先使用について（要請）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第6－7号 県産品の優先使用について（要請）は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第6－7号 県産品の優先使用について（要請）を採決します。

お諮りします。陳情第6－7号 県産品の優先使用について（要請）は、採択することに御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。陳情第6－7号 県産品の優先使用について（要請）は採択されました。

日程第15．陳情第6－9号 2024年度定期総会決議に関する陳情書について

○議長（比嘉義彦）

日程第15．陳情第6－9号 2024年度定期総会決議に関する陳情書についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）

1．審査事件

陳情第6－9号 2024年度定期総会決議に関する陳情書

2．審査経過

同陳情は、令和6年第9回北中城村議会定例会において、本委員会に付託された陳情案件です。本委員会は、令和6年9月10日、19日、24日に開催し、全委員出席のもと審査を行いました。

3．審査結果

採択です。

4. 審査意見

同陳情は、第四次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団提出の陳情案件であり、同団体には、本村の島袋自治会の7世帯20名、瑞慶覧自治会の6世帯23名の合計13世帯43名が含まれている。よって同団体の運動に対しては賛同するものである。しかし、総会で提案された決議文中、記1から8に関しては、全て賛同できるという意見と一部賛同できない部分があり一部採択を求める意見があり、意見聴取後、採決を行った結果、賛成多数により本委員会は同陳情を採択すべきものと決定した。

○議長（比嘉義彦）

これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第6－9号 2024年度定期総会決議に関する陳情書についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。

陳情第6－9号 2024年度定期総会決議に関する陳情書については、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。陳情第6－9号 2024年度定期総会決議に関する陳情書については委員長の報告のとおり採択されました。

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長

に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日をもって議会は閉会となりますが、執行部をはじめ議員の皆様、長い会期中、熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、令和6年第9回北中城村議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午後 0時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議 長 比 嘉 義 彦

署名議員 山 田 晴 憲

署名議員 川 上 龍 太